

四日市議會

四日市市議會定例會會議錄（第一號）

昭和四十九年十二月九日

○議事日程第一号	午後二時開会
昭和四十九年十二月九日（火）	
第一 会議録署名議員の指名について	
第二 会期の決定について	
第三 議案第一三二号 昭和四十九年度四日市市一般会計補正予算（第 三号）	議案説明
第四 議案第一三三号 昭和四十九年度四日市市立印刷所特別会計補正 予算（第二号）	
第五 議案第一三四号 昭和四十九年度四日市市競輪事業特別会計補正 予算（第二号）	
第六 議案第一三五号 昭和四十九年度四日市市国民健康保険特別会計 補正予算（第二号）	
第七 議案第一三六号 昭和四十九年度四日市市と畜場食肉市場特別会 計補正予算（第二号）	
第八 議案第一三七号 昭和四十九年度四日市市営魚市場特別会計補正 予算（第二号）	
第九 議案第一三八号 昭和四十九年度四日市市公共下水道特別会計補 正予算（第二号）	

第一〇 議案第一三九号

昭和四十九年度四日市市西浦土地区画整理事業

特別会計補正予算（第二号）

議案説明

第一一 議案第一四〇号

昭和四十九年度四日市市交通災害共済事業特別

会計補正予算（第二号）
昭和四十九年度四日市市営駐車場特別会計補正
予算（第一号）

第一二 議案第一四一号

昭和四十九年度四日市市住宅改修資金貸付事業

特別会計補正予算（第二号）
昭和四十九年度四日市市立四日市病院事業会計
第二回補正予算

第一三 議案第一四二号

昭和四十九年度四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙

区において選挙すべき委員の定数に関する条例
の一部改正について

第一四 議案第一四三号

昭和四十九年度四日市市立四日市病院事業会計
第二回補正予算

第一五 議案第一四四号

昭和四十九年度四日市市水道事業会計第二回補
正予算

第一六 議案第一四五号

四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙

区において選挙すべき委員の定数に関する条例
の一部改正について

第一七 議案第一四六号

四日市市役所出張所設置条例の一部改正につい
て

第一八 議案第一四七号 四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務

議案説明

災害補償等に関する条例の一部改正について

第一九 議案第一四八号

四日市市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料

第二〇 議案第一四九号

支給条例等の一部改正について

第二一 議案第一五〇号

四日市市立四日市高等看護学院条例の一部改正
について

第二二 議案第一五一号

四日市市土地開発公社定款の変更について

第二三 議案第一五二号

町の区域の設定について

第二四 議案第一五三号

字の区域の設定について

第二五 議案第一五四号

市道路線の認定について

第二六 議案第一五五号

市道路線の一部廃止について

第二七 議案第一五六号

四日市市議会の議員の報酬及び費用弁償等に關
する条例の一部改正について

第二八 議案第一五七号

四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に
關する条例等の一部改正について

第二九 議案第一五八号

四日市市職員給与条例の一部改正について

第三〇 議案第一五九号

昭和四十九年十二月一日に在職する職員に支給

第三一 議案第一六〇号 公有水面の埋立てに係る意見について

○本日の会議に付した事件

日程第一 一 会議録署名議員の指名について

日程第二 二 会期の決定について

日程第三 三 議案第一三二号 昭和四十九年度四日市市一般会計補正予算（第三号）

日程第四 四 議案第一三三号 昭和四十九年度四日市市立印刷所特別会計補正予算（第二号）

日程第五 五 議案第一三四号 昭和四十九年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第二号）

日程第六 六 議案第一三五号 昭和四十九年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）

日程第七 七 議案第一三六号 昭和四十九年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算（第二号）

日程第八 八 議案第一三七号 昭和四十九年度四日市市営魚市場特別会計補正予算（第二号）

日程第九 九 議案第一三八号 昭和四十九年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第二号）

日程第一〇 一〇 議案第一三九号 昭和四十九年度四日市市西浦土地区画整理事業特別会計補正予算（第二号）

日程第一一 一一 議案第一四〇号 昭和四十九年度四日市市交通灾害共済事業特別会計補正予算（第二号）

日程第一二 一二 議案第一四一号 昭和四十九年度四日市市営駐車場特別会計補正予算（第一号）

日程第一三 一三 議案第一四二号 昭和四十九年度四日市市住宅改修資金貸付事業特別会計補正予算（第二号）

日程第一四 一四 議案第一四三号 昭和四十九年度四日市市立四日市病院事業会計第二回補正予算
 日程第一五 一五 議案第一四四号 昭和四十九年度四日市市水道事業会計第二回補正予算
 日程第一六 一六 議案第一四五号 四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について

日程第一七 一七 議案第一四六号 四日市市役所出張所設置条例の一部改正について

日程第一八 一八 議案第一四七号 四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

日程第一九 一九 議案第一四八号 四日市市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料支給条例等の一部改正について
 日程第二〇 二〇 議案第一四九号 四日市市福祉資金貸付に関する条例の一部改正について

日程第二一 二一 議案第一五〇号 四日市市立四日市高等看護学院条例の一部改正について
 日程第二二 二二 議案第一五一号 四日市市土地開発公社定款の変更について

日程第二三 二三 議案第一五二号 町の区域の設定について

日程第二四 二四 議案第一五三号 字の区域の設定について

日程第二五 二五 議案第一五四号 市道路線の一部廃止について

日程第二六 二六 議案第一五五号 四日市市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

日程第二七 二七 議案第一五六号 四日市市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

日程第二八 二八 議案第一五七号 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部改正について

日程第二九 二九 議案第一五八号 四日市市職員給与条例の一部改正について

日程第三一

議案第一六〇号

定について

公有水面の埋立てに係る意見について

○出席議員（四十名）

日 早 服 長 橋 橋 野 生 中 出 坪 田 高 高 志 後 小 小
谷
比 川 部 川 本 本 崎 川 島 井 井 中 橋 井 積 藤 林 林
義 正 昌 鐸 增 建 貞 平 隆 妙 政 力 三 政 寛 喜 博
平 夫 弘 元 藏 治 芳 藏 平 博 子 一 三 夫 一 治 夫 次
君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

粉 訓 喜 川 小 大 岩 伊 伊 小 荒 天 青
多 川 獅 野 村 川 島 田 藤 藤 井 木 春 山
也 四 武 久 信 太 道 武 文 峯
茂 男 等 潔 郎 雄 雄 一 郎 夫 治 雄 男
君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

○欠席議員（三名）

○議事説明のため出席した者

市 収 助 市
長 入
公 室 長
長 役 長

三 庄 加 岩

輪 司 藤 野

喜 良 寛 見
代 一 嗣 齊

君 君 君 君

○出席事務局職員

次 長	消 防 長	倉 谷 徳 助 君
國 体 局 次 長	佐 々 木 晃 精 君	萩 田 裕 君
事 務 局 長	菊 地 英 也 君	川 村 得 二 君
議 事 課 長	板 崎 大 之 丞 君	西 口 徹 君
議 事 係 長	北 崎 大 之 丞 君	悟 司 君
主 事	川 北 崎 大 之 丞 君	

午後二時二分開会

○議長（山中忠一君） ただいまから、昭和四十九年十二月、四日市市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、三十八名であります。

本日の議事につきましては、お手元に配布いたしました議事日程第一号によりとり進めたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

出席要求をいたしておきました議事説明者の氏名は、お手元に配布いたしました議事説明者要求書写しのとおりであります。

○議長（山中忠一君） これより、会議に入ります。

日程第一 会議録署名議員の指名について

○議長（山中忠一君） 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第七十六条の規定により、粉川 茂君及び出井 博君を指名いたします。

日程第二 会期の決定について

○議長（山中忠一君） 次に、日程第二、会期の決定についてを議題といたします。

おはかりいたします。本期定期会の会期は、本日から十二月二十日までの十二日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。よって、本期定期会の会期は、本日から十二月二十日までの十二日間と決定いたしました。

日程第三十一 議案第百六十号 公有水面の埋立てに係る意見について

○議長（山中忠一君） 次に、日程第三 議案第百三十二号 昭和四十九年度四日市市一般会計補正予算（第三号）、ないし日程第三十一 議案第百六十号 公有水面の埋立てに係る意見についての二十九件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） ただいま上程の各議案についてご説明申し上げます。

議案第百三十二号は、本市一般会計補正予算第三号案であります。

今回補正のおもなる内容は、国県費補助割り当ての決定によるもの、児童及び社会福祉施設における措置基準の改正による事務費事業費の増加見込額、過般の激甚災害による災害復旧事業費並びに人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定措置に準じた本市一般職員及び嘱託職員の給与改定所要見込額のはか緊急に措置を要します医療扶助費、物件費等の追加補正とこれに関連します繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正であります。

歳入歳出予算の追加補正額は、二十四億四千五百三十六万三千円であります。歳入歳出予算の追加補正額は、二百三十三億八千十五万三千円となるのであります。

以下、歳出から、各款に計上いたしました職員の給与改定等による所要見込額の補正以外の経費について概要のご説明を申し上げます。

第二款 総務費は、広報連絡事務委託料の不足見込額、恩給法の改正に準じた普通恩給、扶助料の増加所要見込額、及び塩浜本町二丁目ほか一カ所の公会所建設費補助金並びに過年度国県支出金返還金を追加し、国県補助金の決定に

基づき交通安全対策費を補正いたしました。

第三款 民生費のうち社会福祉費は、民生委員定数の改正等に伴う民生委員協議会補助金、老人、乳児等医療制度文書料、同和対策費補助金等を追加補正するとともに、措置基準の改正に基づく精神薄弱者保護施設事務費事業費、老人福祉施設運営費並びに法外援助費、老人、心身障害者等医療扶助費、その他の不足見込額を追加しました。

社会福祉施設費は、赤堀地区道路改良事業等地方改善施設整備事業費を追加補正したものであります。

児童福祉費では、県補助金の決定いたしました民間保育所における長時間保育事業及び特別保母配置事業に対する補助金並びに旧図書館整備費を追加し、措置基準の引き上げ等による保育所、養護施設その他の児童福祉施設費の所要見込額を追加補正とともに、保育所の新設及び改築に伴う備品購入費等を計上いたしました。

第四款 衛生費は、本市公害対策審議会の答申に基づき新たに療養運営委員会を設置するための経費と在宅重症者に貸与する空気清浄機の購入費を計上し、医療機関に対する手数料等を追加したほか、結核予防法の改正に伴い結核対策費の不用見込額を減額補正いたしました。

清掃費は、四日市、菰野、川越、朝日地区衛生組合に対する負担金の増額並びに塵芥、屎尿処理関係の需用費等の不足見込額と北部清掃施設汚水処理設備工事等の施設整備費を追加補正するとともに、過般の災害による廃棄物清掃時に発生しました家屋損傷補償金を計上しました。

上水道費及び病院費は、とともに公営企業会計への繰出金を増額するものであります。

第六款 農林水産業費のうち農業費は、県支出金の決定をみた高能率集団的生産組織育成対策事業費、農業振興地域整備計画促進事業費及び神前地区における農山漁村同和対策事業費を追加補正するとともに、本年度から県地区において農業構造改善事業として実施の園芸協業施設及び水田作地域施設設置費補助金並びに稻作転換特別対策事業、

特産物生産団地育成事業等に対する補助金を追加しました。また、畜産業費においても県補助金の決定により畜産環境改善のための家畜ふん尿処理施設設置事業、稻作転換関係特別事業及び小山田地区小草地造成改良事業に対する補助金を追加計上しました。

農地費では、県単事業として県補助金の見通しを得ました萱生及び大鐘水路事業費を新規計上し、水産業費は、県補助金の決定に伴い磯津漁港における局部改良事業費の追加と海岸保全事業費を減額補正するものであります。

第七款 商工費は、中小企業者に対する融資対策として新たに中小企業振興資金融資制度を設けるとともに、小規模事業資金ワクの拡大をはかるため貸付金を増額し、これに関連する債務負担行為を追加したほか、中小企業団体等共同施設建設費に対する補助金を計上しました。

第八款 土木費のうち道路橋梁費は、市内一円の市道維持修繕費及び材料費の増額と、水道局その他からの委託による路面復旧工事費並びに極楽橋仮設工事費を追加補正し、道路舗装費賠償金を減額補正しました。

河川費では、過般の災害により被災いたしました古城川ほか十河川の災害関連復旧事業費を追加したものであります。

都市計画費は、浜田第二土地区画整理事業の保留地処分収入による家屋等移転補償費を増額し、市営駐車場特別会計繰出金及び鉄道高架事業費賠償金を減額補正しました。なお、継続施行中の七ツ屋大池線跨線橋架設工事の翌年度補助割り当て見込事業のうち本年度工事と同時に発注をするものについて債務負担行為の追加をいたしました。

公園費は、指定寄付のありました塩浜南公園用地の取得造成費及び街路等植樹工事費を追加するものであります。

公共下水道費では、特別会計への繰出金を追加補正し、都市下水路費は、事業用燃料費等排水施設管理費を増額しましたほか、新設改良費において、国庫補助事業費の決定に伴い朝明、羽津都市下水路新設改良事業費を補正するととも

に、これに関連する債務負担行為の変更をいたしました。また、単独事業として雨池都市下水路新設改良関連補償費の追加と市内一円の排水施設新設改良費の増額をはかりました。

住宅費では、市営住宅維持修繕費及び市営住宅除却工事費等を追加し、一般公営住宅建設工事費の不用見込額を減額補正しました。

第九款 消防費は、燃料費及び消防団員等公務災害補償費の不足見込額を追加したものであります。

第十款 教育費のうち小、中学校費は、学校新設に伴う備品購入費及び要保護、準要保護児童生徒の扶助費を追加し、校舎建設費では国庫補助金の決定により納屋小学校改築費の増額と、これに関連する債務負担行為の補正並びに建築工期の都合上事業費の一部を翌年度に繰り越して使用するため繰越明許費を計上したほか、明年度児童生徒の増加が予想されます八郷小学校及び朝明中学校の仮設校舎建設費を計上し、保々中学校屋内運動場建設費及び校舎建設費賠償金を減額補正しました。また、特殊基礎工事費の増額に関連して笹川東小学校譲受費にかかる債務負担行為の変更をしております。

幼稚園費は、明年度開園を予定しております塩浜幼稚園仮園舎の改修費と私立幼稚園就園助成費を追加しました。社会教育費では、公民館における社会教育活動を充実するため、嘱託職員の増員と運営費の増額をはかるとともに、芸術劇場開催費、栄教育集会所整備費及び視聴覚ライブラリー備品の購入費を追加しました。

保健体育費は、県補助金の決定いたしましたコミニュニティースポーツ振興事業費及び霞ヶ浦緑地野球場整備工事費を追加するものであります。

第十一款 災害復旧費は、過般の激甚災害による災害復旧事業費の追加でありまして、農林水産施設災害復旧費では、県補助金の決定いたしました林地崩壊防止事業費を、土木施設災害復旧費では、国の事業費査定の進捗に従い本

年度割り当て見込事業費をそれぞれ追加するものであります。また、厚生労働施設災害復旧費については、県の補助決定に基づき予算の一部を組みかえ補正いたしました。

第十四款 諸支出金は、過般の災害による被災者に対する災害援護資金貸付金の不足額を追加補正するものであります。

以上、歳出につきまして概要を申し上げましたが、歳入につきましては、歳出各科目に関連の特定財源のほか一般財源として市税の増加見込額を計上して收支の均衡をはかりました。

議案第百三十三号から議案第百四十四号までは、各特別会計及び公営企業会計の補正予算案であります。

今回の補正につきましては、駐車場特別会計及び住宅改修資金貸付事業特別会計を除いて、いずれも職員の給与改定による所要見込額を追加補正しておりますので、これ以外の経費のうちおもな内容をご説明申し上げます。

まず、特別会計のうち市立印刷所特別会計の補正は、印刷用紙類等加工用原料費の追加であります。歳入には事業収入の增加分と一般会計繰入金を充当しました。

国民健康保険特別会計の補正は、県補助金の決定いたしました診療報酬点検強化対策費及び保険料徴収経費の不足見込額並びに過年度国庫支出金返還金の追加であります。歳入では県補助金及び前年度繰越金を追加し、過年度分国庫負担金を減額補正しております。

公共下水道特別会計の補正は、業務費においては、電気使用料等施設運営費の不足見込額並びに浜田第二土地区画整理事業から受託の下水道管移設費を追加補正し、建設改良費においては、日永処理区雨水幹線水路の改良費を追加いたしました。歳入につきましては、金融機関預金利子収入の増加見込額、川島排水区の開発者負担金等のほか一般会計繰入金を充当しました。

交通灾害共済事業特別会計の補正は、共済加入者の増加に伴う運営経費の補正であります。歳入には共済会費収入の増加見込額のほか一般会計からの繰入金を充当しました。

市営駐車場特別会計の補正は、利用台数の増加に伴う運営経費及び公債費の補正であります。歳入では駐車場使用料の増加見込額及び前年度繰越金等を追加し、一般会計繰入金を減額補正しました。

住宅改修資金貸付事業特別会計の補正は、国庫補助金の決定により貸付金の増額を行うものであります。歳入では国庫補助金、地方債の増加見込額を計上し、貸付金収入及び一般会計からの繰入金を減額補正しました。

次に、公営企業会計の補正でありますが、市立四日市病院事業会計では、収益的収入及び支出におきまして利用患者数の増加と診療部門の拡充高度化等による薬品、診療材料、その他の必要経費の追加と一時借入金利息の不用見込額を減額補正するものであり、これらの財源として医療費の改定等に伴う診療収入の增收見込額その他の事業収益及び院内保育事業に対する国庫補助金と一般会計からの補助金を計上しました。

期間外収入及び支出につきましては、過年度分診療報酬等の損益修正と固定資産売却に伴う損失を計上したものであります。

水道事業会計の補正は、過般の災害による床下浸水以上の被災者に対する給水料金の減免措置に伴う給水収益の減額並びに従来とも受託工事費に計上しておりました同和対策事業費を起債対象事業として資本勘定に組みかえ、新たに配水管の改良整備工事費を追加しました。また、災害関係経費については、さきに単独起債事業として計上したのであります。今回、国の現地査定の結果、国庫補助対象事業として採択が決定いたしましたのでこれを切りかえ計上するとともに、一部市の手配水池法どめ工事費等を追加しました。これらの補正の結果、収益勘定では、財源として国庫及び一般会計からの補助金、工事負担金、預金利息等を収入見込額により追加補正しましたが、なお、収支の

均衡が保てず約四千二百万円の欠損となりますので、さらに一そう経営効率の向上に努めたいと存じます。また、資本勘定においても収入が支出を下回るため、補てん財源として過年度分及び当年度分損益勘定留保資金を充当し、なお不足する額については、一時借入金をもって措置いたしたいと存じます。

続いて、条例その他の議案についてご説明申し上げます。

議案第百四十五号及び議案第百四十六号は、いずれも、去る六月定期会においてご決議いただき新たに町の設定をいたしました「小杉新町」が去る十一月九日から効力を生じましたので、本市農業委員会の委員の選挙区並びに市役所出張所の所管区域にかかる町名について、所要の改正をしようとするものであります。

議案第百四十七号 市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正案は、地方公務員災害補償法の一部改正に伴い、公務上の災害または通勤による災害を受けた議員その他非常勤職員またはその遺族に対する保護の充実をはかるため、障害補償及び遺族補償基準の引き上げ等所要の改正をしようとするものであります。

議案第百四十八号 市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料支給条例等の一部改正案は、恩給法等の一部改正に伴い、退職料年額の増額、普通退職料等の最低保障制度の改善並びに外国政府等の職員期間の通算条件の緩和措置等、法改正に準じて所要の改正をしようとするものであります。

議案第百四十九号 福祉資金貸付に関する条例の一部改正案は、県の福祉資金貸付要綱の改正に伴い、同和地区の生活保護世帯の自立更生をはかるため、これを貸付対象に含めるよう所要の改正をしようとするものであります。

議案第百五十号 市立四日市高等看護学院条例の一部改正案は、准看護婦の技術的水準の向上をはかるため、昼間定時制の看護婦養成課程を明年四月現看護学院に併設いたしたく厚生省に承認申請をしておりましたが、このたび認可を受ける見通しを得ましたので、所要の改正をしようとするものであります。

議案第百五十一号 土地開発公社定款の変更案は、公有地の拡大の推進に関する法律の改正に伴い、土地開発公社の業務の範囲を拡大するとともに、同公社の運営の円滑化をはかるため、理事会の招集方法等を改善しようとするものであります。

議案第百五十二号 町の区域の設定については、下野地区山城町地内において、三岐鉄道株式会社が造成する住宅団地の区域を新たに画して「八千代台三丁目」としようとするもので、区域はお手元の図に示すとおりであります。

議案第百五十三号 字の区域の設定については、神前地区寺方町地内において、寺方土地改良区が施行する土地改良事業の区域内の字を統合し、新たに字の区域を設定しようとするもので、区域はお手元の図に示すとおりであります。

議案第百五十四号 市道路線の認定案は、智積町地内桜土地改良事業区域において完成した道路、都市計画道路である千歳町小生線、赤堀小杉線及び四日市中央線並びに小山田和無田線、国道一六四号線の路線変更による旧国道部分である諏訪新道線を新たに市道として認定しようとするもので、所在はお手元の図に示すとおりであります。

議案第百五十五号 市道路線の一部廃止案は、羽津地区別名三丁目及び別名六丁目地内において、東洋曹達株式会社及び伯東化学株式会社が建設する社宅、研究所等の用地内に介在する市道を、外周代替道路との交換により廃止しようとするもので、所在はお手元の図に示すとおりであります。

議案第百五十六号から議案第百五十八号までは、いずれも給与関係条例の一部改正案でありまして、去る七月二十六日、人事院は国家公務員の一般職の職員の給与について、基本給の引き上げ、扶養手当、宿日直手当の増額、住居手当及び通勤手当の支給範囲の拡充並びに十二月に支給する期末手当の〇・一ヶ月分の増額等を本年度において実施するよう勧告いたしました。本市といたしましても、この勧告の趣旨を尊重し、慎重に検討いたしました結果、給料

月額、扶養手当、住居手当、通勤手当及び十二月に支給する期末手当を本年四月一日にさかのばって増額するほか、宿日直手当の増額及び本年六月特例として支給した期末手当〇・三ヶ月分の基本支給率への組み入れ並びに給料表における等級体系の改正等をしようとするものであります。

また、市議会議員及び市長、助役、収入役の報酬については、昨年以降の一般職の職員の給与改定並びに同格都市における報酬改定の動向にかんがみ、特別職報酬等審議会を設置して種々ご検討いただいてまいりましたが、このほど特別職等の報酬改定について答申を得ましたので、この答申の趣旨に沿って十二月一日以降増額をするよう改正をお願いするものであります。

各種行政委員及び消防団員等の報酬につきましても、それぞれ報酬額の増額改定をしようとするものであります。

議案第百五十九号は、本市職員に支給する期末手当の特別措置についての条例案であります。諸般の事情を勘案のうえ、昨年同期と同率の支給をしようとするものであります。

議案第百六十号 公有水面の埋立てに係る意見につきましては、本市天ヶ須賀及び三重郡川越町地先の公有水面埋立てについて、四日市港港湾管理者の長から、明年一月十日を期限として意見を求められましたので、出願者である四日市港管理組合の事業計画その他事務処理状況等をも調査の結果、当該埋立てに異議ない旨を意見として通知いたしましたく、公有水面埋立法第三条第四項の規定に基づき、ご提案申し上げるものであります。

どうかよろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山中忠一君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

議事日程に従いまして、本件に関する審議は留保いたします。

○議長（山中忠一君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、来る十二月十一日、午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

どうもありがとうございました。

午後二時二十七分散会

四 日 市 議 會

四日市市議會定例會會議錄（第二號）

昭和四十九年十二月十一日

川 小 大 岩 伊 伊 小 荒 天 青、
村 川 島 田 藤 藤 井 木 春 山
四 武 久 信 太 道 武 文 瑞
潔 郎 雄 雄 一 郎 夫 治 雄 男
君 君 君 君 君 君 君 君 君

○出席議員（三十八名）

○議事日程 第二号
昭和四十九年十二月十一日（水） 午前十時開議

第一一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第一一般質問

○議事説明のため出席した者

○欠席議員（四名）

市

長

岩野見齊君

山山日志 吉山安六松増藤福早服
中口比積 垣本垣平島山井田川部
忠信義政 照 豊良英泰香正昌
一生平一 男勝勇司一一郎史夫弘
君君君君 君君君君君君君君君

喜多野
霸川林林藤井橋中井川島崎本本川本
喜喜太也
博也
等茂次夫治郎夫一子博平芳治藏元
也也也也也也也也也也也也也也也

○副議長（生川平蔵君）

ただいまから、本日の会議を開きます。

午前十時二分開議

○出席事務局職員

ただいまの出席議員数は、三十三名であります。

本日の議事は、お手元に配布いたしました議事日程第二号のとおり、一般質問であります。

日程第一 一般質問

○副議長（生川平蔵君） 日程第一、これより一般質問を行います。

お手元に配布いたしました一般質問通告一覧表のとおり、質問の通告がまいております。

それでは、一覧表記載の順序に従い、順次発言を許します。

訓観也男君。

〔訓観也男君登壇〕

○訓観也男君 おはようございます。

十二月議会はもうすでに準備されていると思いますけれども、来年度予算編成のためにもたいへん重要な議会であろうと思い、しかもうたの文句ではありませんが、われわれは来春来るや来ないやらわかりませんので、項目多くご質問を申し上げる次第でございます。

まず第一、財政問題でございますが、最近の事情については、われわれ及び市民もよく承知しているところでございますけれども、新しい内閣ができて、ある意味では政策の転換もあるかと思われますし、これに対する対処のしかたもまた期待するところでありますけれども、しかし地方財政に対する考え方がそれほど大きく転換されるとも思えません。

一方、いま地方財政の問題については、それぞれ地方自治体からの要望が高まりつつあるところでありますので、

政府の施策に期待するまでもなくわれわれの地方自治体本来の力で、国の政策より一そう軌道修正をさせていくといふことが必要でなかろうかと思うわけですが、まずお尋ねいたしたいのは、現状の認識と、それから少なくとも来年度の予想ということについてお伺いいたし、それはどう対処せられるかをお伺いいたしたいのでございます。

けさの新聞によりましても、われわれがこの場で、前市長時代に数年続けて叫んできましたことは、全国総合開発計画、それから新全國総合開発計画、いわゆる新全総に対して、地方自治体及び市民が大きな被害を受けていることを申し上げ、最終的には、これの対応策として、まずわれわれは市民の命と暮らしを守るために行政としては出張所単位において持ちこたえなければならないということについて、市長は出張所は生活センターであるという定義を出されました。それに期待をしておるところでございますが、このようにして今日まできましたのでありますけれども、一そうわれわれの市民の暮らしを困難にさせていく事態がまいりました。十分地方自治体としては予想されたにもかかわらず、それへの対応策がなされておらなかつたなどの反省もあるわけであります。すでにこの場ですいぶん取り上げたことでもございますので、この問題に対しても明確なご答弁をいただきたいと思います。

なお、要望といたしましては、少なくとも地方自治体の貧困は国の政策にあり、市長が努力しなかつたり、議会が怠慢であつたり、市民がなまけておつたということに原因があるのではありませんから、国の政策のまづさが今日きているのであります。しかしながら、ただ単にだからといって義務的経費を削るとか、あるいは人員削減とかというようなことで市民に対するサービスに欠けるようなことがあつてはならない。このときこそ積極的に私は国の政策の貧困に対しても、地方自治体こそは責任をもつて市民のしあわせを守るべきである。そういう意味で、積極的に進むべきであるということを要望申し上げて、ご答弁をいただきたいと思います。

二番目は、福祉問題であります。

重症心身障害者の対策の方針につきまして伺いたいのでございますけれども、これもしばしば申し上げてきたとおりであります。何といましても、金がなければできませんが、来年度予算から必ずという意味ではありません。そういう意味でご方針を承りたいというふうに質問を申し上げておるわけでございます。

しかし、いますぐできる、わずかな経費でいますぐできることについては、何と何と何であるか、それから方針としてもぜひこれをやりたいということについて、簡単でございますから伺いたい。

というのは、少なくともいま青少年野外活動センターの位置にわれわれは重症の精薄の方たちと一緒に、ここにお見えになります伊藤議員たちとも一緒に参りまして、少なくともあそこにコロニーをつくるべきである。他の都市にまねできない市有林があるわけでありますから、そういう意味でも非常に有利な条件にあるので、ぜひ重症の方々の施策としてはそれ以外にはないというふうにわれわれは考えておるんですが、あそこにつくる計画があつたのでありますけれども、青少年対策が優先されてしまいました。これもけっこうでありますけれども、何といたしまして、なるほど教育としては精薄兒におきまして一人の人間として教育が必要であります。IQが六〇とか五〇とかという子どもたちを幾ら教育をいたしましても、この住みにくい社会で独立をして生活設計をしていく能力がないならば、私はそれはむだである。どうしても収容するコロニーの施設をつくるなければ救済の方法がないと考えるものでございますが、このことばは悪いですが最低の者を満足させるものこそ、ほんとうの私は最高の施策であり、政治の要証であると思います。

そういう意味におきまして、この施設を市長がご在任中にお考えになるかどうかを、実はお伺いいたしたいのあります。

三番目、幼児問題でございます。

これは、すでにたびたび申し上げてきたのでありますし、四十年当時の幼児問題の答申を尊重する見直しというふうに、市長のご答弁もいただいておるのでありますが、あるいは市の特別委員会においても十分ご論議をいただいていると思いませんけれども、この機会にもう一度伺っておきたいのであります。たとえば五歳児という市民がおります。五歳児という市民が公平平等な扱いを受けているかどうかということでございます。行政は公平で無差別でなければなりませんが、さらに教育ということになれば機会が均等ということまで明記されておるわけであります。そういう意味におきまして、四日市におきます五歳の市民の受けている待遇が非常に格差が大きいのではないかろうか。そういう発想から、どう対処するかということについて伺いたいのであります。

四番目、公害問題についてでありますが、患者の救済への行政指導について伺いたいと思いますが、すでに公害裁判がありまして、判決が出ました。その後いろいろな施策が講じられたわけですが、詳しく述べますと、裁判をせられた原告の方の救済の条件と、後ほどそれをもとにして要求せられました自主交渉、あるいは国の施策によります救済条件とを比較するときに、一番もとになつた原告の人たちの条件が悪いという結果が出ております。これは、裁判できましたことだからしかたがないと、事務的にいうならばそのとおりであります。しかし、四日市市としてこの状態でいいかどうかということでございます。少なくともこれに対する評価をきちんとすることが必要であります。それはその後の議会におきましても反省をするという、行政側のご答弁がありましたが、ほんとうに反省をするならば、いまのような公害患者の扱いは行政として手抜かりがあったのではないかと思います。

法とか規則とかいうものも大事でございますけれども、この公害裁判に対する評価をきちんとせられたうえで、あたかい行政指導によって満足せられるような施策に転換を講じていただきたいと、こう思うので、この際、市長の

行政指導についてのお考えをお聞きしたいと思います。

もう行政のベースに乗せてやるときであり、市民運動、民間運動を待つておるということでは、行政の真価が問われるわけでござりますから、そういう意味におきましてよろしくご答弁をいただきたい。

五番目、環境問題でございますが、緑と水と太陽の町づくりということはどこでもいっておることでありますし、四日市市もまたそれを目ざしておるのであります。伊坂ダム、近くであります山村ダムについては、地域の問題ではなくて全四日市の問題としてとらえていただきたい。そしてそのような資源があるわけでございますから、これをいち早く活用をすべきではないか。それに対しても膨大な資金をつき込むこともけつこうでありますけれども、資金がないければ、なければならないままにやる方法があるわけでありますので、その辺についてのお考えをお聞きいたしたい。

六番目、文化財の問題であります。

すでに早々とこの茶の木原については一部新聞にも報道されたようでございますけれども、毎月一回十二年間水沢に通い続けて、やっとやっと発見をいたし、発見といいますか気がついた問題でございますが、記録によりますと延喜年間でございますから、九百一年から九百二十二年とこう出ておりますが、その当時の飯守山の定林寺の住職玄庵が空海の直伝だということで、ここにお茶を植えたという記録がございます。それが今日そのまま残されているわけであります。純粹に原種であるかどうかよくわかりませんし、ある意味では若干の交配もあったかもわかりませんが、それにはいたしましても、この茶の木原という地名のところに残されていることは事実であります。

これに対しても、ある方面ではあんまり有名にすることをされてしまうのではないかというおそれがあるというふうにもいわれておりますが、そういう消極的な立場ではなくて積極的にこのものを保存し、そしてその価値について地域住民の方、世間一般に知らせていくことが保存の本来の仕事であろう、こう思うわけでございますので、私

はこういう文化財の保存などについては、よく地域住民の方々の協力を求め、隠しておくのではなくて積極的にPRをし積極的に地域住民、人類に貢献する貴重なものであるという宣伝をしていくべきだと考えるわけでございますので、この保存策について一応お伺いしておきたいと思います。

少なくとも私は水沢で取り上げたパイロット事業が途中でだめになりました。それに対する行政の姿勢は、私は満足すべきものではないと思っておりますが、あれは水の問題でございましたが、ついこないだ三百ミリの雨が降りましても地域はどうもなかつたのであります。私はなぜこの問題を取り上げたかといいますと、少なくとも社会教育においてはお茶、お花の教育もけつこうです。しかし、生産学習こそ私は社会教育の本来の仕事であろうと思います。

そういう意味におきまして、このお茶の原種原木というものを大事にし、そしてあそこの先祖代々続けてきた水沢住民が苦心して受け継ぎ発展をさせてきた地域の文化、そういうたものを大事にする。そのためにも、象徴としても、この茶の木原の保存ということは大事でありますし、社会教育においての一番に取り上げていかなきやならぬ問題であろうと思うんでありますけれども、社会教育面におきまする態度についてもご答弁をいただきたいと思います。そのように精神的にも、あるいは学術的にも、あるいは産業的にもたいへん意義のある事業であろうと思いますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

なお、四日市にはイヌナシ、アイナシがございます。あのイヌナシ、アイナシのあれだけを保存しておるようでございますけど、私は梨業者に対して、これは君たちの先祖ではないかといつて申し上げたことがあるんでありますけれども、ただ地域住民から、あるいは四日市の市民の暮らしから孤立して、文化財としてさくをしておくということだけでは、これは正しい保存のしかたではないし、正しい活用のしかたではないと思います。そういう意味におきまして、市の確たる施策についてのご方針を伺いたいと思います。

なお、ほかには淨願寺畠堂あとなどあるようでございますけれども、それらをもう一度確かめていただき、付近に堂あととして寺のあとが残されておりますが、それらも含めてよくお調べになつて、これに対する保存策についてお伺いをいたしたいと思います。

以上です。

○副議長（生川平蔵君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） お答えいたします。

第一の財政問題につきまして、三木内閣が誕生したわけでございますが、そのやつぱり第一の課題は、インフレの克服と経済の安定であり、日本を取り巻いておる世界のきびしい環境の中において、新年早々から国の予算編成に着手せられる見通しになつてきましたわけでございますが、この編成方針あるいは具体的な施策と、こういったものも年度明け早々には明らかにせられると考へるんでございますが、いずれにいたしましても、現在の状況から考へますと、四十九年度にとられました総需要抑制の基本方針はあまり変わらないんじゃないかと思います。

マイナス成長、あるいは深刻化する不況、雇用問題、こういったものが表面化してまいつておるんでございますけれども、第一に物価の問題、第二に経済の問題、これが主となることであろうと考へております。

そして来年度の後半になりますと、こうした摩擦を解消するために、あるいは緩和するために若干の政策の転換もあるらうかと考えます。

これに伴いまして、来年度の地方財政につきまして、この抑制方向によつて政府の事業が、規模の拡大がなされないならば、地方財政計画におきましても、地方計画におきましても、その影響は免れがたいものであろうと考えます。

しかし、実際には国におきましても、地方におきましても近年の福祉政策並びにここ一、二年の人件費のアップ、その他固定経費が当然増加いたすことは想像にかたくないんでございまして、これらは大きく膨張いたしますので、予算のワークは拡大してまいるんでございますが、公共事業等が圧迫せられるという地方行政の硬直化というこの傾向は、来年度は一そう強くあらわれるものであろうと考へております。

税制の改正につきましても、まだはつきりした見通しはつかないんでございますけれども、四十九年度のような大幅な減税はないものと考へなければならぬと、このように考えます。

市の場合におきまして考へました場合、義務的な経費の増加は避けられないんでございまして、人件費におきまして大体十九億、扶助費におきまして大体六億、公債費において二億、こういった義務的経費だけでも大体二十七億の増加になりますし、一般財源でこれを二十二億カバーしなければならないと考へております。

またその他の経費といつしまして、災害関係の経費が大体二十億程度であろうと思ひますが、これに対する一般財源持ち出しは比較的少なくて一、二億で済むであろうと考えています。

公害の健康被害の補償費、これは大体七億五千万円くらいになると思ひますが、これにつきましては市費の持ち出しといふことは考へなくてもいい考へいます。

したがいまして、予算規模におきまして大体少なくとも当然増ともいふべき、あるいは義務的経費の増といふべきものが五十四億ございまして、一般財源のこれに対する所要額が大体二十二、三億であるかと考えます。

一方、財政収入におきましては、市税は四十九年度の当初が九十四億でございまして、最終は百十六億ないし百七億にならうかと思うんでございますが、五十年度におきましては、現在の予想では百二十五億前後ではなかろうかと考えるんでございます。これはまだ現時点における予想でございますので、いろいろ税制の変化等があれば変わつ

てくるわけでございますが、このままの制度でいきますならば、こういった程度の伸びしか考えられないんではないかと考えております。

タバコの値上げ、あるいは電気ガス税の非課税措置の解消と、こういった問題があれば若干の財源の伸びは見込めるわけでございます。こういった中で、来年度への市これに対応する市政というものは非常に困難なんでございますけれども、かねてから私は申し上げておりますように教育、福祉、また治水、浸水なんかの配慮を中心とした環境整備、これらを重点として対応していかたいと思います。非常に困難な時期ではありますけれども、萎縮せずに、財政の健全をそこなわない限りにおきまして積極的に市政に取り組んでいきたいと、このように考えます。

第二の福祉問題についてでございますが、重症心身障害者対策といたしましては、在宅福祉と施設福祉があると思います。

在宅福祉につきましては、ホームヘルパーなんかを現在九名派遣しておるんでございますし、また介護人を派遣したり見舞金を贈ったり、あるいは障害年金と、こういったことによつて措置しておるんでございますが、厚生施設と、あるいは授産施設、こういった問題につきましては、国、県、市の機能の分担ということを考えながら前進させたいと考えております。

コロニーにつきましては、私は市町村が単独でやることは困難ではなかろうかと考えております。これにつきましては、国、県に働きかけていきたいと考えております。

中度、軽度の障害者に対する授産施設なんかにつきましては、県と協力しながら前向きに進めたいと考えております。

幼児問題でございますが、例に引かれました五歳児の公平を期するというようなことにつきましては、全般的に公

平とまではいけないと思いますけれども、できるだけ負担その他の面におきまして公平が実現できるように進めたいと考えます。

公害問題につきましての患者の処遇に四つの区別ができまして、これを行政としてどう処理していくかという問題でございますが、法律的に考えた場合には非常にむずかしい問題でございまして、非常に困難が予想せられるのではございますけれども、この差をなくしていくような法律改正が全然私は不可能だとも考えられませんので、困難ではありますけれども努力を続けて、こうした差を埋めていきたいと考えております。これにつきましては、行政指導というよりも、むしろ主として国への働きかけを中心として努力いたしたいと考えております。

緑と水と太陽の町づくり、このためのダムの活用と、これにつきましては、私も決してこれを一地域の問題として考えるべきではないと考えます。市内全体の問題として、またあるいは市内を越えた環境の問題としてできるだけ整備につとめていきたいと考えております。

第六の文化財の問題、茶の木原の保存についてと、これは先ほどもご指摘のございましたように水沢の現在のお茶につきましての歴史的な遺産でもあり、またこれが残つておって、この歴史を知るということはまさに茶の歴史とともに茶の歴史を象徴するものもあると考えます。こういった意味におきまして、至急調査をいたしまして、その価値、あるいは歴史、こういったものを十分把握したうえで文化財となりますか、あるいはまた歴史的な史跡ではなくて遺産というようなことになりますかは、はつきりいま申し上げるわけにもいきませんが、とにかくこうした水沢のお茶にきわめて象徴せられる重要な歴史的な過程でもありますので、この問題につきましては、十分調査いたしまして善処いたしたいと、このように考えます。

なお、申し落としましたことがありましたら、担当者から補足いたします。

○副議長（生川平蔵君） 訓霸也男君。

〔訓霸也男君登壇〕

○訓霸也男君 時間も経過しておりますので、詳しく述べることもできませんが、要望だけ申し上げておきます。
一番、財政の見通しでございますけれども、世の中が不景気になればなるほど、そのときこそ地方の政治に期待するわけでございますから、積極果敢に国の政策があつましようとも、なるほど国の施策を避けて通るわけにはいきませんけれども、しかし不景気になればなるほど私は積極果敢に市民の深刻な最低の要求を満たすための施策を講ぜられるように、要望いたしておきます。

二番目のコロニーの問題でございますけれども、前々から国、県の業務の分担の問題だといって避けてこられましたが、少なくとも四日市の市民の中で、独立して生活設計の能力のないと思われる者が何人おり、何世帯おるか。それから見れば、四日市の規模でやって十分まだ市民の要望を満たすことができないくらいの数字ではないかというふうに思います。

水沢の市有林、これは土地には金が要らないという非常に有利な条件と、もう一つは、これもお茶に関係するわけであります。少なくともお茶の作業をそこでやらすならば、私は若干の収益もあがりつつ経費の一端にもなろうかと考えるわけであります。

重症心身の人たちの収容と同時に何人かの子どもを独立させるならば、親たちもたつた最後に心残りの子どものためにそこに移り住んで、自分も作業をしつつ子どものめんどうを見ていくという、そういう規模のコロニーを、あの地に四日市こそ打ち立てていくべきであろうと思いますので、詳しく、十分ご検討をいただきたいと思います。

三番目は幼児問題でございますが、まず負担の公平からおとりかかりになることはけつこうでございますけれども、

さらに一番大事なことは、教育内容の公平性ということでございます。そういう意味におきまして、経営者側のほうもご苦心なさっていると思いますけれども、少なくとも従事する保育所、幼稚園の職員については、ご希望があれば市の職員、あるいは市の職員に准ずる、あるいは市から市の職員を派遣する、そういうた施策を講じていただくようご検討をいただきたい。

公害問題につきましては、法の改正を待つまでもなく国の施策の貧困が、地方自治体が現地に即応する施策をとつて初めて国の施策を変更させるのでありますから、国を説得することも大事でありますけれども、現実にいま公害裁判で地方自治体にかわり、市長にかわり、非四日市市民とまでいわれてがんばってきたあの原告が、それでこそ今日國の政策を転換させる大もとになったのであります。その原告が適当な待遇を受けてないということに対しても市長は心を痛め、やり方はいろいろあるうと思います。正しく裁判を評価し、これが國の政策を転換させた原動力になつたんでありますから、その人たちがなるほど自分らがうしろから石をもつて追われるような気持ちで原告になつたあの人たちの心情にもこたえ、優遇の施策を特別に講じていただくように、市長の行政指導をお願いいたしたいものでございます。

五番目のダムの活用でございますけれども、補助金政策にいたしましても、たとえば少年自然の家というならば、文部省であります。そのように厚生省、労働省、通産省、農林省、たくさん補助金の政策が出されております。総務部長に聞きますと、それが一括してどんな補助金があるかなんてことがわからないというふうな仕組みになつておるようでございますけれども、そういうことに対して、地方財政が貧困なれば何とか補助金でも、何とかはかに財源を見つけ出すための努力を今後せられるべきであると思いますし、また、たとえば自転車振興会の施策にのるならば、一つの団体をつくればただでこの仕事ができるわけであります。そのことに対するは常に内々準備を進めておつたの

でありますけれども、担当がはつきりきまらないので、前に進まなかつたのです。私は、この自転車振興会に対しては、承るところによりますと、たいへんそれはいい仕事だといって賛意を表しておられるというところまで聞いております。にもかかわらず、なぜ進まないのか、金がないから金の範囲内でやるというんだつたらだれでもやります。積極的に、私はそれら諸制度を活用せられて、一日も早く実現せられるようになります。

茶の木原の問題でございますが、たちまちもう新聞に出ましたから、心ある人たち、あるいは心ない人たちが来ると思います。

少なくとも現在水沢市有林に對しては金を払つてご協力いただいている監視人の制度もあるわけですから、それらの人たちにもよく協力を願ひ、同時にこちらからの行政指導、働きかけによつて関係地域住民のものとし、関係地域住民が立ち上がって四日市の財産を守ると、自分らの直接関係のあるこの先祖を守るという運動に立ち上がる様子に、行政指導をしていくことが肝心であろうと思っていますので、そういう意味でご要望だけ申し上げて、行政指導に深く期待をいたしたいと思います。

終わります。

○副議長（生川平蔵君） 橋本建治君。

〔橋本建治君登壇〕

○橋本建治君 五十年度予算編成時期にあたりまして、次の諸点について、特に施策の中に検討していただきたいと、いうことも含めまして、質問したいと思います。

まず第一点は、各種公共料金を抑制してその改善をはかるという問題であります。

今日の高物価の原因は、独占価格、インフレ、公共料金等であることはもう言をまたないところであります。具体的

的に申したいですが、水道料金、園芸料金、給食費、保育料、この保育料の中には保育所の保育料と幼稚園の保育料両方含めてであります。これを現在の程度に押えて市民生活を守られるお考えはありますか。また、水道料金につきましては、私どもが四十七年の三月議会に料金の改定の提案を行つております。これは一貫してわれわれは主張しておりますが、この改定の線に沿つて、一般市民の使う水道料金を押えて水道料金の公正、民主化をはかられる意思はありますか、お尋ねします。

さらに国保の問題でありますが、特に私は料金の引き上げを押えて国及び県の助成を大幅に強める運動を強力に展開すると同時に、給付の内容を改善される意思がありますかどうか。特に出産、葬祭の費用、他の保険に比べて非常に格差がござります。これは再三われわれは具体的なことを提案して申しておるわけですが、来年度ぜひこれを実施されたいと、そういう考え方があるかどうかお答え願いたいと思います。

次に、第二点は困窮者、障害者児の対策でございます。インフレ、高物価の影響を一番強く受けている現状から見まして、法外援助を含めた特別措置が必要であると思います。その措置について、これも再三昨年の物不足、高物価のときにおきましても、われわれは特別な福祉予備費をとつたらどうかという、具体的な提案までも行つたわけあります。

次に障害者の問題でありますが、私はこの障害者の問題に対しては、三つの点から施策を進める必要があると思います。

一つは、社会生活条件の改善の問題であります。障害者の方が自由に行動できる町づくりを進めるという問題。それから二番目にリハビリテーションの改善と充実であります。三番目に、障害者のための教育の保障と充実の問題であります。さらに働く場所を保障するということであります。

具体的にお尋ねしたいと思いますが、特に働く場所の提供の問題は、今日民間においてはほとんどございません。

特に率先して公共機関が私は雇用すべきではないかということを、提案したいと思います。

雇用率の高い中小企業に対しても、特別の融資、税法上の優遇措置、また公共事業に対しての優先発注等も行って、

そういう保障をやるべきではないかというふうに考えます。

また、精神障害者に対する特別措置につきましても、再三提起しておるわけでありますが、この際にどういうお考えかお尋ねしたいと思いますし、また療育センターの建設につきましては、再三再四市長からも広域行政の観点でやるということがいわれておりますけども、一向に具体策が出ておりません。この点につきましてもお答えをいただきたいと思います。

第三点に公害病患者の医療等の対策ですが、先ほどもお話が出ましたように、私は一つ理事者にお尋ねしたいわけですが、磯津の原告、さらに自主交渉の皆さんは終身保障がされているということが、よくいわれます。だからして法律においても示談もしくは判決によって保障を受けた人は除くというのがあります、それをもって終身保障がやられておるというのは、私全くこれは誤認だと思います。

判決の内容は、労働能力を喪失ということを計算しておりますと、現に原告の方の中には、いわゆる常識的社会的を見て労働能力を喪失されておられる方もおると思います。

直ちに私は国の基準に従って、国の救済保障のワクに当然のるべき人がいまだに救済されておらぬということあります。この判決と、自主交渉の内容をいま一度検討される必要があると思います。

さらに、先ほど公害対策審議会の答申が出まして、この答申が発生源対策が前提で、費用はいわゆる汚染原因者負担の原則、さらに具体的な諸対策を市長に答申しておるわけですが、しかし今日なお公害対策協力財団におき

ましては、四十九年度の事業計画さえも立てられておらないというような現状であります。どのような施策を答申に基づいて強力に企業負担のもとにおいて進められようとしておるのか、お答え願いたいと思います。

第四点は、景気変動、不況対策の問題ですが、今日の深刻な事態を出口のない不況トンネルということがいわれております。特に中小下請企業、中小小売り商店の経営と営業は、悪化困難の現状であります。最近の商工業者の皆さん方の集会等では、次のようなことがいわれております。大企業本位の総需要抑制政策の転換、金融引き締め政策の中小企業へのしわ寄せ反対、中小企業と競合する商品の輸入の即時規制をやれと、すなわち政府がとつております経済政策とまつこうから対峙しておるわけであります。

今日のこういう時点に対して、どういう対策を市として講ぜられておるのか、また失業問題に対してどう対処されようとするのか、お答え願いたいと思います。

第五点として、交通規制の問題であります。

十一月十一日に四日市南署で交通規制審議会が開催されたと聞いております。この案では駐車禁止が十四カ所、一方通行が十七カ所、最高速度制限、最高速度の指定が二カ所が審議されたと聞いておりますが、その理由として、交通事故の防止と交通の円滑化をはかるためということでございます。

次の二点についてお尋ねします。

一つは、この交通規制審議会に当市はどのような態度方針をもって臨まれたんですか。

二番目に、具体的に申し上げたいと思いますが、特に柳通り、諏訪新道の駐車禁止問題に関連しまして、車で来る消費者がたくさんみえます。また、古くからある商店街であります。この商店街に及ぼす影響とその対策について、どのように考えておられるかということあります。

特に私はこの問題を質問する場合、次の三点について意見を加えたいと思います。

率直に申して、この規制が先行して消費者、商店街の立場が考慮されておらないんではないかと。この地域の皆さんは死活問題としてこの問題を取り上げております。すでに津市においては橋内地内が規制を受けております。業者の方のお話によりますと、約売り上げが半減したということあります。こういう事実から見て、どのような考え方、対策がありますか。

さらに二つ目としまして、この問題は今日の、先ほど問題提起いたしましたインフレ、高物価、不況というこういいう状況のもとにおいて、営業と生活を守る観点からも重視しなければならないという問題あります。

そうして、次に諏訪新道とかそういう商店街の規制は、予告なしに、諸対策なしに抜き打ち的にやられようとしておりますけども、近鉄四日市駅周辺の百貨店、大型スーパーにおきましてはカラー舗装の道路、いわゆる公道を白昼大型車がとまって、そういう荷物の積みおろしが公然とやられております。このように、われわれは駐車場付置義務の問題も提起しておるわけですが、道路管理者として百貨店、大型スーパー、大型スーパーだけを優遇しておるんではないかという批判さえも、現在起きておるわけであります。

この三点から見て、先ほどの二つの質問にお答え願いたいと思います。

次に、財政政策の問題であります。

先ほど市長は、来年度は人件費が十九億、扶助費が六億、公債費二億、しめて二十数億本年度にも必要であり、当初予算の市税収入は、本年度が百十六、七億、五十年度は百二十五億ぐらい、約十億ぐらいの增收しか見込まれぬという話であります。しかし四十八年度決算及び毎回の議会におきまして、私どもは財政問題を具体的に提起しておるわけであります。先ほども、市長の政府に対する政治姿勢の問題が提起されておりますが、私どもは、四十八年度

決算のときに、大企業優遇政策が十億六千万円、大企業が当然負担すべき公共事業等の負担が十一億七千三百万、国に当然要求すべき超過負担額が三億九千四百万と、合わせて二十六億三千万が国の税、財政政策の転換と市長の政治姿勢によって、当市の財源措置がとられるということを、再三再四提起しておるわけであります。

このように、自治体の自主財源の画期的な増強をはかるということと、あわせて勤労住民の負担軽減をはかる。国と県に対しても適切な財源付与を要求するとともに、現行の税、財政制度が拡大しつつある社会的不公平、不公正、すなわち大企業が負担すべき費用を一般市民が負担しなくてやならないというそういう問題を含めたこのような社会的な不公正を是正すること、そして税、財政上の自治体の自主性を拡大強化することが、今日の積極的な地方財政危機を突破する施策であると、われわれは再三再四強調しておるわけであります。

具体的に提起したいと思いますが、特に、自主財源確保の問題は、法人市民税の制限税率一四・五%直ちにとることを提案したいと思います。

すでに他の都市においては不均一課税が実施されて、すなわち資本金何億円以下をもつてするとか、そういう他の都市においては不均一課税がやられておるわけであります。われわれが提案したように、制限税率一ぱいと資本金一億円以下の中小企業に対しては、標準税率を適用する。さらに、融資問題等においての優遇策をやるということをやつておれば、私は財政がないということはいわせないという考え方を持っておるわけであります。

さらに、社会的不公正の是正の問題につきましては、三P原則による大企業の負担、開発行為者の負担義務等、私は昭和三十五年ころまでに遡及して行えば、学校建設等の問題等も解決するめどがつくと思います。

さらに、国への超過負担の解消要求、県への国民健康保険等の助成など、県単事業の負担率を上げさせるという問題などは、やはり県内における政治折衝においても解決できる問題であります。

さらに具体的な提案としまして、教育、文化、福祉基金の制度について、提案したいと思います。

企業のみならず、市全体に対してもこの基金制度の訴えを行って、一時借り拠出金等も含めた教育、文化、福祉に対処するための基金制度を具体的に提唱したいと思います。

以上であります。

○副議長（生川平蔵君） 暫時、休憩いたします。

午前十時五十六分休憩

午前十一時十三分再開

○副議長（生川平蔵君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） お答えいたします。

第一問の各種公共料金の問題でございます。水道、国民健康保険、あるいは保育園の保育料、こういった問題につきましては、私も極力抑制いたしたいと思うんでございますが、その経営、あるいは運営、こういった問題を考えました場合、現料金でそのまま置くことがほんとうに合理的なのかどうかということは、私は検討しなければならないと考えております。

たとえば、水道におきましても留保資金がほとんどなくなってしまっておるような状態でございますし、維持改良といったことがほとんどできなくなるといったような事態も予想されますので、こういった問題につきましては十分慎重に考えまして、できるだけの抑制は考えますけれども、若干の私は改定はやむを得ないのではないかと考えております。

第二問の困窮者の対策につきましては、すでに昭和四十八年度の年度末、あるいは昭和四十九年の年度初めにおきましたが、市といつても国の措置につけ加えましてできるだけの措置はいたしたわけでございますが、さらにもう一つ問題につきましては、十分考えてまいりたいと思っております。

障害者の対策といつしまして、特に雇用の問題につきましては、福祉工場の誘致であるとかモデル工場の増加と、こういった施設の雇用に努力いたしますとともに、市におきましてもすでにこういった障害者につきましては雇用をしておるわけでございますが、できる限りこれも拡大していきたいと考えております。

また、この雇用の問題につきましては、すでに企業の方々にもお招きして、その就職の機会を与えることをちらからも懇請しております。

公害病患者の医療対策といつしましては、療養運営委員会をつくりて来春早々発足いたしまして、四十九年度中にいろいろ検討いたしまして、五十年から具体的に進めたいと考えております。

また、四日市の公害対策協力財団に対しましても、運営委員会の研究の結果によりまして財団にそうした指導を行いたいと考えております。

また、空気清浄機をとりあえず十個だけ備えつけてこれを貸しするといったような予算措置も、今回お願いしておるような次第でございます。

磯津の判決によりまして、裁判によつた方、あるいは自主交渉によられた方、それとの間にいろいろ新法への移行が先ほど訓覇議員からもご指摘のありましたように、差ができるおるわけでございますが、今後ともこの差がなく

なるように國にも陳情をしておるわけでございますが、國におきましても、審議会を設けて意見を聞くというようないつになっておりますので、若干はおくれても、こういった問題は前向きに進展していく見通しであるかと考へております。

景気の変動につきまして、不況の色が非常に濃くなつておりますし、本年の一月から十一月までに三十一件の倒産がございましたし、四十九年の四月から十月までの間に不渡り手形の出たものが四百六件、あるいは取り引き停止の出たものが百七十三件というようなぐあいで、不景気の影響がおいおい深まってきておるわけでございます。

この対策といたしましては、今回の予算にもお願いしておりますように、金融制度の拡充であるとか、資金預託の拡充と、こういったことにつきましてその対策を進めていきたいと思います。また、求人の申し込みをしておる会社につきましては、市からも積極的に推薦状を発行いたしまして、その雇用を奨励しておるというような措置もとっております。また、金融の問題につきましては、年末金融につきましてはもちろんでございますけれども、一般的の金融につきましても銀行その他の金融機関にご参集を求めるとして、こうした面の、金融面の配慮を特に依頼いたしております。

次に、交通規制の問題でございますが、交通規制の問題は利害の相反する面が非常に多くて、どの結論が正当なのかという判断にも迷うような面もあるんでございますが、市といたしましては、審議会の意見をただ聞くだけでなく、これを参考にして、十分地元の納得のいくところで交通規制を行ってもらいたいということを、警察に対しても申し入れております。商店街への影響等も非常に大きなことも予想せられるんでございますが、また反面、あの駐車しておるのがほんとうに商店街に来た人の駐車であるのか、あるいはただ付近にとめている人の駐車なのかといったような点もあるようでございます。対策といたしましても、手をこまねいておるというわけではなく、公営の駐車場を利用するように、さらに指導するとか、あるいは商店街からの依頼もございまして、銀行などの自動車置き場につきまして日曜などの開放を申し入れて、すでに一部の銀行ではこれを実施しておられますし、また他の銀行におきましても考慮していただく余地がかなりあるようと思いまして、こういった面からも駐車の規制に対する影響を軽減していきたいと考えております。

二番目の第一番の財政の問題につきまして、超過負担の解消であるとか、あるいは国県の負担金の増額、こういった点につきましては、ご指摘のとおり従来とも申し入れを続けておるわけでございますが、今後とも特に超過負担の解消、あるいは電気ガス税の非課税の取り扱いをなくするといったような点を中心いたしまして、強くその撤回を要望していきたいと考えております。

開発に対する負担の制度化につきましては、これは過去何年かにさかのばるといったことはしばらくおきまして、開発に伴う負担につきましては指導要綱をつくって、負担を求める決心でございます。

三番目の不均一課税の問題でございますが、不均一課税につきましては、すでに法人税で大企業、小企業の間に課税の差別がついておりますので、地方団体においてさらに不均一課税を行うということにつきましては、私はいまだこれに踏み切るのは適当ではないと考へております。

現在不均一課税を行つておるのは、横浜と神戸だけでありますが、これにつきましては、そういうた理由によつてなるべく不均一課税ということは私は避けたいと考へております。

基金制度につきましては、これをどうすべきかと、またどういう程度に発展させるべきかというような点につきましては現在検討しておりますが、非常に不況のおりからもあり、この実施時期につきましては景気の変動を待たなければ実施がむずかしいじゃないかという観測をしておりますし、そういうた時期を待つよりしかたがないんじゃな

いかと、このように考えております。

○副議長（生川平蔵君） 橋本建治君。

〔橋本建治君登壇〕

○橋本建治君 全体的な問題につきましては、また後刻意見を申したいと思いますけども、先ほど私が質問しました点でまだお答えがございません点は、特に駐車禁止の問題であります。私が申したのは、駐車禁止だけが前面に出でて住民の死活問題という形で問題が提起されるほど深刻な問題を、そこまでよく検討せずにやつたということ、聞きますと、すでに印刷物が準備されておって、それを配布する段階になっておったそうであります。現在それを差し止めしておるそうです。それに見られますように、そういう問題についての考え方の問題が一つと、それから行政における公平を欠く問題であります。私は、古くからある商店街に対しての駐車禁止が利害にそれぞれ関係があるという市長のお話でありますけども、具体的な諒訪新道の一例をとりまして、地域に公の施設があります。その駐車が市道にしてあるという話も聞いておるわけであります。ある商店は、お客の一〇〇歩近い人が車でみえるという商店がたくさんあるわけであります。

そういう問題と、もう一つは、私は問題提起したのは、百貨店及び大スーパー等に対しては非常に寛大な施策がとられておるけども、そういう車でお客さんがたくさん来る商店に対してはきわめてきびしい施策がやられている。そういう面では、私は行政担当者としてきわめて公平を欠くんではないかと。はつきり申して百貨店に対してはものがいえないのかということを申しておるわけであります。そういう点についての事情については、道路管理者である市当局もよく知つてみえると思います。

けさも私は近鉄百貨店の近くの、百貨店の横を通ってきましたが、もうお昼ごろまで公道が占領されておるわけで

あります。そういうことに対して、先ほど私は提起しておりますように、建築に対しての駐車場付置義務という法律もあるわけでありますので、そういう指導をされるのかどうか、私は行政の公平という点から、もう一度ご答弁を願いたいと思います。

○副議長（生川平蔵君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 大企業であるとか小企業であるとか、あるいはまたスーパー、百貨店、こういったところと一般商店との私は区別は全然いたしておりません。ただそういった印象を与えるところがあるとすれば、さっそく改めたいと思います。

○副議長（生川平蔵君） 橋本建治君。

〔橋本建治君登壇〕

○橋本建治君 まだ十分あるそうでありますので、ゆっくりやりたいと思います。

いま市長のご答弁では、そういう状況があるならば、改めるということでありますが、百貨店の荷物を出し入れする、現にやつるわけです。改めるといいましても、問題はどうに改めるかということをお聞きしておるわけでありまして、もつと具体的にいいますと、いま市長のお話ですと、大企業だからと優遇していいということでありますけども、現に話としてはそのようになっておるわけであります。だからして私が提案しておりますように、建物の一部を改装して、そういう専用の荷物を扱う場所をつくらすための規制指導をやるお考えがあるのかどうかということであります。これは大都市においては当然やられておるわけでありますので、都市政策上当然あってしかるべきでありますし、また法律においてもそういう法律ができるおりまして、それを当市に適用するかどうかという問

題にあります。

それと、全体として今日の不況下において商店、特に小売り商の皆さんの営業と生活を守るという立場で、もう少しきめのこまかい施策が必要ではないかと。先ほどのお話ですと、銀行等に交渉して休日等の駐車を考えるということがあります。ですが、さらに問題提起の中には、この地域には郵便局、電報電話局、市役所等がありまして、そういう駐車が地域の商店街の皆さんを圧迫しているということも現実でありますので、私はこの問題についてはもう少し、単に警察にちょっと待ってくれというような施策じゃなくして、もう少し抜本的な施策をやらないと、ほんとうに市民福祉のために活動している市の行政といえないんじゃないかということを、再三申しておるわけであります。事実はきわめて深刻な問題でありますし、非常に時期も迫っておりますので、そういう交通事故から生命を守るということと、市民の営業と生活を守って発展させていくということを、どのようにうまくかみ合わせてやるかということについて、単に予告の広報を流すとか、説明会を一回開いてこうでありますというようなことだけでは解決ができないと、いう事態の深刻さについて、まだまだ市当局の理解が弱いのではないかということを私は意見として申したいと思います。

それから公共料金の問題であります。今日は狂乱物価を抑えるには、何といいましても地方自治体独自でできる仕事としてこの公共料金を抑えるという問題であります。先日も保育料の引き上げ問題の案が出ましたときには、市費持ち出し千六百万あれば押さえることができるというような話も出たわけであります。極力そのための施策を強めるということ、特に水道問題につきましては、われわれは最近不況の中で大口需要者の水の利用が減っておるということも知っております。広域北勢水道事業から水を買う、また三重用水事業から水を買うことによって、きわめて高い水を買わなくちゃならない。それも一定のワクが押しつけられるという非常に不当な水利用を改善していくということがあわせてこの問題を考えませんと、単に建設費用等の資金がないから上げなくちゃならないという、きわめて計数的な処理だけでこの水道料金問題を考えていけないと私は思いますし、さらに積極的に再三強調しておりますように市民生活に最低必要な水道を極力市民の負担を少なくするという積極策をとることも、福祉行政の立場でわめて大事だと思いますし、前回のときに私も強調しましたようにわずかな人口、それからわずかな世帯である簡易水道の料金をまず引き上げて、市民の皆さんには市民が使う水道料金の引き上げのはしりではないかという不安を持たせるような行政のあり方を、われわれは批判しておるわけであります。

そういう意味で、公共料金を抑えて狂乱物価に対しても市民生活を守るということは、市政の中できわめて重要なことだと思います。

再度この点についての深い検討と総合的な施策を求めるたいと思いますし、インフレ、高物価の中で困窮者の皆さんに対するあたたかい施策、また障害者の皆さんに対する幾多の問題をあげましたが、やはり恩恵を与えてやるというような姿勢でしかこの問題を今日まで取り上げてこなかった政府、自治体の取り組みが、今日の立ちおくれを生んだ原因でありますし、また今日の障害者の問題は、高度経済成長政策の結果として新しい大きな社会問題になっております。この大きな社会問題としてこの問題を見ませんごとに、施策が狭くなつて小さくなるんではないか。いわゆる恩恵を与える程度に終わるおそれがあるということを指摘したいと思います。

さらに、公害患者の問題でありますが、若干事態は後退しつつあるんじゃないかと私は思います。先ほど市長のお話ですと、療養運営委員会の結果により指導をしたいと。療養運営委員会は、あの答申の内容では、むしろ専門的な個々の患者の人に対する治療をどうするかということに対しても、地域看護婦制度、保健婦の制度、

また小児科、内科のお医者さんを含めてそういう体制をつくるということが専門でありますて、そういう救急センターをつくるとか、また療養施設をつくるという仕事は、むしろ強力な市当局の発生源企業に對しての、汚染原因者に對しての指導が優先すべきではないかということを強調したいと思います。

財政の問題につきましては、基金制度を提唱しましたが、私は不況下ではあるほどこの問題を強力に進めなくちゃならぬと。不況と申しますけども、はたして大企業のもうけが減ったんかどうかと。いろんな資料によりますと、私はこの十年間の大企業の固定資産、土地所有の状態を見ますと、決して赤字ではないと。資本金十億円以上の会社の固定資産の十年間の倍増の状況は、十一兆四千二百億から三十八兆六千八百億、三・四倍もふえております。土地に對しての投資も、五千五百億から三兆七千二百億、六・三倍であります。だからして不況だからできなんじやなくして、私は当然こういう狂乱物価でぼろもうけをした企業に地域のためにはき出させる。われわれは昨年大企業に行きましたら、教育、福祉に對してはお金を出したいということを約束しておりますので、今日不況は確かに中小企業や一般市民にかかるりますけれども、大企業においては社内留保蓄積がたくさんあつたうえでの話でありますので、その辺を間違いなく直ちに実施されることを強く要求したいと思います。

特に財政問題に關係して、来年は非常に財政が困難であるということから、職員を整理ということばは出ておりませんが、採用をとめるとか、またいろんな費用を削減するとかいうことで、一般市民の皆さん方の陳情に對して財政困難がたえず前面に出て、非常に市民の人も失望しております。私はそういうことばを使わずに、今日ほんとうにわれわれが提起しておる問題を真剣に考えていただき、議会におきましても昨年財源対策特別委員会をつくったわけであります。市の理事者においてなぜそういう機構をつくって真剣に考えないかということを、私は問題点として指摘し、市長を中心とした市理事者が中心になつた危機突破のための特別な体制をつくって市民の要望にこたえるのが、

今日の行政の責務でないかということを強調して、質問を終わります。

○副議長（生川平蔵君） 暫時、休憩いたします。

小井道夫君。
〔小井道夫君登壇〕
○小井道夫君 第一の災害復旧、治水対策、生活環境整備についてお尋ねします。

その一は、災害復旧に關してでございます。七月二十五日災害の復旧事業は、九月議会で決定しました補正予算によるものほか、今議会に提案された補正予算の中にもその事業費が計上されているわけですけれども、これで全部終わるわけではないわけでございます。国の査定に十二月一ぱいかかるといわれてきたのでございますが、はたしてどうなつたのか、お尋ねしたいと思います。

市長は、災害復旧について原形復旧だけでなく改良復旧に努力することを約束されました。その点国の査定はどうなつたのか。県管理に屬する復旧事業はどうかということを含めまして、災害復旧事業の実情と今後の計画や見通しを、概略的に明らかにしていただきたいと思います。

八王子線問題はその後どうなつておるかということも、明らかにしていただきたいと思います。

二番目は、治水対策でございます。七月二十五日災害の復旧事業が来年雨季までに完全に行われたとしましても、

河川、都市下水路、排水路、公共下水道の現状からしまして再び百ミリ、二百ミリ、三百ミリの集中豪雨があった場合、浸水常襲地はもとより、多くのところで水害を受けることが避けられないと思うわけです。それだけに、市民から万全の治水対策を即刻にとつてほしいという強い要求が出されております。最近の各ブロックの自治会長大会でも、最大の問題になつたところであり、行政に対する不信が強く出されました。市議会に対する批判もまたきびしい。これは当然のことであると思います。

できるだけの努力をする、努力したができなかつた、こういう態度はもはやがまんできないというのが、市民の率直な気持ちではないかと思います。

市民の命と財産にかかわり、安心して住まいができるかどうか、人間生活の基本にかかわる治水対策は、必要なことは必ず行うという姿勢で実行に移してもらわなければならないと思うわけでございます。

来年度予算施策とも関連して、今後の治水対策についてどういうことをなさろうとしているのか、伺いたいと思います。

けさの新聞によりますと、第四次下水道整備計画は来年度は認めないという大蔵大臣発言があつたと伝えられておりますけれども、これがどういう影響を四日市にもたらすのか、こういう点を明らかにしていただきたいと思います。

その三は生活環境整備。このうち、道路舗装と側溝整備、街灯についてお尋ねしたいと思います。

道路舗装と側溝整備の市民の要望は、依然強いわけでございます。防犯灯、街灯についても同様でございます。九月の補正予算で、四十九年度後半からの第二次舗装計画の四十九年度分として七千五百万円、約四万七千平米を計上されたわけでございますが、あつという間になくなつて、いま聞きましたお金がないという形で断わられるわけでございます。一体第二次計画はいかなる計画内容か。基本計画、実施計画との関連もあろうかと思いますが、その辺を具

体的に明らかにしていただきたいと思います。

そして、来年度予算、あるいは施策とかかわってどうなさるおつもりか、その点をお伺いしたいと思います。

それから新聞報道でもなされました、亀山市が道路保険という制度をつくり、そして県下の全市に呼びかけておるようでございますが、これについて四日市はどういう姿勢をとつておみえになるのか、伺いたいと思います。

それから、防犯灯、街灯の設置でございますが、自治会など市民からの要求は非常に根強く、たくさんあるわけでございますが、どういうふうに把握をしてみえるか。しかも土木サイド、総務サイドなどいろいろあるわけですが、一元化して防犯灯の設置維持費の住民負担をなくするとともに、大幅な増を来年度に望みたいと思いますが、いかがでございましょうか。

それから、先の議会で私は、下水土木の職員の皆さんのがたいへんな激務にある、とてもいまの陣容ではやれないということを指摘いたしまして、その善処を求めたところでございますが、助役が検討したいと、こういうお答えをいただいておるわけでございます。今回、下水土木、さらに建築関係の職員の増員も含めまして、来年度特段の配慮がなされるべきだと、そういうぎりぎりの状態にきているんではないかというふうに思うわけでございます。

四十九年度予算に当初にきめられました羽津、海蔵の給食室の建設も、いまだに着工されないというような実態がどこから生まれておるか。あるいは下水土木の職員の人たちがこの災害をかかえ、あとの対策を含めてどれほど苦労しているかと、こういう点をもつと部長はじめ、市長、助役、人事担当者は実態を踏まえてもらう必要があると思うわけでございます。

第二の教育文化施設の整備についてでございます。

その一是、教育施設、教材設備の整備充実についてでございます。

四日市の教育施設、教材設備がいかにお粗末な状態にあるかは、いまさらくどく申す必要はないと思うわけでございます。

近隣の町村にも劣るという状態がどうして起つたのか。四日市の財政が苦しくて余裕がなかつたのか、いろいろ疑問が起つるのであります。私は、端的にいって、歴代の市長の大企業優先の姿勢のしわ寄せが四日市の教育に集中的にならわれているんだと、こういうふうにいっても過言ではないと思うわけでござります。

四日市では、木造の老朽校舎、危険校舎の改築ということ以外に、大企業の誘致による住宅増、公害激化による住宅移転、公団、公社、大手不動産、企業の無責任無計画ともいべき宅造などで、はなはだしい教室学校不足が生じ、それらのしりぬぐいはほとんどすべてを公費に負わされてきたわけでございます。その公費も、市長の政治姿勢等にかかわりまして年々わずかの教育予算しか組まれず、必要に追いつかないでいたわけでございます。その吹きだまりが今日にきて、さし迫つて必要な教育施設整備費に二百億円前後も要るということになつてきておるのでございます。しかしこれをどう解決するのか、全くといってよいほど明らかにされておりません。私の住む羽津地区におきましても、おそらくとも五十二年度ごろには小学校をもう一つ建設してもらわなければならない、中学校も同様である。あるいはまた、三重の小学校でも、南中学校でも、こういうふうに次々とあるわけでございます。それに対して、はつきりした回答がなされておりません。市長は、私の九月議会の質問に、教育については決してこれを重点においていないわけではない、今回の追加予算を加えると、起債及び予算外義務負担の額は三十八億に達しております。必ずしも少ないとは言いがたい。しかし決して十分ではないし、促進すべき面が非常に多いから、来年度に十分力を尽くして注いでいきたいといわれておるわけでございます。けさほど來の答弁でも、同趣旨のような答弁をなさっております。しかし、これらのお答えを聞いて、だれが納得をするのか。だれも納得しないのでございます。治水対策のところで申し上げましたが、できるだけやるという姿勢ではだめなのでございます。

また、ないそでは振れないという答えが九鬼市長のときだったかに返つてきことがあるわけですが、私どもはその九鬼市長に対しても、現市長に対しても、その財源対策についても積極的な提案をしてまいりました。しかし勇断英断に欠けるというのか、いまだ具体化せず、たとえば民間資金の導入にしましても、きびしい金融引き締めでいや時期を失しつつあるわけでございます。

歴代の市長の政治姿勢の問題をひとつ端的な例で申し上げてまいりますと、四十二年度から四十六年度までを見ましても、いわゆる財政力指数というのは一・五五、一・三九、一・三七、一・二七、一・一七と。四十七年度が一・〇九、四十八年度が一・〇八、四十九年度が一・二〇とこういうことで、これは全国の都市と比べましても、決して四日市の財政力が下だということにはならないわけでございます。四十九年度の場合におきましても、その財政力指数では十八番目ということでございます。また、公債費なんかを見てまいりますと、ずっとさかのぼるのも限度がございますから、四十二年度を見ますと三・二%、四十三年度四%、四十四年で二・八%，四十五年で二・四%，四十六年度三・六%，ようやく四十七、四十八に五・九、五・七とこういうことになつてきておるわけでございますが、こういういわば財政力がかなりあつた時代においても、こういう教育予算に十分な手当がなされなかつたと私どもは思うのでございます。

四十八年度の決算を一つ見ましても、財政調整基金に三億円繰り出しをしておる。そしてなおかつ最終的に三億五千万のお金が残つたわけです。予算が残つたわけです。そしてまた市債の関係を見ましても、三億五千万に近いものが、三億六千万にのぼるものが前年度より減つておるわけでございます。決算委員会の場で、四十八年度はお金が余つて困つたという話が総務部長から出されましたけれども、四十八年度予算審議の段階で、私は教育予算が非常に少

ないという問題をすいぶんと指摘したわけでございました。それがこういう事態を生み出しておる。いかに確固とした方針で断固必要なものはやり抜くというこの立場がなされていないか、確立してないかということの証左ではないかと思うのでございます。

私は、この際、二百億前後を要する教育施設整備について、来年度から何カ年にどのように実施する考え方、あくまで明確にしていただきたい。

さらに新設校についてでございますけれども、初年度は普通教室、管理室、給食室だけで、特別教室、プール、屋内体育室は二年、三年度と延ばされておるわけでございます。これでは、小学校を分離するという場合におきましても、分離された学校に希望する父母がなかなか出てこない。こういう問題も起ころのは当然でございます。せめて特別教室、屋内体育室は同時建設をすべきである、こういうことをはっきりとさせるべきであると思います。

次に、幼稚園、保育園の適正配置のために、四十一年度にはこの児童問題での審議会が設けられましたが、いま大きな問題になっておりますように、当局の責任において審議会を設置してその具体化をはかるよう提起したいと思うわけでございますが、いかがでございましょうか。

その二は、文化施設整備についてでございます。

市制八十周年を目指して総合文化会館と科学博物館の建設に来年度から取りかかるなどを、強く望みたいと思うわけでございます。

四日市の文化施設が何ら見るべきものがないということは、四日市市民にとって最もきみしい問題でございます。私たちはこの二つの会館を市制八十周年を目指して全市民的な運動にするように、努力をいましようとしておりますが、ここですべての皆さんにそのことをお呼びかけしたいと思うわけでございますし、理事者が積極的な対策をとられることを切望したいと思います。

第三の問題は、休日、夜間救急医療と市立病院の建設問題についてでございます。

その一は、休日、夜間救急医療についてでございますが、医師会が在宅医制度を廃止してから、もう二ヵ月半になっております。九月議会でも私は提起をさしていただきましたが、市民の命と健康にかかるこの問題について、一体どのようになっておるのかということでございます。夜間診療はどうなさるか、夜間診療もぜひとも同時に解決をしていくという姿勢がなければならないと思います。それから、救急指定の民間の病院に対する助成、これについてのお考えを明らかにしていただきたいと思います。

いま一つ、歯医者さんの問題がいまたいへん大きな問題になっております。どこへ行きました、この問題が出されます。そして人権問題にも発展しそうな勢いでございます。この歯科の休日問題、夜間救急の体制、これが強力な手が早急に打たなければならぬと思います。聞くところによりますと、市立病院の歯科は技工師だけで先生がおみえにならないようでございますが、そしてこれはもうやめるとかいうような話も聞くわけでございますけれども、断じてそういうことを認めてはならないと思います。

その二は、市立病院の建設問題でございます。昨年来から特別委員会が設置されながら、ようやく本日土地の決定を見たようでございますけれども、その病院がどんなものにするのかについては、十一月二十二日の特別委員会で初めて改築事業計画概要が簡単な内容で示されただけでございまして、この病院建築のスケジュールから見まして、三月には原案を固めるという必要があるやに聞くわけですが、一体病院側の構想、そして市全体の構想、あるいは医師会のご意見、あるいは市民のいろいろな要望、われわれ議会としての要望と、そういうものも、どのように調整する

のか、こういう問題もあるうかと思います。私どもは、新病院がほんとうに市民の医療を保障し、地域の総合医療センターとしての役割りを十分果たせるように、救急医療、夜間休日診療、乳幼児、小児、老人、障害者医療、難病や特定疾患などの高度医療、リハビリテーションを完備すること、看護婦の養成、一般開業医への設備や技術の開放、地域保健活動にもこたえられる病院をぜひつくりたいと、こういうふうに要望するわけですが、そのお考えを伺いたいと思います。

四番目に、基本計画、実施計画についてその後どのようになっておるか、お尋ねしたいと思います。

四十九年六月議会で五十年度予算編成までに作成すると、こうしたことのご説明がありましたし、実施計画は四十九年から五十一年の間とするというお話をございました。もう来年五十年度でございます。どういうふうに考えておみえになるのかということでございます。

第五の問題、国鉄貨物基地建設について、最近新しい動きがあるやに聞くわけでございますが、もしそののような事情がございましたら、お答えをいただきたいと思います。

○副議長（生川平蔵君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 第一点の災害復旧、治水対策、生活環境の整備につきましては、それぞれ担当部門からお答えいたしますが、ただ、道路の保険につきましては、過般市長会でもこの話が出て、大体これを扱つておる大きな保険会社は四社ほどあるそうでございますので、その内容も市長会の事務局で検討したうえで態度をきめるということになっておりますが、四日市といたしましても、これに前向きの姿勢で取り組んでいきたいと、このように考えております。

それから、八王子線の問題でございますが、近鉄本社、それから運輸省その他関係機関に議会とともに、議会のご協力を得て、存続について努力中でございます。

それから、第二点の教育文化施設の整備につきまして。

文化施策につきましては、確かに四日市の文化施設は整備せられておらなくて、わずかに図書館が一応整備せられたものとして認められる程度でございますので、こういった文化施設につきましては今後充実につとめたいと思うんでございますが、来年からというわけには、私はむずかしいんではないかと考えております。

しかし、文化的なそうした施設につきまして、総合的な会館は来年からは私はむずかしいと思いますけれども、来年からこうした色彩の濃い施設につきましての充実にはつとめたいと思います。

第三点の休日夜間救急医療につきましては、現在引き続き医師会と協議中でございますが、今日まで幸い大きな支障もなく事故もなく進んできることを、ありがたく思つておるんですけどございますが、市民の不安を除くためにも、休日夜間診療制度の維持につきましては医師会と十分協議いたしまして、満足のいくような結論を得たいと考えております。

歯科の治療につきましては、現在歯科医師会館で応急的な手当てはしてもらつておるわけでございますが、休日は朝九時から五時まで歯科医師会館におきまして一部相談と応急治療といったことを行つてもらつておりますが、これにつきましても、市民病院の新築ができました暁には、施設をもつと充実したものとして、公的医療も充実さしていきたいと考えております。

年末始につきましての治療等につきましては、医師会のほうとも相談いたしまして、三十一日、一日、二日、三日、これらは医師会のご協力を得て在宅医を置いていただくなつておりますし、塩浜病院、市立病院等におき

ましても治療を続ける予定になつておりますので、当面の問題は解決できると思います。

病院の建設の問題でございますが、敷地の獲得はいま非常に困難な状態でございまして、ご承知のようにインフレの進む中で土地を手離すという人は非常に少なかつたわけでございますが、苦心してやつと敷地を買収する見通しがつきましたので、本日委員会にお願いしたような次第でございます。用地さえ確定いたしましたならば、あの起債の問題、あるいは建築費の問題とこういった問題は次々と解決していくものと考えております。

その構想あるいは運営のしかた、こういった問題につきましては、議会はもちろんのこと、市民の要望その他も十分取り入れていきたいと考えておりますが、現在の構想につきましては、市立病院の事務長から現在わかっているだけの説明はいたさせたいと思います。

基本計画、実施計画につきましては、現在最後の調整を行つておりますので、取りまとめの段階でございますので、来年の一月になりましたならば議会にも説明をさしていただきたいと考えております。こういった進捗の段取りでござります。

国鉄の貨物基地建設の問題につきましては、新しい事態は、まだいま、現在のところ私は何も聞いておりません。以上でございます。

○副議長（生川平蔵君） 助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） 市長の答弁に若干補足させていただきます。

道路舗装の問題がございましたが、道路舗装は、四十九年度前期まで第一期の計画として七十五万平米を舗装してまいりました。今後これをどうするかということでございますが、いずれ基本計画、あるいは実施計画の中ではつ

きりきしてまいりたいというふうに考えておりますけれども、ただいままでわかつております段階では、五十三年度までにおよそ約四十万平米ぐらいの新設舗装をする必要があるんではないかというふうに考えております。

なお、再舗装については、毎年やつておる程度のものを続けてまいりたいと、かように考えております。

それから、先ほどご指摘のありました羽津、母成小学校の給食室につきましては、すでに指名審査会も終わっておりますので、早急に着工するように配慮をしてまいりたいというふうに考えております。

なお、土木下水の人員については、技術屋さんを若干名新年度で増強することになつておりますので、あわせてお答えを申し上げたいと思います。

以上でございます。

○副議長（生川平蔵君） 土木部長。

〔土木部長（杉本義広君）登壇〕

○土木部長（杉本義広君） 災害の査定結果ということで答弁させていただきます。

現在第五次査定が本日最終段階にきているわけなんでございますが、その金がまだ完全につかめておりませんので、ここでご報告はできないのが残念に思うわけでございます。

四次までの数字といたしまして、四百件、内未成、内保留等を除きまして約二十三億円余りという数字になつておるわけなんでございます。五次につきましては七億余り申請してございまして、この結果が、今夕あるいはあすくらいにははつきりとした数字で出てくると思います。

なお、県関係の河川の復旧につきましては、各河川とも権災後市といたしましても、また議会のほうからもご援助いただきまして、できる限りの改良復旧を採択いただけるようにということを、国県に対して申し上げてきたわけな

んでございますが、管理者におきましてもそういう方向で災害関連事業、あるいは助成事業等で申請をそれぞれしてくれとりまして、その結果が近く県のほうに国から指示があるというふうに承っております。

以上でございます。

○副議長（生川平蔵君） 下水道部長。

〔下水道部長（美濃部博美君）登壇〕

○下水道部長（美濃部博美君） 第四次下水道整備計画の問題について、お答えいたしたいと思います。
第四次整備計画が、新聞によりますと、大蔵省のほうで認めないというような記事が出ていたというようなお話でございます。私もけさはちょっと新聞見ておりませんのであれでございますけども、従来から第四次計画の問題につきましては、全国の日本下水道協会等を通じまして盛んに陳情を重ねておったわけでございます。その過程の中で、本省の方のお話の中では非常に難航しておるというようなご報告を聞いたことは事実でございます。ただその難航の理由といたしまして、私どもが承っておりましたのは、実は第三次五ヵ年計画はまだあと一年残つておるわけでございます。その達成率が約六割から七割程度でまだその予算も残があると、こういうことで大蔵省のほうといたしましては、まだあと一年ほど残つておるので、とりあえずは第三次五ヵ年整備計画を終わって、その後第四次に乗らされたらどうですかというような話し合いがなされておるといううわさを聞いております。今回のお尋ねの件につきましての内容が、どうということからそういうふうになっていったということにつきましては、国、大蔵省との話し合いかまだ私どもに達しておりませんので、残念でございますが、ご報告申し上げることはできかねると思います。ただ日本下水道協会につきましても、今後さらに強い運動を続けるものと思います。

なお、こういうもし最悪の事態、第四次五ヵ年整備計画が一年か何年かわかりませんが、たな置きになつた場合で

も、私は現行の事業に直ちにそれが影響するというふうには解していらないわけでございます。しかし国の問題でございますので、近くわれわれもまた上京するようすに予定しておりますが、十分そういう問題につきましても、慎重にわれわれの立場も考えながら行動をとつていきたいと考えております。

○副議長（生川平蔵君） 総務部長。

〔総務部長（阿南輝彦君）登壇〕

○総務部長（阿南輝彦君） 防犯灯の問題が出ておりましたが、これは本会議、委員会等でもたいへん要望の強い問題でございまして、各市の状況などいろいろ調べてみておりますが、大体本市と比率が若干違うというふうなのが平均的でございますが、中には公費で設置をして電気代を全部地元でもつというふうな例もありますし、中には県内でも全額公費で設け、電気代ももつという例もないではないんすけれども、非常に予算額が少ない、量が少ないとために結局すべてを地元でもつという面が非常に多くなってきて、非常に不合理な面も出でるようです。おしなべて本市の従来やつてきたやり方はいいほうであるというふうに考えております。

しかし、設置費の四千円の打ち切りにも無理が出てきておりますし、また電気料金も非常に上がってまいりまして、自治会財政の中でもかなり負担が重くなつてきてているのが実態でございます。市長の指示もございますので、新年度予算編成の際に若干の改善を考えていきたいと思っております。

なお、先ほどのご質問、ご発言の中で、四十八年度の決算に際し、金が余つて困つたということを私が申し上げたというふうなお話でございますが、困つたことはございません。最終の段階に至りました、あの際に申し上げましたように、税収あるいは起債その他によりまして、歳入が入つてしましました。非常に本市としてもいい形で締めくくることができ、財政調整機能措置などができたということは非常に私としても喜んでおりますが、困つたという考え方

方はございません。

○副議長（生川平蔵君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 時間の関係もございますので、要望を中心にしておきたいと思います。

せつかくのこの教育予算の問題について、教育施設整備について市長から全くお答えがないのを、非常に遺憾に思ふわけでございます。

この教育施設整備問題は、市長の姿勢の問題と同時に、やはりいま議会議員それぞれ全部の姿勢がやはり問われておるんだろうと思うわけでございます。

先ほども質問の中で具体的な数字を示して申し上げましたように、これはやはり市長の提案に対し議会は毎度毎度賛意を表しておるわけです。多数であるか全会一致であったかは別としまして。ですから、議員がそれぞれの採決をとるときに、やはりどういう態度をとるかということ、この点を明確にしなければならないと思うわけでございます。

採決になつてからではおそいのでございまして、それまでの時点で、やはりいまほんとうに父兄たちが切望しているこの教育施設の整備という問題について、少なくとも私は全会派が一致して、少なくとも来年度はこうすることを市長にしてもらおうじゃないかと、市長に実施を求めようじゃないかと、こういうことは合意点に達することができると、私は確信するものです。この全会派一致した、来年度これだけはさせるべしというそういうものについて、市長が拒否をなさるということならば、これは重大問題です。それくらいの腹を据えて四日市市民に教育施設整備を切望している市民にほんとうに責任を負う立場を、いまこの教育問題についてはっきりと示すべきだと思うわけでございます。

ござりますし、治水問題につきましても、私はその同じことがいえると思います。

何べんも何べんも浸水常襲、これで困り抜いておる人たちがおるわけでございます。やはり財政の民主化、そういう問題もう一べん徹底的に議会もあらためてやりながら、そして議会としての責任も十分果たし、もちろんそのことの中で市長の姿勢も正してもらわなければならないと思うわけでございます。この点を私は皆さんに訴えまして、特に教育施設整備について全会派で一度来年度どれほどのことをしてもらうか、少なくとも来年度四、五十億の建設費という問題を現実に可能ならしめる方策を研究し合う。それを一べんぜひやっていただくように、提起をしてみたいと思ひます。

どうぞ、そういう点ですべての会派の皆さんのご協力を得たいと思うわけでございます。

市長は、もとよりこの点で思い切った施策をとられるべきだと思います。

以上でございます。

○副議長（生川平蔵君） 橋本増蔵君。

〔橋本増蔵君登壇〕

○橋本増蔵君 私は一期生といつしまして、一足お先に最終一般質問をさせていただきます。足かけ四カ年間にわたり数多くの質問をいたしましたが、その中からいろいろ気にかかっている問題のうち、四項目にしづびり年次順を追ってその問題点を再確認するために、あえて再質問をいたしたいと思いますので、ご答弁のほどよろしくお願ひ申し上げます。

まず団地造成について、四十七年九月議会の質問の中での団地造成についての問題でございますが、私の質問は台風時の被害の大きい地域には、その河川の上流には災害の根源ともいえる団地及び乱開発及び団地の乱造成中のもの

があり、また被害源の河川が完全に改良工事が完成しないうちに、造成及び乱開発がどんどんと進んでいくために、毎年同じ被害と同じ改良工事を繰り返している状態であります。この問題を解決するためには、市内各河川の復旧改良、補強整備が完全に終わるまで、三年でも五年でも新しい団地造成の許可を中止すべきであり、また県にもこの件を要望してはどうかと進言したのであります。

これに対し、市理事者のいろいろの答弁の後、市においては関係部課におきまして厳重なる開発審査をし、また指導しており、したがって趣旨に沿うように今後とも指導していきたいと思ってるので、ご了承賜わりたいとのご答弁がございました。

しかば、今次七月二十五日の災害を振り返りその被害の原因を見た場合、私の質問とそれに対する市側の答弁を考えあわせ、どのような問題があるのか考え方とそれに対する市側の答弁とを考えて、どのようないかと進言したのでございました。

なるほど先般の九月議会に、団地造成等に一そうきびしい規制をしたことは事実で、私も承知しておりますが、私が申し上げたいことは、今次災害の被害についても、三年間で改良工事を終わるとの国の規定を考えあわせる必要があるのではないかということをございます。地域住民は、災害河川の改良工事中にまた台風及び豪雨にあり、今回のようないかと進言したのでございました。市民の不安を取り除くために、私はあえてこの問題を取り上げ、お伺いしているのでございます。

そこで、団地造成し整備が終わる場所に建物等を建てるのは別としても、乱開発及びまだ造成のできていない一部の箇所については、今回の災害の河川の改良工事が終わるまで中止させ、また新しい造成には許可を中止してはどうか。いかに不用意な開発がおそろしいかは、今回の災害で身にしみたと思い、進言しているのでありますが、市民の不安を取り除くためにはかに何かよい案がございましたればお教え願いたいと思います。

そこで、再進言し、再質問をいたします。

また、私は以上申し上げましたように、先般の七月二十五日の激甚災害を教訓として、災害の原因となる新団地の造成開発を一時中止し、目を市内の整備に向けるべきときがきたと思い、これに関連して、つまり幸いに近鉄高架事業はすでに一次、二次ともに政府の承認を得てある事業であります。したがって、現在の交通事情を考えあわせたとき、第二次工事の三滝川、海蔵川間の高架についても一日も早く着手すべきであると思うのは、私一人ではありますまい。第一次工事が完成しつつある昨今の駅西の発展を考えあわせたとき、いまもって第二次工事に着工されないのははなはだ遺憾と思い、また何ゆえかと疑問に思います。それに関連する都市計画道路等も考え、ほんとうに住みよい四日市をつくり上げるべき時期が来ていると思います。

日本人の国民性である熱しやすくさめやすしのたとえのごとく、第一次工事がもう近く完成されるであろういま、第二次工事に対する当事者の気のゆるみがあるような気がいたします。

ここで私は、市当局並びに関係者の皆さんのが火の玉と燃えて、第二次工事の三滝川、海蔵川間の近鉄線を一日も早く高架とし、さらに北部の富田、富洲原間の近鉄間に關しても、現在の近鉄線を原因とする交通停滞を考えあわせ、住民の願いにこたえ早急に高架にできるよう中央に働きかけていただきたいと思い、市長のお考えをお伺いいたしました。

次、環境基準の問題について。

本件につきましては、昭和四十七年九月議会で次のように質問申し上げました。つまり、大気中の亜硫酸ガス濃度の国際基準は〇・〇五 ppmで、それが実施された時点でも公害患者が出ているので質問申し上げましたが、九鬼前市長の答弁の中で〇・〇三 ppmを考えてていると聞き、まことにけつこうなことではあるが何 ppmが人体にど

れほどの影響を与えるかを知る市民は少なく、公害の町四日市に住居をかまえる市民にこれ以上の心配をかけないためにも、またこの際市民にもよく理解してもらうためにも、市も思い切って半分の〇・〇二五 ppmに規制してはどうか。病は気からということもある。半分ということばがいかに市民に安心感を与えるでしょうか。かかる規定の後、通産省の〇・〇一五 ppmの基準になるようなるべく早い機会に規制すべきだと質問申し上げました。

これに対し、理事者は、国及び通産省、あるいは川崎市等の考え方として目標の説明の後、県市の考え方としてプロジェクトチームの計算が終わると直ちに二〇%，合計四〇多カットの指示をいたしまして、先ほど市長がご答弁されたように〇・〇三ないしは津の江戸橋上空の〇・〇二八の環境基準にするつもりで努力したい。国をあげての問題であるので、もうしばらく事態を国とも相談しながらどこに基準を置くべきかと、県市と十分協議して決定していくたいとの答弁でありましたが、その数カ月後に県知事選の選挙がありまして田川氏が当選するとともに、四十八年正月五日年頭の記者会見が行われ、六日の新聞に「お年玉大奮発、反公害」との見出しも大きく発表しております。

その中で、田川三重県知事年頭宣言として、国、県、市で行っている四日市公害防止計画の完成年度を、五十年から四十九年に一年繰り上げをきめ、また四日市地域の大気中の硫黄酸化物濃度の年間平均を国の環境基準の半分の〇・〇二五 ppmにする。違反の企業に対しては、操業の停止を命じると明らかにしておられます。四十九年度とは来年三月三十一日まであるが、現今各企業工場よりはき出される大気中の硫黄酸化物の濃度は、最近ではどれほどになっておりますか。また、来年三月末日までに半分の〇・〇二五 ppm以下にする自信がありますか。また万一違反した企業等に対し、操業停止を命ずる決意があるかどうかお伺いいたします。

また知事は、〇・〇二五 ppmが実施された後、三分の一以下の〇・〇一三 ppmに規制することであったが、それは何年度でありますか、お伺いいたします。

次、監視体制の充実について。

この問題につきましては、富田保育園の監視所を保育園の改築工事のため北高に移しましたが、いまだにそのままになっております。同じ富田地区内でも、北高は午起コンビナート方面的風が多くきます。霞ヶ浦コンビナート寄りの風は富田浜より富田の中心部へと吹く場合が多いため、常時監視所を富田中心部に常設するようにお願いをいたしましたが、いろいろご答弁の後、四十八年度で三ヵ所測定点をふやしたい予定であるので、そのときにでもご指摘のような保育園より移動したかわりとして、適当な場所に設置することを検討してみたいとのご答弁を受けましたが、どのように検討実施したのか、お伺いいたします。

次は中小企業及び零細企業対策について。

この問題に対しまして、本年三月議会において地場産業である万古業と共に不況のイメージの強い建設土木業を中心、石油ショックを因とする各業種の受注減及び金融引き締めのための倒産の危機感を訴え、地方行政機関がとり得る最大限の努力をお願いいたしましたが、その後の経済情勢はますますきびしいものとなり、織維業、鉄工業等にまでも操業短縮あるいは倒産の魔手を伸ばしてきております。つまり二年にわたる金融財政の引き締め政策と景気停とんで倒産がじりじりふえ始めているのです。銀行や証券会社、手形割り引き業者の間では、あぶないぞ、会社とうわさが日に何度も流れ、経営者は関連企業の倒産に毎日神経をとがらしております。

このように現在の経済活動を取り巻く状況は、日に日々その逼迫感を増し、特に中小零細企業経営者及び店主は皆毎日眠られぬ日が続いております。このようなときにも、せめて正月ぐらいはゆっくりとしたい気分で過ごしたいと願つても、決して不相応とはいえません。したがって、ここでできるのが年末金融融資問題でございます。そこで年末金融融資問題に対しその具体的な数字とその方策をお伺いいたします。

地方行政機関がとり得る施策にはおのずと限度があることはわかつておりますが、限度があるといながら黙って見過ごすわけにはまいりません。ここで、今年四月より最近まで当市の援助政策の具体的な推移を、あわせてお伺いいたします。

以上をもらまして、私の質問を終わります。

○副議長（生川平蔵君） 暫時、休憩いたします。

午後一時五十八分休憩

午後二時十一分再開

○副議長（生川平蔵君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 第一問の団地造成につきまして、河川の復旧あるいは改良工事の終了するまで、開発を中止せよというご意見でございますが、全面的に中止するということは困難かと思うんでございますが、七月二十五日以降におきまして、私たちは昭和四十五年にできました審査委員会の専門部会で、開発要綱の見直しを行っております。そして、もしも危険の予想せられるときは、開発を許さないと。そして開発の条件をきびしくしていこうとしておるのでございます。

台風あるいは集中豪雨による被害のおそろしさというのは、私どもも十分身にしみておりますので、こういったきびしい要綱を設定いたしまして、他日に悔いの残らないようにいたしたいと思っております。

三滝川、海蔵川の間の高架事業につきましては、本年までが調査の段階でございましたが、来年からは地元の住民の方々の同意が得られましたならば、着工する予定であります。

それから第二点、第三点の環境基準の問題、監視体制の充実、この問題でございますが、橋本議員のご質問がありましたのは、昭和四十七年九月でございまして、そのころは九鬼市長は〇・〇三 ppm を目標にすると答えられたのではございますが、このころちょうど県におきましては、環境に対するプロジェクトチームの調査による対策が進んでおったところでございまして、先ほどご発言がございましたように、環境基準につきましては、プロジェクトチームの答申としては〇・〇二五、さらにまた最終的には〇・〇一七 ppm という答申が知事に出されたわけでございます。この答申を受けて、田川知事は四十八年の一月にこれを目標にして、四日市の大気汚染をしめるといったような発言もあつたわけでございます。その後四日市におきましても硫黄酸化物の排除につきましては、いろいろな手段がとられまして、四十九年末に中間目標を〇・〇二五にすると。それからさらに五十三年度末には、〇・〇一七 ppm にするというようなことを目標に進んだわけでございますが、幸い現在もすでに〇・〇二五の中間目標は達成されておりますし、〇・〇一七 ppm につきましても、五十三年度が目標になつておりますけれども、この目標をさらに繰り上げられるような希望も出ておるわけでございまして、硫黄酸化物に関する限り、四日市の公害対策は実効を結んだと考えられるのでございます。

なお、この際監視体制の問題のご質問があつたわけでございますが、いろいろそのご意見につきましては、検討したんでございますが、その後富洲原小学校及び北高に監視測定所を置きましたて今日に至つておるわけでございます。現在、市には十二の測定所がありまして、これ以上測定局を置くのは無理かとも思いますが、こういった中で、さらには不安があるといったような場合には、来年度は移動測定車を四日市に設置したいと。そうして移動のできる測定

を行って、定期測定ばかりでなく、こういった面で測定を補っていきたいと、このように考えております。

第四問の中小企業及び零細企業対策につきましては、産業部長からお答えいたします。

○副議長（生川平蔵君） 産業部長。

〔産業部長（鷲野正和君）登壇〕

○産業部長（鷲野正和君） 第四番の点につきまして、お答えいたします。

どういう対策をとったかということでお答えいますが、四十九年度は、前年度に比較いたしまして、金融制度の預託を若干ふやしましたし、またこの十二月補正に若干の増額をお願いしておるような状況でございます。

それから倒産が徐々にふえておることでございますが、先ほど市長がお答えいたしましたように、一月から十一月までに倒産が三十一件、この倒産につきましては、本年の三月、四月に十三件というふうに集中をいたしておりまして、その後毎月一件あるいは二件というような状況で出ておるわけでございます。

それから市でとつております金融制度の四月から十一月までの貸し付け状況でございますが、現在市には、小規模事業資金であるとか、近代化資金、それから高度化資金、環境改善資金とこの四つの制度がございますが、その合計が七十二件で一億六千百三十五万円ということに相なっております。

それで私どももいたしましては、中小企業経営者の経営者意識を高めるために、経営合理化講座であるとかあるいはそれぞの団体へ出向きましたし、幹部の方とひざつき合わして経営的な点あるいは経済上の問題等につきまして、種々たびたび懇談をいたしております。そういうことで、経営者の自覚を促していくという方向で現在まで進んでまいっております。

それから先ほど市長が答えられましたが、年末金融につきましては、各金融機関に寄っていただきまして、そうし

て年末中小企業に対する金融の懇請をいたしております。そういうことで、私どものほうもいたしましては、そういう方策をとりまして、できるだけ中小企業者の年末金融に困らないような措置を現在とつておるつもりでございます。ちなみに、現在市以外の制度で、いわゆる国民金融公庫の四日市支店が扱っております状況を申し上げますと、四月から十一月まででございますが、件数にいたしまして千八百六件、金額にいたしまして三十六億八千三百万円。これは前年度対比一二九・三%の増でございます。こういうようなことで、国民金融公庫の四日市支店長の話によりますと、本年はもっと資金需要が多いんではないかという予想で、国に対して資金手当てを要望いたしておりましたところ、その四日市支店に割り当てられました資金に、余裕が生じまして、その余裕分を国に返したという話も聞いております。それで現在までの資金の融資状況につきましては以上でございます。

○副議長（生川平蔵君） 橋本増蔵君。

〔橋本増蔵君登壇〕

○橋本増蔵君　ただいまのご答弁、まことによくわかるように、いろいろとご説明いただきまして、ありがとうございます。

この市議会に席を置きましてより四カ年間にわたり、私の質問及びお願いに対し、市長をはじめ関係各理事者の責任及び誠意あるご答弁をいただき、またそれを実際に実行に移していくなどまことにありがとうございました。また次期も努力してこの席に着き、質問をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。どうもありがとうございました。

○副議長（生川平蔵君） 川村　潔君。

〔川村　潔君登壇〕

○川村 潔君 通告いたしました順序に従って、ご質問したいと思います。

まず最初に、教育の充実と教育予算についてでございます。

その第一番に、教育環境の整備でございますが、これは先般P連の研究大会におきまして、決議事項の中にも入っておりますことをお尋ねするわけでございます。

先般P連の会長が、市長及び教育長と懇談しておりますので、私がいまさら言うまでもないかわかりませんですが、もう一度ここで、ご質問させていただきたいと思います。

まず第一番に、いつもPTAが問題にしますのは、夏のブールの問題でございます。夏休みになりますと、ブールは社会体育であるというので、先生方とPTAとのかみ合わせがスムーズにいかないというのが一つの現状でございます。そのために、昨年から三万円を出していただきまして、ブールの運営をPTAのほうが主体でやらされております。たわけでございます。ことしは小学校だけ五万円にしていただいたわけでございます。ところが、ある学校では、それが原因になりましたて、PTAと先生がうまくいっていない。極端に申し上げますと、運動会が行われましたときにも、PTAは、全然テント張りも何にも手伝いに行かなかつた。運動会の日に、招待していただきて、お客様でありますというようなかつこうで、何にも手伝わずにやつた学校があるわけでございます。それも、実はブールが原因で、このようになつたわけでございます。

そして、社会教育の中の社会体育だというならば、今までこのような金だけを出して、PTAのほうにまかしきにやられるのか、これが非常にPTAの方でも問題になつておるわけでございまして、社会体育ならば社会体育らしいやり方をやっていただきたい。お金さえ出せばPTAはしてくれるのだというような考え方でやっていただいだんでは、非常に困るわけでございます。

また、ブールのことが出ましたので申し上げますが、来年度から財政の都合で、ブールが小学校にはできないとかいう話も耳にするわけでございますが、現在の簡易ブールはもうだめになつてきておることは、ご存じのはずだと思います。来年度からも、ブールを、本格的なブールをせひともつくついていただくようにお願いしてほしいというのがPTAの願いでございます。そして父兄負担の面におきましても、いろいろご配慮願つて軽減したといわれますが、物価がこのように上がってまいりました。そのためにちつとも軽減になつていないと、いうわけでございます。

先般、教育委員会が調べられたことは、PTAの寄付金の一覧表を、私、見せていただいたわけでございますが、現在小学校だけで六千百二十二万一千円、中学校で三千二百三十三万七千円、幼稚園で千百七十一万五千円、合計で一億五百二十七万三千円という大きな金額が、いまだに父兄が負担しておるわけでございます。

先日も、教育民生の議員の方々と懇談した席でも、ある学校では、こういうふうに市のほうが、父兄負担を軽減していただいたんだから、何かやめなきゃいけないんだというわけで、廃品回収をやめてしまつたと。ところが、いろんな物が高くなつてきたというので、せつがくい今までやつていた廃品回収をやめなければよかつたというような声も出てきておるわけでございます。だからいつまでも、昔の金額の数字によつて、父兄負担をこれだけ軽減したというだけではなく、物価にスライドしたような方法で父兄負担の軽減をもう一步考へてやつていただきたいというのが第一点でございます。

その次に、特別教室の早期実現と内容の充実でございます。これは、教室は次々とやつていただけるわけでございますが、特別教室は非常に、これはいまだに完備されていない。理科室あるいは音楽室、図工室いづれの特別教室にいたしましても、非常に設備が不十分であり、子どもたちの勉強に非常に困つておるわけでございます。そのためにも、ぜひとも特別教室の早期実現と内容の充実をやつていただくようにお願いしたいわけでございます。これを新し

い校舎を建てられると同時に、どのようにやつていかれるかということを、ひとつお尋ねしたいというわけでございます。

その次に、公立幼稚園の増設と二年保育というのも決議文の中に入つておるわけでございます。公立幼稚園の二年保育につきましては、前にやられかけたような形勢があるわけでございますが、いまだにそれができないというのが実情でございまして、何とか早くそういう方向に持つていていただきたいというのがPTAの願いでございます。それからもう一つ申し上げたいことは、最近小学校、中学校における骨折事故が非常に多くなつておるということをご存じでいらっしゃか。

昨年の十二月からこの十一月までの統計を、私ちょっと出してみたわけでございますが、小学校で百二十六件、中学校で百三十七件、合計二百六十三件という骨折事故が起つたるわけでございます。普通のけがではございません。骨折でございます。普通のけがを入れますと、もとたくさんあるわけでございますが、骨折だけでもこれだけあると。なぜこのように骨折する子どもが多いのかというわけでございます。これはやはり食事の関係もあるかもわかりませんし、それから筋肉のいわゆる運動が不足のために、筋肉が弱っているからこういうふうになるのかもわかりません。原因を調べてみなければわかりませんが、これだけあれば、何か教育委員会のほうでも考えておいでになるのかというふうに考えますので、ぜひともこういうのがなぜ起こるかということをよくお考え願いたいと思います。

その次に、社会教育団体の育成でございます。これは、先般この研究大会が行われましたときに、研修費の問題について、教育長にお尋ねしたわけでございます。ところがPTAは金持ちだから出さないんだと。PTAそんなに金持ちだかどうか、私は知りませんですが、ほかの団体には研修費というのが出ておるわけでございます。ところがPTAには一銭も出していただいておりません。補助金も他市に比べますと、非常に少ないわけでございます。八万円

でござります。他の団体よりも少ない。他の団体はそれよりも多くて、おまけに研修費も出でると。市長もPTAが金持ちだとお考えになつておいでなのか、ひとつその点をお尋ねしたいわけでございます。

社会教育団体を育成していくのは、やはり教育委員会の私は仕事ではないかと思います。それをやらずに、自分たちだけでやんなさいといって、ほっておくことも、教育委員会が少しは無責任ではないかというふうに考えるわけでございます。

次に、文化施設の充実でございます。

先ほど、小井議員も言われましたように、学童たちも図書館以外に何にもないと、非常に子どもたちも要望しておるわけでございます。いろんな施設がほしいということを要望してきております。そのために、PTAのほうでもこの文化施設を何とか早くつくつていただきたいというのが願望でございまして、何とか、先ほどご答弁願いましたが、それよりも早く、少しでも何か文化施設というものをつくつてやっていただきたいということをお願いしたいわけでございます。

その次に、公民館活動の充実でございます。

これは、公民館の職員、非常によく仕事をやっていただいております。ことしから、新しく地区の方に嘱託という制度をとつて、公民館と地区民との密接な関係を維持しようというのでやられたわけでございますが、こういう制度も非常にいいことでございますが、これは、ことし一年ぱっかりのこととやられるのか、今後もどんどんこういうふうことを行つていかれるのか、その点をお伺いしたいわけでございます。

二番目に、新しい市立病院の構想についてでございます。これも先ほど小井議員がご質問になつたわけでござります。

市立病院は、土地はこれできましたということになつたわけでございますが、その前から府内の各部との調整がなかなかとれないということを私聞いておったわけでございます。福祉のほうからも、環境部のほうからもいろいろな要求が出ておるやに聞いております。しかし、それを全部入れるとなると、なかなか病院はできないんではないかとうふうのことをやりたいんだということがわかつておりますと、そういうふうの調整ができるおるかということをお尋ねしたいわけでございます。

そして、いま一番問題になっておりますリハビリテーションの施設が四日市には少ないということ、それから透析の設備が非常に少ないとということ、ガンの治療に要するアイソトープ等の治療なんかも、なかなか普通の病院ではできないというわけでございますので、そういうふうの設備なんかも入つておるだろとは思いますが、大体のこういうふうのことをやりたいんだということがわかつておりますと、教えていただきたいというふうに考える次第でございます。

次に、予防接種の行政でございます。これは、日本脳炎、インフルエンザについて申し上げたいと思います。ワクチンが非常に値上がりしてきたのに、一般市民から取る負担額は変わつていないので、その分だけ市が負担しておるといえどそれまででございます。ところが、三重郡のほうに行きますと、菰野町のように全部無料化しておるところがあります。あるいは他の町村に行きますと、十五歳まで、いわゆる義務教育までは全部無料にしておるところもあるわけでございます。前々から、この無料化をお願いしておるわけでございますが、前に法定伝染病については、無料化していただいたわけでございますが、やはりこの一番よくうたれます日本脳炎あるいはインフルエンザにつきましても、そういう方向に何とか一日も早く無料化に進んでいただきたい。これは医師会のほうにおきましても、三重郡と両方ともまだがってやっておりますので、片っぽうは金を取る、片っぽうは金を取らないというので、

非常にやりにくくなつてきておりますので、その点をひとつお考え願いまして、無料化になるようのご努力を願いたいわけで、もしもできることなら、来年度からでもひとつお願ひしたいというわけでございます。

この予防接種の行政に関連しまして、いま現在、市の職員がインフルエンザなんかやつておるわけでございます。これは、平井総務部長当時に共済組合で、全部職員無料化になつて、全員無料でやっていただきておるはずでございます。ところが受ける方が非常に少ないということでございます。これは各部長方、どういうふうに健康管理していくになるのか、私はお尋ねしたいわけでございます。せつからくそういうふうのいい制度をつくつてもらひながら、職員は受ける人が非常に数が少ない。ただいま数字は持つてきておりませんですが、いつも私見せていただいておるわけでございますが、各課見ましても、受けられる方が非常に少ないということは残念でございます。そういうふうの、府内でやるのに忙しいと私は言いません。だから必ず受けられるような体制に持つていかれるように各部長どのようにご指導になつておいでになるのかお尋ねしたいわけでございます。

○副議長（生川平蔵君） 教育長。

〔教育長（市川一郎君）登壇〕

○教育長（市川一郎君） お答えいたします。

まず第一に、教育環境の整備の中で、特に学校のプールの運営について、ご指摘いただいたのでございます。

昨年から、夏休み中のプールの管理運営は社会体育と考へると、こういうことを申し上げたのでございます。これは四日市だけのことではございません。全国的にこういうような傾向になつてきておるのでございます。PTAの方々には、夏休み中には、いままでは子どもを連れて海へあるいは川へおいでになつたんじやありませんか。休み中のこと、もちろん先生も捨てておくわけではありませんけれども、父兄も手を貸していただいて、そして休み中子ども

を学校にあるブールを十分使わすようにご協力いただきたいと、こういうことを申しておるのでございます。

昨年に比べまして、四十八年度、先生方の協力そういう点非常によくなつたと思っておるのでございますが、一部にはいまご指摘になつたようなところもあるのでございます。私どもも、夏休みのブールにつきまして、さらに教員組合のほうあるいは校長さん、PTAの役員方とよく協力いたしまして、少しでも多く使われるよう、しかも有効に子どもたちが楽しい夏休みになりますように、さらに努力したいと思うのでございます。

簡易ブールをいつ何するかということでございますが、いつかもお尋ねございましたように、もうすでに五年とか六年とかいう耐用年数来ておるのでございまして、それを新たに本格ブールにつくり直すことができなかつたんで、ことしは数個のブール、にわかに補修をいたしまして使つたけれども、さらに今度は機械の部面がいたんできておるというようなことでございまして、いま簡易ブール二十ございますが、こういうようなこともございまして、さらに新しい学校ができておるところには、簡易ブールもないというようなことがございまして、どういうところに財源を求めて、何か特別の財源が求められないかというところを、いま頭を悩まして苦労しておるところでございます。何かしておけない問題だとは思つておるのでございます。

なお、続きまして、父兄負担の問題がございました。私もPTAの大会に出ておりまして、小学校、中学校、幼稚園合わせて一億どんだけという数字を聞きました。あの数字が、文部省が地方の教育調査という全国的にやりました調査の数字であるのでございます。金の出どころとして、PTAの会費の中から幾ら出ておる、焼品回収から幾ら出でてる、あるいは簡易保険、ああいうものの取り扱いから幾ら出でてるそういう財源の内訳もよくわかつております。いまさら、ほんとにたくさんの金額が、学校教育、子どもの教育のために父兄からいただいておることを思つたのでございます。

すでにご承知のように、四十七年度から始まりまして、八年度、九年度確かに市の父兄負担解消として、八千万円近い金額が上積みされておるのは事実でございます。その中に、私どものきめました標準的な備品費、消耗費その標準に満たんところも若干ござります。さらに上積みしてもらいましても、物価の騰貴、こういうものでそれが目減りをしていったという、そういう事情もあるのでございます。ある点からいいますれば、ご父兄、子どもかわいいあまりに、ずいぶん積極的に援助なさってくださるんだなという感じもするのでございます。公費で負担すべきものは公費で負担するようにさらに努力をしていきたいと思うのでございます。

幼稚園の二年保育の問題も、PTAからあるいは幼稚園教育の関係者から声を聞いておるのでございます。お話をりましたように、試験的にでも、一園開いてそして市立の幼稚園の指導助言の財源も得たいということを考えたのをございます。本年度になりますと、そういう声がまた各地で起つてまいりました。これは、特殊な地域における私立の幼稚園との関係あるいは私立の保育園との関係、そういう要素も加わって、そういう声が出てきておると思うでございます。そういう事情もございますので、慎重に検討しなければならぬと思っておるのでございます。

なお、骨折の多いこと、ご指摘のとおりでございまして、私も学校からこのごろの子どもは、ちょっと何かするとすぐ骨折をすると、そういうことを聞き知つておるのでございます。専門家の方々にいろいろご指導を得て、善処していきたいと思っておるのでございます。

社会教育団体のこととございますが、PTA、婦人会、青年団というのは、全国的に見ましても、社会教育団体として大きな存在でございまして、こういう団体が社会教育を進めていく大きな力になっていてくださるのでございます。それの補助金と申しますか、従来からいろいろの事情で、小さい額になつておるのでございます。他の類似都市、これはいろいろ事情が都市によって違うと思いますが、そういうものも参考にして、ほんとうにPTAなりあるいは

婦人会、青年団というものが、すこやかなほんとうに社会教育団体としての活動を広げてもらうように、努力をしていきたいと思っておるのでございます。

公民館の今年度の計画につきまして、お認めいただきましたこと、たいへんありがたいと思っておるのでございます。ほんとうに地域に密着する地域の方々の要望にこたえるといいますか、地域の方々の意向をくんだ活動でなければならぬと思いまして、本年度から、心をほんとに新しい気持ちで発足しておるのでございまして、まだ初年度でございますので、十分の成果はあがつていらないと思うのでございます。新しい年度さらに引き続いて進めて、ほんとうに公民館が生きておる、地域の人から喜ばれる活動をしていくように、努力したいと思うのでございます。

○副議長（生川平蔵君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 文化施設の充実につきましては、先ほど小井議員のご質問にも答えたのでございますが、四日市の文化施設、まことに貧弱でございますので、この充実は心がけなければならぬと思っておりますし、これにつきましては、総合的なものでなくとも一部からでも、一日も早く手をつけていただきたいと、このように考えております。それから、市立病院の新しい考え方でございますが、今日の市立病院が非常に不整備なものであるということは、皆さんご承知のとおりでございます。したがいまして、これまで市立病院におきましては、未熟児センターであるとかあるいは人工透析あるいは人工腎、リハビリテーションあるいは脳外科、こういった高度な医療を手がけてはおるんでございますけれども、これらがすべて狭い場所で、十分な効果を上げるのに、非常に困難な状態でございます。改築によりまして、まずこういった問題が解決していくと思うのでございますが、さらにこれらの施設を整備するとともに、ガンの制圧につきまして、これに必要な機械を導入して、地域の中核病院としての機能を果たしていきたいと考えております。

また、一面社会問題にもなっております公害病の治療対策あるいは老人医療あるいは休日救急診療、これらものにつきましても、この市立病院の改築を契機といたしまして、充実整備していくかと思いますが、これらの点につきましては、関係者のご意見を十分聞きまして、総合的な地域の医療センターに育てていきたいと、このように考えております。

○副議長（生川平蔵君） 市長公室長。

〔市長公室長（三輪喜代司君）登壇〕

○市長公室長（三輪喜代司君） 職員の予防接種の点でございますが、私ども、原因等十分調査いたしまして、できるだけ多くの者が参加するよう、今後とも心がけていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○副議長（生川平蔵君） 環境部長。

〔環境部長（園浦和己君）登壇〕

○環境部長（園浦和己君） 法定伝染病の予防接種は無料であるから、勧奨接種である日本脳炎及びインフルエンザの予防接種は有料であるのをどうするのかというご質問でございますが、この問題、ご承知のように、ワクチン代その他だんだんと経費が增高している中で、据え置いた個人負担という形で実施しております考え方を、三重県下各市の担当者が歩調を合わせてやっているようでございますが、来年度予算の編成に当たりまして、とくと相談をして、ご希望の方向に進めるよう努力をしていきたいと思います。

○副議長（生川平蔵君） 川村 潔君。

〔川村 潔君登壇〕

○川村 潔君 いまさらくどくと申すわけではございませんが、研究大会及びP連の会長その他役員が、よく教育

長及び市長にお願いしておるはずでございます。どうか少しでもそれが実現できるようにお願いしたいわけでございます。

ただいま、教育長のご答弁の中では、特別教室のことが抜けておりました。やはり、特別教室もどういうふうにやられるのかということもお尋ねしたいわけでございます。

それから予防接種の行政のところで申し上げたいと思います。福祉行政を主体にしておるわけでございます。現在の行政がそういうふうになっておれば、老人は老人医療あるいは乳児は乳児の医療費の無料化が行われておるわけでございまして、その中間の者は、何も恩恵に浴していないわけでございます。だからその福祉行政の一環としてでも、この予防接種を無料化していくいただきたいというのが私のお願いでございます。その点、市長のお考えをもう一度、ひとつお尋ねしたいわけでございます。

それから病院のことにつきましては、まだ構想ができるでないのは、ごもっともだと思います。いろいろ注文があると思いますが、医師会のほうもきのう理事会でその問題が出ておりますので、どうかひとつ、皆さんのご意見を聞いていただいて、そしてりっぱな市立病院ができるように、施設の点において他の市に負けないようなりっぱなものに、私はしていただきたいと思います。そして、地域医療がますます発展していくその一番の中核として、市立病院が充実していくように、お願いしたいわけでございますので、その意を含んで、今後のご構想のほどをお願いしたいと思います。

それから、先ほど私言いましたが、市長にもこれついでにご返事願いたいんですが、社会教育団体の育成のところに、先ほど私が言いました、教育長はPTAは金持ちだから研修費の金をやらないんだというご返事だったんですけども、市長は、どのようにお考えのもとで研修費をPTAだけはつけないのか、その点、金持ちだからつけないんだ

といわれるのか、その点を私も一度お尋ねしたいわけでございます。

○副議長（生川平蔵君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 予防接種につきまして、私は自分の生命という問題を考えたならば、あながちこれを全部無料にするということがいいか悪いか、一考すべきではないかと私は考えております。何もかも無料になつたら、そのありがたみはわからないんじゃないかと。少なくとも生命を守るために、多少の出費はいとうべきではないというような私は考えもいたします。

PTAを、私は、金持ちは決して考えておりませんし、少ない三万円でございますか、少ないのは少ないんですねが、出ておるようには聞いておりますが、一そく調査いたします。むしろ私は補助金よりは、研修費を出すのがほんとうだと思います。

○副議長（生川平蔵君） 教育長。

〔教育長（市川一郎君）登壇〕

○教育長（市川一郎君） 特別教室の問題を申し落したのでございます。われわれもかねがね考えておることでございます。学校の新築いたします場合に、全体の校舎配置の関係あとになりまして、初めのうち普通教室を理科、音楽に転用するというようなこともあります。今後全体の配置を考える場合にも、なるべくそういう、どうせつくるなりやならぬ問題でございますので、全体の配置を考える段からさらに検討していくかと思っておりますし、在来ありますものについても、改築を機会に整備を進めていきたいと思っております。

○副議長（生川平蔵君） 坪井妙子君。

○坪井妙子君 ご通告いたしました諸点につきまして、多少意見もつけ加えまして、お尋ね申し上げたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

第一点、福祉問題についてお尋ねいたします。再度にわたる集中豪雨やら石油ショックに端を発したインフレ的物資の高騰など、いまわしい昭和四十九年も残り余すところ二十日ほどとなりました。

岩野市長は就任当時より、福祉都市建設を公約として、数々のご努力をいたしておりますことは、承知いたしておりますが、五十年度予算編成期に入り、新年度に対するご所感を承りたいと思うわけでございます。すなわち、狂乱物価に振り回されている一般大衆や、倒産の相次ぐ中小企業、生活力の弱い心身障害者、また食費まで切りつめなければ生活を防衛できないと嘆く主婦の声を、市長はいかにお受けとめいただいておるのかお伺いいたしたいと思います。具体的にお尋ねいたします。

新家庭を持った若い主婦が申しました。私たちは子どもも産めませんと悲しそうに告げました。住宅事情、食糧事情、経済事情など種々の事情はあると思いますが、希望の持てない生活ということは、個人の問題のみではないと思うのでございます。生きがいの持てる生活、明るい社会の建設を公約される市長に、出産祝金のような制度をお考えいただくことはできないかお伺いいたします。

なお、人生の最終式典である葬祭に対し、市の戸籍簿から一名抹殺するのみでなく、市長の名で年月日記載の哀悼のお見舞が寄せないものかと思うのでございます。人の命を尊重する基本姿勢として、市長と市民の心の通じる行政として頗るものでございますが、もちろん数々の問題点もあるかと存じますが、お考えをお聞かせ賜わりたいと存じます。

葬祭につきましても、国保のほうから五千円のお見舞いが出るそうでございますが、葬祭に要します費用等によく実情をお考えいただいて、ご配慮をいただきますようお願いいたします。

次に、精神障害者医療保護につきまして、陳情も出ており、採択されて一ヵ年を要し、その後の経過とお考えをいただきたいと存じます。また療育センターの改善と充実をお願いいたし、訪問教師の派遣がお願いできるようになりますが、合わせて今後の方向をお伺い申し上げます。

第二点、消費者問題についてお尋ねいたします。

昨年末ごろより、石油危機ということばと抱き合わせのように、生活必需物資の急激な値上がりを来たし、消費者は年末を迎えて苦悩しているのが実情でございます。しかしその中でも納得のいかないのは灯油の問題でございます。石油精製工場を持ち、コンビナートの町といわれ、またそのために公害の町とまで呼ばれる本市の市民が、上野市や松阪市よりも灯油価格が高いということが、県の生活学校の価格調査でわかつたのでございます。流通機構の問題などむずかしい条件なども、一応はわかるのでございますが、プロパンガスにいたしましても、生産地のほうが高いなどいうことが市民感情として承服できないのでございます。消費者として、業者にもお集まりいただいて、数々お頼いいたしたのでございますが、生産工場自身地元というような配慮がないので、小売り業者のみで指導価格を割るような協力は、死活問題であるからなどと四角四面のお答えで取りつくしまもないありさまでございました。しかも、

それらの業者が灯油にしても、砂糖にいたしましたが、今期八十万円から百万円平均というボーナスを支給いたしておりますとかで、自由経済だからといってしまえばそれまでございますが、この狂乱物価のときこそ、絶好期とばかりに操作による人工的値上がりを招来する生産者及び業者に対し、消費者を擁護いたしますために、担当の理事者各位の何らかのお力添えをお願いできないものかお伺いいたします。

第三点、教育問題についてお尋ねいたします。

社会教育のセンターとして、たいへん利用されております社会会館でございますが、戦後の食糧危機の時代に、大切な食料であるさつまいも二貫目、また大切な生活資源であった新聞紙四貫目などを当時の会長石田マサオさんが先頭で、全市の婦人に呼びかけて、婦人会館をつくっていただきたいと募金いたして、お願いしてできたものがこれでございますが、社会要求の高まりとともに、市営結婚式場のほうは、開設当時のままの施設でございますので、いさか利用度が低下いたしておりますが、他はなかなかお借りできなくらいの繁盛でございます。中部十地区的拠点館としての中部公民館が中でご活躍いただいているわけでございます。そして、その一室をお借りして、結婚相談室を開設いたしておりますが、いずれも施設として老朽いたしておりますので、母子福祉の方々や勤労婦人の方々にも、ご利用いただけるような婦人会館として、中部公民館の上に積み上げ、重ねて共同スペースの利用等を勘案しながら、時代の要求に添えるような結婚式場を最上部に設置していただきたいなどと念願いたしておりますが、市長のお考えをお伺いいたしたいと存じます。

次に、地域コミュニティーセンターの設立についてお尋ねいたします。

三歎市大沢地区では、本年二月、二億八千万円をかけて、住民管理のセンターを完成させ、毎日五百五十人から千二百人の人が来館し、夜間までにぎわっているとのことでございまして、クラブ室用和室三・浴室・屋上庭園・子どもクラブ室・遊戯室・いたずら室・子ども広場・コミュニティーホール・レストラン・自由な部屋・体育館・温水プール・サウナ・会議室二・おかげこどとの部屋・図書コーナー・鑑賞室などとなつており、自分たち共有の施設への寄贈も多く、たいへん好評で第二、第三のセンターを人口二万五千人に一ヵ所、全体で五ヵ所建設への努力を進めていると報じているものを見にとめました。すなわち、老人憩いの家・児童館・体育館・公民館・図書館・集会所のすべての要望にこたえられるもので、地域コミュニティー活動に大きな成果をあげていると報じております。今日的課題として、市長のご感想をお伺いいたしたいと思います。

次に、社会教育の一環として、図書館の現状についてお尋ねいたします。

りっぱな図書館の新築で、市民の上に生活文化の拠点として、たいへん喜ばれておりることは、ご同慶の至りでございます。種々新築に伴う出費も理解できるのでございますが、同格都市のそれに比して、蔵書数がたいへん少ないのでございます。同格都市の高崎市や、条件のよく似た豊田市また前橋市に比較して、また同格都市十五の平均値の六五%よりなく、図書費にいたしましては、同格都市十五市平均の五三%よりないのは事実でございます。同一年度に無理をする必要もないかもしませんが、四日市においてはこのくらいが限度であるとお考えなのか、教育長にお伺いいたしたいと存じます。

次に、公私立幼稚園、保育園の格差是正についてお尋ねいたします。

先に、本市の五歳児の場合公立幼稚園児に対し一人月七十六百円余の公費支出があるわけですが、私立に通う五歳児に対しては、何らの援助もなく、当然のように高額負担に置かれているわけで、新年度には先生の給与増額分が、一そう重く負担になつてくるのは明白でございます。幼児教育のために、献身努力される先生や保母さんのためにも、公私立格差をなくすることが、私立に肩がわりを願つておる市としては、当然ではないかと思うのでございますが、

市長のご答弁を賜わりたいと思います。

次に、第四点環境問題、特に緑地美化の推進についてお尋ねいたします。

西部の町とか潤いのない町とか公害の町とか悪名の高い本市の課題として、緑化と同時に美化と町に文化性を高めるための条件整備が必要かと存じますが、来年の団体を控え、どんな構想をお持ちなのか、市民運動をご提案申し上げて久しいのでございますが、お伺いたしたいと存じます。

なお、本年団体の開催されました水戸市においては、緑化に合わせて市民とのつながりを持つために、制度を定めておりましたので、ご参考までにお伝えいたします。すなわち水戸市においては、市民の誕生祝いとして梅の苗木を市長名で贈呈する。小学校入学のときに桜の苗木を贈呈する。成人のときに、男性に対してはユズリハの苗木、女性に対しては椿の木を贈呈する。結婚祝いにはライラックの苗木を贈る。七十歳のお祝いにはキンモクセイの苗木を贈る。また、市へ転入して来られた家庭に対しても梅の苗木を贈る。植える場所のない市民に対しては、市民の森に植樹をさせるということでございました。いかにも緑化を市民のものとして定着させるのに、私はたいへん胸を打たれたのでございます。

なお、中央緑地公園はスポーツ公園としての意義は大きく、りっぱだと思いますけれど家族連れで一日、半日を遊ぶ施設がございません。ごく一隅でもけっこうですから、幼児を連れて遊びに入れるものにしてほしいと多くの方々から要望されております。西浦の交通公園の施設を移転されても、利用度はうんと上がると思われます。同様霞ヶ浦の海浜公園においても、幼児に対する配慮がありません。休日には、百貨店の屋上に行くより行くところがないと若い母親がこぼしております。動く遊具を置くことで、公園が広く市民にとってより身近かなものになることは明白でございます。お考えを承りたいと存じます。以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○副議長（生川平蔵君） 暫時、休憩いたします。

午後三時十四分休憩。

午後三時三十一分再開

○副議長（生川平蔵君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） お答えいたします。

第一の福祉問題につきまして、出産祝金、葬祭見舞金の制度でございますが、福祉の必ずしも十分でない現状におきましては、私は、もしかりにやるとしてもこういった出産祝金、あるいは葬祭見舞金の制度といったようなものは、経済的弱者、すなわちボーダーライン以下の方々に、もし考えるとしても考るべきものであって、とてもいまの段階では、市民全体というわけには行き渡るのは不可能ではないかと考えております。

消費者問題につきまして、灯油その他の生活必需品の価格の問題、この問題につきましては、流通機構の問題等もございまして、いろいろ困難なこともございますけれども、生産しておるこの地域で、よその地域より灯油が高いといつたようなことは、これはもうだれが考えたって不合理なことだと考えます。こういった点につきまして、お申出がありましたならば、いつでも担当者から流通機構のそれぞれの面に向かって申し入れをいたしまして、そういうことのないようにいたしたいと思っております。

教育問題につきまして、社会会館の問題でございますが、この点につきましては、先ほどから小井議員あるいは川

村議員のご質問にお答えしておるところでございますが、四日市におきましては、文化施設が不足しておりますし、またあるものにつきましても、きわめて不完全でもございますので、こういった文化施設の増強という観点から、何かその充実に心がけていきたいと考えております。

公私立保育園、幼稚園の格差是正につきましては、保育園につきましては、比較的問題は少ないんでございますけれども、幼稚園におきましては、人件費の高騰その他によりまして、格差が非常に目立つてまいりましたと存ります。しかしこの格差につきましては、私いたしましても、できるだけ短縮したいと思うんでございますけれども、宗教法人との問題もございまして、いろいろ困難な問題もあると思います。しかし終局的には、この格差が余りできないよう、できるだけ努力をしていきたいと思います。

地域コミュニティーセンターにつきまして、ぐらんになつた地域の実情をお話しいただいたわけでございますが、非常にけつこうだと思ひますけれども、まだ四日市では、そこまで手の届かないのを非常に残念に思います。少しづつでも、そうしたものに近づくよう努力をしたいと思います。

環境の緑化及び美化につきましては、従来この植樹あるいは緑化、美化こういった点におきましては、各団体がご努力いただいておったわけでございますが、どちらかと申せば、ばらばらに運動がなされておったともいえると思うんでございます。しかし来年度の国民体育大会を控えまして、市民組織の結成も必要だと思います。したがいまして、商工会議所あるいは婦人会の連絡協議会あるいは青年会議所、これらの方々にご協議を願いまして、緑化ばかりではなく美化も含めた組織にすることを提案いたしまして、去る十一月二十九日新たにまた自治会の代表も加わつていただきまして、美しい四日市を育てる会を市民組織として、設立することになつております。その会則等の検討も進めておる次第でございます。これが成立いたしましたならば、この組織を通じまして、統一した方向をもつて、市民

の協力を得た緑化及び美化の推進に役立つものと期待しております。

なおまた、ご指摘のございました公園等に遊具を配置する問題につきましては、泊山公園には多少動物なんかも移入したいと思っておりますし、また、霞ヶ浦の緑地につきましても、現在何の遊具もございませんので、若干遊具を備えて子どもが楽しく遊べるような施設をつくっていきたいと考えます。

なお、申し落としました点につきましては、担当者からお答えいたします。

○副議長（生川平蔵君） 福祉部長。

○福祉部長（谷沢文男君） 坪井議員のご質問に対しまして、市長のご答弁漏れの点につきまして、補足してご説明をさしていただきます。

第一点の福祉問題でございますが、この中で精神障害者の問題でございますが、これは昨年來たびたびの議会にござ質問があり、われわれも十三市ともども何とか自由入院の方々の対策というかつこうで、県に向かつて強く働きかけをいたしてまいっております。特に十三市におきましては、老人、身障、乳児そういう奉仕医療関係の研究調査機関をつくりながら、それとの関連をふまえて県に働きかけをいたしておりますが、県当局におかれましても、その必要性を考えながら、現在各市の実態調査をいたしておるという段階でございますので、今後さらに努力を進めてまいりたいと思います。

次に、療育センターの問題でございますが、この問題もたびたびの議会にご質疑があり、お答えをさしていただきておりますとおりであります。私どもはやはり北勢あるいは一市四町の広域の中では、早く県が主体になる療育施設をつくるべきだと存ります。これに対する用地の問題とかその他については、関係市町村協力を約していきたいと。こ

ういう考え方で努力をいたしております。

特に、四日市市はモデル都市として指定されておりますので、今後やはりこういう肢体不自由児、精神薄弱児者の問題等一体になったようなやはり一つの構想で、モデル都市の最後の核として進めていきたいと考えております。以上です。

○副議長（生川平蔵君） 教育長。

〔教育長（市川一郎君）登壇〕

○教育長（市川一郎君） 図書館の蔵書のことについて、ご質問いただいたのでございます。

昨年七月、新しい図書館、開館いたしまして、非常にたくさんの人々にご利用いただいております。四十七年と四十八年と比べますと、入館者におきましても、また貸し出し冊数におきましても、二倍、三倍と伸びておるのでございます、たいへん喜んでおるのでございます。

今後まだ図書館として充実しなかりやならぬものはいろいろございますけれども、いまご指摘になりましたような図書費は、その一番中心のものだと思っております。あの図書館が設計されます段階におきましては、全国のこういう都市の蔵書というのは、市民一人に一冊、二十三万あるいは二十四万冊を収容できる、そういう計画で書庫が設計されたと聞いております。

現在持っておりますのは、図書館にあるもの、それから巡回文庫用合わせまして七万七千冊程度でございます。一人一冊とまではいかないにしましても、市民の需要が非常に大きいものですから、さらに図書費の増加をはかっていただきたい。特に、今までと違いまして、最近の物価値上がりの中でも、図書費の増加というのは非常に大きいものでございますので、そういうものをカバーする点において、そういうことを考えましても、図書費の増加というと一番

の図書館の問題だと思っておりまして、今後努力してまいりたいと、こう思っております。

○副議長（生川平蔵君） 坪井妙子君。

〔坪井妙子君登壇〕

○坪井妙子君 ただいま、いろいろ答弁いただいたわけでございますが、福祉問題について、特に出産祝金、葬祭見舞金制度について、市長はいわゆる低額所得者救済という意味合いのことに、ご意向があるようになつたわけでございますが、私ども市民として、市長と市民との間に、一つのなんと申しますか、心の通いあつた行政として、それはさきの水戸市の出産のときに梅の苗木を一本贈るだけでも、これは一つのお祝いの形になるんだということを思うわけでございますし、葬祭のときには、そのワクに入った死亡の確認の形で、その家族にごあいさつをなさるのも、これは一つの心の通い合いであります。金額にすぐ結びつけてお考えいただきますと、額の多少というようなること、救貧というようなことになるかもしれませんけれども、少しその辺をお考えいただきたいのと、それからただいま国民健康保険のほうで、いわゆる国民健康保険加入者のみに行われております出産祝金、葬祭見舞金制度に対して、いま少しワクを広げていただくのも一つの方法であろうかと思ひますけれども、その辺よくもう少しお考えを賜わりたいと思うわけでございます。

それから灯油価格の問題でございますが、先ほどことばが足りませんでございましたけれども、本市の生産工場が地元という意識がなくて、そういう協力がないということを申し上げたわけでございまして、業者のみに申し入れをいたしてみましても、これはいわゆるとおり指導価格を守っているんだというような答えでまいりますので、いわゆる市民として、共存共榮と申しますか、生産工場を持つ都市の市民としての主張を申し上げたいのでございまして、市長なりあるいはその所轄部長は、どうぞそういう市民感情を踏まえて、お申し入れを賜わりたいと思うわけでござ

います。

狂乱物価に対して、他都市では共同仕入れとかあるいは生産者直接の販売とか、いろいろ知恵をしぶって、消費者擁護をしておるようでございますので、本市におきましても、いささか時期を失った感がいたしますけれども、業者に対しても申し入れなりあるいは監督なりしていただきますことを、切にご要望申し上げたいと思います。

それから、社会教育の問題でございますが、先ほど P.T.A のほうに補助金が少ないと川村議員のほうからご指摘がございましたけれども、ほんとうに社会教育団体は補助金がたいへん少なくて、みな四苦八苦いたしておりますけれども、今後とも他都市に比較して、いささかでもご配慮を賜わりますようにお願ひをいたしておきたいと存じます。

また、公私立幼稚園の格差是正の問題でございますが、津市においては、私立幼稚園の五歳児に対して、年間五千円の補助金を、月五百円にも足りないのでございますけれども、とにかくそれだけの金額を支出し、今年度は増額されるというようなことを承っております。それだけでも、お出しitただくなれば、市民は私立の幼稚園だけは放つておかれてるんだという思いをせずに喜ばれることだと思いますし、またその金額を支出することで、私立幼稚園の教育内容についても、教育委員会のほうで、ご援助とともにご指導をいただくことができるのではないかと、かように思ふわけでございます。

コミュニティセンターにつきましては、私も、これは一つの現実に目の前に見せられた理想な地域社会の点在するセンターとして申し上げてみたわけでございます。四日市においては、まだ夢だといわれば、それまでございますけれども、公民館がございましても、なかなかその公民館すら喜ばれない現状でございますが、福祉をかねて、地域社会の人間関係をより豊か、より永続させるために、今後の課題としてお考えを賜わりたいと思います。

緑化美化の問題については、美しい四日市を育てる会と申しますか、そういうようなものが発足するようございますので、十分に民意をご吸收いただきまして、四日市百年の大計と申しますか、妙なものが妙なところにできたんだといわれることのないようなマスター・プランのもとに、ご計画を賜わるようにお願いをいたしておきたいと思想です。

どうもありがとうございました。

○副議長（生川平蔵君） 本日は、この程度にとどめ、あとの方は明日お願いすることにいたします。
あすは、午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。ありがとうございました。

午後三時四十九分散会

四 日 市 市 議 會

四日市市議會定例會會議錄（第三號）

昭和四十九年十二月二十一日

○議事日程

第三号

昭和四十九年十二月十二日(木)午前十時開議

第一 一般質問

○本日の会議に付した事件
日程第一 一般質問

○出席議員(四十二名)

小 大 岩 伊 伊 小 荒 天 青

川 島 田 藤 藤 井 木 春 山

四 武 久 信 太 道 武 文 峯

郎 雄 雄 一 郎 夫 治 雄 男

君 君 君 君 君 君 君 君

○欠席議員 (0名)

吉山山山安六松増藤福日早服長橋
谷
垣本中口垣平島山井田比川部川本
照忠信 豊良英泰香義正昌鐸增
治
男勝一生勇司一一郎史平夫弘元藏
君君君君君君君君君君君君君君君

橋野生中出坪田高高志後後小小粉訓喜川
多
本崎川島井井中橋井積藤藤林林川霸野村
建貞平隆 妙政力三政藤寛喜博也
太
治芳蔵平博子一三夫一郎治夫次茂男等潔
君君君君君君君君君君君君君君君君君

○議事説明のため出席した者

○出席事務局職員

主 事 事 事 長	主 事 務 課 局	議 事 事 務 係	議 事 事 務 長	國 体 局 次 長	次 消 防	次 水 道 事 業 管 理 者	病 院 事 務	教 育 委 員	副 建 設 部 入 役	下 水 道 部 長	土 木 境 部 長	環 境 社 部 長	福 祉 部 長	產 業 部 長	稅 務 部 長	總 務 部 長	市 長 公 室	收 助 市 長 入
川 西	板 川	菊		佐々木	薮 倉	天 平	村	山 市 龍	伊 荒 美 杉	鷺 谷 鶴	杉 阿 三	庄 加 岩						
北 口	崎 村	地		大 木	田 谷	野 井	山	北 川 池	濃	藤 木 部	本 浦 沢	野 本 南	輪 司 藤	野				
悟	大 得	英		得 晃	徳 助	助 清		一 清	涼 三 博	義 和 文	正 治	輝 喜 良	寛 見					
司	徹	丞	二 也	精	裕 助	春 三	了	彰 郎 真	一 郎 美 広	己 男 和 芳	彦 司	一 嗣 齊						
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	

○議長（山中忠一君） ただいまから、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、三十七名であります。

本日の議事は、お手元に配布いたしました議事日程第三号のとおり、一般質問であります。

日程第一 一般質問

○議長（山中忠一君） 日程第一、これより一般質問を昨日に引き続き行います。

出井 博君。

〔出井 博君登壇〕

○出井 博君 岩さん、おはようございます。ご通告の順序に従いまして、質問をいたしたいと思います。

第一点目に、国体と市民運動に関連して。来年度国民体育大会が当市で開催されますが、この国民体育大会の目的は、広く国民の間にスポーツを普及し、アマチュアリズムとスポーツ精神を高揚して、国民の健康増進と体力の向上をはかり、あわせて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく、豊かにしようとするとものであるといわれております。国体も回を重ねるに従いまして、本来の目的をはずれたショーティー的要素も加わり、はでになり、勝利のみを目的としたジブシー選手の導入等、世論の批判を受ける事態となつてきました。三重国体はこれと絶を切るという、本来の目的に返る国体を目指していることは当然であると評価したいと思います。

私たちの会派は、去る十月に松本市の視察をいたしました。以前訪問した松本市長のことばに、次のようなことがござります。「私は、国体を単なる祭典にするつもりはない。まして、市民のうき晴らしの場とするつもりはない。」

と。「國体を通じて、いかに町を創造するか、変革するか、十八万市民の参加の中でそれをねらうというつもりであります。」と。私たちは、市民参加のもとで町を創造し、変革する具体的な施策や運動などについて、何を得ようと質問したのですが、長野国体はご存じのように五十三年で、また市長の構想段階で、具体的なものはないということで、残念ながら市の問題に質問を移行したわけであります。しかしながら、国体を生かして町をつくるということは、四日市にとってもきわめて必要なことであります。当市でも週刊市民運動実践協議会が設立され、市民運動実践項目も明らかにされております。これらの項目や実践運動は、当然実行されるべき問題や運動であり、けっこうなことであると思います。しかしながら、簡単なようでむずかしいことも多く、市民運動として盛り上げ、将来に向かって定着させることは、多くの経費と努力と、市民一人一人の協力と参加が必要で、「馬を水辺につれていくのはできるが、無理に水を飲ませるということはむずかしい」というたとえのことばもありますが、スローガンで終わることになりかねないと思うわけであります。かつて市が掲唱いたしましたし、現在でも行われておるというふうに思います。ノーカーデーが、いつの間にかなくなっているように思うわけであります。そのため、今後の方針など、市民運動を前進させるためにお聞きしたいと思います。

以下、いろいろな問題点を提起いたしましてご質問いたしますので、ご答弁をお願いいたします。
まず一点目に、緑を守る問題であります。

緑といふものは、都市生活においてどんなにかけがえのない潤いであるかはご承知のとおりでございます。緑もそれを維持するために、その日その日を必死に戰っているのですが、特に街路樹の場合、四六時中の排気ガス等の汚染、舗装された路面のわずかなすき間から水の恵み、疫病や害虫のおそれなどと戦っておりますが、この大切な街路樹に、最近特に看板などが立てかけられたり、くくりつけたりすることが多々ございます。このため、緑をいためる

ばかりではなく、不調和な色彩のため、緑の効用もけし飛ぶこともあります。行政的には、条例違反ということで年に数回警告、撤去をされているようですが、その業務に当たる職員の数も少なく、撤去してもあとからあとからハエがわくよう出てくる報告には、とても追いつかのが実情であろうと思います。また、いかに粗悪な看板でも出版、表現の自由との関連でトラブルもあると思われます。これらの問題の解決は、結局市民の世論と防衛がきめ手となります。横浜市の例では、市民集会の中でこの問題がしばしば取り上げられ、市民各層のグループが市民の意思として緑を守る運動に立ち上がり、市民の世論が判定した、汚物は市民の手で取り除くことが定着しつつあります。四日市でも市民運動の母体が発足したわけですが、この問題についてどうするか、当局にお伺いいたしますわけであります。

第二点目に、緑の問題の中で、雑草の問題があります。

まず、雑草も緑のうちで育てていくもののかお伺いいたします。四日市も、昔は菜の花で一面に黄色になつたわけであります。今日ではセイタカアワダチソウの黄色で各所が色どられており、これがある場所は公的的道路わきや管理地、または、値上がり待ちの空地とかであり、個人の住んでいる土地や活用中の敷地にはあまり見られないのです。固体を機会に、緑を育て花を植える運動とともに、他の市町村でも行っております雑草除去の施策なども参考にして、本格的な市の対策と市民運動の中でのやり方をお伺いいたします。

三番目に、市民運動実践項目の中に、市民として当然守らなければならない道徳的項目があります。今までいろいろと運動も進められてきましたが、改善されない事項も多く、たとえば時間励行などもなかなか実践されませんし車内禁煙の電車内でたばこが自由に吸えることなどは、他の地方ではあまり見ることのできない光景でございます。中国から帰った人の話では、町が非常にきれいだと聞きました。乗物に乗る場合に、関東では自然に列ができる、割り込むにも気がひけるのに、四日市ではどうでございましょう。まだまだわれ先にという光景が多く見られます。特

に、私は電車、バスで通勤しておりますが、非常にこういう問題が多いのでございます。これを改めますには、じみちな指導と実践と宣伝が必要でございますが、どのような具体策で臨まれますのかお聞きいたします。

四番目、次に自転車の問題でございますが、四日市広報の十一月下旬号に、「取り締まりだけでなく、早く近鉄高架下に自転車置場を」との見出しで市民の声が出ており、市としても各所に積極的に設置していきたいとの回答が出ておりました。自転車の便利さの一つは、目的の場所に最も近くに行けることであります。市役所の玄関階段下に市民の自転車が、用件を済ますわずかな時間置いてあります。すぐ近くに自転車の置き場がありましても、人に対しても迷惑もかけるわけでもなく、ほんのわずかな時間だという心理が、自転車置き場までの手数を省かせてしまうわけだと思います。まして、注意をする担当者も、自動車のように罰金を取るわけでもないのでなかなか是正されません。市民運動はむずかしいものではなく、ちょっとした心がけで実行できるものばかりですと、運動の手引書に書いてあります。また、施設や場所の提供も必要でございます。自動車より自転車、自転車より歩行者が優先されると思います。高架下に自転車置場を確保するとともに、現在自動車が駐車しておりますスペースを自転車置き場にするとか、市内の繁華街でも白線で場所を指定するなど、できるだけ市民が便利で、しかも一定のルールを守れるようなことをやるべきだと思うわけであります、理事者の考え方をお聞きしたいと思います。

五番目に、固体の目的や市民運動の中に、スポーツの振興や青少年の健全育成があります。これらを実施する設備として、子供広場の積極的な配置、より多くの学校の開放、それも校庭から体育館へと進める必要があると思います。勤労青少年などの運動のための夜間照明設備など、固体を契機に実現さることが望ましいと思うのですが、市民が身近に感じ、手軽に活用できる施設が必要と思いますが、これらに対する考え方をお聞かせ願いたいと思います。

六点目は、また、団体を機会に地場産業製品の展示や販路拡大などをやる必要があると思いますが、もし計画がありましらご回答をお願いしたいと思います。

次に、再度小屋下川国道一号線の改修についてでございます。小屋下川改修につきましては、去る四十五年の議会におきまして北村議員、四十七年六月の議会において私のほうで一般質問をいたしましたときの回答によりますと、工場の建立と住宅化により今までの遊水池がなくなつたので、昭和四十六年度から新しく雨池の都市下水路の改修にかかり、第一号幹線の海軍道路までは一応事業決定も終わり、四十六年度二百五十メートル終了、四十七年度も補助金が決定しており、二百六十メートルの改修を大体子西八王子線まで終わる予定と。第二号幹線は、海軍道路に沿いまして西へあがり、関西線の東側を向かいまして、日本合成ゴムより既設の水路でこれが小屋下川になりますと、これを西へのぼりまして東亜紡の南側を国道一号線まで行っておる水路が第二号幹線、完成予定は昭和五十三年度までというふうにご説明受けたわけであります。小屋下川の付近の改修については、雨池川全体の計画の第一期工事の中に入っており、五十三年度完成の予定をできる限り短縮するように努力したいというご答弁でございました。国道一号線下の小屋下川へ小古曽より流れるのを防止する工事に着手をしていき、国道一号線の断面の小さいところについては建設省へお願いをしており、検討してもらい、なお一そう建設省へお願いをして、一日も早く住民の不安を解消できるよう努力するということでございましたが、去る七月二十五日の集中豪雨をはじめ、大雨のたびに小屋下川国道一号線下の暗渠になつておるところが一メートル幅の非常に小さいところでございまして、雨の降るたびに一号線の上を雨水が滝のように流れ、また国道一号線上流では小屋下川から北側に向かいまして前田町に四本の道路がございますが、この道路を滝のように南中学校の校庭が低いためにそこへ流れ落ちまして、南中学校の校庭はいつも池のようになります。このために、付近の住民をはじめ学校当局及び生徒は非常に困っておりますので、国道一号線下

の改修を早期に実施する計画があれば回答願いたいと思いますし、早期に改修するよう努めさせていただきたいと思いますが、これについてご説明をお願いしたいと思います。

次に、高齢者福祉の充実についてでございます。

四日市市総合計画基本構想の中で、高福祉社会の実現。その中で、老人福祉推進の拠点とするために老人福祉センター及び働く場を提供するため、高齢者無料職業紹介所の設置をはかると。老人のための憩いの家を各地区に適正に配置をすると。老人クラブ、老人家庭奉仕団の育成強化をはかる。養護老人ホーム、軽費老人ホームなどの拡充整備をはかると。ひとり暮らしの老人のため、電話相談及びバトロール制度をつくるとともに、家庭奉仕員、介護人の派遣対策を強化すると。寝たきり老人のため健康管理、治療養護の徹底をはかるとともに、特別養護老人ホーム等の設置を推進するということが出でおりますが、当市におきましても、老人福祉センターが今年五月に完成をいたしまして、各種事業を通じ多くの地域老人に生きがいのある生活をおくるために多大の貢献を果たしていることは喜ばしいことでございます。また、この十月から団体利用者に対して交通費の半額を補助されておりますが、老人クラブの方々は非常に喜んでおられます。また、老人クラブの方々としても、半額の補助では集金その他にも非常に手間をとるので、せひともマイクロバスを一台購入して、老人福祉センターに無料で行けるようにしていただきたいという声が各地域から出でております。この問題について、市当局はどうな考へ方を持っておられるか。若い先輩のため、市長のあたたかご回答をお願いしたいと思うわけであります。

それから次に、老人憩いの家は、老人福祉センターより小地域の住民を対象にした利用施設であり、老人の健康で生きがいある生活を送るに必要な知識を得たり、レクリエーションなどを実施したりする施設で、老人クラブの活動の場として他都市では多く利用されておりますが、市当局の計画はどうなつておるのかお伺いいたします。

次に、高齢者職業紹介状況は現在どのようになっているのか、将来の展望についてお伺いするわけあります。これは昨年九月の議会で市長より、社会福祉協議会に専任者を置いて十月から就職のあっせんに取りかかるなど考えていると言われましたが、非常に最近では各産業の不況により若い方でも職を離れておるような現況でございますので、ましてや六十以上の老人の方の就職というのは一定の技術者でも非常に困難と存りますが、現在、昨年から開所されました就職その他の状況、将来の展望についてお伺いいたします。

以上で質問を終わりたいと思います。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 第一問の国体と市民運動についてでございますが、来年の三重国体におきましては、私も國体本来の目的に返った運営をせることを目標にして、同時に国体を機会に町づくりを進めていくべきであろうと考えております。

ノーカーデーのその後と申しますと、このノーカーデーの運動は残念ながら盛り上がりを見ずに終わっておるんでございますが、その精神はスクールゾーンあるいは生活ゾーンなどによって生かされてきておると思います。

また、都市交通における総合規制、これなんかもこういったノーカーデーの主張から生まれ出た産物であろうと考えております。同時に、通園、通学路の整備であるとか、あるいは市民の歩き運動と、こういったものもノーカーデーの考え方から演説せられて生じた運動であろうと思いまして、ノーカーデーそのものは盛り上がりなかつたのでございますけれども、その精神は今日に至って、ますます人間回復の運動としても盛り上がっておるようには考えております。

街路樹の保護につきましては、看板その他の広告、そういうものの撤去につきましては、従来とも数回にわたりて回収につとめておるんですけどございますが、これにつきましてはもっと徹底して行っていただきたいと思います。

同時に、あき地の雑草除去、これは緑をふやす運動と同時に、町をきれいにするといった意味におきましてこの雑草除去につきましても、来年を目標に組織的に盛り上がらせていただきたいと考えております。

自転車置き場の問題でございますが、これにつきましても近鉄高架等を機会に設置することになつておりますが、この設置につきましてはできるだけ促進をはかりたいと思っております。最近自転車を利用せられる方々も非常に増加しておりますので、こういった問題につきましては一そう力を入れていきたいと思います。

スポーツの振興あるいは青少年の健全な育成についての、手軽に利用できる広場を設定すること、このことにつきましては、従来ともできる限り土地の提供、あるいは土地が見つかりました場合には積極的にこれを利用できるような方向で行ってまいりましたけれども、今後ともこういった手軽に利用できる広場の確保につきましては、一そう努力していきたいと思っております。夜間の照明設備の問題につきましては、これも非常に要望の高いことでござりますので、できたら明年度あたりから考慮していくといきたいと、このように考えております。

なお、地場産業万古焼きなんかの展示場でございますが、陶磁器の展示場、こういった郷土産業の紹介につきましては、近鉄高架下を利用いたしまして、明年国体の前にこういった展示を行うように進めたいと考えております。いろいろご例示をいただいたわけでございますけれども、先般市といたしましては、市民運動の推進委員の方々を委嘱したわけでございまして、これが有名無実に終わらないようにご指摘をいたしましたんでございますが、実行委員会といたしましては、町を清潔にする運動であるとか、笑顔と親切で接する運動、こういった九つの運動目標を掲げまして、市民総参加のご協力をお願いしておるんですけどございますが、一人一人の市民が日常生活の中でこういった心がけで

実行することによって、大きな成果も得ることも多いと思ふんでございます。九つの項目の中でも、スポーツを楽しむ運動における教室、スポーツ教室、あるいは市民体育大会あるいは青少年の健全育成における秋の子供祭り、花づくり、緑化の実践といったましての菊花の展示会、こういった事柄はすでに市民の方々の盛り上がりによって定着しておりますものもありますし、定着しつつあるものも多いのでございまして、これらの諸問題につきましては、この実践運動に關係のある諸団体から推薦いただきました千五百八十九名の推進委員の方々のご意見、ご協力をいただきまして、この運動を具体的に進めてまいり、実践をしていっていただきたいと思います。単に団体だけということではなく、団体を機会にいたしまして、こうした町をきれいにし緑を増すという実践運動を定着させていきたいと考えております。

第二問の小屋下川の改修につきましては、関係担当部長からお答え申し上げます。

高齢者福祉の具体化につきまして、バスを購入してほしいというご要望も高いことは私もよく存じておるんでございますが、こういったものを公平に使うためには、私はやはり団体助成が適當ではないかと考えております。たとえばまた、寄付なんかで買ってやろうとおっしゃる申し出もあるようでございますけれども、こういった問題になりますと、寄付したことに基づくいろいろな弊害も出てくると思いますし、現在の運賃の助成の率が適當であるかどうかにつきましては検討いたしたいと思いますけれども、バスを備えつけるという問題につきましては、運用に特に、数人の申し込みがあつても直ちに出かけていかねばならぬとか、あるいは期日が重なるといったような問題もございまして、さらにこういったバスを購入するという問題はもっと検討すべきではないかと私は考えております。ただ、ご利用についての負担の軽減ということには、さらに私は検討したいと思います。

現在老人福祉センターの利用状況を見ましても、六月から十一月までの間に八千七百九十六の方が利用していた

だいておりますし、この間水害で一月半も休館いたしましたことを考えますと、利用度は非常に良好であろうと考えております。

老人憩いの家につきましては、二十八地区四十五カ所で運営がなされておるんですけど、まだまだこれにつきましては、内容の整備充実を必要とするものであろうと思います。同時にまた、老人の施設といたしましては、朝日町、川越町におきましてもすでに開設いたしておりますし、菰野でも建設中でございますし、五十年度以降におきましては楠町にもできる予定になっておりますので、こういった施設につきましては、広域行政の立場におきましては相互利用をする協定ができておりますので、こういった近隣町村の施設をも地域センターとして利用していただきたいと考えております。

高齢者の職業紹介につきましては、現在社会福祉協議会の中に無料職業紹介所を設置いたしまして運営しておるわけでございますが、四十八年九月から四十九年八月まで、この一年間におきまして職を求めて来られた方が四百七十五人、求人のあったのが六百十二人と。その中で紹介したのが二百七十三人でございまして、就職した人が百五十人と、比較的良好な成績をあげ得たと考へております。しかし、先ほどご指摘もございましたように、景気の落ち込みとともにこの高齢者の就職問題もだんだんむずかしくなつてしまつると考へられますので、これにつきましては、職業安定所とともに一そもう力をいたしまして、高齢者の職業開拓につとめたいと考えます。

○議長（山中忠一君） 下水道部長。

〔下水道部長（美濃部博美君）登壇〕

○下水道部長（美濃部博美君） お答えいたします。

小屋下川の問題でござりますけども、これに関連いたしまして過年から、それぞれのほうでいろいろとお答えをさ

していただきております雨池の問題が根本的な問題でございます。しかし、雨池川につきましてはなかなか工事が前に前進いたしませんに、暗中模索の中であせりだけが市民の各位、われわれとともにふえるばかりでまことに申しあげないことだと思つております。これにつきましては、あらゆる機会を使い、あらゆる方策を考えながら前に進めることに努力しておりますが、なかなか思うようにまかせず、これも申しわけないことだと思つております。しかし、この小屋下川の問題につきましては、毎年たいへんなる被害が出ておりますので、抜本的な改修はともかくといたしまして、いわゆる一步でも二歩でも前進させるという意味合いにおきまして、目下建設省と具体案を協議中でございます。二、三日前の協議の中では、現在の断面を交通規制とかあるいは、ご承知のように環境が非常に、家が密集、林立しておりますので、根本的な問題としてはそういうものの移動ということとも考へる時期がいづれはまいるかと思ひますけども、とりあえずは現状の中で、先ほど申し上げましたように、一步でも二歩でも前進させるという意味においての通水断面の拡大ということをはかりたい、そしてこれを来年度の梅雨季までに完成したいということではござ見通しがついてまいりましたので、抜本的な改修にならないかわかりませんが、われわれの気持ちもおくみ取りただいてご理解を得たいと思います。

○議長（山中忠一君）出井 博君。

〔出井 博君登壇〕

○出井 博君 あまり時間がございませんので、ご要望を申し上げて質問を終わりたいと思ひますが、先ほどの市民運動の中で市長のほうから非常にいい答弁をいただきましてどうもありがとうございますが、市民運動の推進要綱の中で、市民運動の目標として國体の意義を市民が広く理解し、市民がこそって参加し、創意くふうと努力を積み、健康なからだ、明るい人間関係、美しい環境をつくり誠実な國体を開催するとともに、この運動を通じて明るく住みよい郷土四日市市の発展をはかるものであるというふうにうたつてございますが、この精神をお忘れのないようにしていただきまして、各市民の方にも広報その他を通じて趣旨徹底をよろしくお願ひしたいと思ひますとともに、都市美化運動として、諭訪の連鎖街といいますか繁華街あたりにおきましては、たばこの吸いがら入れとかごみ入れがございますが、その他の道路におきましても、そういうものをできれば百メートルおきぐらいに置いていただくよう願望申し上げるわけでござります。

それから老人の福祉センターへ参りますバスの設置につきましては、いろいろ問題もあるようですが、また明日から各定期バスの値上げがございますので、そういう面も十分念頭に置きながら、今後前向きの姿勢でご検討を願うようご要望をいたします。

以上で質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（山中忠一君）野崎貞芳君。

〔野崎貞芳君登壇〕

○野崎貞芳君 ご通告いたしましたご質問を、革新クラブを代表いたしまして申し上げたいと思います。

昭和五十年度の施策について、基本構想の具体化をどうするかについて質問いたしますので、よろしくご答弁のほどお願いいたします。

四日市広報の一言の中に、アンケートの声からということで次の声が載つておりました。「市の未来像を明確にし、一步一歩着実に実行することこそ大切である」と、小古曽町のHという人の投書が載つておりました。当議会では、市長より提案された総合計画基本構想案を長期にわたって審査し、若干の補強修正をして決定いたしました。本構想では、昭和四十八年を初年度として五十五年を展望したものであります。一応の方向は示されているのでありますが、

しかしながら、構想に基づく具体的なものは早急に作成することになっていたにもかかわらず、基本計画も実施計画も何ら示されず、経済の変動等を理由として延び延びになつております。私たちは、先を見越した政治が理想だと思いますが、現実は、過去の政治のひずみをいかに回復していくかになつております。未来像というものは、ことばのうえでのイメージではなく、具体的なもので基本計画や実施計画でなければならぬわけで、それを一步一步やり遂げることが必要であります。きのうの市長の答弁によりますと、基本計画や実施計画の作成は最終段階で、五十年一月には議会にも発表するとのことです、基本計画はいつからいつまでの計画で、実施計画はいつからいつまでのもののか明らかにしていただきたいと思います。

次に、財政の見通し等についてお尋ねいたします。

基本構想の前段に、計画の前提として人口、市民生活、所得、産業の見通し等があり、これらを基礎として市の施策が構想されております。今日、国の政策のまことにインフレと不況が同時に市民生活にのしかかり、四日市市の産業も多く影響を受けております。開発途上国の追い上げもあり、構造的に弱さのある繊維産業、インフレによる購買力の低下で、生産不振の電気、もともと経営基盤の弱い地場産業、産業全体の活動低下による石油化学の、土木建設その他不振等々、一時的な停滞だけでなく長期にわたる不況の固定化も考えられます。四十八年度決算では、法人市民税が増大していまして、倒産、失業等が顕著にあらわれた今日、市税収入はどうなるのか。きのうは総額で発表されました、法人分、個人分等々に見通して明らかにしたいと思います。国の見通しも、今後当分は経済成長はあまりなく、新全総など各種計画も白紙に戻すなどといつておりますが、四日市の基本構想そのものは改定の必要はないと思いますが、その点はどう考えておられますかお尋ねいたします。

基本構想の欠陥は、財政計画がなかったことであります。そこで、基本計画、実施計画の中で財政計画を立てるこ

とになつております。基本構想の中から何を実施するのか、財源によって左右されますし、また、必要な施策のためには財源の確保も必要となります。市の総力をあげての財源獲得をお願いいたします。

次に、義務的経費増大による財政の硬直化の問題がありますが、五十年度以降の見通しと基本構想にどんな影響があるのか、お答えをお願いします。

私たちは、市職員の労働条件の向上とともに、市民の要求に現実的にこたえる必要があります。きのうの新聞で、岐阜県穂積町の松野町長の記事を見ました。金の裏づけのないバラ色の公約よりも、私はじみでもほんとうに必要な排水路などを着実に実行していくと書いてありました。四日市の基本構想も、市の当面する諸問題を解決する方向が示されておりわけですが、財政で裏づけされた実施計画となると、構想や基本計画の十分の一ということになるのではないかと思います。そこで、全部が市民の要望であるにしても重点的にやるべき施策が必要で、そのため当分中止や延期、縮小する事項もあると思います。きのうは重点の一部について発表されました、さらに細部についてお答え願いたいし、また、中止、縮小する面などについてもお答え願います。

きのうの一般質問で、五十年度の施策の一部について回答がありました、基本計画や実施計画が発表されておりませんので、基本構想の中からなるべく重複を避けて、五十年度どうなるのか質問いたします。

施設関係について、老人関係につきましては、先ほどの出井議員の質問と重複しますのでこれを避けます。心身障害者関係の援護施設や福祉工場の建設は、五十年度にできるのか。私たちは、保育所は一小学校区に二つぐらいが必要と思っておりますが、適正配置という文章が基本計画では具体的にどうなるのか。そして、五十年度は今までの定数以上に新設を期待しておりますが、どうするつもりなのかご質問いたします。学校については、適正規模、適正配置の具体化が必要ですし、また設備の充実と環境の整備も必要です。五十年度の学校整備について、どのようなこ

とを重点にされるのかお答え願いたいと思います。公民館の整備はどのような年次計画でやるのか、五十年度はやるのかやらないのかお尋ねいたしました。また、博物館の計画はいつになるのか、民俗資料館の建設はいつになるのか。児童館も一部できましたが必要な施設であります。各地に年次的に整備の必要がありますが、どうするつもりなのか。施設関係ではまだまだ数多くあるわけですが、これが一齊に着手できるとは思われません。五十年度から実施し、單年度で完成するもの、実施計画の年度内でできるもの、さらに、基本計画の年度内でできるもの、さらに、長期にわたり完了するものとなるわけですが、どれがどのようになるのか考えを明らかにしたいと思います。

また、治山治水の面から、河川、下水道、下水路の計画、道路、街路、住宅、公園、緑地やごみ、屎尿処理等の問題もあります。基本構想には、福祉をはじめ各項目に前進した目標が掲げてありますが、五十年度に取り入れたい施策がありましたらご説明していただきたいと思います。

よろしくお願ひしまして、質問を終わります。

○議長（山中忠一君） 暫時、休憩いたします。

午前十時五十三分休憩

午前十一時七分再開

○議長（山中忠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 基本構想の具体化につきましては、いろいろご心配をかけておりますことをおわび申し上げ

ます。

基本構想を具体化するための基本計画あるいは実施計画、これらのことにつきましては、絶対に財政の裏づけが必要なんだとございます。その裏づけをどうするかということがございますので、今日まで遷延しておったわけでござります。実施計画につきましては、私本年の当初予算の際にも申し上げましたように、基本構想の精神をくみまして四十九年度の予算編成をいたしたわけでございますが、実施計画といたしましては、それで実質的には四十九年から五十一年までが実施計画でござりますし、基本計画といたしましては、四十九年から五十三年を展望いたしましたのが基本計画でございます。これにつきまして、昨日お答えいたしましたように、現在整理、取りまとめの段階でございまして、具体的な事象をあげてご説明申し上げるのは困難かと思ひますけれども、できるだけ現在設定いたしております計画の発表できる段階にありますものだけ加藤助役からご説明申し上げます。

基本計画あるいは実施計画につきましては、ご指摘のように、決して絵にかいたものではなくて、実現できるものを目ざしておるわけでございます。こういった次第でございますので、まだ本日の段階ではそうした具体化の、何をどういったものをどの程度やるという具体的な位置づけはできないかもしれません、どの程度のことを考えておるかということにつきましてご説明いたしたいと思います。

○議長（山中忠一君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） 基本構想に基づきました基本計画あるいは実施計画をただいま取りまとめてござります。したがつて、具体的には来年早々にその内容をご発表申し上げることはできるであろうと、こういう段取りでござります。

まず、基本構想に基づいた基本計画をどうするかということでございますが、それには事業を計画的に推進いたしするために、原則として市が直接実現手段を講じ得るという事業を取り上げてまいりたい。その事業の達成の目標水準というものを、まず設定をいたすということでございます。そこで事業主体が国、県、あるいはその他の団体が事業主体であるといふもの。それから第二番には、維持管理的なもの。三番目には、財政事情というものを考えまして、弾力的に対処できるもの。あるいは四番目に、市からの補助金の交付や融資というような事業、こういったような事業は、一応計画の中からはずしてございます。

それから目標の水準の設定の方法といたしましては、人口、財政規模等から見まして本市と同格、あるいはよくいわれることばでございますが、類似都市と、そういったようなところの水準がどうなっておるかということ。第二番目には、法令で定められております各種の基準がどうなっておるかということ。第三番目には、いろいろ専門的な調査結果、審議会等の答申がございますのでこういったもの。それから第四番には、国や県の長期計画上の目標値と、こういったようなものを参考にいたしまして目標水準を設定いたしております。この目標水準の設定はこういう形でできるわけでございますが、これらの水準を達成いたしましたためにそれぞれの事業を一応想定いたしまして、それを五十三年度までの間にどういうふうに割り振るかということについての審議を重ねてまいったわけでございますが、その前提といたしまして、五十三年度までの財政収入をどの辺で抑えたらいいかということについて、かりの設定をいたしておるわけでございます。

この税収入がどうなるかと、あるいは補助金がどうなるかというような問題につきまして、あるいは交付税がどうなるかというような問題につきましては、ただいまの段階でこれを想定することは、ご承知のような経済財政事情でござりますのでたいへん困難を伴うわけでございます。しかしながら、昨日も市長のほうから来年度の財政見通しに

ついて説明がありましたように、来年度につきましては、四十九年度を参考にいたしまして一応百二十五億ぐらいという見通し。それ以降につきましては、五十一年度税収入では大体一〇%ぐらいから九%ぐらいという伸びをみておるということでございますが、それではどうていこの目標水準を達成するということが非常に困難でございます。

なお、地方交付税でございますが、これにつきましては不交付というたてまえをとつて、この歳入の見込額というものを一応設定をいたしております。一方歳出、そこから歳出のほうで人件費、物件費、あるいは維持補修費その他義務的な扶助費であるとか、あるいはまた交際費等をみておるわけでございますが、この年々こういった人件費や物件費の伸びの見方が、どうこれをみたらいいかということでございますが、過去五、六年の伸びを参考にしながら、そのこういった固定的な経費を施設あるいは経費というものに振り分けまして、そうして自然増というものをさらに一〇%みると。あるいは物価高等をみますと、こういった固定経費の伸びだけでも三、四%はみなればならないのではないかというように、現在の段階では考えておるわけでございます。したがいまして、冒頭に申し上げました、設定をした目標水準をこの中に振り込むということになりますと、財政、こういったような計画で目標水準を振り込むということになりますと、どうしても歳入と歳出が合わなくなってくるというような計算になります。事業費としては目標水準が達成できないということからは、若干不确定な財源を見込んで、一応設定しただけの目標水準を何とか達成できるようにならなければなりません。ほんと合わせようと思ひますと、ほん二十億ぐらいの事業費しか見込めないということでございますので、これたものを整理中でございます。したがつて、それまで具体的には、小学校がどうなるか、あるいは保育所がどうなるのかというような問題について、具体的にここで申し上げられないのがたいへん申しわけございませんけれども、

そういう事情でございますので、一月にということでお了承を賜わりたいと存じます。

なお、五十年度の予算につきましては、この中に一応繰り込んでございますが、それそれ皆さま方のご意見も十分お聞きをしまして予算化に努力をしてまいりたいと、かように考えております。

たいへん抽象的な答弁で恐縮でございますが、ただいま申し上げましたような事情でございますので、お了承を賜わりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（山中忠一君） 税務部長。

〔税務部長（杉本治芳君）登壇〕

○税務部長（杉本治芳君） 来年度の税収が百二十五億前後と申し上げております根拠につきまして、ご説明させていただきます。

何ぶんにも、いつもそうでございますが、市税は減税問題が早くから打ち出されておりまして、その逆に増税はなかなか話題にのぼってこないわけでございます。そんなことで、翌年度の税収見込みを算出いたしますのははなはだ苦労しておりますし、いつもおまえたちの言う数字は低過ぎるというようなことのおしかりを受けるわけでございますが、いかに私どもがいろいろの資料を集めましても、なかなか確定した数字は出ないわけでございます。そんなことでまことに不安定な額を申し上げるわけでございますが、一応の根拠だけをご説明さしていただきます。

ことしの税収が大体決着つきますのが百十七億余とみております。これに来年度がどういうふうに影響するかということでございますが、先ほどお話を出ました市民税個人分につきましては、本年の所得が大きな伸びをみております。その逆に来年度の住民税は減税も大きいというようなことをいわれております。まだその数字は出ではおりませんが、一応今年度並みということに見てみまして、約三割の伸び、税収で三割の伸びで、ことしが二十五億でございますので、それに八億入れまして三十三億とみております。それから法人でございますが、これも現在の経済状態を目安にしていまのところは算定いたしております。本年度の最終が約二十六億とみておりまして、来年度はこれからマイナス五億とみたわけでございます。五億と申し上げますと二割の減少でございますが、本年度税率の改正が七月申告分からでございます。三ヶ月分につきましては以前の税率を用いておりますので、その分で二割ぐらいは増収になろうかと思います。そんなことで、一応五億の減ということで二十一億ぐらいではなかろうかというような見方をしたわけでございます。

それから資産税に、償却資産は全く伸びはございません。土地家屋につきまして四億程度の増、それからその他景気の動向によりましてふえるもの、あるいは逆にマイナスになるものいろいろございます。それらも、現在の動向で見ております。

それから、昨日もたばこの消費が出ておりました。それから電気税の非課税措置の整理という問題も出ておりますが、これらもまことに、現在のところでは不確実でございますのでいまのところではみておりません。

一応、根拠は以上のとおりでございます。

○議長（山中忠一君） 野崎貞芳君。

〔野崎貞芳君登壇〕

○野崎貞芳君 先ほど助役のほうからいろいろとお聞きしたのは、非常にわれわれが判断のしにくいような内容でござります。しかしながら、この基本構想そのものの議会の期待感というもの、あるいはこれを発表された後の市民のそれに対する期待というもの等々は、いまのこの時点で、こういった答弁内容というものにはとうてい考えもしてい

なかつたことでございます。これから一月に早々には発表されるということに対しで大きな期待を持つておるわけでございます。それに対して、緑と太陽のある豊かな町づくりというものが、それにかけておるというふうに、深いご理解を賜わりたいと思います。われわれとしては、こういう場でご質問申し上げるということは、ここでこそ初めて市民の前に明らかにしていただけるものというふうに強く感じておったわけですから、非常に残念でございますけれども、こういった答弁は答弁として尊重し、今後の基本計画、実施計画に期待をするということで質問を終わりたいと思います。

○議長（山中忠一君） 暫時、休憩いたします。

午前十一時二十八分休憩

午後一時十二分再開

○議長（山中忠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

吉垣照男君。

〔吉垣照男君登壇〕

○吉垣照男君 通告の順に従いまして質問をいたします。多少重複する点もあるかと思いますが、よろしくお願ひいたします。

第一点、道路舗装計画についてでございます。

昨日道路舗装計画の問題が出ておりましたので、角度をかえもう少し突っ込んでお伺いいたします。昨日の加藤助役の答弁によりますと、基本計画で、五十三年度まで約四十万平米までの新設舗装をすべきだととのお答えがあつたのでございますが、私は、五十三年度までに四十万平米までの道路新設舗装が出ておりましますには、その計画の裏づけがあつてはじめて五十三年度までに四十万平米云々という答弁がなされたものと思うのでございます。そのように理解させていただいてよろしうございますか。そこで、その計画内容の概要をお聞かせ願いたいと思います。

次に、現在までの道路舗装の実態はどのようになっているのか。まず、市道はどれだけ舗装されたのか。また、私道はどれだけあってどれだけ舗装されているのか。農道はどうか、生活道路はどうか。四日市市の全体道路と名のつくものがどれだけあってどれだけ舗装されているのか、具体的にお聞かせ願いたいと思います。

第二問、福祉行政についてお伺いいたします。

第一点、心身障害者、精薄者の乗りものの無料化でございますが、身体障害者の場合は、バス、国鉄等は五割の割り引きをされているのでございますが、それは三交あるいは国鉄そのものの割り引きでございまして、市は何ら負担はしていないでございます。このような身体障害者、精薄者の方たちに何らあたたかい手が差し伸べられていないのでございます。身体障害者のモデル都市としていながら、こうでございます。市は、何ら負担をしていないのでござります。企業が五割の負担をしているのなら、当然市も半額の負担はすべきではないでしようか。そして、無料にすべきではないでしようか。また精薄者に対しては、現在何ら割り引きもされていないのでございます。こういった人たちには格差をつけずに、身体障害者あるいは精薄者とともに同じように、あたたかい手を差し伸べてあげていただきたいのでございます。この点いかがお考えか、お伺いいたします。

第二点、物価の高騰は目をみはるものがございます。田中さんから三木さんにかわっても、この物価問題はすぐに解決しないであります。昨今は、たいへん生活がしにくくなつてしまりました。それに伴い低所得者は、いわゆる弱者は生活に困窮をいたしておりますのが実情でございます。市長は四十八年度末、いわゆる石油ショックによ

る品不足、狂乱物価に対処するための手当を昨年末出されました。昨日の答弁では、できるだけのことはしたいとう喜ばしい発言をしていただきましたが、どのようにされるのか、内容をお聞かせいただきたいと思います。

第三点は、精神薄弱者用の授産施設を三鈴中学校のあとへというお話を以前お聞きしておりましたが、現在どのように進行されているのかお伺いいたします。

第四点は、保育園の増設でございますが、坂部の保育園はことしの入園児が非常に多く、ことしの申し込みも三分の一が入園できなかったのが実情でございます。それで坂部の乳児保育を別のところに建てて、一教室あいたところに増員をするやに伺っておりましたが、いまだ建設がなされていないのでございます。このような状態では、来年の四月の入園が非常に心配でございますので、その後の経過をお伺いいたします。

第五点、市立病院に働く補助婦の人は、三年以上たっても臨時という形になっております。保険制度もなく看護婦さんと同じ時間働きながら、ボーナスその他の面で臨時であるがゆえに差が大きいのでございます。聞くところによりますと、新しい病院が建設されたなら嘱託というような形になると聞いておりますが、今後この方たちをどのように扱われようとしてされるのかお伺いいたします。

第六点、葬儀一式を市でやられてはいかがかという提案でございます。最近は葬儀代に三十万あるいは五十万もかけなければならないという声を私はたびたび耳にするわけでございます。ちなみに、松阪市あるいは津市は市で一切やられているのでございます。たとえば津の場合は、火葬料、祭壇料、靈柩車代、含めて一万二、三千円と伺っております。そして祭壇は七組から八組あり、市が市民のために安く行われているのでございます。松阪市も祭壇を三段階に分けて、安価で行われているのでございます。四日市市も、ある自治会では地元の有志が祭壇をつくり、地区内の葬儀の役を買っているということを耳にしております。四日市市も、市民が安心して葬儀ができますように、市独自

自分でやられてはいかがかと思ひます。

よろしく、お答えをお願いいたします。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 第一点の道路問題につきましては、担当者から答弁させます。

第二点の福祉行政につきまして、身体障害者につきましては、国鉄あるいは交通機関が五割軽減しておるわけでございますが、市で残りをもつたらどうかというご質問でございますが、現在のところ市がこれを持つというのは非常に困難だと考へております。

なお精神薄弱者につきましては、現在そうした割り引き制度もないわけでございますが、これに対しても、市営の交通機関及び国に對して陳情をいたしておりますと同時に、全国市長会等も通じまして、厚生省に對しこれも含めるよう強く要請しております。

精神薄弱者の授産施設の建設につきましては、かねてから三鈴中学校のあと地の利用も含めて検討をしてまいりましたのでございますが、この種の施設につきましては、市といてしましては当面通常施設で発足させる方針でおりまして、そのためには立地条件の問題もございまして、現在候補地の確保も含めて計画を策定中でございます。

インフレ対策としての法外援助でございますが、最近の物価の非常な騰貴、あるいは経済不況といった中におきまして、低所得者に対する法外措置にとりましては、四十八年の年度末、四十九年度の当初におきましても市単独の措置を加算してきたわけでございましたが、今後もこうした物価と市民生活の動向に応じて、適切な処理をしてまいりたいと考えております。

坂部団地の保育園の入園状況が非常に困難であるということはお説のとおりでございます。これを解消するためには、現在の保育園の用地では増築する余地もございませんので、もしやるとすれば、これは団地内のあまり遠くないところで他の位置を求めて、乳児を中心とした小規模な保育園を設置しなければならないんでございますが、これにつきましては現在県と折衝中でございます。この問題いまさうに四月から間に合うかどうかはこれも非常に疑問でございますけれども、できるだけ早い機会に、こうした坂部団地の需要が非常に高まっておりますので解決いたしたいと、このように考えております。

一つ申し落としましたが、葬儀用具のご質問につきまして、これにつきましてはさらに検討させていただきたいと思います。

○議長（山中忠一君） 土木部長。

〔土木部長（杉本義広君）登壇〕

○土木部長（杉本義広君） 鋪装計画に基づきまして、市道の現況をご報告させていただきます。

市道の全面積が四百六十七万九千六百四十三平米ございまして、このうちいままでに舗装がされている、舗装済みの面積が二百九十五万一千二百十一平米でございます。そこで、前期の四十七年に策定いたしました舗装計画によります、等級別によるところの進捗を見ますと、前期一級、二級、三級といったような格別を設けまして、舗装を七十五万平米進めてきたわけなんでございます。先日助役が申し述べましたとおり、一応四十九年度最終ということで、目的面積一〇〇%ということになつているわけなんでございますが、一級道路につきましては、道路面積五十五万二千六百六十六平米でございまして、進捗率といたしまして九七・五%でき上がっております。二級におきましては十九万九千四百七十三平米、進捗率といたしましては八九・三%できております。三級道路におきましては三百十二万七千五百四平米、進捗率といたしまして四八・五%ということでございます。

以上でございます。

○議長（山中忠一君） 病院事務長。

〔病院事務長（村山 了君）登壇〕

○病院事務長（村山 了君） 市立病院でつとめている補助婦の問題でございますが、これは看護婦の定数がいつも問題になるわけですから、不足しておりますので、その不足する分をパートタイム方式で有資格者をとったり、あるいは臨時としてとったりして補つてますが、そのほかに患者さんの身辺整理だとか、あるいは雑用的なことがありますので、これは看護婦の数が十分な場合は、そういったことも手が届くんですが、不足している場合はそういった仕事を切り離して補助婦さんにお願いしているというのが現状でございます。しかし、おいおい看護婦が充足されておりますので、充足される時点での補助婦さんはやめていただくということになつてくるわけでございますけれども、実際病院の看護婦業務を見ておりますと、正規の看護婦の業務の中にかなり補助婦さんでやれる業務もありますので、そういうものを、一応看護業務から切り離して、業務員あるいは何らかの形でもう少し正規の職員としての形づけをつけていったほうがいいんじゃないかというふうなことは検討いたしておりますが、まあそういうことになつてくれれば看護婦の定数の中で、そういう人を一応業務を切り離して考えてみたいというふうなことになつてくるわけでございますが、現在としては、いま直ちにこの人を正規の職員に登用したりということは非常にむづかしい問題

がござります。十分今後とも、せつかく病院でいろいろ協力していただいておるんでございますから、十分に考えていただきたいと思っております。

○議長（山中忠一君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） 昨日のご質問にお答えをいたしまして、総ワクおよそ四十万平米ということを申し上げたわけでございますが、ただいま土木部長のほうから一級、二級、三級道路の舗装の進捗状況を申し上げました。一番おくれてているのが三級道路でございますので、三級道路に重点が注がれるというふうに考えております。具体的な内容につきましては、今後それの地域の実態を見て決定をしてまいりたいと、かように考えております。

○議長（山中忠一君） 吉垣照男君。

〔吉垣照男君登壇〕

○吉垣照男君 第一点の道路舗装計画でございますが、先ほど助役から一応のご答弁をいただきました。しかし、私がこの質問をいたしている内容と少し違います。一応助役から昨日の、五十三年度までに四十万平米という道路舗装の発想点が私は一番問題だと思います。どこに発想を置いてそしてご答弁されているのか。その中には、一部触れられました生活道路等福祉道路等含めた考え方でございますが、それに対し、それでは四十九年度の、ことしの計画は何もなされていないと、されてなかつたと。じゃ、五十年はどうなるか。あるいは五十一年、五十二年というぐあいに考えてまいりますと、その辺のはつきりとした計画内容がないわけでございます。特に要望いたしておきますが、道路計画というものは一年でもあければ相当なおくれを生ずるわけございます。ことし終わりであれば、直ちにことしじゅうに来年の計画を立案して市民にこたえるのが当然でなかろうかと思います。そういう意味におきまして、

早急に市民の喜ぶ、また市民が安心して生活のできる道路を計画立案の中に入れていただきまして、四日市百年の大計と申しますか、少なくとも十年、二十年の先を考えたうえでの計画立案をお願いいたしたいと思います。

第二問の福祉行政については、身障者の場合は国あるいは民間でやられている、五割の割り引きがされているわけでありますが、現に市長からも、まだ私の考えている要求に対してはまだそこまでいっておりませんが、なるべく早く身体障害者あるいは精薄者の方が無料でどこでも行き来でき、また、一般の人と同じように行き来できるような、そういう乗りもの等の無料化をよろしくお願いたいと思います。精薄者に対しては、市営の機関であるいは國のほうへ要請をされていて、一日も早く身体障害者と同じ平等の、公平の立場で割り引きがされるようによろしくお願いいたしたいと思います。

第二点の、いわゆる低所得者、生活困窮者に対するご答弁は、きのうの答弁と市長は全く同じなんですね、内容が。ですから、私はきのうの答弁になお突っ込んで、もう一步どういうようにされるのかということをお聞かせ願いたかったのでございますが、その辺がなかったので残念に思っておりますが、いずれにいたしましても、現在の物価上昇を考えていきますと、非常に生活がしにくくなつてしまりました。そういう関係で、少しでも手当なり見舞い金なり、市の真心が出ているというその成果を期待いたしております。

第三点の精薄者用の援産施設でございますが、私は三、四年前からこの問題を触れてきております。しかし、十八歳までは市のあるいは県の関係でそういう施設があるわけですが、十八歳以上になった場合に親としては死ぬに死ねないと、この子が心配だと、こういう声をちまたに聞いております。しかし、県のほうにしても国のほうにしても、それに対する手が差し伸べられていないのが現状でございます。そうであるならば、市のほうでそういう方々に職業の選択する自由もあると思うのでございますが、職業をいろんな形で選び、また、そこで学び、そうして五体満足な

方と同じように一緒に仕事ができる喜びを味わっていただきたいのでございます。そういう意味におきまして、私は質問をさしていただいたいたわけですが、まだ土地の確保が問題になつておりますが、どうか一日も早くこのような方々にほんとうに生きていてよかったです。そういう喜びを与えるためにも、リハビリテーションあるいは援産所を含めた施設の建設をよろしくお願ひいたします。

第四点は坂部保育園の問題でございますが、できるだけ早く解決するというお考えを伺いまして少しは安心しましたが、これは私は四月に間に合わなかったら何のために今まで訴えてきたのかわからないのでございます。こういふ個所が坂部だけではなく、ほかにも四日市市内にはあるわけでございます。そういうことには先行的にも、先ほども話がありました市民病院のその土地を買収するにあたつての別の、特別の土地開発機関というものがこしらえられているわけでありますので、そういうところに土地の先行取得をしていただき、そうしてその地元に住む住民の方々が安心して働きに行くなり、あるいは生活できるような保育園の増設を望むわけでございます。そういう点、よろしくお願ひいたします。

第五点の市立病院の問題でございますが、全く慈悲と申しますか、やめていただくというようなことばも事務長から出たということは残念でなりません。働く者のあとのことを心配するのが社長でございます。現在のこの不況を、一つの小さな会社であっても、自分のところへ来ている社員に対してはいかにして切り抜けるかということを考え、そしてその人たちを守るのが社長の仕事だと、私も一社長からその話を聞きました。どうも、市の市立病院の責任者でもあります事務長は、やめていただくということばが出たということは、これは断き捨てならないことばでございます。できる限り、こういった方々に保険制度の一つでも、あるいはその他の格差がないように、少しでも喜んで働いていただける場所を与えるためにも、私はもう一步深く考え方改めていただきたいと思うのでございます。将来に

おいては、できれば正規の職員という形にしていただければありがたいと考えるわけでございますので、その点よろしくお願ひいたします。

最後に葬儀一式の問題でございますが、私は結婚式のときに社会会館で、市の関係で結婚式を行いました。その当時は非常に安く、なおきれいなところで、きれいな設備でございました。最近は、ややもすれば一般化した企業の関係で、大きなりっぱなものが四日市市にも建つようになりまして、非常にそういう面ではさみしく思うわけでありますが、しかし葬儀の問題にいたしましても、これはいま現在なくなられた場合に三十万あるいは五十万、そういう金がある人ならともかく、生活に困られている方々は非常にこの問題に対しきびしいわけであります。私もたびたびこういう問題を聞いているがゆえにここで発言をさしていただきたいのですが、検討させてもらいたいといふ答弁をいただいておりますので、よろしく検討をしていただきまして、一日も早く市でそういう形のものでできますようにお願ひいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（山中忠一君） 大島武雄君。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 通告いたしました五問について、順を追つてお伺いいたします。誠意あるご回答を、何とぞよろしくお願い申し上げます。

第一問の生活環境について二点お伺いいたします。

第一点は、ごみ処理の問題でございますが、現在では焼却と投棄とになっております。文化生活が向上されるにつれ、ごみの量の大幅な増加と質の内容が複雑になつてきていると考えるのでございます。焼却できるものにつきましてはよいとしても、不燃物など投棄場所の問題もあり、現在の垂坂ではもう限度に來ているのではないかと考えられ

ます。この点の現況と将来計画についてお伺いいたします。

第二点につきましては、屎尿処理の問題でございます。屎尿処理の問題は、ごみ処理と同じく生活に欠くことのできない重要な問題でございます。現在はおよそ人口の五〇%程度が処理場で処理されており、あとは海洋投棄に依存しておるのでございます。この海洋投棄は来たる五十二年度より、現在よりもはるかに遠い五十海里以遠ということございます。今後は引き続き現在と同じ方法で海洋投棄も行っていくのか、あるいはまた川崎市あるいは青森市などのように近代的な設備による処理場の建設をして処理をするのかという問題についてお伺いしたいのでございます。また、一部は投棄も必要であろうと思いますが、そのように重点的には処理場で処理をするという考え方であるのかどうかをお伺いをしたいのでございます。

第二問につきましては、福祉行政について二点お尋ねいたしました。

第一点は、福祉総合センターの建設についてでございますが、この場合につきましては、特に心身障害者を中心としたセンターという意味でございます。市長も、福祉モデル都市としての構想もお考えになり、着々とその実現に努力をされておるのは承知いたしております。障害の程度も多種多様でございますが、このセンターを中心にして自立更生もし、また、そこで訓練もし、りっぱな社会にその力を発揮せんことを念願いたしておるのでございます。先ほども精薄の問題について質問がございましたが、このような意味からも一日も早くセンターを建設していただき、その市長の構想の実現のほどをお伺いしたいのでございますが、この点についてのお考えをお願いいたします。

第二点は、心身障害者（児）に対する諸施策についてでございますが、市長も積極的に福祉行政に努力をされています。その広範な福祉行政をさらに内容充実と前進させるために、仮称でございますが福祉問題審議会のようなものを設置して、公共物の建設あるいは道路など、きめこまかい行政ができるのではないかと考えます。また、各種重

度障害者（児）の方々を介護する家族に対して、介護手当の制度などを設ける必要もあろうかと考えます。これらの諸点についてのご計画、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

第三問は、交通問題について二点お伺いいたします。

第一点は、生活ゾーンに伴う駐車禁止の問題についてでございますが、去る九月の定例本会議において私は質問い合わせました。具体的な回答としてはなく、三輪公室長の回答ではこのように申されております。「私どもといたしましても、住民の方々のご要望がございますので、これもまた警察のほうへお伝えさせていただきたいということで、できる限り問題を起こさないようにしていきたい」と、このように申されております。その後の交渉された状況と、市として今後どのような策で、市民生活を守ることができるのか。また、中小零細企業、いわゆる商店を守ることができなのかという重要な問題であろうと考えます。歩道のある道路、あるいは歩道のない道路もいろいろござります。県道も市道も、国道もございます。このような問題の起きた発生は、店舗を持つ方々の車あるいは店に来られた方々の車が駐車しているだけではなく、他の車が朝から夕方までずっと駐車されているので迷惑な問題が生じているからではないかと考えたのでございます。そういう観点から、去る九月に提案いたしましたように、関係商店あるいは方々に対してステッカーのようなものを一、三枚程度渡し、それを自宅へ買物及び取り引きに来られた方に対する駐車の明示ができるようにしてはどうかと、このように緩和策として提案したのでございます。また今回もしているわけでございますが、この点などについてどのようにお考えかお伺いいたします。

第二点につきましては、道路騒音についてでございますが、去る九月より名四国道の大正橋より昌栄町まで約一・六キロにわたり騒音防止、振動防止のため沿線住民が夜間に安眠できるために、午後十時から翌朝六時までの間は三十キロ制限という規制をしていただいたのでございます。実質的には、種々無理な問題が生じてはいるといわれており

ます。規制されております北も南側もなだらかな坂になっているために、その坂を登るときにはどうしても強くふかさなければできないというのが現状でございまして、その騒音も非常に高くなった感じであるということがいわれております。この騒音を解消するためには、夜間の大型車の市内通過については名阪なり、あるいはその他の方方法を講ずるなどしてはどうかと考えられますが、この点についてお伺いいたします。

第四問につきましては、公害問題について二点お尋ねいたしました。

第一点は、悪臭など発生源対策についてでございますが、この悪臭は目に見えず非常に不快感を与えることは承知のとおりでございます。最近もコンビナートから発生する悪臭は、夜間や早朝にしばしばその臭気を漂わせております。この悪臭はすぐに測定できにくいために、その解決は困難をきわめているのが現状であります。「また一方、平山物産及び三昌物産の悪臭は別の不快感を持ちます。また平山物産につきましては、その脱臭装置設備等も改善しているということは承知しておりますが、まだ十分とはいえないのが現状でございます。これらの悪臭発生源に対しても問題解決について、どのようにしたならば住民の、そういう苦情がなくなるかということについてお伺いしたいのでございます。」さらに近日に至っても、ばいじんの降下により自動車の塗装がはげる等の問題があります。電気集じん機などで除去しているのであろうと思つておりますが十分でなく、近くの方が苦情を申し入れたところ、それは自動車の排気によるばいじんではないかといわれたとのことでございます。このようなことから、公害防止施設の総点検をすべきではないかと考えますが、この点についてのお考えをお願いいたします。

第二点につきましては、公害患者の健康管理についてお尋ねをいたしました。

昨日は患者の救済として原告の方、自主交渉の方の補償の問題が出ておりました。私も、質問者の方と同じ考え方でございます。さらに、市単で救済されている方々にも現行の制度と同じ補償が必要でありますが、この点についての

救済の考え方についてお伺いいたします。また、健康管理の問題については市長も真剣に考えて、今後の予算の中でも努力を払われていてございますが、答申の中にもありましたように療養委員会をつくっていかれるということでございます。そこで私は、六点についてお尋ねをしておきたいと思っております。

一つは、乳幼児及び学童に対する健康管理。二つ目に、生活主体者に対する健康管理。三つ目に、老人に対する健康管理。四つ目に、さらに学校及びその他公共施設に、その健康管理の対策の設備の整備はどうかと。五つ目に、绿化などによる環境整備。六つ目に、野外活動センターの充実と活用など。根本的には、発生源対策が第一番でございます。当然のことでございますが、そのように、いま六つ申し上げた市の一貫した対策が急務であろうかと考えます。この点についてのお考えをお伺いいたします。

第五問につきましては、中小企業育成と失業対策についてお伺いいたします。

まず中小企業育成については、昨日も質問され、倒産も多いと回答されております。四十九年十一月現在の中小企業制度別あっせん状況を見ましても、昨年よりはことしは件数も金額も多くなっております。この現状から見ても、いかにことしはきびしい状況であるかということがうがわれます。四十八年度、四十九年度といずれも十一月現在までを見ると、たとえば小規模事業資金では四十八年度は四十三件、四千八百九十七万円の貸し付けになっております。四十九年度は四十九件で、七千八十七万円となっております。いろいろな問題点はあると思いますが、倒産を防ぐためには現在何をなすべきかという点でございます。ただ融資面のみで安定育成はできないのではないかと考えております。根本的に何を行政として行うべきかが問題であろうかと考えておりますが、この点について、市のお考えがありましたらお聞かせ願いたいと思います。

次に失業対策につきましては、職業あっせんなど相談所開設など努力していただいておりますが、インフレ及び狂

乱物価に苦しむ生活の中で正月を迎えることございます。しかも、現在はパートも臨時従業員も、また希望退職も募り、四十九年一月から八月までは従業員の整理状況では、毎月約八名から四十四名程度であったのが、九月に入つて百二十一名、十月になって八百十九名の退職者が出でるのでございます。この方々が、いかにして生活をするか深刻な問題でございます。この失業された方々の救済についてどうお考えかお伺いしたいのでございます。

○議長（山中忠一君） 暫時、休憩いたします。

午後一時五十九分休憩

午後一時十四分再開

○議長（山中忠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） お答えいたします。

第一番目の生活環境の整備のうち、ごみ処理につきまして。

ごみ処理につきましては、垂坂山の処理場もおいおい埋まってまいりましたし、余力も少なくなつてしまりました。幸い石油危機以後、物資の節約という面からですか、多少投棄物が少なくなったんでございますけれども、もうこれもそう長くは使えない見込みでございますので、特に不燃物の処理を中心とした場所を選定したいと思っております。目下、市の西南部におきましてこの処理場所を折衝しておるような状態でございますので、たぶん近く処理場所の問題は解決できるのではないかと考えております。

これはまあ、主としてこの屎尿の処理につきましては、下水処理場を建設して処理していくなければならないようになつてまいっております。

これにつきましては、昨年以来、楠町と話し合いを続けて、楠町のほうで敷地を提供しようというようなお話をあつたんでございますが、その後、その折衝は非常に難航しておりますけれども、まだ楠町から、とうてい見込みがないといったようなご返事もございませんので、希望をつなぎながら、もう少しこれは待つておる必要があるんじやないかと考えております。

第二問の福祉行政につきまして、ご発言のありました心身障害者の対策といたしましては、総合的な福祉センターが適当であろうというようなご意見でございますが、私もなるべくこうした施設は集中して立地することが適当であろうと考えております。

心身障害者を中心といたしました療育センター、あるいは精神薄弱者に対する授産施設、こういったものにつきまして、あるいは広域的に、あるいは市の施設といたしまして設置いたしますにしても、とにかく総合的に取りまとめられることが必要だと思いますので、先ほど吉垣議員のご質問にも若干お答えしたんでございますけれども、現在、こういった総合福祉センター的なものの建設できる土地を物色しておりますし、また労働省の所管になっております労働者肢体障害者の体育施設なんかもできれば一緒につくりたいと、このように考えております。

心身障害者に対するきめこまかい行政を行うために、福祉問題の審議会のようなものをつくったらどうかというよ

うなご提案もございましたが、この問題につきましては、議会の各位をはじめ、社会福祉協議会その他のご関心も非常に強くなっていますので、いろいろなニードはほとんど吸い上げられるのではないかというような気もいたします。

たたし、こういった問題につきましては、さらに一そう研究させていただきたいと思います。

從來、老人、高齡者に對す

いた制度を及ぼしておるわけでございます。しかし、まだ決して十分ではございませんので、この制度を一そ羌充実するように努力していきたいと思います。

夫凡、こゝまゝ。

楠町のは、下水処理場じゃなくって、屎尿終末処理場の誤りでございましたから、訂正をさせていただきます。

〔布張公蓋張（三輪舊代同君）登璽〕

○市長公室長（三輪喜代司君） 九月議会に答弁いたしました駐車禁止の問題のその後の経過について、ご報告いた

vol. 6

十月一日に地元及び市の担当者で、県警及び県の公安委員会、こちらのほうへ陳情をいたしております。それから、十月八日に助教を中心にしていたしまして南警察署長さんに陳情をいたしております。それで現状では、指導機関として考えていいかないと、このようなご回答をいただいているので、ご了承いただきたいと思います。

○議長（山中忠一君） 環境部長。

〔環境部長（國浦和己君）登壇〕

○環境部長（佐浦和田君） 第四回の公害問題についてお答えいたします

忠實など、發生が如何にしておこしていののかいふことを尋ねてゐます。

コンピュートのほうの忠告に対する防止対策は、たまたま光化学反応として炭化水素の消滅を来年三月までに現在の八五%削減の線で強力に指導をやっておりまして、これは、具体的には、あの生産プラントのあらゆる部分における有毒物質の漏洩の防止対策をやらしているわけでございます。

それから、ご指摘のありました平山物産、三昌物産等のいわゆる中小企業の悪臭対策は、それぞれの工場の特性に従いまして、それぞれ改善勧告、ないしは改善指導をやっておるわけでございますが、いつかの議会でも申し上げましたように、こういった地元の産業は市内に約三十ほどございまして、非常に問題解決がむずかしくて、いろいろと苦慮いたしておりますが、引き続きやっていきたいと思います。

千人以上の公害患者の方の健康管理につきましては、昨日、市長から申し上げましたように、療養運営委員会を早急に開催していただきまして、それぞれご専門の先生方から、年齢別、あるいは病名別に個々の患者さんの特性に合わせた療養のための対策及び生活指導も含めた健康管理にきめこまかくやっていくような方向で、今後、努力を続けていくわけでございます。

ご指摘のありましたような野外活動センター等の充実等も、この福祉事業の一環として考えていくように答申をいたしておりますので、五十年度以降、事業化していくつもりでございます。

○議長（山中忠一君） 産業部長。

〔産業部長（鷲野正和君）登壇〕

○産業部長（鷲野正和君） 第五問について、お答えいたします。

根本的にどうしたらいかということでございますが、私は、昨日も申し上げましたように、中小企業経営者意識を高めるということが、まず第一番ではないかと思っております。

そのために、本日もこの九階で経営合理化講座を、入江徳郎先生をお迎えしてやっておりますが、こういうものを拡充いたしまして、常に中小企業の経営者意識を高揚するということにつとめたい。

なお、さらに中小企業者と行政とのコミュニケーションを深めまして、いろいろそういうような問題について連携を密にするというふうにしていきたい。

さらに、できれば企業合同なり、あるいは企業の団地化ということで、経営の合理化、あるいは近代化を進めていくということがよい方法だらうと思いますし、そういうことによりまして、中小企業の基礎力をつけていくということではないかと思います。

それから、失業救済の問題でございますが、これは、昨日も申し上げましたように、臨時雇用問題相談コーナーといいうものを設けまして、常に職業安定所と連絡をとりながら、失業なり、あるいは雇用問題について相談に応ずるというふうに、活発にやっていきたいと、このように考えております。

○議長（山中忠一君） 市長公室長。

〔市長公室長（三輪喜代司君）登壇〕

○市長公室長（三輪喜代司君） 交通騒音の問題を落としまして、申しわけございません。

交通騒音につきましては、きのうの中日の夕刊にも出ておりましたのですが、私どもも、過去、地元の人たち、あるいはそれに警察当局、あるいは運輸省、あるいは県の公害課、市の公害対策課等、関係者等ひざを交えていろいろ懇談をしてあの結果が出たわけでございまして、それが現在あのような状態であるということは、非常に残念に思っております。

きょうご指摘のように、名阪のはうへ車を回したらどうだということでございますが、ご承知のように、名阪は有料道路でもございまして、これのほうへ回すことは強制できないというのが、警察当局の見解でございます。したがいまして、試験的にいろいろテストをいたしまして、あの三十キロ制限というのが一番妥当な線であるというものが、公安委員会のほうから出た規制の速度でございます。

だから、早くこれが実現できるような方向で、規制を強力に守っていただくよう警察当局のほうへお願いすることが、まず第一でございます。

それから第二番目をいたしまして、九月議会でご承認いただきました電光掲示板が、きのうやつと決裁がおりましたので、これを早く工事にかかってもらいまして、運転手に十分これを認識させて、道義的に、いわゆる運転者の良識に訴えて、沿線住民の方々が安眠できるような方向にもっていきたいと、こういうことでござりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山中忠一君） 大島武雄君。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 ただいま答弁をいただいたわけでございますが、第一問の中の第一点につきましては、いま市長がお答えになりましたように、西南部に処理場所の折衝をしているところでございますが、これもやはり現在の垂坂におきましても、投棄の件につきましては、非常に問題が起きているのではないかと思います。

たとえば投棄したところからの排水の問題など、たくさん問題がまだあるんではないかと考えられるわけでございます。

したがいまして、焼却できるものはやはり全部焼却して、そしてこの不燃物などのものにつきましては、完全という内容までひとつ検討していただきまして、投棄しても将来だいじょうぶであるというようなことまで十分検討され、その場所、あるいは施設の充実をはかっていただきたいと、このように思うわけでございます。

さらに、いろいろ他の都市でもいわれておるんですが、最近の食事の内容が、昔と違つていろいろぜいたくになつてきているんではないかということから、一日も一日もごみを家庭に置くということは、非常に悪臭が漂うというようなことから、毎日収集しているところもございます。せめて週三回程度はできないものかどうかということも考えておりますが、これも、いわゆる車あるいは職員の充実などむずかしい問題もあるうかと思いますが、そういうふうに文化が進めば進むほど、そういう悪臭漂うものが家庭の中に残されるという形になります。

現在、ビニールの袋など利用して、そういうものはなくなるよう努力はしているわけでございますが、ときどき見てまいりましても、そのごみの集積場におきましては、犬、あるいはネコの食い散らしのところもたびたび見受けます。時間もきめられておるわけでございますけれども、なかなかその時間に職業柄間に合わないとかいうような問題もございますが、できる限りそういうごみの回収の率を上げていただくよう、要望しておきたいと思います。

第二点につきましては、いま楠との交渉中で、まだ返事を待つということでございますが、これも、何が原因かと

いうことがわからないと解決ができないんではないかというふうに思うわけでございます。

いわゆる五十二年度からということでございますので、早急にこの問題を解決しないと、海洋投棄をせざるを得ないということです。それについては、また設備の面、いろんな面の費用もかかるわけでございます。

また、ご承知のように、ため池などもまだたくさん個所がありますが、こういう問題もやはり解決をしていかなきやならぬというのも考え方をさせて、これは、予算がどうのこうのよりも、少々金をかけてでも実現できるように、ひとつご努力をいただきたいと思っております。

それから、福祉総合センターの建設につきましては、いま市長もお答えいただきましたように、広域的にお考えもけつこうでございますが、これだけの、やはり県一の財政を誇る市でございますので、やはり独自で、できる限りでありますように、積極的なひとつ努力をお願いしたいと思います。

それから、精薄の方の運賃無料のことも先ほど吉垣議員が質問しておりましたが、国の法律におきましても、いわゆる提起されております、四十五年五月二十一日の法第五十四条ですかね、八十四号ですかね、ここに公布された中にも書かれておるわけでございます。身体障害者福祉、心身障害者対策基本法、こういう中の第二十三条の二項に書いてあるわけでございます。そういう面も含めまして、なお一そうち公共のもの、あるいはまた私鉄関係のもの、あるいはまた介護手当等も十分ひとつ実現できるようにお願いしたいと思います。

第三問の交通問題についてでございますが、いま公室長から答弁をいただいたわけでございますけれども、私は、基本的にやはり、まあ地元の意見を十分尊重されまして、陳情もされてるわけでございますが、市の態度といたしまして、県のそういう交通規制の指示を守るのか、あるいは市民の生活権を守るのかというようなところまで、ひとつ深刻な気持ちでこの問題と取り組んでいただきたいと思うのでございます。

やはりきのうも橋本建治議員が質問しておりましたように、これは死活問題でもあります。また、中には駐車禁止に賛成の方もみえると思います。

しかし、これはやはり公道として、いわゆる道路の問題から考えれば、駐車はむずかしい問題だと思いますが、そこでやはり何らかの緩和策というものが話し合いの中で生まれてくるのではないか、実現可能な面が出てくるのではないかと思われます。

したがいまして、この市内全体に及ぼしていきます駐車禁止の問題につきましては、どうしても駐車禁止が実現しなきゃならぬということであれば、それにかわるべき何らかの駐車の、あるいは駐車できる態勢づくりをした後に考へる必要があるのではないかということでございます。

この点につきましては、もう一度、極端かもしれません、県の指示どおり守るのか、いわゆる市民生活を守るのかという点について、お答えいただきたいと思います。

それから、道路騒音につきましては、電光掲示板も実現できるわけでございますが、やはり三十キロでは無理であるということが運転者の意見でございまして、さらに平たん地でなく、先ほど申し上げました上りの部分になりますと、そこからスピードの緩和がとれるようになつております関係上、非常に騒音があるということでございます。そういう点、もう一度、ひとつこの地元民の考え方というものを、意見を聞いていただきまして、あるいは普通自動車、あるいは二トン車程度までなら何とかいいんではないかという意見の人もおります。そういう点で、もう一度十分地元の意見を聞いて、ひとつ折衝をしていただきたいと、このように思います。

公害の問題につきましては、特に先ほど申し上げました悪臭の問題については、部長は、改善して指導していくくと

いうことでございますし、また市内に約三十件もあるということでございますが、やはりこれはだんだん深刻な問題となつてきておりますので、積極的にこの解決の技術的な問題、あるいは融資の問題等含めまして、やはり全力をあげて解決に臨んでいただきたいと思います。

それから、ばいじんの問題については、ご回答なかつたわけでございますが、この問題も、時間もありませんので、ひとつ要望しておきたいと思いますが、こういうところも現在まだ大きな企業の中にあるわけです。したがつて、もう一度そういう関係の総点検をしていただくよう、指示をお願いしたいと思います。

それから、健康管理の問題につきましては、学校等の設備、公共のための設備、あるいは緑化などの環境整備、健康管理等の問題につきましても、ひとつ十分、四日市の特色のある、そういう健康管理をお願いしたいと思います。中小企業の育成につきましては、部長がいま述べられまして、こういう点につきましては、積極的に取り組んでいただきたいのと、ただ単に経営者の意識を持たせることだけでは、何ともしがたい面もあるうかと思います。

そこら辺は、具体的に行政の事業の方々と相談をされまして、努力をお願いしたいと思います。

以上、幾つか要望申し上げましたけれども、昭和五十年度の予算の中に、そういった市長の方針の、福祉行政といふ基本的な姿勢から、あらゆる面を検討していただきまして、りっぱな行政ができるようにお願いいたします。

○議長（山中忠一君） 山本 勝君。

〔山本 勝君登壇〕

○山本 勝君 通告申し上げてあります順序に従いまして、部分的には、昨日から一般質問が行われておりますので、重複する点につきましては、ごく簡単に申し上げて、質問いたしたいと思います。

いま市民は、日本じゅうを吹きまくっております経済不況に大きな不安を持っているわけであります。国会等でも、内閣の交代も含めて、この危機突破の打開策が、あらゆる角度から今後強く論議をしていくところでであろうと思いま

す。

しかし、市民の生活は毎日とどまることなく続いているわけであります。そういう意味からいきますと、いま吹きまくっているあらしの中でも市民がいかに生活をしていくかということについて、市の行政というのは、非常に重要なと思うわけであります。

こういう状況下にあるからこそ、市民を大切にする政治を市が行うということを基本に持っていたいと思うわけであります。

そこで第一番の問題であります、長期計画に基づくところの実施計画につきましては、来年一月に発表すると、こういうことであります。

そこで、その上に立つて私はお尋ねをしたいわけであります。基本構想は、十年先を見込んで構想が、特別委員会も設置される中で練られたわけでありますけれども、実施計画三年の後に、一体この基本構想は、当初の考え方から見てどのようになっていくのか。当初の考え方どおりにいっていいのか。あるいは変更せざるを得ないのか、この点をお尋ねしたいと思います。

次に、福祉問題であります。

先ほども申し上げましたように、こういう不況の時代であるからこそ、福祉の面で市が力を入れるということにつきましては、最も重要なことだと思います。

特に、四日市は福祉モデル都市ということで指定はされましたけれども、市内各所を見てまいりますと、一体福祉モデル都市という名が四日市のどこで見られるのだろうかという危惧すら、強くするわけであります。そういう意味で、福祉問題についてごく一、二点にしぼってのみ、お尋ねをいたします。

最近、老人会の方が、お一人五十円ずつ集められて、老人センターのバスを買ってほしいんだと、こういうお話をあつたはずであります。その集められた金額は、百十万元程度集められたそうであります。私は、このことを聞きまして、たいへん残念に思いました。なぜ老人をそこまで追い詰めなければならぬのか。

先ほど説明がありました、バスを買った場合に、その利用といいますか、運行方法等について公平を期さなければならぬので、具体的な検討を今後進めていきたいんだというおことばがあつたわけでありますけれども、私は、ここまでまいりますと、いま検討をして、将来に備えるという段階は、もう過ぎているんじゃないだろうか。幸いにして、五十年度の予算編成がいまから取り組まれていると思うわけであります。

百十万元の金を受け入れるということではなくって、そのことは別にして、やはり市は、老人センターの利用状況につきましても、百二十定員の中で、毎日、一日平均約六十四人の方々が利用されているという状況であります。こういうことから判断しますと、たとえ遠距離の方であろうとも、あるいは近距離の方であろうとも、気軽に老人センターなりを当面は利用ができる。こういう立場で、ぜひともその運用方法等について検討するんだということでなくって、少なくともそういう検討であるならば、三月までにはおそらく検討ができるはずであります。すれば、四月以降新しい年度でバスは買っても、市長の言われるようなことではなくって、円満な方法で運用ができるのではないかというふうに考えますので、老人センターを利用する専用バスの確保について、再考をお願いしたいと思うわけであります。

さらに、福祉問題、二点目でありますが、先ほど保育園の問題が出ておりました。私の手元に、来年四月以降入園をする各園ごとの希望を、入園希望者数が出てまいっております。これを見てまいりますと、予定人員といいますか、定員四千百五十名に対して、申し込みが五千百九十三名ということで、およそ千名の定員オーバーになつております。

具体的に中身を見てまいりますと、非常に定数が二百名もオーバーをしているところもあるかと思えば、逆に定数に満たないというところもありますけれども、全体的に見た場合に、やはり千名をこえる希望者があるということであります。これを昨年の希望者と見ますと、昨年は約五百名程度の定数オーバーであったわけあります。こども希望者がオーバーをすることであります。こういう状況の中で、今後の保育園行政というのを非常に重要視をしていかなければならぬと思うわけであります。

さしあたっての、これはまあ私の見方でありますから、いろいろ問題はあるうかと思いますけれども、たとえば毎年のように数多く定数をオーバーをいたしておりますのが、富洲原地区、あるいは笛川、あるいは富田、中央、神前、それから最後に三重と、こういうような地区が相当定員をオーバーしていることになっているわけであります。こういうことで、こどものこの保育園の申し込み状況から見て、市長としては、保育園の新設、あるいは増設についてどのようにお考えになるのか、お尋ねしたいと思うわけであります。

さらに、先ほど吉垣議員から坂部保育園の問題について質問がありました。私は、市長の答弁を聞いておりまして、ちょっと意外であったわけであります。現在のところ、坂部保育園の場合は福祉部のほうにも連絡はいたしてございますが、民間の方に協力を求めるのをしなくとも、市内部の問題として、やる気さえあればできる段階に来ていると私は見てるわけであります。そのための具体的な資料も提出をいたしてあるわけであります。やる気を出してやっていただきますように、お願いをしたいと思います。

次に、農業問題であります。それから土木問題ということがあります。まず先に一点だけ農業問題でお尋ねをしておきたいと思います。

私たちは、常々農業問題につきましては、農家には農業だけで生活ができる保障をということを申し上げ、さらにお尋ねをしたいと思います。

さらに、最近、県の中央卸売り市場の構想が出されているわけでありますが、これに対する市の考え方についても、お尋ねをしたいと思います。

さらに、ちよつとこまぐなりますが、十一月十二日付の税第十四百七十三号の文書で、市民のほうに連絡が行っているわけでありますが、この中で、私のほうにもたくさん問い合わせがあるわけであります。いわゆる農業用の特殊自動車について、ことしから何で新しく税金が取られるのかという問い合わせがあるわけであります。詳しいことはわかりませんが、おそらくこれは税の新設をするのではないかというふうにも受けとめるわけでありますが、市条例を見てまいりますと、取ることになります。おそらくいまでは免除になっていたのではないかと思うんですけど、なぜ今度新しくこういう文書が出されてきたのか、その経過について、ちょっと説明をしていただきたいと思います。

次に、土木問題であります。ことしの災害を含めて、議会では特別委員会もつくりながらいろいろ取り組んできただけでありますし、先ほども全員協議会の中で、その数字が、第五次までの査定の結果がいわれたわけであります。そこで、まずお尋ねをしたいのは、第五次まで査定が決定をされましたけれども、あの復旧工事について、一体いつごろ完成するのかと、このことについて明らかにしていただきたいと思います。

いま市民の中では、来年の雨季に再びことしのような災害にあつたんではかなわぬ。何とか来年の雨季までに災害復旧は完成をさせてほしい、こういう声が強うござりますので、まず第一点、この点、お尋ねをいたしたいと思いま

す。

次に、理事者側も議会側も災害復旧工事にからんで、単に原形復旧ということではなく、改良工事も含めた災害復旧工事を進めていくべきだということで、単に市だけの問題だけじゃなく、国、県等にも強く働きかけをしてきたところですが、いま具体的に災害復旧工事が進められている現場を見てまいりますと、どうも原形復旧にとどまっているんじゃないかというような感じを強く持たざるを得ないのです。

特に、河川改良の計画が予定があるにもかかわらず、原形復旧の形でされている。こういうところが見受けられるわけであります。具体的にその後の経過はどうなつておるのか、お尋ねをしたいと思うわけであります。

さらに、ちょっとここに図面を張り出しましたけれども、これで、ことばで言いますと説明がしにくいので、図面によって説明したいと思うわけです。見てください。

ここに一つの河川があります。たとえばこれは県の河川とします。それに市の管理河川が支流として残ります。この河川には、いわゆる頭首工がたくさんあるわけであります。ところが、ことしの災害によつて、この頭首工の中で幾つかが災害にあいました。農家の方は、頭首工の復旧には多額の地元負担が要るので、この際、ボンブアップによる農業用水の取得をしたいという、こういう希望が強く出されております。ところが、河川にかかるております頭首工といいますのは、農業の面から見れば、農業用水の取得にぜひ必要なことでありますけれども、反面、河川管理上からまいりますと、河川のいわゆる上流から下流へ流れる場合の落差工を兼ねておるはずであります。ところが、災害で流れたからということでこの頭首工をなくした場合、この河川は一体どうなるのかということであります。おそらく今までありました頭首工というのは、過去、まあ何百年というと大げさになるかわかりませんけれども、少なくとも百年近い、あるいはそれ以上の歴史を持っておったと思うんです。

そのことからして、現在までの河川というのは、ある程度その頭首工が落差工の役目をして、災害をある程度少なくされておったと思うんです。

ところが、今度の災害復旧なりの工事でこの頭首工が廃止をされた場合、一体この上流はどうなるのかということであります。頭首工の廃止するしないは農家の問題であります。

もし農家が、農家組合といったほうがいいと思ひますけれども、農家組合といいますか、地主組合のほうがこの頭首工をなくした場合、上流に残る頭首工、あるいはこの河川にかかる橋の橋脚、橋台等が、当然足元を洗われる結果になります。

したがつて、たとえばここにありますこのBの頭首工をなくした場合、当然、この橋のすぐ下流なりのところに別個に落差工を設けて、河川を強化するという意味でやらなきゃならぬと思います。

ところが、最近は、見てまいりますと、そういうことが何らされておりません。来年の雨季に向けて、たとえばこういう具体的な事実があるわけでありますけれども、このまま放置をいたしますと、この河川が来年の雨季には、当然、まあ私に言わせると、九〇%流れるんじゃないか、流出してしまふんじやないだらうか、こういう危惧をいたしております。

したがつて、これについて、このような問題について、どのようにされますのか、お尋ねをしておきたいと思ひます。

次に、土木問題でちょっと触れさせていただきますが、きのうから、市内の駐車禁止、あるいは駐車場の問題が論議をされております。

そこで、一つの提案を申し上げておきたいと思うんですが、きのうから、市内の駐車禁止、あるいは駐車場の問題が論議をされております。

の模範を示せ、こういうことばがありました。そうなりますと、まず第一番に手本を示さなきゃならぬのが市役所だと思うんです。

そこで、市の職員がここへ通勤するのに、相当多くの自動車を利用しております。昨年だったか、私は市のほうに提案をいたしたわけでありますけれども、市役所周辺にあき地がたくさんあります。たとえそれが一時的であつたにしても、市の手でそのあき地を借りて世話をし、市の職員にそれを利用させる。たしかその当時は、すべての自動車の持っている職員に行き渡らぬので、不公平になるのでようやらぬと、こういう話でありましたけれども、しかし、きのうからの論議を聞いておりますと、そういうことだけでは済まされない問題だと思うわけであります。

たとえば旧四日市劇場のあと地なんかを見てまいりますと、相当の自動車が駐車できるはずであります。あのあき地につきましても、数年来、放置をされたままではありますが、たとえばあいあき地を役所が世話をし、職員に駐車場として利用させ。こういうことをすれば、市内の長時間路上駐車、あるいは歩行者を交通事故から守るといふことに大きく利用できるんではないかと思いますので、一つの提案として申し上げるわけであります。

次に、公害対策であります。

九月の議会で社会党の福田議員のほうから、夏休み期間中に学童の多くが鼻血を出したが、その原因と結果を質問いたしております。当時の説明では、公害という問題ではなくって、公衆衛生の面からこの点については取り組み、調査をしていきたいんだと、こういう意味の答弁がありました。以来、今日まで約三ヶ月を経過いたしておりますが、その後の調査結果と、一体何が原因であったのかということを、ここで説明をしていただきたいと思います。

次に、騒音対策の問題であります。

この問題につきましても、先ほど来から多くの方が質問をされております。いま私の手元には、今まで問題にな

つておりました朝日町ですか、いわゆる納屋地区を中心とした騒音問題が意外に、富田浜方面の騒音の測定結果等についても手元にあるわけであります。それを見てまいりますと、環境基準で示されます六十五ポン以下のところはほとんどない。すべてといつてもいいほどのところが、規制値の六十五ポン以上の騒音が毎時間にわたって出されているということであります。こうなってまいりますと、名四国道沿線がすべて騒音に悩まされどうし、こういうことです。

先ほど来からいろんな方法が論じられております。ドライバーの問題もあろうかと思ひますけれども、こうなつてまいりますと、もっと別の方法を思い切って考へる必要があるだらうと思うんです。

たとえば名四国道全体を高架にするとか、あるいは名四国道沿いにすべて防音壁をつくるとか、これらについて考へる必要があると思うんですが、先ほど来からの答弁を聞いておりますと、そう思い切ったことがなされるとは思ひませんが、そのぐらいのことについて、少なくとも役所の中でそういう、何といいますか、対策を講じる一つのプロジェクトチームでもつくってはどうかと思うんです。

調査は調査で、その間に市民は苦しむわけでありますけれども、どうもきめ手がございませんので、何らかのひとつきめ手になる方法というのを、早急に生み出す方法をぜひ講じていただきたいと思うわけであります。

次に、昨日の夕刊で見ましたので、私はこの中で非常に重要なことを感じましたから、特にご質問申し上げるわけであります。コンビニート火災を最小限に抑えるため、四日市市はこのほど危険物製造所等の消防用設備に関する指導基準を設けたということで、この指導基準を設けるのに、これは問題点の第一であります。市では、四日市コンビナート防災協議会加盟三十二企業とことで相談をして、上のせ基準について作成をしたと、こういう意味が一つ出ているわけであります。指導基準をつくるのに、指導される側の参加を得て指導基準をつくるというところに、私は

一つ問題があろうと思います。

さらに、第二の問題であります、実施は来年一月一日から、新設施設は即時新基準で規制を受けるが、既設分は五年の猶予期間が設けられているということであります。

最近、市内のコンビナートでの、大小を言いませんけれども、事故が多発をいたしております。塩浜方面の方々は、いつ起くるかということでたいへん苦慮いたしておるわけがありますが、既設部分の改善を五年間も猶予をするという、こういうやうなことでいいのかどうか、ここらに一つの問題点があろうかと思います。

突然の質問になろうかと思いますが、この二点について、市の考え方をお尋ねをしたいと思います。

次に、消防問題に入ります。

まず、人事の問題でありますが、消防長、現にみえるわけでありますので、気を悪くしないでお尋ねをしたいと思うわけであります。

市長にお尋ねをするわけですが、消防長の任期が四年であります。間もなく満期になると思うんであります、後の人事について、そのまでいかれようとされるのかどうか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

万一、交代をお考えになつておるとするならば、これは私の意見でありますが、消防を含めた市職員の中から、消防長の登用をぜひこの際採用すべきだということを、私の意見として申し上げておきたいと思います。

それから、人事の問題で、さらに消防署と分団の関係であります、条例を見てまいりますと、分遣所がありながら、分団員の定数が分遣所がないところよりも非常に多いところがあります。おそらく分団員の定数をきめてから後に、分遣所が設置されたんだろうと思うわけであります。

どうも変に思うわけでありますので、分団員の定数について、改定をされるのか、しないのか。

さらに、分遣所の設置につきましても、いま保々、桜にあるわけでありますけれども、西南部方面に早くから希望がされておりますけれども、分遣所を設置されるお考えがあるかないか、お尋ねをしたいと思います。

次に、労働条件の問題であります。

消防には、ご存じのように、労働組合をつくることができません。いわゆる団体交渉もすることができます。そういう立場からましますと、相当幾つかの問題が内蔵されているわけであります。

ここに申し上げますのは、その問題点の数々を申し上げますので、これについての措置を明らかにしていただけたいと思います。

消防というところは、大型の消防自動車を扱うわけであります。したがって、消防士に採用する場合、大型免許を持つておらなければならぬという、そういう条件はないはずでありますけれども、消防に入ってから大型免許を取る場合に、わずかに、これは時間外で講習受けに行くわけであります、いまのところでは、時間外手当は、たしか四時間だと思うんですけれども、つける程度で、大型免許を取りに行かなきゃならぬということになります。そういう意味で、この点についてどういうふうにお考えか、お尋ねをしたいと思います。

それから、年次有給休暇が相当多く持ち越されているということであります。これは、休暇を取った場合に、あと補充がされないから、こういう形になろうと思うんであります。いわゆる定員の問題であると思いますが、どのようにお考えか、お尋ねをしたいと思います。

次に、日曜以外の休日、祭日になるわけであります、このときに休んだときは、これは週休に充てられなくて、自己都合で休んだ場合に、年次有給休暇で処理をされております。これは、当然休日休暇ということで処理をされなければならないはずであります、この処理のしかたからいきますと、年次有給休暇を一日無償提供をしていくこと

になりますので、この点については、端的に申し上げますと、賃金の不払いということになるわけであります。これの清算についても、明らかにしていただきたいと思います。

さらに、次の問題でありますか、勤務時間が、朝の八時半から翌日の八時半までということであります。市の言い分としましては、二十四時間勤務の中で、うち八時間は仮眠をするので、これは勤務時間に、賃金の対象にしません。したがって、週四十八時間になるけども、こういうまあ言い方がされるわけでありますけれども、一般日勤の市職員の勤務時間が週四十四時間であります。したがって、消防の場合、四十八時間ということになりますので、四時間の差が出てくるわけです。これについての問題をどうお考えなのか、こういうことをお尋ねしておきたいと思います。

時間の関係で、その他ございますが、一応この程度にとどめまして、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山中忠一君） 暫時、休憩いたします。

午後三時十分休憩

午後三時三十分再開

○議長（山中忠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 第一点の基本構想を今日の不況下においてどういうふうに考えるかというご質問につきましては、基本構想は、市の今後進むべき理念を示したものでございまして、今日、私は、変更の必要はないと考えております。

ただ、長期計画、あるいは実施計画、これらには若干の影響があることはやむを得ないのではないかと考えます。

老人クラブのバスの問題でございますが、この点につきましては、先ほどのご質問にお答えしたとおりでございまして、私はやっぱり、老人福祉センターは団体を基本として扱っていかなければしかたがないと考えます。

寄付するとかしないとかという問題につきましては、寄付していくだけはうも、受ける側も、これは慎重に検討しなければ、簡単に寄付金だからといってお受けするわけにはいかないと考えております。

保育園の増設につきましては、従来のベースによって、来年度は増設、改築を行いたいと考えております。

また、坂部の保育所につきましては、非常に希望者も多いことでございますが、こういった問題につきましては、乳児を中心とした増園といったような形式で解決していきたいと思いますし、解決できるのではないかと考えております。

消防長についてのご質問でございますが、消防長の進退につきましては、従来の慣例に従って行いたいと考えております。

市職員の中から消防長を採用せよというようなご意見がございましたが、これは、ご意見として承っておきます。私いたしましては、最も広い視野から適任者を選んでいただきたいと考えております。

その他の事柄については、おのの担当者よりお答えいたしましたが、消防の定員その他につきましては、消防長からお答えいたします。

○議長（山中忠一君） 土木部長。

〔土木部長（杉本義広君）登壇〕

○土木部長（杉本義広君） 災害復旧の完成の時期でございますが、これは、三、五、二といった、三ヵ年復旧が原

則でございまして、きょう提示いたしました金額を、三カ年で一応復旧するということでございます。

順序といたしましては、現場の被災の状況等を勘案いたしまして、復旧していきたいと思っております。

それから、改良復旧につきましてでございますが、ここに、きょう図を提示していただきましたので、これによつて、一応私、説明をさしていただきたいと思います。

この海蔵川でございますが、中倉下流につきましては、三滝、海蔵の河川改修といった一つの計画がございまして、この復旧につきましては、その計画の中で、できる限り手戻りの生じないような復旧の方法を行つていくと思います。ただいま本復旧を行つてある個所につきましては、河川改修の法線上に乗つた個所であるというふうに、私理解しているわけなんでございます。

それ以外の個所につきましては、あるいは復旧工法をある程度落した、連結ブロック工法等を採用して復旧しているというふうに理解しているわけなんでございます。

それから最後に、この頭首工の問題でございます。これは、われわれ川を扱つておる理事者といたしましては、非常に頭の痛い問題でございまして、毎回申し上げておりますように、治水と利水とは相反しておりますのでございまして、致点を見出すということは、非常にむずかしゅうございます。

そこで、この統廃合または構造的改良を行いまして、ポンプアップ等を行つた場合、稼働計画上、河床勾配、あるいは河積の問題等が生じてくるわけなんでございます。これをどの程度アジャストするかということでおこざいまして、計画上は、一応流速を安定させ一つの方法といたしまして、固定床どめ溝を設けるとか、あるいは河岸の粗度計数を調整するとかいったような方法で復旧がなされるわけなんでございます。

一定計画によつて河川改良される場所につきましては、そう問題はないわけなんでございますが、ただいま図示し

ていただきました中倉の上、下流につきましては、非常にむずかしゅうございまして、改良復旧と単災復旧と、入り込んだ復旧のやり方を確かにしているように私思つておるわけなんでございまして、今後も、県に対しましても、ただいまご指摘いただきました件につきましては、十分と申し伝えておきたいと思います。

それから、来年の雨季までに復旧をしないと非常に危険であるといった箇所でございますが、これは市でもそうでございますが、県もそういった趣旨で、ただいま災害、あるいは関連につきましても進めておるわけなんでございまして、この点につきましても、十分県に対して申し継ぎをさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（山中忠一君） 消防長。

〔消防長（倉谷徳助君）登壇〕

○消防長（倉谷徳助君） 消防の問題について、お答えさせていただきます。

まず第一番に、石油コンビナートの製造所等に対する消防用設備に関する指導基準をなぜコンビナートとともにやつたんかというご意見のように承りましたのですが、この点につきましては、私どもの規制いたしておりますのは危険物でございまして、最初、危険物のみを考えたのでございますが、コンビナート火災のおそろしいのは、危険物ばかりではなく、高圧ガスの関係が非常に大きいのでございまして、この高圧ガス関係につきましては、私どもの許可対象ではないので、企業ともどもに防災をはかるという意味から、企業ともに十分検討して、この指導基準をつくつたのでございます。

次に、五年の猶予はどうだというご意見でございますが、これにつきましては、五十年度中にこれの改善計画を提出いたさせまして、そして危険度の高いものから実施していくと、こういう考え方でございます。

それから、消防の労働条件、あるいは人事等について、ご理解あるご質問をいただいたのでございますが、この中でいろいろ改善せなければならぬ点も私も十分承知いたしておりますが、いま直ちにできるものということはなかなか困難でございまして、大型免許の取得なんかはできる限りこのようにしていきたいし、あるいは年次休暇等につきましても、現在でもできるだけ与えるようにならしておりますが、われわれの特殊な業務から、みんなが満足するだけには至らない点もあるかもわかりませんので、この点も十分検討していきたいし、その他隔日勤務、この時間差の問題、あるいはこの祝日に勤務した点等も、当市のみでなく、全国的な問題でもございますので、他都市の状況等を十分調査しながら善処していきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（山中忠一君） 産業部長。

〔産業部長（鷲野正和君）登壇〕

○産業部長（鷲野正和君） 卸売り市場の問題について、お答えいたします。

県の卸売り市場整備計画によりまして、従来は、四日市市単独の卸売り市場ということで話を進めてまいっておったわけでございますが、本年度になりまして、四日市、鈴鹿、桑名の、これで十五の青果並びに魚の市場がございまが、この十五市場の方々が団結しまして、四日市単独ではなくて、鈴鹿、桑名も合わした市場でやってくれということございまして、現在は、その方向で話を進めております。

以上でございます。

○議長（山中忠一君） 山本 勝君。

〔山本 勝君登壇〕

○山本 勝君 通告要旨の一番、二番、まとめて、総括的にまとめたいと思います。

冒頭に申し上げましたように、こういう情勢下にありますので、私に一言で言うならば、やれるところからといふではなくて、やらなければならないところから具体的にやっていただく、このことを強く申し上げておきたいと思います。

なお、説明のありませんでした学童の鼻血の原因ですが、聞くところによりますと、まだ原因がつかめていますが、相当日にちもたっておりまし、学童の父兄も心配いたしておりますので、なお原因の追及について、より献身的に進めていただきたい。このことを申し上げておきたいと思います。

なお、消防問題ですが、労働条件の問題について、時間の関係でまだ申し上げてない、あるいは指摘をしていない問題点もあるわけであります。

今後、別の機会にこの問題についての解決をはかりたい、このように思いますので、先ほどの消防長のことばの中にも、暗に全部とは言いませんけれども、部分的に改善をしなきゃならない点も認めておりますので、その上に立てて、今後とも消防の労働条件についての改善を、よろしくお願ひしておきたいと思います。

終わります。

○議長（山中忠一君） 喜多野 等君。

〔喜多野 等君登壇〕

○喜多野 等君 市財政の今後の見通しにつきまして、ご質問させていただきたいと思います。

政府の政治も変わりまして、依然として、三木さんにかわりましても、そう大きな変動は考えられませんが、特に、国、県、市の関連性におきまして、四日市市の今後の財政の見通しというのは、いろいろ財源対策の特別委員会等で

検討もしてみたわけですが、特に、本年の財政見通しの市長の議案説明等を見ましても、非常にニュアンスに富んだような表現が使われております。そういう点は組みかえをもとか、そういうようなことを、少なくとも市長の予算説明の中に組まれてくるというようなことは、従来にはなかつたように私も見受けております。

ということは、いかに市の財政の今後の見通しについて苦慮しておるかということが考えられるわけですが、その裏づけ的な今後の財政の市税の問題につきましても、税務部長等も相当強力にやっておられるということも聞いておりますし、また、その裏づけのいろいろのお話も承りました。しかし、市の行政の前進は、これを許していただくなればなりません。ですから、全員協議会の中でも、即座に市長は、現病院の土地は売って、今度の新しい土地に充てなきやならないと、こういうような表現等もいたすようなところまでしております。

従来であるならば、相当の市の公共用地も持つておりまして、現在に来たつたわけでございますが、財政的には、ほとんどもう食いつぶしたような形の現在の市の財政状態ではないかと思いますが、そういうような点で、今後、そういう財政をかえながら、相当の行政をしていかなければいけない、たくさん問題が山積いたしておりますが、そういう点をどのように見通して処理をしていくのかということが、大きな私は課題ではないかと思います。

市民要求及び多くの人の要求はたくさんあがつてまいりますが、それを計画的にどのようにやっていくかというようなことで、再三、三十八年より私は、そういうことの今後の見通しを非常に苦慮いたしまして、少なくとも長期的展望を立てて、計画的にやっていかなけりや、おそらく非常にむずかしくなるんではないかということを、再三ご指摘申し上げておるはずでございます。

しかし、今日、ここに至つて、どのような方向で、たまたま現在の岩野市長が、少なくとも四日市市においては、財政通といわれて今日まできた市長でありますので、そこらの点は、何とか切り抜けられるいろいろな策を考えられておると思いますが、そういう面についてのお話を、少し市長から賜わりたいと思います。
よろしくお願ひします、市長さん。

次に、私立の幼稚園対策及び教育問題でございますが、本件につきましては、教育委員長もお見えになつておりますので、少なくとも教育の問題について、いろいろな新聞紙上も、相変わらず浜田小学校の百周年の記念の問題とか、もう昔からいやというほど、耳にたこになるほど、全額負担はいかぬのだと。またさいふも投げ出してもやめときなさいといふようなことを、再三にわたつて、私たちは口がすっぱくなるほど言つてきても、今までそれは依然として続けられると。何かその続けられるということについては、機関的なそういうものがあるのか。どつかで自然発生的に、まあ教育長のことばをお借りすると、「物事は、自然発生的に生まれてくることについては、私たちとしてもどうしようもございません」というような表現では困るわけなんです。やはりその点について、少なくとも公的にさなきやいけない問題については、公的にさなきやならないですし、そういう面について、折り目けじめは、教育界といえどもやはりつけていかなきやならないことはつけていかなきやならないと思うんです。

そういう点が、やはり税外負担であり、住民に負担をかけないという面で教育行政をやっていくことになれば、少なくとも二百億近くの金は要るんだと。だからその金をやはり捻出してもらわなければいけないんだと。それはどうにして捻出して、どういう形で問題を処理するかという点について、少なくとも教育委員長は市長ともよく打ち合わしていただいて、今後の問題について計画的に事を処理するような段階にまでもつていていただいて、少なくともそういう問題を今後ともなくならすような、少しでもなくならしていく最善の努力を試みてほしいと思いまが、そこらの点の考え方につきまして、教育委員長に承りたいわけでございます。

なお、義務教育の問題の解決ができるおらないのに、私立の幼稚園、また私立の学校は何事だというようなことに

もありますし、そういう面も思いを起こして、やはり教育全般の、少なくとも四日市の全体の視野のうえに立った、ひとつ教育長のおことばを賜わりたいと思います。

第三番目は、災害対策の今後の進め方でございますが、非常にまあ災害対策の問題につきましては、四日市全市にわたりまして、少なくとも県の河川もあり、国の河川もあるわけでございますが、多くの、私たちは乱開発というとばを使いますが、そういうことは、おそらく市の為政者においてはないんだと。十分市も認めて各団地をつくらしたり、いろんなことをやってきてるんだと。少なくとも住民が海岸線からどんどん西のほうへ住宅をつくってかわっていくという現状なので、そういう形の中で、やはり治山治水の問題を申し上げるということになりますと、いろいろな問題点ができてございますが、その点で、率直にいきまして、やはり南におきましても、北におきましても、中央におきましても、やはりどのようにして災害を起こらないように、今後、どういう方法をもって対処していくのが一番いいのかということを、やはり衆知を集めて考え出し、それに全力をあげていくことが必要だと思いますが、従来のままの旧態依然たる河川なり、そういうものばかりにたよってしまって、住宅を、団地をつくったけれども、団地は、まあまあの朝明の川へ流しちゃいいわ、海蔵へ流しちゃいいわ、鹿化へ流せばいいわというようなことで、日常のことですべてのことが處理されて、旧来のものに非常に負担をかけた形で過ごされておるというのが、現在の実態ではないかと思います。

そういうような点を考え合わせてみると、やはり今後、また当然相当多くの住宅群もつくられると思いますが、それに対処して、四日市全体をながめて、どういうような方法をもってこれを防いでいくかと。県にたまる、国にたまる、それもけっこうです。しかし、自分たちはどのようにして四日市市を守っていくか。それをやはり考えていかなきやならないし、また、その方法があれば、教えていただきたい。

少なくとも、四日市全体をながめて、どういう手法をもって、今後何十年か続くであろうこういう天災に対する処置をしていくのがベターなのかという点についてのご検討の案があれば、お聞かせ願いたいわけです。なければ、これはしかたがない、つぐらなきやいかぬですね、これから。その点についてのご意見を承りたいと思います。

なお、これらに関連いたしまして、一、二、三ご質問をさせていただきますが。

災害対策につきまして、下水道部長、いつもご苦労で申しわけないと思うんですが、私が出てくると、下水道部長とどうしても話をしないと解決せぬ問題が多うございまして、私は、常時浸水地域ということばを使いたくないんだけども、これをもうこれからでも、おそらく再三にわたって、どんどんどんどん続けなきやならないと思っておりますが、やつてくれぬと思いますので。この点について、やはり私は、四日市市にどういう個所とどういう個所があって、どういうように考えて、何年にどのくらいまでしんばうしていただければ解決するかという点を下水道部長に承りたいと思いますが、非常に無理なお願いで申しわけないと思うんですが、ひとつよろしくお願ひいたします。
以上でございます。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 今後の市財政の見通しから、今後、市の行政を前進させるためにどういった行き方をするのかと、非常にむずかしいご質問をいたいたわけでございます。

地方公共団体は、いまから考えてみますと、昭和二十九年から三十年にかけて非常に困窮した時期がございましたが、それ以来の、ちょうど二十年ぶりぐらいのこれは窮屈が予想せられるんでござります。しかも非常に不況の色は濃く、また物価の、しかも不況下において高物価であるといったような悪い条件が重なってきておるわけでございま

す。そして市税収入の伸びは、来年はほんとうに一〇%を割るであろうというような予想をせざるを得ないような状態でございますし、ただ、それに加えまして、人件費の増加、それから物件費の単価高と、こういった点を考えますと、どうしたって硬直化は免れないわけでございます。

ただ、こういった中で、どういうふうな考え方をしていくかと申しますならば、これは非常に責任の持ちにくい考え方ではございますけれども、財政というものを、短期な展望に終わることなく、長期の展望にたって、弾力性を持って運営すべきではないかと思います。

いろいろいまの市の行政の施策の中のいろいろな事業、あるいは措置、こういった問題は、民生対策、あるいは福祉といった面に非常に深いつながりを持っておりますので、ほとんどこれが義務的な経費にもなっておりまして、不景気になったからやめるといった、あとへ引くわけにはいかないんでございます。こういったことを考えますならば、私はやはり、長期的な展望に立って、ある程度冒険であっても積極性を失わずに、二、三年後の景気回復、あるいはまた四日市の今後の市勢の発展と、こういったものにある程度寄りかかりながら、事業を進めていかなければならぬと考えております。

そして、こういったことのためには、来年度におきましても、またその後若干の年月は続くと思いますが、財政調整資金といったような、あまりはつきりとした財源ともいえないようなものによって、かりの財政の帳尻を合わせるとか、あるいはまた起債のワクの拡大、こういったものにこそ一、二年はよらざるを得ないと思います。

そしてまた、下水道費、あるいは教育費におきましても、開発公社あるいは企業による資金を導入いたしまして、予算外義務負担の形で処理していくかねばならぬのではないかと考えております。

したがいまして、すでに昨年、一昨年におきましても、若干こうした財政調整資金からの持ち出しというような形

で、財源のはつきりしない財政運営をやってきたんでございますが、幸い昨年、一昨年までは、こういった予算編成当时には予想できなかつたような財源も、景気なんかにささえられまして、税収が意外に伸びるとか、あるいはまた国の拡大政策によって地方債も潤沢に回つたといったような時期がありましたので、こういったものは、すべて適法な財源として処理することができたんでござりますけれども、今後は、必ずしもこういった適法な財源ばかりに私わたよつておられない事態が起こるのじゃないかと思います。

こういった点で、非常にこれは怪しいじゃないかとか、見込み違いが起こるんじゃないかというようなご非難も受けけるかと思いますけれども、あえてそういうことをここ一、二年はせなければならぬと、そして長期の間にこれを正常化していくと、こういった考え方で進みたいと思いますので、ご了解を願いたいと思います。

○議長（山中忠一君） 教育委員長。

〔教育委員長（龍池清真君）登壇〕

○教育委員長（龍池清真君） ただいまのご質問に、お答えをいたします。

浜田小学校の講堂のいすの問題から、学校の設備は、こういうふうな寄付によらないで、公費によつていくのが当然ではないかというようなご意見のようございます。

これまでの教育委員会の態度といたしまして、新しく講堂を建てたような場合には、全部新しいいすをつくるんだありますが、そうでない場合、どうしても古いもので使用に耐えるものがあれば、これを使うというふうな式でやつておるのであります。

浜田小学校におきましては、創立百周年の記念に際しまして、生徒の数だけ、新しい講堂のいすをつくるというような話が父兄の間から出てまいりまして、校長も相談に参りました。これは決して強制にならないようにしていうこと

を、やかましく申しましたのであります。こういうふうなことが、いろいろこう物議をかもしておるようでござります。

まあ、この善意の寄付ということは、決していただくことにやぶさかではございません。けれども、善意の寄付ということを前提として、市の金を出し済つておるというのは、これは間違いだと思います。

本来、義務教育といたしましては、給食費以外は全部公費でまかなつていくのが、それは当然であるかもしませんけれども、現在のような状態では、そういうふうな事態に至りません。

ある小学校におきましては、卒業してから三十五周年たったときに、卒業生が寄りまして、学校の一番ほしがつておるものをお寄せしていくというような小学校もあるのであります。父兄からの善意の寄付は、決して私ども受けるのにやぶさかではございませんけれども、これが強制的になつては非常に困ると思いまして、そういうふうなことのないように注意をいたしております。

○議長（山中忠一君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） 今後の災害対策について、お答えを申し上げます。

従来、本市におきまする各地域、特に、山側の開発ということにつきましては、雨量五十年確率というようなことを前提にいたしまして、従来の河川にそれを流すというようなことで防災計画を立てながら、開発の審査を行つてきて、県のほうにこれを進達して、県が許可をするという態度で進んでまいつたわけでございますが、過日の災害の反省といたしまして、そういうようなことは、とうてい今後の防災ということの万全を期することはできないということから、抜本的にこれを考え方直す必要があるので、九月議会にお願いいたしまして、治水の対策をどうするかと

いうことについて、建設省、県の土木部、それから市の関係者と、三者が集まりまして、総合的な治水の計画を進めてしまつうということで、仮置きでございますが、一応三百万という予算のご決議をいただいたたけでございまして、過日、その第一回の会合を持ったわけでございますけれども、今後、もう少し専門家を入れまして、抜本的にどういうふうに防災計画を立てていくかということについての検討を進めてまいることにいたしております。

ただ、そういった、研究会といいますか、検討会といいますか、そういったところの結論が出るまでにはなおかなりの時日を要するということで、緊急に、現在開発予定中、あるいは開発中の各団地の防災施策については、これをもう一度見直すということで、これは本市独自でやっておるわけでございますが、指導要綱の見直しをいたしておりまして、近くこれが結論を出せる段階にまでなつてまいりましたので、来年、年明けまして指導要綱を改正いたして、緊急の対応策にいたしたいと、かように考えている次第でございます。

以上でございます。

○議長（山中忠一君） 下水道部長。

〔下水道部長（美濃部博美君）登壇〕

○下水道部長（美濃部博美君） お答えをさせていただきたいと思います。

毎回のように、下水、治水の問題につきましては、皆さまからいへんいろいろのご意見を賜わり、また、あらは日常におきましても、非常に強いご協力、ご支援をいただいておるにもかかわりませず、なかなか遅々として前に進まない現状で、まことに申しわけないと思つておりますが、私どもが従来から申し上げておつたようですが、ますけれども、今回の治水は、基本的には、いま原案を作成中でございます基本計画の中に織り込んで、常製冠水として、特に日常、常に少々の雨でも被害を受けられる地区を特に中心として、目的を達成したいということで、いま

企画課のほうと交渉し、いろいろと調査をさしていただきておるわけでございます。

ただ、この市費単独で行います事業が非常に多くなりますが、やはりこのような治水の問題としましては、基幹となります。現在施行しております国庫補助事業の四本の水路がございますが、これらと両々相まって効果が非常にあがるものと考えておりますので、この辺、単に市費の増額だけではなく、国費の増、あるいは事業の促進ということもはかりませんと、所期の目的がだんだんおくれるんではないかというふうに考えております。

いざれにいたしましても、公共事業が抑制され、あるいは非常に経済的にむずかしい中ではございますが、それらをはいしながらも、努力を続けていきたいと考えております。

また、基本的な考え方でございますが、先ほどちょっと助役のほうからご説明があつたように、治水というものは、私はやはり、今回、企画課のほうで計上されました調査費のような考え方がない限り、なかなか四日市市は、全体として治水の効果があがらないのではないかと、かねがね思っておったやさきに、こういうことをしていただきて、たいへん喜んでもおりますし、これに期待をかけておるわけでございます。

やはりこの中で、助役が申し上げたことを復唱するようでございますけども、開発行為なり、あるいはまた河川の改修の問題、治山の問題、それからさらに大きく言いますと、都市計画的な改造の問題、さらに突っ込んでいきますと、道路舗装の問題にさえも、重々治水の問題について、特に常襲冠水地域の問題につきましては、考慮に入れた設計、施行がなされませんと、単に下水道段階だけの処理ということになりますと、非常に効果があがる時期がおくれていくというふうに考えておりますので、今回の総合的な立場からのご発想については、非常に期待しておるわけでございますので、なおかつその点もご理解とご協力を得たいと思います。

○議長（山中忠一君） 喜多野 等君。

〔喜多野 等君登壇〕

○喜多野 等君 市長から、財政の見通しについてお話賜わったわけですが、非常にたいへんだと思いますが、よろしくその面についてのご配慮をお願い申し上げたいと、このように申し上げるよりいたし方がないと思います。

教育委員長から、非常に抽象的なことばでご答弁賜わたんですが、なかなかわれわれ頭が悪いもんだから、具体的にこうだ、ああだと言つていただかないと、のみ込みが悪いほうなので、のみ込みが悪い人間に十分のみ込めるような説明をしていただきたいと思います。

災害の今後の進め方につきまして、助役はじめ、部長からご説明賜わたるんでございますが、十分あらゆる英知を集めていただきて、今後、四日市が開発されて、住宅地が十分でき上がり、あらゆる条件も想定に置いた上に立つての、やはり排水及び治山治水というような問題についてはどうあるべきかというのは、四日市の根本的な問題ではないかと思います。

こういう治山治水を置いて、もういろいろ、福祉とかいろんな条件をつけても、これは、ただうわべの飾りだけにすぎないと私は思います。

根本的には、やっぱり人間が生活できて住んでいくというのは大前提でございますので、そういう点ができ上がるために、われわれのすべての英知を集めて、四日市の治山治水はどうあるべきかという根本的な基本方針を樹立され、それに向かって進んでいくし、それから出てくるとの都市下水もあるだろうし、公共下水もあるだろう。すべての問題との関連性も生まれてくると思いますので、非常に思いを起こしていただきて、その問題に今後とも邁進していただきたいと、このように思うわけでございます。

以上でございます。

○議長（山中忠一君） 本日はこの程度にとどめ、あとの方は、明日お願いすることにいたします。

明日は、午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後四時十二分散会

昭和四十九年十二月十三日

四日市市議会定例会会議録（第四号）

議案質疑・委員会付託

- 議事日程 第四号
昭和四十九年十二月十三日（金） 午前十時開議
- 第一 一般質問
- 第二 議案第一三二号 昭和四十九年度四日市市一般会計補正予算（第三号）
- 第三 議案第一三三号 昭和四十九年度四日市市立印刷所特別会計補正予算（第二号）
- 第四 議案第一三四号 昭和四十九年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第二号）
- 第五 議案第一三五号 昭和四十九年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）
- 第六 議案第一三六号 昭和四十九年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算（第二号）
- 第七 議案第一三七号 昭和四十九年度四日市市當魚市場特別会計補正予算（第二号）
- 第八 議案第一三八号 昭和四十九年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第二号）
- 第九 議案第一三九号 昭和四十九年度四日市市西浦土地区画整理事業

特別会計補正予算（第二号）

議案質疑・委員会付託

- 第一〇 議案第一四〇号 昭和四十九年度四日市市交通災害共済事業特別会計補正予算（第一号）
- 一一 議案第一四二号 昭和四十九年度四日市市営駐車場特別会計補正予算（第二号）
- 一二 議案第一四三号 昭和四十九年度四日市市住宅改修資金貸付事業特別会計補正予算（第二号）
- 一三 議案第一四四号 昭和四十九年度四日市市立四日市病院事業会計第二回補正予算
- 一四 議案第一四五号 昭和四十九年度四日市市水道事業会計第二回補正予算
- 一五 議案第一四六号 四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について
- 一六 議案第一四七号 四日市市役所出張所設置条例の一部改正について
- 一七 議案第一四八号 四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 一八 議案第一四九号 四日市市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料
- 一九 議案第一五〇号 支給条例等の一部改正について
- 二〇 議案第一五〇号 四日市市立四日市高等看護学院条例の一部改正について
- 二一 議案第一五一号 四日市市土地開発公社定款の変更について
- 二二 議案第一五二号 町の区域の設定について
- 二三 議案第一五三号 字の区域の設定について
- 二四 議案第一五四号 市道路線の認定について
- 二五 議案第一五五号 市道路線の一部廃止について
- 二六 議案第一五六号 四日市市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 二七 議案第一五七号 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部改正について
- 二八 議案第一五八号 四日市市職員給与条例の一部改正について
- 二九 議案第一五九号 昭和四十九年十二月一日に在職する職員に支給する期末手当の特例に関する条例の制定について
- 三〇 議案第一六〇号 公有水面の埋立てに係る意見について

議案質疑・委員会付託

第三一 議案第一六一號 昭和四十九年度四日市市一般会計補正予算(第

議案説明・質疑、委員会付託

第三二 議案第一六二號 工事請負契約の締結について

(四号)

第三三 議案第一六三號 工事請負契約の締結について

〇本日の会議に付した事件

日程第一 一般質問

日程第二 議案第一三二號 昭和四十九年度四日市市一般会計補正予算(第三号)

日程第三 議案第一三三號 昭和四十九年度四日市市立印刷所特別会計補正予算(第二号)

日程第四 議案第一三四號 昭和四十九年度四日市市競輪事業特別会計補正予算(第二号)

日程第五 議案第一三五號 昭和四十九年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算(第二号)

日程第六 議案第一三六號 昭和四十九年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算(第二号)

日程第七 議案第一三七號 昭和四十九年度四日市市営魚市場特別会計補正予算(第二号)

日程第八 議案第一三八號 昭和四十九年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第二号)

日程第九 議案第一三九號 昭和四十九年度四日市市西浦土地区画整理事業特別会計補正予算(第一号)

日程第一〇 議案第一四〇號 昭和四十九年度四日市市交通灾害共済事業特別会計補正予算(第二号)

日程第一一 議案第一四一號 昭和四十九年度四日市市営駐車場特別会計補正予算(第一号)

日程第一二 議案第一四二號 昭和四十九年度四日市市住宅改修資金貸付事業特別会計補正予算(第二号)

日程第一三 議案第一四三號 昭和四十九年度四日市市立四日市病院事業会計第二回補正予算

日程第一四 議案第一四四號 昭和四十九年度四日市市水道事業会計第二回補正予算

日程第一五 議案第一四五號 四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について

日程第一六 議案第一四六號 四日市市役所出張所設置条例の一部改正について

日程第一七 議案第一四七號 四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

日程第一八 議案第一四八號 四日市市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料支給条例等の一部改正について

日程第一九 議案第一四九號 四日市市福祉資金貸付に関する条例の一部改正について

日程第二〇 議案第一五〇號 四日市市立四日市高等看護学院条例の一部改正について

日程第二一 議案第一五一號 四日市市土地開発公社定款の変更について

日程第二二 議案第一五二號 町の区域の設定について

日程第二三 議案第一五三號 字の区域の設定について

日程第二四 議案第一五四號 市道路線の認定について

日程第二五 議案第一五五號 市道路線の一部廃止について

日程第二六 議案第一五六號 四日市市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

日程第二七 議案第一五七號 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第二八 議案第一五八號 四日市市職員給与条例の一部改正について

日程第二九

議案第一五九号

昭和四十九年十二月一日に在職する職員に支給する期末手当の特例に関する条例の制定について

日程第三〇

議案第一六〇号

公有水面の埋立てに係る意見について

日程第三一

議案第一六一號

昭和四十九年度四日市市一般会計補正予算（第四号）

日程第三二

議案第一六二号

工事請負契約の締結について

日程第三三

議案第一六三号

工事請負契約の締結について

○出席議員（四十一名）

橋 橋 野 生 中 出 坪 田 高 高 志 後 後 小 小 粉 訓 喜
本 本 崎 川 島 井 井 中 橋 井 積 藤 藤 林 林 川 霸 野
増 建 貞 平 隆 妙 政 力 三 政 藤 寛 喜 博 也
歲 治 芳 藏 平 博 子 一 三 夫 一 郎 治 夫 次 茂 男 等
君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

川 小 大 岩 伊 伊 小 荒 天 青
村 川 島 田 藤 井 木 春 山
四 武 久 信 太 道 武 文 畠
潔 郎 雄 雄 一 郎 夫 治 雄 男
君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

○欠席議員（一名）

○議事説明のため出席した者

病院事務長	次 教育委員長	副 建 下 土 環 福 産 稅 総 市 収 助 市	
		收 設 水 木 境 社 業 務 務 長 公 入	
村山了	山市龍一 彰郎真君	入 部 道 部 部 部 部 部 部 室	
		役 長 長 長 長 長 長 長 長 役 役 長	
北川池	伊荒美濃藤木部本浦沢野本南輪司藤		岩 日 吉 山 山 山 安 六 松 増 藤 福 早 服 長 谷
			野 比 垣 本 中 口 垣 平 島 山 井 田 川 部 川
一清	伊荒美濃藤木部本浦沢野本南輪司藤		見 義 照 忠 信 豊 良 英 泰 香 正 昌 鐸
			齊 平 男 勝 一 生 勇 司 一 一 郎 史 夫 弘 元
彰郎真君	伊荒美濃藤木部本浦沢野本南輪司藤		君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

水道事業管理者 平井清三君 次長 天野助春君

消防長 倉谷徳助君 次長 藤田裕君

事務局長	菊地英也君	国体局次長	佐々木晃精君
議事課長	川村得二君		
議事係長	板崎大之丞君		
主事	川西口大徳君		
事	南北悟司君		

午前十時二分開議

- 議長（山中忠一君）ただいまから、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は、三十二名であります。

本日の議事につきましては、お手元に配布いたしました議事日程第四号によりとり進めたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

なお、助役及び産業部長は欠席いたしますので、ご了承願います。

日程第一 一般質問

- 議長（山中忠一君）日程第一、一般質問を昨日に引き続き行います。
天春文雄君。

〔天春文雄君登壇〕

○天春文雄君 十二月十三日、市民クラブの最初の質問者として、質問に入りたいと思います。

第一項、鈴鹿山脈に源を発する朝明川は、古代から両岸に古跡、古墳を数多く残して、昔から川を中心とした生活が存在してきたことを証明している。歴史を感じさせ、懷古の情を催させる、この朝明川を守り通すことこそ、市内の三六%の人口を擁している北部地域の住民の使命と考える次第です。

悲しいかな、現在の朝明川はごみ捨て場、ごみ焼却場と化し、ときには古タイヤを焼く黒煙が天に沖するありますで、ありし日の子供時代に、清流に水浴びし、アユをとるのに飛び回った風景は、あとかたもありません。この風景を取り戻すには、あらゆる努力を結集する以外に道はありません。

保々の幼稚園の竣工式に出席された九鬼前市長が、窓から見える朝明川の松林を見て、これこそ太陽と緑の町の象徴だと絶賛されたことばが、いまも耳底に残っている。

まず第一点として、朝明川の清掃事業をして、大々的に取り上げる意思はないか、市長のご見解をお伺いしたい。

次に、第二点として、この川を守ってきた、またこれからも守り抜いていかねばならぬ、流域住民の生活を守るために、今田の災害を教訓として、大々的に朝明川改修に取り組む、県、市の姿勢に期待するわけです。

下流域の大矢知、富洲原、富田住民の、雨季を迎える不安はたいへんなものと想像されます。今までの朝明川に対する県の認識は、格段に劣っていたと思われます。朝明川河口から、八郷の千代田橋の改修は、港管理組合から引き受けたまでもらえると思うが、今回幸いにも、中小河川改修事業が国より決定して、最上流までの改修も可能となり本年の北部ブロック自治会でも発言した、朝明川全面改修も達成できると思われます。

この件、地区住民が安心できるような、土木部長のご見解をお伺いしたい。

去る四十八年一月十六日、朝明川期成同盟会が陳情した際に、添付した危険箇所が今回の災害箇所とほとんど合致していることは、住民の生活感覚がいかに敏感であるかの証拠で、住民の陳情をいかにおろそかにできないかの生き証拠となつたことに、心をとめていただきたい。

第三点として、朝明川沿いの県営保々団地、交渉中の三岐団地、吉田工業KKの工業団地、あさけが丘、八千代台、第二八千代台、あかつき台、第二次あかつき台、近鉄第二次あかつき台、平津団地、山村団地区画整理組合、霞ヶ浦埋立採土場、将来必要なことは明らかな朝明墓地で締めて百万坪。一升ますには一升の水こそ入らぬたとえのごとく、これで一升ますは満ばいと想像されるわけで、今後は団地開発はこれまでとして、規則で締ばり、一応様子を見る必要があるよう思われる。

市長の決断を要望します。

第二項、YKK関連。YKK関連として四教国道、名前川の改修、古城川改修の項目をしるしましたが、以上の項目はおのおの独立の事業であることは自明のことであり、YKKがたまたまこの事業の付近に進出する関係で、YKK

K関連とした認識に立っての質問であります。

第一点、四教国道について。今回四日市市内国道一号線を起点とした、敦賀市までの延長百二十六キロ、沿線には十七町村が含まれ、九鬼紋十郎氏を初代会長として、四教国道期成同盟会が発足。次に九鬼前市長がこれを継ぎ、現市長で日の目を見せてもらったわけで、市の発展の先兵になることは確実で、心から祝福申し上げたいと思います。

今日のあることは四十六年一月十八日の建設委員会で、四教の国道昇格は四十八年はむずかしいが、四十九年にはできるだろうとの、土木課長の予見が思い出になっています。

また、四十六年一月十八日、九鬼前市長が二期当選の記者会見で、前々回の平田市長の伊勢湾と敦賀湾を運河で結ぶ、表日本と裏日本の経済交流の動脈は時代おくれで、経済効果の面からいっても道路交通のほうがはるかに有利だと判断、四教道路の整備と国道昇格に努力するの声明もあり、代々の努力の積み重ねの結果と思われます。地元民も今回の昇格は明るく歓迎しており、必ずや市の方針に協力の手を差し出すものと考えます。

今回の昇格に関して、市長のご見解をお聞きしたい。

第二点、古城川改修について。名前川改修の件は地元の耕地整理組合の事業のため質問をおきます。

さて、古城川改修は二億九千六百四十八万円の予算で、土木の災害復旧事業に乗せてもらい、地元も安堵の気持ちで一ぱいと思います。これで毎年の浸水も解消されるでしょう。

ここで申し上げたいことは、保々全域で耕地整理が完了した場合に、降雨の際の雨量は、さらに耕地の上をすべりよく、一時に古城川に殺到する場合にどうなるか、再度のご検討をお願いしたい。

北部ブロック自治会会合の際にも、弱小河川の改修の要望もあったことがあり、古城川改修はさらに上流まで及ばされることを要望しておきます。

第三点として、YKK関連と項目にあげさせていただいている関係もあり、この機会にYKK誘致の経過を報告して、企業の誘致に取り組む当局の、自治会、個人の苦労の一端を知つていただき、誘致した会社は市内あげての苦勞のかたまりであり、結晶であり、市にとっては金の卵になるはずです。

まず発端は、地元の意向を受けて、山林から田畠を含めて四十万円から六十万円で二十万坪ほどあるがどうかと、市に紹介したのが始まりで、ちょうど四十三年の初冬のころでした。

同年四月ごろ、現在鈴鹿市で操業している藤倉電線KKが、初めてお客様として来市しましたが、へんびとの理由で不調に終わりました。当時の保々地域は四日市の北極とまでいわれていたところです。

ところが同年八月ごろ、富山県黒部市に広く工場を持つファスナーとアルミ建材の大手メーカー吉田工業KKが、太平洋岸に進出するため用地をさがしているという情報をキャッチした市の当局は、当時の九鬼市長がコンビナートのイメージエンジニアリングをはかりたい意欲を持ち、企業の誘致は内陸工業との政策を打ち出し、市が仲介者として地元との話し合いに入ったわけで、現市長、谷沢福祉部長も、それぞれ助役、公室長として格段の尽力を受け、第一線に立っていただいたわけで、第一回会合を保々出張所で四十三年十月に、第二回会合を、四十四年一月二十四日中野町公会所で開いて、誘致への第一歩を踏み出したのが始まりで、その際会社側は四十四年度に造成に着手し、年間まず四十から五十億円を投資、また地主には買収金の利用方法として、YKKの非上場株の株取得の提示などがあった。

その年は何十回となく会合を持ち、委員長を芝田守雄、市川忠司の両氏に委嘱し、現在に至っている。特に市川忠司氏は、極度の活躍から両手の麻痺症状を起こし、一生の健康を台なしにし、また、責任者はそれそれかえ地用として大事な耕地を二、三反ずつ出さなければならない状況となり、いまの斎藤人事課長までかえ地の提供をした。また、保々出張所長であった牧野氏も健康を害し、市をあげて神経をすり減らした状況でした。

四十三年十一月十九日には全協を開き、九鬼市長が公害のおそれが少ないYKKの進出を発表、その際議員より、工場誘致で住民福祉が犠牲にならないように、対策を十分たててほしいの注文があつた。

同じく十二月二十二日には、地主一同のYKKの生地工場の視察。

その後余曲折があり、四十四年十二月二十九日保々出張所で、一年の経過を経ながらまだ交渉は難航しており、当日市の出席した理事者から、市の態度をきめたい重要な経過の発表。

四十五年に入って、現地の委員長の辞職も一時あり、小生も責任上二ヵ月間ほどの蒸発事件を起こし〔笑声〕、同年七月一日やっと売買契約に入り、一反歩田百七万五千円、畠九十五万五千円の値段が決定、地主は百十四人が対象となつた。

その間、保々地域地質調査を、東京教育大学理学部地理学教室の地理学の権威者、山本博士を委員長とした、学者グループに委嘱して調査した。

四十六年一月十三日には、YKKの専務、岩野助役の出席を受け、地元で進出の最後の調印を済ませ、新聞発表にこぎつけた。

四十七年十月下旬、地区外の最後の地主の調印を済ます。

その間のブランク一年十カ月かかる、と。

同年十一月十一日、書類を持ってYKK吉田社長より市長あてに、工場着工時期を許可後すみやかに着手することを明示してきた。

四十八年三月三日、YKKの吉田社長より市長あての四日市工場建設の時期についての書類が届く。現地測量着手時期を四十八年四月初旬、開発行為関係書提出時期を四十八年七月中、工場建設工事着手時期として、

進入道路完成後整地に着手する。操業開始時期はおそらくとも五十年三月に操業いたします。

四十八年十一月十九日 現市長のもとで全協を開き、経過発表。

四十九年五月二十一日 YKKの吉田社長より市長あての覚書書き到着 内容は工場建設の際の処置 損害を会社で受け持つ処置、公害防止の処置、工事施行の際の処置を盛り込む。

以上の経過ですが、金融事情、不況等、いろいろな外的的事情はしんしゃくの余地もありますが、住民の動搖はおおいがたく、この際、市長の確固たる信念をお伺いしたい。

以上で、一応質問を終わります。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

(岩野見齊君) 最初の朝聞

朝明川は先ほどご指摘のありましたように、北部の地域の方々にあります

強く言えば母なる川でもあろうかと思うんでござります。〔笑声〕

ますので、市がこれを直ちに手をつけるといふことは

ると思います。

いたしかしと考えます

なお、朝明川の改修事業につきましては、幸い本年から改修事業が新規事業として採択されることになったわけでございます。そして中小河川改修事業として、初年度一千二百万円の予算が認められたことは、ご承知のとおりでございます。

この河川は県の管理河川でございますけれども、その改修計画といたしましては、河口から大矢知地区の出来山井ぜきまで、総事業費大体十一億五千万円、延長四千九百メートルを、中小河川改修事業として施工することになったわけでございます。

そうして、先ほど開発が進むために、いろいろな支障なり、あるいは浸水の危険ができておることをご指摘になつたわけでござりますが、計画の流水量は、従来は千二百トンで計算せられておりましたものが、今回本年の七月二十五日の豪雨によりまして、幸か不幸か、これでは危険であるというような見地から、千四百トンに計画変更がなされたのでございます。

本年の二千二百万円は調査費が主でございまして、一部海水の危険地域に対する施工が予定せられております。

備を行うことになっております。

千代田橋から上流区間の災害個所につきましても、県から本年度中に復旧すると承っております。

なお、改良工事につきましては、現在これにつきましての計画、調査をいたしておる状態でございます。

次に、四教国道の問題でございますが、四教道路はこの国道昇格を希望いたしましてから、大体十年以上の日がたつたわけでございます。そして、大体この計画につきましては期成同盟会を中心として、ずいぶん長い運動を続けてまいったんでございますが、本年幸い国道昇格が認められましたことは、まことに喜ばしいことだと考えます。

ただし、大体県道としても主要地方道として、県におきましてもこの改良につきましては努力を続けまして、現在

吉田工業の立地予定地の手前まで、改修が進んでおるわけでございますが、ただ、国道に昇格したと申しますと、

まだ今後これは国道として整備せられるのには、地元の努力も決して手を抜くわけにはいかないんでございます。

また、路線につきましても、保々地内における路線もまだ決っておらないような状態でございまして、これらを早

急に、どの地点を通つて国道ができるのかというような点につきましては、地元とも十分ご協議もいたしましたし、同時に地元におかれましても、その通過地点を十分ご協力いただかなければ、この整備は困難かとも思うわけでございます。

また、国道昇格になりました結果、その投入せられる建設資金あるいは改良資金等も、主要地方道とは比較にならない単価が投ぜられるわけでございますけれども、こういった総需要抑制の時期でもございますので、これを進展させるためには、なお国にも強く働きかけていかなければならないと考えております。

古城川の改修につきましては、担当部長からご説明申し上げます。

なお、吉田工業の誘致の問題でございますが、ようやく土地の問題も解決いたしましたし、進入道路もほとんどそこの近くまで整備せられまして、受け入れ条件が整いかけたやさき、今回の、現在の石油危機から波及いたしました経済的な不況、なおまた、建材等の非常な需要減と、こういった状況下におきまして、吉田工業は現在着工の時期をき

めかねておるのが、現状であろうと考えます。

私たちもといたしましては、もちろん一昨年、昨年と、またことしと、強く立地を促進することを要望してまいりましたわけでございますけれども、吉田工業といたしましても、また、九州工場の第二工事を完了させた次には、四日市工場の建設を検討する順序にもなつており、また、ことしの上半期までは、来年からは着手するといったような声明もしておったんでございりますけれども、現在確かめております最も新しい状況では、市況の安定の見通しが立つまでは、ちょっと吉田工業だけではその時期をきめかねる、というような態度でございます。

私どもといたしましては、せっかく土地も提供していただき、立地条件もおいおい整備してまいつておる時期でございますので、一日も早くこの着工を促進してまいりたいと思っておるんでございますが、状況は以上のとおりでございますので、ご了承願いたいと思います。

○議長（山中忠一君） 土木部長。

〔土木部長（杉本義広君）登壇〕

○土木部長（杉本義広君） 古城川につきまして、お答えいたします。

この川は朝明川の支流でございまして、河口部から約一・五キロを災害関連事業として申請をしてございました、昨日も申し上げましたように、まだ決定はしておりません。

災害費につきましては、これもきのう申し上げました二十九億何がしかの中に入つております。
それから、この関連区間からの上流部上条付近までは、ところどころ災害の個所がございまして、査定採択を決定しております。

以上でございます。

○議長（山中忠一君） 天春文雄君。

〔天春文雄君登壇〕

○天春文雄君 この朝明川の清掃事業、これはいま市長のお話から、大体のお気持ちはよくわかりましたが、あの河川は県の管轄とはいえ、その清掃は市のほうでよく気をつけ、あくまで市の責任でやるというお気持ちは、十分持っていただきたいと思います。

これには、いろいろ自治会長、各地の自治会のご協力がなければいけないと思いますが、その点ひとつ市のほうでよくこれを取りまとめ、自治体一丸となって、昔の清流のある朝明川にしていただく気持ちで、ひとつ取り組んでいただきたいと、こう思います。

それから、古城川のほうは、いま土木部長のお話でよくわかっておりますが、今度の中小河川の改修事業、これはこの古城川には適用できるかどうか、それだけちょっとお伺いしたいと思います。

それから、朝明川の災害ですが、これはあの下流のほうが、非常に現在不安な気持ちでおられるわけで、それで市のほうもこの団地計画は、現在進行中のものは別として、将来十分に開発規制を守っていただきまして、余分な不安を下流の方に持っていたかないように、ひとつ十分配慮していただきたいと思います。

それから四教国道、これはいまご趣旨よくわかりましたですが、ひとつこの国道昇格を機会に、十分これを市のほうも利用してもらって、いい四日市、北陸間の道路にしていただきまして、北陸、伊勢湾の十分な交通を確保してもらって、四日市の経済に寄与するよう、今後とも十分ご努力をいただきたいと、こう思うわけでございます。

まあそれで、地元もこの国道保々地内の道路改修には、十分協力することだと思いますし、私個人としても十分力の限り、ひとつご協力を申し上げたいと、こう思うわけでございます。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 吉田工業の誘致につきましては、市の議会のご協力、また地元の方々の熱望、こういったものを背景にいたしまして、進めてまいりましたことでございますので、その実現につきましてはできる限りの努力をいたしたいと思います。

○議長（山中忠一君） 土木部長。

〔土木部長（杉本義広君）登壇〕

○土木部長（杉本義広君） 今年度から朝明川が中小河川の改修事業に入ったということでございまして、古城川は一般河川でございまして、一般河川すなわち市の管理河川でございまして、中小河川区域には入っておりません。

そういうことから、今回の災害によりまして、この河川は相当被害を受けておりますので、災害関連事業として改良復旧をするといったようなことで、国に対してただいま申請中でございます。

○議長（山中忠一君） 小林喜夫君。

〔小林喜夫君登壇〕

○小林喜夫君 通告に従いまして、五問だけお尋ねを申し上げます。

第一問であります、市の財政および市税の改正に関する問題であります。

市の財政につきましては、昨日および一昨日と、同僚の議員からいろいろ詳細にわたくて質問され、答弁があります。インフレと狂乱物価は市民生活に大きな不安を投げかけており、市の財政面もまたこれに準じて、影響を受けるところが尽大であると思います。その原因につきましては物の不足、原料高、公共料金の値上げ等々、いろいろ問題もありましょうが、中でもコストインフレに起因するところが非常に大きいのであります。

いま十二月の予算をのぞいてみると、各ページ給与改正、給与改正と至るところに記入されているのであります。側聞するに、これは実際には調べた数字ではございませんが、市の人件費は現在四十五億、国家公務員の給与改定三四%アップにするならば、年間の人件費は六十億を要すといわれております。間違つておりましたならば、あとでご訂正いただきたいと思います。

今年の市税の収入といいますのは、予算面では百十四億であります、いまの六十億から見れば、半分以上を人件費に使うと、こういうことであります、市の財政は非常に圧迫を受けておるわけであります、非常に暗い感じがあるわけであります。「私語する者あり」 全国で、徴収した「発言する者多し」

○議長（山中忠一君） ご静聴に願います。

○小林喜夫君 税金より人件費が上回っているところも、非常に多いと聞いております。「私語する者あり」 うるさい、黙つて聞いたらどうだ。

そういうふうに、人件費は非常に市の財政を圧迫すると考えておるわけであります。

四、五日前もテレビで福田副総理が、来年の春闇は日本の経済を大きく左右する、ということを言われておりますが、まことに私もそのように感ずるのであります、今後の市における財政面には、非常に大きな問題を残すのではなかろうかと思います。かかる悪条件のもとに、市の財政におきましては、市長は予算外の義務負担あるいは財政調整基金の持ち出し、国の拡大政策、地方債の増額とか、いろいろこのピンチを抜ける方法を考えてみえるのであります、いずれも他力本願的な問題でありまして、市としましてはこういう問題をもちろん考えなければなりませんが、ほかに自衛策としてどのように考えておられるか、お尋ねをしたいと思います。

次に、市税の改正でありますが、東京都は財政のピンチおよび豊かなる市民生活に役立てようと思いまして、全国に先がけまして、法人事業税の改正を行つたのであります。法人事業税はこれは地方自治体には直接には適用されませんが、これとは別に個人市民税の改正は市民の生活を圧迫することなく、物価高にさらに追い打ちをかけるというようなことはありませんので、これはこのまま市民税は据え置いて、勢い問題になるのが法人事業税の改正ということになります。

さりとて法人事業税の限度額は一四・五%であります、制限額一ぱいに引き上げるということは、基盤の弱い中小企業者には非常に痛いことであり、大きな負担を負わせることになります。ここにおいてクローズアップされていきますのが横浜方式であります。横浜方式におきましては、企業体の資本金を三段階に分けまして、五億円未満、五億円から十億円、十億円以上というふうに分けまして、その税率をおののの一四%五、あるいは一三%三、あるいは一二%一というふうに区別して、そうして課税をしておるんですが、これは市民の生活に圧迫をしないので、全然悪影響を及ぼさないと、こういうふうに聞いております。

また、神戸においては、資本金一億円以上は、法人所得税の四百万以上に対しては、限度額一ぱいに徴収しておるといふことも改正されたようあります。

当市におかれましては、さきに申し上げましたとおり、三月の春闘を契機に人件費はさらに七十億円を突破するのではないかと思うのであります。これは私の誤りかもわかりませんので、同様ご訂正を願いたいと思います。

昨日税務部長から、この税の問題につきましてご答弁を願い、まことに税率を改正するといふことはないといふうにお聞きをいたしたのであります。この問題につきましては、単に私がこういう考え方を持っておるという意見だけを申し述べまして、この問題を終わりますが、なお、横浜方式について何かご意見があるならば、お尋ねをしたいと思います。

次に、第二問の問題であります。高角以西のバス路線の問題であります。

長らく懸案であります神前地区のバスの問題でありますが、高角まではちょうどバスが乗り入れることになつております。これは国會議員の先生方、あるいは各先生方、各種団体及び三重交通さんのご理解で、そういうふうにまあ実現をしたわけありますが、しかしこれは高角の東部までであります。高角の西部地方寺方町、菅原町あるいは平尾町等は、強くバスの乗り入れを要求しておるのであります。寺方町、菅原町は高角の駅まで参るのには約二十分を要します。あるいは菅原町は二十分以上、平尾町は二十五分はかかるのであります。日々市民生活に非常に不便を感じております。

この問題に関しましては、さきに私が土木部長をご案内しまして、実際に寺方地区、高角地区のバス路線についてご相談を申し上げたのであります。それにつきましてはどういうような計画をされているのか。これは道路を拡幅すれば簡単にバスは通るのであります。しかしこの道路拡幅という問題に

つきましては、いろいろの障害を起すのであります。これはせひともひとつ、市民の要求といたしましてお願ひをするわけであります。これについてご意見があるならばお尋ねしたいと思います。

次に、高角地矢合川二本松付近の改修であります。矢合川の上流には桜園地がございまして、土地を造成し、それに基づいて、矢合川も雨季になりますと二本松付近ははんらんをし、四、五年前にも自動車が十数台も流れただいふことがあります。昨年もまた台風によりまして、堤防決壊寸前にまで追い込まれ、地区民は総動員をして土のうをつくったり、あるいは決壊個所に土のうを運んだりして食いとめたのであります。

土のうをつくるといいますが、これは並みでいいじゃないのです。大勢の人が雨の中で、台風の中で土のうをつくり、運搬をしなければならないと、これは地区民にいたしましては非常に大きな負担であります。

この問題につきましては、県のほうへも地区民として陳情をしておるのであります。これはいまさら始まった問題じゃないのであります。一日も早くこれは市としては本腰を入れていただき、何とか今後そういう問題のないよう解决を願いたいと思います。ことに、矢合川は支流がしりつぱみであります。上流の堤防を強硬にしたって、これはしりがせばまとめておるから、この問題からしてすべて解决を願いたいと思いますが、特にお考えがあるならば、お考えをいただきたいと思います。

次に、尾平永井新田の排水の問題であります。

尾平永井新田は三重園地の南部の斜面および尾平地区より流入する雨水で、約二十町歩が湖のようになります。しかもこの水が外へ排出する方法がないのであります。なかなか水が引かないというような現状であります。

このことに関しましては被害の写真をとりまして、市へ再三陳情を重ねてきましたが、一向誠意ある回答が得られない。私はこの問題の衝に当たったのであります。土木部へ行けば「これは産業部の仕事である」と、産業部へ行

けば「これは下水の仕事だ」と、下水へ行けば「これは産業部の仕事だ」と、結局ぐるぐるぐるたらい回しにされまして、結局するすると今日まで及んでおるのあります、日々私たちが毎日この役所へ来ている人間ですら、こういうたらい回しを受けておるわけでありまして、一般の市民の方がみえましたときは、結局どこがその問題を解決してくれるか、ところがわからぬのであります。

きょうは私は、三部長を代表しまして、助役にご回答いただきたいと考えておったのでありますが、助役はきょうはお休みであります。それで、三部長を代表しましてどなたかでけつこうであります、的確なる、ひとつご回答をいただきたいと思います。

最後に、三滝川の左岸の道路の問題であります。

これまた、いろいろと陳情を重ねてまいりましたが、ご承知のとおり湯の山街道は非常に車がふくそうしております。多いときには尾平から高角辺まで続いております。その原因は何かといいますと、もちろん車が多いということもありますが、道路が非常に狭隘だと、尾平地区が非常に狭隘だと。これは何としても道を広げることはできないと。ことに生桑橋の信号ができることにおいても、ふくそうする原因の一つであります。

それで、地元民は前々から言っておることであります、三滝川の左岸を、いま堤防がありますが、少し改修しまして、左岸にももう一本道路をつくつたらどうかと、つくつてほしいということも、これも県のほうへも陳情し、市のほうへも陳情しておるわけであります。この道路が一つできますならば、三滝川の交通量は大いに減ることでありますので、この点真剣にひとつ市のほうでもお考えをいただきたいと、これについてお考えがあるならば、ひとつご意見を拝聴したいと、こういうことであります。

○議長（山中忠一君） 暫時、休憩いたします。

午前十時五十二分休憩

午前十一時五十五分再開

○議長（山中忠一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
理事者の答弁を願います。

市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 第一点につきまして、市の今後の財政につきまして、一昨日来いろいろご心配をわざわせておるわけでございますが、このことに関連いたしまして、一昨日から今まで述べてきた財政の対策のほかに何か自主的な自衛策はないかというようなご発言があつたわけでございます。

きのうまでお答えしてきましたことのほかといたしまして、市の自衛策と申しますか、対策と申しますか、これにつきましては、市が自主的にできる問題といたしましては、法人市民税の増額の問題が、残されておる唯一の問題ではなかろうかと思うんでございます。電気・ガス税等の非課税の取り扱いを廃止するというような問題につきましては、強力にこれは要請するつもりでございますが、市が現在残された手段といたしましては、法人市民税の市民税割りの増額ということであろうと思います。

このことにつきまして、横浜あるいは神戸方式について、どう考えるというような質問でございましたが、この点私もいろいろ考えておるわけでございます。ただ、一番ひつかかるのは、この中小企業とそれ以上の企業についての、不均一課税を行つた場合には、国がすでに法人税につきましては差を設けておりまして、その差が地方税にも及

んでおるわけでござりますから、さらに不均一税を課税するといったことになりますと、二重の不均一課税になりますして、このことが税の公平の原則を失せないかどうかということが、一番私はひつかかるのでございます。

横浜方式あるいは神戸方式につきまして、自治省では現在の指導といたしましては、事務所、事業所税の成立するまでの、暫定措置としてこれを行い、その後は廃止せよというような指導が行われておるわけでございます。

こういったことを考えますと、いま私は一昨日来から申し上げておるんでございますが、不均一課税を行うということは、ちょっと踏み切れないわけでございます。他にこの問題を解決する方法があるかどうかを、今後十分検討していきたいと思っております。

次に、ご質問の第二点、高角以西のバス路線の新設につきまして、このことにつきましては、神前地区からの議会へ陳情も出されておりますし、また自治会のロック会議におきましても、提案されておる事項でございます。

現在のバスは神前の農協前でとまっておりますが、ご要望の、これから西へ県道高角、上海老線と交差点まで延長しますと、大体二・二キロメートルとなるんでございますが、この間寺方町一区、二区、高角町、菅原町この四町を縦貫するわけでございますが、現在の道路幅員は大体三メートルから五メートルの程度でございまして、バス路線としては、最低有効幅とせられております六メートルが必要でございますし、また数カ所の待避所が必要でございます。

現在担当課で調査いたしましたところ、一番狭い部分は高角町、菅原町地内でございまして、道路の両側が用排水路になっております。調査した結果によりますと、これらの水路には若干の余裕があるようになりますので、水利の関係者と話し合いを行いまして、了解が得られれば、拡幅は可能となると思います。こういったことで、部分的にはご協力を得なければならぬ、用地にご協力をいただかなければならない個所もございますが、今後、バス会社その他の機関、および地元とも協議をいたしまして、できるだけこの拡幅が実現するように、つとめていきたいと考

えております。

第三問、第四問につきましては、担当部長からお答えいたしましたが、その担当範囲につきまして、いろいろご迷惑をかけましたことを、おわび申し上げますとともに、今後そういうような担当の、肩がわりのようなことのないようには、厳重に注意してまいりたいと思います。

第五点の、三滝川左岸の通路の新設につきましてでございますが、この問題につきましては、昭和四十七年に菰野町と滋賀県の土山を結ぶ、鈴鹿公園有料道路が開通いたしまして以来、次第に県道四日市・土山線の交通量もふえてまいりまして、バイパスの必要が生じてまいりました。

この解決をはかりますために、現在幅員七メートル五十の四日市・土山線を拡充するか、新しくバイパスをつくるかという、二つの道があるかと考えます。しかし、本年二月菰野町と話し合いまして、四日市・土山線のバイパス建設期成同盟会も設立した次第でございます。

現在のところ、この路線の決定につきましては、なお県および建設省とも、調整を要する点が残っておりますけれども、こういった路線の折衝を進めるとともに、できるならば、バイパスを建設する前提のもとに、こういった協議を進めていきたいと、このように考えておる次第でございます。

○議長（山中忠一君） 土木部長。

〔土木部長（杉本義広君）登壇〕

○土木部長（杉本義広君） 三点の、高角地矢合川二本松付近の改修について、お答えをいたします。

この川は二級河川矢合川でございまして、今年七月二十五日の豪雨で、市内の各河川と同様、大きな被害を受けた河川でございます。管理区間いたしましては、三滝川の河口部から国道三〇六号巡見街道まで、県の管理区間でご

ざいまして、この復旧につきましては、合流点から花本橋まで、県のほうは災害復旧事業と県単および国補改良工事といったような事業との、合併施工で整備していく、いわゆる改良復旧をするということになっております。

それから、花本橋から上流巡見街道三〇六号線までにつきましては、助成計画をもって復旧をすると、こういった手順でございまして、四十九年度から引き続いて復旧するという計画を、県のほうから聞いております。

以上でございます。

○議長（山中忠一君） 下水道部長。

〔下水道部長（美濃部博美君）登壇〕

○下水道部長（美濃部博美君） 第四問の尾平永井新田の排水の問題に關しまして、お答えをさせていただきたいと思ひます。

何か、助役のほうのご答弁のご要求がありましたが、あいにくと助役も産業部長も、公務で出張いたしておりますので、市長の指示によりまして私が三部長にかわって、僭越でございますが、答弁をさせていただきたいと思ひます。初めに、先ほど市長が答弁の中でお断り申し上げましたように、今回の問題に關しまして、三部の中でいろいろと住民の方々に不愉快な思いをさせましたことに対し、担当部長といたしまして、三部長にかわって深くおわびを申し上げたいと思ひます。

いわゆる、行政を円滑に進めるために、各部門のセクトがきめてあるにもかかわらず、そのことが一つの障害になつたということは、相反することでありまして、今後ますますわれわれといたしまして、十分注意を続けたいと思ひますので、深くおわび申し上げます。

さて、今回のこの現地を、その後私も調査させていただきました。全体といたしまして、参考に申し上げたいと思ひます。

いますが、約百八ヘクタールございます。このうち市街地調整区域と申しますか、水田が五十町歩でございます、半分でございます。で、いわゆる人口密集地帯といいますのが、住居を中心としたところが二割でございます。あとは地元施行による区画整理事業、一部約二ヘクタールが団地ということになっておりまして、特に丘陵地帯に発展いたしました密集地、あるいは地元施行による区画整理、土地改良事業等といふものが、水田のほうへ被害をかけておるということも事実でございますが、私どもあるいはまた地元の方々の一部のご意見等を拝聴しておりますと、現地調査の結果も合わせましての判断でいけば、いろいろの問題はございますが、特に三滝川の河床が非常に高くなつております場所で、合流点がちょうど、ご承知かと思ひますが、永代寺川との合流という点で、三滝川へ放流されております。三滝川が洪水によって水位が上がつてしまりますと、逆にその水が田んぼの中に入つてくるということで、上流から流れ出そうとする水と、三滝川の水位上昇に伴う逆流の水とによつて競合いたしまして、放流地点付近が湛水をして、長い間農地に対するご迷惑というような状態が、非常に強うございます。

この件につきまして、土木部ともいろいろと協議いたしましたが、県河川というような関係もあります。しかし、事は四日市市行政区域内の問題でございますので、三部で協定いたしまして、内部的な排水対策はそれぞれの部門で、今後確実に行うという前提の中で、県に対しまして、逆流防止の問題を早急に行つようというような要請を、強くしていきたいと考へております。

いましばらく、そういうことでお時間をいただきたいと思ひますので、おわびかたがた、三部長にかわりましてご答弁とさせていただきたいと思ひます。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 申し落しました点につきまして、補足させていただきます。

今回のベースアップは三割以上の高率でございます。いかに狂乱物価のもとであって、しかたがないとは言いながら、このアップ率と申しますのは、従来の財政観念からは、とても想像もできないような数字でございまして、市の財政に及ぼす影響も非常に大きく、全く困惑しておるような次第でございます。このことはいろいろ分析もしてみたのですが、四十八年以来の、私は国の財政政策の破綻から來た、ほんとうに他律的な部門の多い影響であったと思います。

しかし、今日のシステムの中で、このベースアップを排除するということは、とうてい不可能なことなんでございます。おそらく四日市ばかりでなく、各県、各市町村ともに、この大幅なベースアップをせざるを得ない状況下にあって、今後的地方財政をどうしていくかということにつきましては、苦心をいたしましても解決の道は、なかなか見出されないところであろうと思います。

もちろん、人員の増加を極力圧縮するとか、あるいはまた能率の向上と、こういった点におきまして、人件費の増高を防止するという一般的な手段は、もちろんとらなければならないでございますけれども、根本的にこの年間に三割以上のベースアップというような問題が、国、地方を通じて持ち出されました場合に、何らこれに対する特別の財源措置が行われず、また経済状況も決して思わしくない、不況の深刻化が予想せられるといったような状況の中でございますので、おそらくどこも困惑しておるわけでございます。ただまあ幸い、幸か不幸か、四日市におきましては、当面の財政措置は講じられるわけなんでございますけれども、来年度以降にはどうしたって、この財政の硬直化からきまして、公共事業の圧迫といったような問題も、提起されてくると思います。

しかし、ただまあいま、不況下、それからそこへ高物価といった、最悪の事態が重なつておる時期でございますの

で、今後の見通しというのは非常に立てにくいわけでございますけれども、いつまでも私はこういった状態が、三年、五年と続くわけではないと思います。不況のあとにはまた好況もあると想いますし、このままでは私は、何も他を頼みにするというつもりはございませんけれども、地方行財政の運営は麻痺してくると思います。何かの制度の改正も行わなければならないと考えておりますので、非常に無責任な言い方ではございますけれども、そういうものに対して期待をつないで、苦しい時代は苦しい時代として、切り抜けていきたいと存じます。

こういった意味におきまして、まあ今回のベースアップも、やむを得ないものとして、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（山中忠一君） 小林喜夫君。

〔小林喜夫君登壇〕

○小林喜夫君 重ねてご質問申し上げます。

バス路線の問題であります、ただいま市長からのご答弁によりますと、高角における水利の問題が解決したならばと、こういうことであります、もちろんこの高角の道路におきましては、両側に水路がありまして、その水路を一つ埋めれば、大体幅員六メートルになるというふうに、私たちは思つておるわけでありますが、この水路の問題につきましては、地元で早急に解決をいたしますので、何とかひとつ、これは平尾のほうまでバスを早急に通していただきたいと。あるいは待避所の問題もありますが、これも地元によくお話をいただきまして、地元の協力を最高に払いたいと思いますので、その点特に、ご尽力をいただきたいということをお願いしまして、質問を終わります。

それから、矢合川の二本松付近の改修であります、先ほども申し上げましたとおりに、これは毎年毎年繰り返しておりますのであります。先ほど土木部長の答弁によりますと、四十九年度からと、県のほうに強く働きかけると、こう

いうようなご意向であります、もう十二月でありますて、また来年の雨季もじきに回つてくるわけであります。どうか県のほうへは強く働きかけまして、そうして来年の雨季一ヶ月までには、何としてもこれは強力化していただきたいということを、特にお願いする次第であります。

次に、尾平町永井新田の排水の問題であります、いま部長のほうから詳しい説明を聞きましたが、これは長年的问题、地元民が非常に困つておる問題であります。しかも先ほど申し上げましたとおりに、横のほうの各部長の連絡がなかつたということで、しごく要領を得ずに今日まで及んでおるわけであります、いま部長の回答を得ましたので、早急に横のほうの連絡をとつていただきまして、そうしてこれは一日も早く、いわゆる樋門をつくるとかということを、県に強く要請をしていただきたいということを、重ねてお願いするわけであります。

それから、三滝川左岸の道路の新設であります、これも市長から説明いただきましたが、とにかく車の渋滞ということは、はなはだひどいものでありますて、実際に理事者においても見ていただきたいと思います。県あるいは建設省の調整の関係もあるということであります、強くこれも県のほうに要望しまして、一日も早くわれわれの願いを聞いていただきたいということを、特に重ねて申し上げ、重ねてお願いをするわけであります。

以上で私の質問を終わります。

○議長（山中忠一君） 岩田久雄君。

〔岩田久雄君登壇〕

○岩田久雄君 悪臭問題については、昨日も大島議員からも質問され、本問題につきましては、たびたび本議会において、各議員から問題点が提起されておりますが、私は方向を変えまして質問を申し上げたいと思います。

生桑町の悪臭公害源となつてゐる、平山物産魚津処理工場から排出される悪臭公害によつて、関係地域住民は十有

余年の長きにわたつて、たいへん迷惑をしてまいりました。これが根本的解決のために、関係地域住民は一貫して、他の適地に移転してほしいという願いを続けてまいつたわけでございます。

公害防止について、さきに国の公害白書においてその総説の中で正面から、今後の政策を打ち出したのが、大きな特色であつたと思ひますし、公害防止はいまや果敢な実行の段階に入つたといえると思います。また、地域の環境保全について市長も、公害防止の面で、環境汚染を招く企業の増設を認めず、発生源対策を強力に推し進めていくとの表現を示しておられます。

〔以上のごとく、公害に対する基本的な点を踏まえて、今日なお悪臭公害源となつてゐる平山物産から排出される、悪臭公害について、大別次の二問について市長の見解をお尋ねしたいと思ひます。〕

また、これに伴う諸問題について、担当部長の見解もお伺いいたしたいと存じます。
その第一は、さきに締結されました平山物産と市の間で協定された、公害防止協定書における、公害防止計画事項に記載された適地移転の問題であります。

過去昭和三十九年、当処理工場設置について、当時の市長も、化製場の設置は地元住民の強い苦情があり、また汚水による水域の汚濁並びに用水関係に悪影響を与えるので、これらのおそれのない場所に設置することが望ましいと意見書を示されました、現状まことに残念な実情であります。関係地域住民は、万全の処理施設の改善がなされても、絶対に公害を出さないと力説されても、絶対の保証がどこにあるのかという点から、今日に至る実態から、とにかく公害が発生し、なお公害のおそれのあるものは、すみやかに現在の場所から他の適地へ移転をしてほしいとの、一本やりに要望をしております。

過去においても、すでに再三、再四にわたり、当議会において各議員からも発言されている、いろいろの問題点あ

るいは現状を展望する、将来の四日市市のマスター・プランから、当然当地域の都市化が進む中で、環境保全の観点から、早急に基本的に具体的な計画立案が、住民の望むところであろうし、そうした期待感はともかく計画にはつきものであります。計画が単なる構想あるいは机上プランに終わらないため、施策の実現性こそ問われねばならないときかと思います。これがためにも、企業側に対する適地移転についての、企業サイドの積極的な努力喚起と、関連、直結する組織に対する理解、協力、さらには適地の構想に伴う関連組織体等への理解、推進と協力について、行政指導を具体的に推進することが望ましいと考えます。これまで各地に見る公害事例から、住民意識に強く根ざした、つくられてしまえば終わりだと強い不信感を、この際市長は果敢な実行によって、天下に模範的事実を示していただきたいと願うものであります。

まず第一点は、適地移転に関する市長の具体的な見解をお聞かせいただきたいと存じます。

第二は、現状の設備改善でありますが、すでに一億数千万にのぼる融資により、公害防止のための施設改善が進められたわけでありますが、今日なお関係地域住民から、悪臭が消えないとの苦情がありますので、お尋ねいたします。

この施設改善計画は、当初の立案計画されたとおりの実行が行われたのかどうか。また、計画の内容に、実施段階で問題点はなかったのかどうか、一中小企業について多額の融資がなされ、当然これが使途に関しては、十分監督もなされていることと思われるが、改善計画の融資に対する監査の点はどうだったのか。また、施設改善に伴う過程で、悪臭防止法に基づく改善期限が過ぎてもなお完成しなかったこと。あるいは施設改善に伴う過程において操業時間を修正する場合は、市と連絡をとって行うこと、処理場についても改善に伴ううちは、暫定的に市内の範囲にとどめて、市と十分連絡のうえ対処すること等々、市は企業側との話し合いを持って、行政指導を推し進めたと思われるが、実際にはそれらの点について、企業側で誠意をもって守られなかつたような点について、関係地域住民は企業に対する強い不信感を深め、理解への態度はその都度裏切られて、ぬぐい去ることができないイメージを与えていただいて、

このようなことから、悪臭公害に対しては過敏なほどの住民意識を、行政当局者はもと認識をしていただいて、地域の環境保全に関して、施設が改善されたいまもなお、悪臭が消えない実情にかんがみ、関係地域住民は悪臭がして迷惑をこうむっている点で、即地域の環境測定の実施の行い得る体制は整っているのかどうか。さらに、先般市において実施した環境測定の結果において、悪臭防止法に基づき、条例で規制されている基準値を超える濃度の物質が検出されたときに、関係地域住民は、さきに環境部長が発言された、基準を超えたなら営業停止処分をとる述べられたことについて、その処置に注目をいたしております。以上述べた各点について、担当部長の見解をお伺いいたします。

また、この悪臭工場敷地は、一部河川敷を使用しているように思われますが、この点、市は県機関の窓口業務を行っているが、市は県に対して、悪臭発生工場のために、一部河川敷使用を認めるようにしたのかどうか、または不法侵入使用かどうか、お尋ねいたします。

また、この河川敷と思われる敷地内の埋管より、どす黒い汚水が三滝川に放流されているが、これの水質検査は行つたのかどうか、その対策指導はどのようになされたのか、お尋ねいたします。

最後に、関係地域のよりよい環境をつくるために、環境保全保護対策として、すでに汚染されまし環境から悪臭公害を取り除き、もとに戻すこと、それ以外に根本的解決の方途はないと思います。その道は困難なことでも、ぜひ強力な行政指導をもつて推し進めていただきたい。

過去から今日に至る、そのときの現況対策として施設の改善が実施せられ、その結果を見るとき、施設拡大の様相

を呈してきた感があります。今回も公害防止装置と関連施設の整備に、多額の費用がかけられていますが、はたして企業の問題点を考えるとき、今後の行政指導のあり方について、市長のご見解をお伺いしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） ただいま、平山物産の悪臭の問題につきまして、岩田議員からいろいろご指摘があつたわけでございます。

第一点の適地移転、この問題でございますが、市いたしましては平山物産に対しましては、かなり苦心をして行政指導を行つてまいりましたし、またそれなりに効果もあつたと思ひますけれども、まだ必ずしも十分でない点が残つておることは、まことに残念でございます。根本的に解決するためには、適地へ移転するよりしかたがないことなんでございます。この点につきましては、かねてから陳情等も受けておりまして、その際申し上げましたように、具体的にと申しますならば私は、これはどこへでも持つていけるという性質のものではございませんので、新しい埋立地の先端にでも移転すべきであろうと考えております。まだ、この新しく移転すべき土地の造成が完了しておりませんが、一日も早く移転のできる状態をつくり出して、根本的な解決をしていきたいと思っております。

なお、施設の拡充と見られるような点があるがどうかというご質問でございますが、市いたしましては、むしろ縮小を勧告しておりますのでございまして、決して事業の拡張を考えさせるような指導は全然行っておりません。むしろ、どうしても処理せなければならないような性質のものであるならば、市内の業者から出る廃棄物を処理するにとどめよといふような点を、極力指導してまいっておりますし、現在もまたその処理量を制限しておるような状態でござい

まして、決してこれの拡張を認めるといったようなことは考えておりませんので、ご了解願いたいと思います。

○議長（山中忠一君） 環境部長。

〔環境部長（園浦和己君）登壇〕

○環境部長（園浦和己君） 平山物産の一億二千万円近くの設備改善のための資金は、五つの制度融資を活用いたしまして行わされているわけでございまして、これの、実際にどこにどういうふうな設備に、幾ら使われたかという、いわゆる用途の監査につきましては、融資機関並びに担当の産業部のほうで、その都度確認をしております。

平山物産の悪臭の問題につきましては、たびたび今議会でもご説明申し上げておりますが、大別いたしまして材料置き場、それから集まつた材料を煮沸いたしまして一、二百度ないし三百度の高温で煮るわけでございますが、そういう部門と、それからそれが終わりましたら今度は、乾燥いたしまして粉末にするという、三つの設備があるわけでございますが、そのおののの施設で悪臭のもとが出てまいります。

今回は、本年の六月一日から、悪臭防止法が市長権限に移りまして、その時期に間に合うような、悪臭防止の行政指導をやってまいりました。かくて加えて悪臭防止のための、これならば絶対だいじょうぶだという、技術開発が十分でございませんという事情等もあって、当初私たちが行政指導いたしました設備改善の総経費が、三億余りかかるような設備改善でございましたが、いま申し上げましたような事情によって、約一億二千万円の設備の改善を指導したわけでございます。で、いま市長からご答弁申し上げましたように、一億二千万円の設備改善をいたしました結果、それなりの効果はあげられているわけでございまして、測定値等から、測定の結果等から見ましても、ほぼ規制基準に近い数字まで改善をしておるわけでございます。しかしながら、これらは従業員の操作に問題があつたり、あるいは設備が改善されたばかりの施設でございますので、まだまだ不十分な点がございますので、ごく最近も市長名でさ

らに改善の勧告をしたわけでございます。

悪臭のもとには、この平山物産には四つございまして、その四つの悪臭源をそれぞれの施設で、どのようにとらえていくかというふうな問題が、技術的にも非常にむずかしく、私たち行政指導に当たっている担当者としましては、非常に苦慮しているわけでございますが、もうしばらく長期にわたって監視体制を続けて、その結果をもちまして、ただいまご発言がありましたように、まず勧告、そしてその勧告に従わないという結果として、勧告の線に即応できないというふうなことであるならば、作業の削減、さらに最終的には営業停止というふうな行政措置を、公害防止協定に従って行いたいと、こういうふうに考えております。

なお、悪臭に関する設備改善に引き続きまして、ただいま指摘がありました水の処理につきまして、ただいま設備を改善するように指導を行い、工事を行っている状況でございます。が、ただいま市長から申し上げましたように、あの場所に平山物産があること 자체が非常に問題でございまして、担当者といたしましては、取りあえず規制基準以内に押さえ込むという行政指導は続けてきましたし、今後続けてまいりますが、根本的には適地を求めて移転を指導するという方向に、いかざるを得ないというふうに考えております。

○議長（山中忠一君） 土木部長。

〔土木部長（杉本義広君）登壇〕

○土木部長（杉本義広君） 平山物産の建物が、河川敷地内に建てられているかどうかといった問題につきまして、この河川の管理者は三重県でございまして、建築の確認の段階で審査がされているものと、私確認しているわけでございますが、そういうたよやな、無断使用の個所があるということになりますなれば、さっそく県の機関と調整いたしまして、さっそくその機関との調整をさせていただきたいと思います。

○議長（山中忠一君） 岩田久雄君。

〔岩田久雄君登壇〕

○岩田久雄君 先ほどご答弁を賜わったわけですが、市長のほうからは、埋め立ての時点にというようなお考え方であるんですが、これはひとり四日市だけの問題でございません。そういう点におきまして、県下の各市とも連絡をとっていただきまして、たいへん困っている問題ですから、県下一円の問題として配慮をしてほしいことを要望いたします。

それから、処理量につきまして、いろいろ約束が守られたとか、どうとかいうような問題があつたわけですが、四日市にあって他都市の分まであそこで処理をするというようなことは、今後は絶対やらないように、四日市市の分だけにとどめていただくよう、強い行政指導を願いたいと思います。

それから、常に測定をしていただきたいわけですが、現時点で、休業のときだとか、そういう悪臭の少ないような時点に行われたこともありますので、今後は監視体制を厳重にやっていただきまして、このことについては地元に順次ご報告をしていただきたいと思います。

先ほど部長のご説明によりますと、今後汚水の処理をやってこうだ、ああだ、しかし、地元は十数年これに悩まされておりますので、ぜひ、埋め立てとかそういう問題でなくして、他の適地に移すんだというような構想を打ち出していくだときまして、具体的に話を進めていただくように、強く要望いたします。

それから、土木部長の答弁であります、河川敷を不法占拠しているのかどうかというようなことが、現時点ではつきりしないというようなご答弁でありますが、即刻ご調査をいただいて、できれば撤去命令を出していただくようなことを、県に強く要望していただきたいことをお願いいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（山中忠一君）暫時、休憩いたします。

午後零時四十六分休憩

○議長（山中忠一君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

伊藤信一君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 教育というものは、金のかかる事業でございますが、金をかけないで幼児教育は絶対できません。今日の教育は、申し上げるまでもなく昔の寺子屋式の教育でもありませんし、まして黒板とチョークだけでやれるものではございません。充実した教育をするためには、うんと金をかけなければなりません。こうした考えを前提としたしまして、教育の問題について二、三お尋ねいたします。

私は、六月の議会で四日市市が、これから幼稚園、小学校、中学校の教育施設の整備に百数十億かかると計算されているが、こんな大きな金額ではとても教育委員会では処理できないから、市長の決断をお聞きしたいと申し上げましたけれども、市長は、義務教育施設の整備を、充実を大事と心得えまして処理していきたいという、そういう答弁でございました。こんな抽象的な答弁で私は納得できなかったので、あらためてこの問題でこの壇へ上がらせていただくということで質問をやめたのでございます。

今回は、そんな抽象的な答弁ではなくて、二十三万市民のどなたがお聞きになつてもなるほどどうなずかれるような答弁をいただきたいと思ってここに立つたわけでございます。何年ぐらいの計画で整備していくか、あるいはプロ

ジェクトチームをつくって十年くらいで整備できるよう検討していきたい、そういうふうな答弁をいただきたいと思つておるのでございます。申し上げるまでもなく、一昨日小井議員が言つておられたように、この問題は、議会のどなたにとりましてもきわめて大切な問題でございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、教育長にお尋ねいたします。

教職員の研修につきましては、三月の議会でもただしたのでございますけれども、簡単にお尋ねいたします。

私は、師範学校の在学中、ランニングはきわめて熱心にいたしましたけれども、勉強はダメで劣等生でございました。しかし、いまでもたった一つだけ覚えておることばがございます。それは、三浦修吾先生の教師論という本の中に、「進みつつある教師のみ人を教える権利あり」と、こういうことばでございます。進みつつある教師であればこそ、人を教えることができるでございます。学校の教師が専門職といわれる理由は、ここにございます。教師の研修条件を整備する教育委員会において、教師の研修が非常に大事なことであるということは、ここにあるわけでございます。

そこで、四十八年度予算の中で、教師の研修費がどう使われているかを調べて見ましたら、委託研究というのがありまして、理科、社会、これに各十五万円ずつ配当されております。そして、その研究が進められておるのでございます。合計三十万の予算配分でございますけれども、この研究の内容が、教師のサービス的なものであり、なお、この教育研究所が、教育センター的な機能を持った、そういった仕事に対しまして、私は、ある一つの意味を見出しておるのでございます。四日市の研究所は、私が、地方事務所につとめておりましたときに二十四年ごろと思いますけれども、なくなられた染川教育長と、三泗の委員長だった伊藤さんと三人で企画してつくったものでございますけれども、その当時、全国でおそらく一番早くできた研究所でございます。この四日市の研究所も時代の要請にこたえて、

教育センターとしての機能の拡充と充実を検討する時期に私はきておるよう思はります。先ほども触れましたが、教師の研修条件づくりの中で多くの場合、個人とかサークルとか、あるいは教科別とか、そういうたるものが多くとられておるのでございますけれども、学校単位のものは、その学校に一つの新しい生氣を与えたり、あるいは一人一人の研修の機会を与えたり、あるいは研修の時間も高率でございますし、場合によつては父兄の協力も求められ、その結果は、特色のある学校づくりということに及んでいくのではないかと思ひます。

こうした内容の研修と、新しい学校づくりの意味を加えまして、五十年度からやつてみる考え方がないかどうか、教育長のお考えをお聞きいたしたいのでござります。

それをやるために、予算一校三百五万円程度をかけなければよい結果は生まれないと思ひますが、それを二、三年継続してやれば、少なくともあるひとつの新しい学校づくりができるんじやないかと、こういうふうに考えております。

次に、公害教育の問題についてお尋ねいたしましたが、四十年十月に塩浜小学校は、全国に先がけまして、公害から児童の健康をどう守るかという研究発表をいたしましたが、これは全国各地からたくさん的人が研究に参加されたということを聞いております。当時の校長は、現在の中西部西小学校の佐藤栄二先生でございますが、この人は、この間教育功労者として県教委の表彰を受けられましたけれども、その表彰の内容の中にこの研究が高く評価をされておるのでござります。塩浜小学校は、この研究を発端として、健康教育に地道な努力を続けてまいりまして、ご承知のように昨年、一昨年と大規模小学校での三重県一の健康優良校として表彰されております。このときの発表に佐藤校長は、山口大学の野瀬教授あるいは三重大学の児玉博士などの指導を受けられまして、日本で初めての発表をやられたのでござります。それから四十年十二月には四日市教育研究所は、公害の教育に及ぼす影響という研究調査をやられたのでござります。

査を発表したのでござります。

それから四十二年三月には四日市市教育研究所は、公害に関する学習の指導計画試案をつくり上げたのでござります。それから四十六年八月には三泗教組が四日市の公害と教育、教育実践と地域実践の第一集を発表いたしております。公害教育の研究は、表面的にはこういう経過をたどつておりますけれども、公害裁判が結審され、被害者救済制度が発足いたした関係でありましょうか、公害に関する関心がだんだん薄らいできたような感じがいたします。

学校では四十二年三月に計画された学習がどんな形で進められておるか、これは私はわかりませんけれども、そのときそのときまかせの研究や実践でなくて、地道に引き続いて研究し、実践していく体制を教育委員会も立てる必要があろうと思われます。四日市と公害、公害と教育、これは大事な問題でございます。宇都宮市の純潔教育の研究の進め方も一つの参考になると思ひますので、教育長のお考えをお聞きいたします。

それから、教育費の問題でございますけれども、これは昨日川村議員が詳細ただされておりますので省略いたします。ただ、小学校長会会長、あるいは小学校長あるいは中学校長会から五十年度の予算編成について、要望書を出しておられるのを私見ました。これは、現場からのこまかい一つ一つの訴えには、見る私もその切実さに一ぱいでござります。その切実さに実は打たれたんでございますが、どうしてこんな要望が満たしてやれないのかという感じを持っております。その一つ一つの訴えの、ほんとうに学校経営する者の切実さが一ぱいに詰まつておるのでございます。よろしく教育の充実については、お願ひいたしたいと思います。

次に、二、三要望を申し上げます。

一つは、教員の永年勤続表彰でございますが、その表彰年限は、市の職員と同じように差別のないように、五十年度からは二十年単位で実施をしてほしいと思ひます。現在、教育委員会のとつておられる順次繰り下げていく理由は、

これは理由になりません。理由にならないということは、金額のことで内容をやがめていく、そういうやり方に對して、私は反対するのでございます。金額のことで、内容をゆがめてしまはなりません。やはり、市長と同じように二十年たてば勤続表彰をしてよいはずでございます。

二つめは、四日市には幾つかの文化団体がございます。それぞれの分野で、四日市の文化向上のために努力をしていただいておりますので、個人であれ、あるいは団体であれ、文化活動の目ざましいものには、功労者として、市長か、あるいは教育委員会が、いずれでもよろしいが、表彰のできる規定をつくっていただきたいということを思います。

三つ目には、四日市はご承知のように地元出身の教師が少ないんでございます。他の地区からたくさん四日市へ赴任しておられます。しかし、四日市では、ご承知のように松本に教員寮が一つあるだけでございますから、多くの方が、下宿あるいは住宅がないので困っておりますので、早急に教員住宅の建設についての計画を進めていただくよう、これも要望いたしております。

以上で終わります。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 教育施設の整備につきましては、一昨日来小井、川村、喜多野各議員が、学校整備に関連した質問をせられましたし、いままた、伊藤議員からこの整備につきましての切実なご質問をいたいたんでございました。実は、私教育施設の整備につきまして、昨年の秋までは大体教育を福祉とともに重点施策に取り上げていければ、大体解決できるんではないかというような考え方でおったんでございますが、昨年末の石油危機以来、物価の狂乱あ

るいは不況の深刻化、人件費の増加、こういった中で、これではとても重点政策というだけでは整備がしきれないんじゃないのかというような不安が出てまいりました。そして、こういった中で、一月ご説明申し上げることになっております基本構想に基づく長期計画を進めてまいりました。そして、こういった中で、その中でも私は少し無理と思われるくらい教育施設の整備につきましては、重点を特に置くように指示もしたわけでございますが、なおそれでも、私自身十分な整備ができないと考えられる点が多くあるわけでございます。こういった中におきまして、私自身も教育の整備をほつてはおけないし、見通しはつきにくいといったようなことで、非常に内心苦慮しておりますわけなんですが、ただいまも示唆もあつたわけでございますけれども、私いたしましても、長期計画の中へこれが十分取り入れられないということについて、はすゞということも非常に何かひっかかるものもありますし、といって、みすみす不備なままで考えるというようなこともできがたいことでござりますし、いろいろ苦慮してきたわけでございますけれども、今日の状態のもとにおいて、整備計画をもつとすれば、多少そういった数字上のつじつま合わせということは度外にたしまして、必要な施設についてがまんできるものはがまんしていただくとしましても、ぜひ必要なものについては、整備するにはどういった方向で進んだらいいかと、五カ年の期間でいいのか、あるいは十カ年を見越してやらなければならぬのかというような点も検討いたさねばならないんでございますし、またこういった点は、ぜひとも配慮せないかぬ、こういった点は、残念だけれども、しばらく見送るといったような点につきまして、慎重に検討しなければならぬ時期であると考えますので、この教育整備の問題につきましては、長期計画とは若干二本立てのような感じにはなりますけれども、教育整備の計画として、ひとつ考えてみなければいかんと思います。

これにつきましては、部内の関係者が協議いたしまして、大体、しかしほとんどの基礎資料というものは集まつておるわけでございますから、プロジェクトチームといいますか、特別委員会と申しますか、こういったものによつて

検討を加えまして、教育に関する将来計画をつくり上げて、教育の整備を一日も早く、教育施設の整備を一日も早く完了できるよう努力していきたいと考えます。

○議長（山中忠一君） 教育長。

〔教育長（市川一郎君）登壇〕

○教育長（市川一郎君） 伊藤議員のご質問にお答えいたします。

教育センター、教育の研修の問題でございます。

長い歴史を持つております四日市の教育研究所も時代の移り変わりとともに、その活動の重点も変わってきたのでございます。研究所という名前からさらにあるときには研修所のような働きをして、今日に至っておるのでございます。先ほどお話のございましたような教育センターのような動きも、本年度から理科と社会の教材を開発して、それを各学校に提供する、そして先生の授業効率をあげると、こういうようなことを始めておるのでございます。今後もこうしたことにつきましては、引き続いて事を進めていきたいと思っておるのでございます。

なお、それに関連いたしまして、先生の特色ある学校というお話があつたのでございます。今まで四日市市には指定研究というのがあつたのでございます。こういう特に、ある学校に課題を与えて、そして研究成果を発表する、こういうことは、私着任いたしました前、四十五年ごろから消えていったのでございます。研究指定の期間が非常に期間が短かったとか、あるいはそれに対する経費の裏づけがなくて、父兄の負担にかかると、こういうようなことも理由の一つであったようでございます。先生の研修につきましては、いろいろくふうをしておるのでございまして、各地の先進校に視察に出るとか、あるいは研修委託費というのを出しまして、ことし四十九年度は、今まで出しておりました研究委託費一人当たり三千円というのを四千円にふやしていただいて、それを夏休み前に図書券で渡して、

夏休み中に本を買うて、そしてしっかり勉強してくださいと、こういうようなこと、いろいろ先生の資質の向上について手を打つておるつもりでございますが、このごろ校長会あるいは先生の組合の中からも、もつといままでのよくな研究指定校ではなしに、もつと新鮮な感覚で四日市の教育課題をとらえて、それを深く研修する、そういう新しい意味の研究指定校をつくったらどうかと、こういう気運になってきておるのでございます。昨年来一年は、市の指導主事の活動もあまり活発でなかつたのですが、ことしは非常に活発に動いておる、そういう動きの中から、とかく反対しがちな教員の組合のほうも、これはいいことだからぜひ進めてほしいと、こういう気運になってきておりますので、名前は何といいますか、嘱託研究指定校となりますと、今までの行きがかりもございますので、中身はあまり変わらないのでござりますけど、嘱託研究校とか、こういう名前で一つの学校を長期にわたってこの学校の課題を深めていく、そして先生が勉強する、その効果がほかの学校にも及ぶと、こういうような構想を持っておるのでございます。その点につきましては、委員会の非常に意義のある仕事だと思しますので、進めていきたいと思うのでございます。

その予算につきましては、いま伊藤議員から具体的にお話がございましたけれども、過去の失敗の歴史もござりますので、そういうものを踏んまえて、成果のあがるように努力をしてまいりたいと思うのでございます。

公害と教育の問題でございますが、これも四日市の教育として背負わされた一つの大きな課題でございます。公害に対しまして、施設いたしましては、校舎の改築なり芝張りなり、あるいは緑の学校とかいろいろやっておるのでございますけれども、公害あるいは環境、もつと広い意味の環境保全、こういふものについての意識を十分持つた教育をしなければならないと、授業とは違つたほんとうの公害についての教育をしなければならぬということも考えておるのでございます。四十六年でございましたか、市の委員会といったとしても、公害学習指導資料というものを出

して、各学校に配布しておるのでございます。昨年から研究所のほうにおきましても、三年計画でこの問題を取り上げて、狭い意味の公害というのでなしに、環境に対する教育、こういう理念を確立し、そして現在の学校の先生が、公害に対してもういう意識を持ち、どういう取り組み方をしておるか、それもいまことしの事業として研究をしておるのでございます。そういうものに基づきまして、先ほど四十六年に出しました指導資料というのも訂正を加えて、しっかりと広い視野に立った四日市独自として公害教育に取り組んでいきたい、こう思つておるのでございます。なお、教育費のことについてもご指摘ございましたのですが、今日非常に私どもの義務教育だけでもずいぶん経費の多いところでございます。運営経費につきましても、今後さらに努力をしていきたい。

なお、ご要望としてご指摘になりましたことにつきましても、今後よく善処していきたいと思うのでございます。

○議長（山中忠一君） 伊藤信一君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 先ほどの教育施設の整備の市長の答弁、相変わらず私は納得できません。しかし、納得できませんけれども、市長自身がいろいろ考へて、次の段階のことも考へながら答弁しておつていただけますので、これ以上追及はやめておきますけれども、ただ一つ市長自身がこの基本構想にとらわれておる。基本計画を見ればおのずからわかつてくるはずでございますけれども、基本構想の中の基本計画ではたしてそれが処理できるかどうか。基本構想をつくった時に財政の計算されていない基本構想は、一体どうということを指摘しております。当然財政計画があつて基本構想があるべきでありますから、財政計画を抜いて基本構想をつくる、その基本構想に基づく基本計画を立てて、そしていまの学校施設の整備を整えていくという非常に矛盾したもの言い方をしておるところに、市長の誤りがあるんじゃないかと思います。

それからもう一つ、市長は今日の四日市の教育整備がおくれてていることを、ただ単に恒常的なものの考え方で判断しているから間違がある。たとえば、日永小学校を中心にして、あのあたりの都市増があのあたりの団地ができる、そして社会増の問題が起つたときには、單に泊山小学校をとにかく建てれば一応解決がついた事態でございますけれども、今日の三重小学校を中心として、しかも三重の小学校が十一のプレハブをつくって、そして追われ追われやつと三重平と垂坂をつくって、それでもなお来年度三重小学校にはプレハブが残る。しかもその影響で羽津小学校はもう満員で入れない。富田小学校ですら満員で入れない。八郷小学校も二学級も足りない。下野小学校も満員。関連して朝明中学校も入れない。もちろん大池中学校も入れない。そういうような非常にきわめて混乱した形がでておるところに、一つの大きな四日市の教育行政の問題点があると思う。だからこれをただ恒常的な一七%、あるいは一八%の予算配分で解決しようとする政治姿勢に問題がある。しかもその姿勢は、市長自身の問題です。市長自身が、もっと大きい予算を取つてやるべきだと、これはこの前のときも申し上げておいた。相模原市においても二八%、三〇%予算をつぎ込んで、そういう問題が解消しておる。そういうところに問題解決の欠点のあることを申し上げて終ります。

○議長（山中忠一君） これをもちまして、一般質問を終了いたします。

日程第二、議案第百三十二号 昭和四十九年度四日市市一般会計補正予算（第三号）、ないし

日程第三十 議案第百六十号 公有水面の埋立てに係る意見について

○議長（山中忠一君） 次に、日程第二、議案第百三十二号昭和四十九年度四日市市一般会計補正予算（第三号）、ないし日程第三十、議案第百六十号公有水面の埋立てに係る意見についての二十九件を一括議題といたします。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

早川正夫君。

〔早川正夫君登壇〕

○早川正夫君　ただいま上程されております議案第百六十号公有水面の埋立てに係る意見について、これについて四、五点お尋ねしたいことがございますので、質問に移らしていただきます。

現在のこういう非常に困難な財政状況の中で、先日来からいろいろ一般質問の中でも指摘されておりましたが、國家財政はもちろん地方財政也非常に困難な状況の中にございます。その中で今回この公有水面を埋め立てるということについては、非常に大きな意味がありますし、それなりにわれわれはこの埋め立てについて、よほど慎重な考え方とやり方をもつていかないと、いわゆる社会的にも経済的にも世論が求めるようなそういう事業内容になり得ないということになるとたいへんでございますので、質問に移らしていただきます。

まず第一点といたしましては、埋め立てに使用する土砂でございますが、これは先般の関係地元の議員に対する説明会の中でも出ておりました。しかし依然として疑問が残りますので、この点についてお尋ねします。

一説では大井の川の河口のヘドロしゅんせつ、これがたまたま時期が一致いたしております。それで、あるいは知らないうちにこの天ヶ須賀地先の公有水面埋め立て用の土砂として使われやしないかという一つの疑惑でございます。これについて的確なご答弁をお願いしたいと思います。

第二点、埋め立て構造でございますが、計画書によりますと、地盤高が四・五メートル、それから北側の護岸四・五メートル、東側五・五メートル、南側四・五メートル、このようになっております。しかし、現在非常に大きく騒がれております富田、富洲原一円、いわゆる北部四日市市の地盤沈下の問題とかね合わせまして、一説では年間五セ

ンチないし十センチ以上も沈下するこの地域の埋め立て事業について、将来十年、二十年後に、あるいは現在の富洲原漁港のように三年に一度一メートルもかさ上げをしていかなきゃならぬというこの二の舞いを踏みやしないかという心配でございます。したがいまして、この地盤高四・五メートルというこれで十分将来耐え得るものかどうか、この点についてのご答弁をお願いいたします。

第三点といたしましては、埋め立て地の利用計画の原則は、あくまでも水産関連基地といたしております。ところが、これについて地元はもちろん一般市民の中にも非常に大きな疑惑がある。なぜなれば、この埋め立て計画が打ち立てられた段階からすでにこの土地の利用については、あくまでも水産関連基地として使用するということがうたわれておったにかかわらず、管理組合のほうへ先般某企業からこの土地の売買ないしは利用についての申請書が出た。それを実は地元の区民が知りまして、急遽その撤回の要請を迫つたと、こういう事実がございます。そういう事実がわかつただけで、現在は一応平穏な状況で推移しておりますが、こういう事実がある以上、将来にわたつてまたそろそういった申請書が出た場合、いつの間にかそれが処理されておったというようなことになつてはたいへんだと思ひますので、この水産関連基地に使用の原則は絶対踏みはずさないと、こうひとつかりした答弁をお願いしたいと思います。

第四点、まずこの埋め立て地について、四日市市、川越町の両行政区域にまたがる問題がございます。したがいまして、将来この土地を利用する場合、この権限、最終権限はどこにあるのか、この点を明確にしていただきたい。

なぜなれば、四日市市の市長であれば、われわれはそれに対するチェックする権限がございますが、一たん川越町となりますと、やはり末端首長の川越町長のいわゆる行政権限が及びはしないかという不安があるからでございます。その点についての明確なご答弁をお願いいたします。

最後五点といたしまして、この埋め立て事業によって生じてまいる問題、すなわち富洲原橋、いわゆる名四国道沿いの富洲原橋にやがて近い将来樋門を設置しようという計画がございます。で、設置された場合、従来富洲原港内においてこの公共岸壁を自由使用いたしておりました企業がございます。この樋門が設置された暁には、当然この両企業は外へ出なければならぬ、こういうことになつてまいります。その際一つの問題が生じます。それは、従来使用しておった公共岸壁のこの使用権は、はたして継続するものかどうなのか、非常に重大な問題でございますので、この点について明確なご答弁をお願いいたします。その法的な根拠があるとすれば、それをお示し願いたい。あるのかないのかといたします。そういうことによりまして、いずれにしましても現在使用している公共岸壁のその構造が、やがて将来埋め立て地に移されるという可能性が出てまいります。しかし、先ほど申し上げました第三項の埋め立て地利用計画の原則から見ますと、この埋め立て地についてはそういう公害企業の使用は一切認めない、こういう原則があるやさきだけに当然その解決策としては、埋め立て地近辺の公有水面の利用に移るのではないかと思考されます。その際、やはり地元民の意見を徵してみました場合に、いかよな理由によるとも環境汚染あるいは海水汚濁につながるような施設の設置には絶対反対であるという意見が圧倒的でございます。こういった問題をすべて勘案のうえ、五問の答弁をお願いいたしたいと思います。

○議長（山中忠一君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛爵君）登壇〕

○助役（加藤寛爵君） おくれて参りましてたいへん申しわけございませんでした。

天ヶ須賀の埋め立て計画についての五点のご質問でございますが、まず埋め立て工事に必要な土砂につきましては、港湾区域内におけるしんせつ工事で発生する土砂というものについては、政令による有害物質の検定をいたしました

た。その結果、いずれの項目についても有害物質の検出が認められませんでした。埋め立て自体は、埋め立て区域を二分するようになつてしまして、中締切堤を山土でもって行います。その一部に余水ばけを設けて北護岸及び南護岸にもそれぞれ余水ばけを設けまして、そこから排水を流すようにしたい。そういうふうに工事をいたしますので、まず埋め立て土砂によって海水が汚染をされるということはないものだというふうに確信をいたしております。

〔私語する者あり〕

大井の川のヘドロは利用いたしません。

それから地盤沈下でございますが、地盤高が五・五メートルで一メートルの余盛りがあるわけでございますので、まず管理組合のほうではだいじょうぶであるというふうに観測をいたしております。

それから、この埋め立て地域の利用計画と申しますか、使用目的と申しますか、これにつきましては、海産物加工業あるいは海具の保管施設等、すべて水産関連の施設に限って使用者するものでございます。したがつて、公害企業等をこの埋め立て地の中に立地をさせるということはございません。

それからその次の行政区域の問題についてのご質問でございますが、これは川越町鯨松地先の行政区域が当然川越町になるというふうに考えられます。しかし、埋め立ての管理につきましては、結局埋め立て地の管理、利用ということについては、最終的には港の管理者にあるわけでございます。したがつて立地に際しましては、行政区域内であります川越町と四日市市とが十分協議をいたしまして、双方で間違ひがないという同意をいたしました段階で管理者のほうで認可をすると、こういうことにならうかというふうに考えております。なお、境界線につきましては、四日市市と川越町とが十分協議をいたしまして、円満に解決をする予定でございます。

それから一番最後のご質問でございますが、これは富洲原橋のところを将来締め切るというようなことが、海岸整

備五カ年計画の中に組み入れられる予定になつております。したがつて、現在富洲原橋の中にござります公共岸壁を利用している方々は、ここから外へ出なければならないという事態が生ずるというふうに推察をされるわけでございますが、その際に、ただいまご質問のありましたような環境を汚染するというようなことのないよう、十分配慮をして対処するつもりでございます。

ちょっとおくれて参りまして、答弁がピントがはずれたところがあるうかと思ひますが、お許しをいただきたいと思ひます。以上でございます。

○議長（山中忠一君） 早川正夫君。

〔早川正夫君登壇〕

○早川正夫君 大体これほど重要な問題について助役がどこへ行ってふらついてたのかわかりませんが、答弁もしんどるものでなつなりません。私は、市長から答弁を受けるもんだと思ってやつておつたんですが、いまの状況では不安でしかたがない。

まず第二点の第二項の問題でございますが、四・五メートルで管理組合は計算しております、だいじょうぶでしょうという答弁がありますか。この平均高潮位から見まして、大体どれくらいになるんですか。先般の二十三号台風によつて天ヶ須賀地域はもうほかの地域は全然水が入らなかつたにかかわらず、この天ヶ須賀地域は約半分水浸しになつた。あの二十三号台風ですらですよ。現在の地盤高では私は、きわめて不安だと思いますので、もしできれば、設計上の変更をしていただきたい、こういうことを要望しておきます。

それから第三点、埋め立て地の利用計画の原則は、絶対くさらない。これはまことにそのとおりでございます。くずされたらたいへんでございます。しかし、そういうふうな答弁を受ける前に、実は先ほどお話ししました管理組合

へ極秘のうちに申請書が出ておつた。この事態をつかまえて見ますと、将来やはり起る危険性が生じてくる。だからその点十分気をつけていただいて、いわゆる世論と、世論の要望にこたえられる完全な埋め立て地計画を遂行していただきたい、これを加えておきます。

それから、二つの行政区画にまたがる、もしこれ川越町長が四日市市長の意見と食い違つた場合、どこでその最終裁定をするんですか。

それから第五点、先ほどお尋ねしたいわゆる公共岸壁を使用しておるその使用権は、はたして継続するのかどうか、継続するにすればその法的根拠はあるのかどうか、ないとすればそれだけつこうでございます。ないとすれば、そのまま現在使つておる企業は外へ出ざるを得ないと同時に、この埋め立て地は利用できないのだから公有水面へ移らざるを得ないだろうと、こういうふうなことになつてしまひります。そのときに、公有水面をはたしてそういう問題の企業に使わせられるのかどうかと、こういうことでございます。再度答弁願います。

○議長（山中忠一君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） 意見が食い違つた場合にどうするかということでお質問でございますが、先ほどもご答弁申し上げましたように、最終的に決定をするのは港の管理者でございます。ただ意見が食い違うことのないよう双方で十分調整をするつもりでございます。

それから第二点の公共岸壁の使用権があるかどうかということでお質問でございますが、公共岸壁というのは、あくまでも公共岸壁でございますので、管理組合がこれを認めた船をそこへつけさせるということになるうかと思います。現在使用している人たちに使用権があるかどうかということになりますと、若干問題があるうかといふうに考えますけ

れども、この管理組合のほうでこれをその船に公共岸壁に接岸させるかどうかということは、管理組合のほうで決定をすることになつておるわけでございます。したがつて、使用権があるかどうかということは、もつとよく検討してみなければなりませんけれども、あくまでも公共岸壁であるということでございます。

以上でございます。

○議長（山中忠一君） 早川正夫君。

〔早川正夫君登壇〕

○早川正夫君 時間もございませんので、質問はこの辺にいたしておきまして、あとは担当常任委員会におきまして以上の問題点について十分ご検討のうえ、なお地区住民といたしましては、年來こういう暴風あるいは台風、雨水によって非常に大きな苦労をなめております。それだけにこの埋め立て事業については、全身これを賛成の意向で受けとめております。それを踏まえていただいたうえで、なお残る五点の問題についてよくご検討いただきまして、遺漏万ないようひとつお運び願いたい。

以上をお願いいたしまして、質問を終わらしていただきます。以上でございます。

○議長（山中忠一君） 大島武雄君。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 ただいま質問がありました件につきまして、若干別の角度でお尋ねしておきたいと思っております。まず第一に、埋め立てする理由についてお伺いしておきたいと思うわけでございます。

第二点目につきましては、工事が完成するまでの間に交通あるいは騒音などの問題が起きる可能性があるわけでございます。したがつて、あの地図からまいりますと、土砂の運搬あるいはその他の問題等で出入りする入り口は、ど

こであるかということでおざいますが、これは四日市行政区域から入るのか、川越町区域から入るのかという問題とも関連がありますので、お尋ねしておきたいと思います。

それからこの計画につきましての工事完成までの諸経費に対し、四日市市費の負担はあるのかないのか、現在は港管理組合の費用で行われるわけでございますが、先ほども出ておりました川越町行政区域にも四日市港管理組合の負担でいきますと、当然市の持ち出しの部分からもそれが工事が行われるということになります。こういう点でお尋ねするわけでございますが、この負担の問題についてお尋ねします。

それから次に、この富洲原橋の以西は、この埋め立て後どのような、現在のままであるのか、あるいは埋め立ててしまふのか等の問題をお尋ねしておきたいと思います。

○議長（山中忠一君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） この埋め立てのまず第一の理由でございますけれども、これは港湾整備五カ年計画の中に組み入れられております埋め立て計画でございます。これを早くやるということにつきましては、すでにこの地先の天ヶ須賀町が、かなり台風時等において水害をこうむるということから、この工事を急ぐことにいたしたわけでございます。したがつて、埋め立ては大半はしゅんせつ等を充てるということでございますが、一部は山土を使用するということになつておるわけでございます。したがつて、山土を使用する場合に、どこの通路を通つてこの現場へ入れるかという問題でございますが、これは名四国道から入らざるを得ないというふうに考えておりますけれども、この点については、できるだけ住民の方々に交通公害等でご迷惑のかからないように配慮をしてまいりたいというふうに考えております。

それからこの経費は、水産関連地域等については、すべて起債事業でやられるわけでございますが、このうち護岸であるとか道路とかいうようなものにつきましては、これは最終的には管理組合の費用ということになつてまいりますので、そのうちの四日市市の負担も当然それについてくるものだというふうに考えております。ただいまちょっと資料の持ち合わせがございませんので、数字については、別途ご報告をさしていただきたいと思います。

運河の埋め立てにつきましては、まだ埋め立てるというふうに決定をいたしたわけではございません。これは富洲原橋のところでの運河を締め切るという方向で、現在この事業を海岸整備五ヵ年計画の中に組み入れてもらうよう國のほうと折衝中でございます。したがつて、これをどういう形で締め切るか、締め切つたあと、この内水の排除の問題がございますので、それをどういうふうに埋め立てるかというようなことについては、まだ最終的な決定を見つおりません。今後において詰めてまいりたいと、かように考えております。

○議長（山中忠一君） 大島武雄君。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 ただいまお答えいただいたわけでございますが、第一の問題につきましては、港湾整備五ヵ年計画の中で計画されておるので実施していただきたいということでございます。

第二点目につきましては、一部山土を使われるということで、土砂の運搬等につきましては、迷惑をかけないといふふうにいま仰せでございますが、今までの場合におきましても、かなりの問題や補償の問題が出ております。あるいは地元の方々いわゆる関係通路の方々につきましては、十分そちら辺の内容まで話し合いをなされまして、問題の起きないように、あるいはそういう補償等の面につきましても、十分話し合いをしていただきたいと思います。

次に、先ほど早川議員も心配していた点につきましては、私も同じなんですが、以前に現在富洲原橋以西に使用し

ております関係企業の施設が、以前、地下埋設の問題が起きたときに、この計画の北側のほうへ予定するという形の書類が出たことを記憶しております。したがつて、そういうことで心配されているんではないかということでございます。私もそのように思います。こういうことが、先ほど念を押されてこの使用については、水産加工の関係のみにしてじでくれということに、おそらく考え方があつたんではないかと思います。そういう点で、気になった回答の一部として最終的にきめるのは、管理組合の長でございますが、その話し合いというのは、私もこういうとちょっとあれですけれども、川越町の区域の中にいわゆる行政区域の中にそういう危険のあるおそれのあるものが通るということについては、非常に懸念でならないわけでございまして、そういうことから岸壁使用につきましては、十分危険のないということを確約し、守っていただきたいということをくれぐれも要望いたしまして、終わりたいと思います。

○議長（山中忠一君） 橋本建治君。

〔橋本建治君登壇〕

○橋本建治君 数点について、お尋ねします。

四十六年の十二月議会に、現在の霞のコンビナートの第二次埋め立てに關係する諸問がございました。そのときにわれわれは指摘したわけですが、たいへんわれわれのところにもたされでおります資料が、きわめて簡単であります。市長の提案の説明は、目的その他は書いてありません。もらいましたこれをよく見ますと、何に使うかという埋め立て利用計画というものがこの概要の中に出でています。当然、私は、市長の提案の中に目的、その他が明解に説明されてしかるべきだと思いますが、どうもこの埋め立て問題に関しては、そういうことを公的な市長の発言という形でなかなか具体化されないという非常に疑問を持っています。この市長の提案だけですと、何のために埋め立てするんかということがどこにも書いてありません。そういう意味からして、非常に私は、この問題について

幾多の疑問を持つておるわけです。

一つは、いま出ましたこの早川議員が質問されました富洲原橋から現在奥にあります公共岸壁の利用の問題がありますが、この計画でいきますと、護岸と書いてあるわけです。北側護岸、東側護岸、南側護岸と、岸壁と護岸とは用途がまるつきり違うと思います。先ほど助役が、環境汚染のないよう配慮し、対処するという答弁でございましたが、これを深く検討いたしましたと、私は護岸だと思います。これ、岸壁ではないと思われますけれども、全部これにも護岸と書いてあります。が、そういう環境汚染がなければ、使っていいような意味にもとれるわけで、これは護岸だけであって、岸壁にするのかどうか、しないのかといふことについても明快にしていただく必要があると思います。

それから環境汚染の内容を配慮し、対処するというのはどうかという意味でありますけれども、その点についてもいまひとつ、先ほど来のこの答弁の中においても不明確な点だと思います。

それから二番目に、建設の費用負担区分の問題で、いまお話しがございましたが、先ほど来ちょっと港湾整備五カ年計画ということばと、海岸整備五カ年計画との二つ出ておりました。これは緑地図面でいいますと、ここをいわゆる海岸整備五カ年になるのか、その辺どこが海岸整備か、港湾整備なのか、その辺の区分について、当然これは費用の問題、国との関係等が私は、出てくると思います。そういう点についても、この説明に何ら触れられておりません。そうなりますと、費用の負担の問題についても、われわれ非常に疑問があります。大体、こういう計画には、公費とか費用とかあってしかるべきですけれども、どうもこの港の埋め立ての問題については、その点がはっきりしません。それに関連しまして、この建設費用、それからもう一つは、ここにどういう産業ということは、ここに水産関連とあります。はたしてここにどういう企業が来るのか、地元の皆さんに寄ってここで事業を起こす計画なのか、そのように指導するのか、それとも大手の水産企業が、ここへ来てやるのか、その関連企業がここへ同

居するのか、そういう意味についても非常に不正確だと思いますし、われわれには、まだそういう肝心な問題についての説明がきておりません。

それからもう一つ、この埋め立て問題に關係しまして、今までの埋め立て費用は、いわゆる原価方式で、各企業に渡すと、護岸とか道路については、管理組合の負担であるという先ほどのお話をありました。この原価方式で売った場合に、その四日市もこれに対する費用区分をしておるわけでありますので、その精算の時期においては、当然市費に繰り入れられるのかどうかと、これについても、今まで多額の金を四日市港の整備等に投入しております。すでに、ウールセンター等もできておりますけれども、そういう金が戻ってきたということは、ちょっと私まだ具体的には聞いておりませんけれども、そういう関係はどうなるかということになります。

それから次に、山土を運ぶということありますが、どの山土を取るのか、これもはっきりしておりませんが、そういう見通しについては、どのようにされておるなんかということになります。

それからいまも名四国道との関係が出ましたが、たいへんこの辺は車が多いところであります。そういう名四国道の関係であります。

それから先ほど来ちょっと心配な声があがっておりますが、平山物産との関係でこれも水産関連の企業でありますので、先ほどのその埋め立て地には、この平山物産も考えの中に入っているんかどうか、これもひとつ説明願いたいと思います。

○議長（山中忠一君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） 護岸か岸壁かというご質問でございますが、これはあくまでも護岸でございます。

それから海岸整備五ヵ年計画と港湾整備五ヵ年計画との関連でございますが、港湾整備五ヵ年計画というのは、港の各種の施設をつくる場合に、港湾審議会にかけて決定をする計画でございます。したがって、現在の四日市港で行なわれております各種の防波堤の工事なり、あるいは埋め立ての工事なりといふのは、港湾整備五ヵ年計画の中に組み入れられている事業を現在やつておるということでございます。

そこでただいま私が、締め切りの問題に関連をいたしまして、海岸整備五ヵ年計画ということを申し上げました。この海岸整備五ヵ年計画といふのは、実はまだ発足をいたしておりません。運輸省のほうで来年度から発足をさせるという予定になつておるわけでございます。現在それをどうするかということは、国の方で調整中でございますが、いわゆる海岸の地盤沈下対策等に対する整備の計画でございます。したがつて、富洲原橋のこの間を締め切るかどうかということについては、その計画の中に組み入れて、実施をしてまいりたいというのが、現在の管理組合の考え方でございます。

それからその次の質問の、ここへどういう企業を誘致をするのがということでございますが、これはまだどこどこというふうな企業名がきまつておるわけでもございませんし、大手か地元かということでございますが、水産関連の事業であれば、地元の方々にもここに張りついていただくということを、私は考えております。

それから、原価方式で売った場合、市費にもどるかということでございますけれども、起債事業でございますので、原価方式で売った場合には、それをすべて起債の償還に充てるということになろうかというふうに考えております。

それから、どこの山土を運ぶかということでございますが、これはそこまで私も調査をしておりませんので、断定的なことはお答えをしにくいわけでございますが、従来運んでおります西部の丘陵地帯からの土になろうかというふうに考えております。

平山物産は、ここへ立地させようという考え方はございません。
以上でございます。

〔私語する者あり〕

○議長（山中忠一君） 事業費の答弁願います。

○助役（加藤寛嗣君） ちょっとあわてておりますので、どうも答弁にミスがあつて申しわけないんですが、総事業費は十八億五千万、建設利息は、これは含んでないなまの計算でございますが、ただいまの段階では十八億五千万と、こういうことになっております。以上でございます。

○議長（山中忠一君） 橋本建治君。

○橋本建治君 登壇
○橋本建治君 先ほど申しましたように、こういう埋め立て事業にはたいへん金のかかる事業でありますが、約十八億五千万ということであります。私は、先ほどお尋ねしたのは、港の整備計画でなければ当然これに対してもの市負担があるわけです。

さらに先ほどの海岸整備と関連して、さらに綠化事業という事業が計画にあるわけであります。そういう点で、非常に私は、計画がずさんではないかといふふうに思います。先ほど早川議員も心配されましたように、地盤沈下問題は、この地域のほんとうに生存の危機に至つてきわめて重要な問題であります。そういう問題を背後にかかえておるところで行われる事業でありますが、私は、現在の家屋よりももちろん、この物価の高騰からいけば、よけいかかるということは推測できますけれども、それにしても、ちょっと計画がずさんではないかと、この本議会に諮問するについては、もう少し精密な説明があつてもしかるべきではないかといふふうに思います。

また、山土の問題につきましても、計画の中には山土によって上をおおうという計画がありますが、それがどうから持つてくるかわからないとか、そういうようなきわめてずさんな形で諮問してくるということについて、大いに異議があります。また、そういう点について、単に議会に對して諮問を要求するということじゃなくして、これも期限つきであります。一月幾日という期限づきで管理組合からの諮問でありますけれども、こういう点についても、理事者のはうでいまのような説明しかできないということを受けること自体が、私は問題ではないかと。もともと諮問をしてきた管理組合と突き合わせて予算の点についても、また将来計画についても、もとと突っ込んだ形で、われわれがここでほんとうに納得できるようなかつこうで資料を合わせて諮問すべきじゃないかということを私は、非常に残念に思いますし、これも四十六年の十二月議会におきましても、同じようなことをわれわれはいっておるわけであります。

そういう点で、この計画については、まだまだ検討を要することがあると思いますし、もともと具体的な、特に資金計画等についての資料、それからもう一つは、この地場産業との関係であります。私どもは、公害のない平和的な、また地元の人々を雇用する、また地場産業との関連で栄えていくという産業政策をいつも唱えておるわけであります。まだ地元の人々を雇用する、また地場産業との関連で栄えていくという産業政策をいつも唱えておるわけであります。いま加藤助役の話ですと、地元の人にも参加してもらう計画であるといふ程度で終わつておるわけであります。ここへいわゆる水産業界には、大手の企業もありますし、いろいろあるわけであります。そういう点でいわゆる産業政策との関係で、まだまだ市としての基本的な考え方が煮詰まっておらなんではないかという点が、非常にすさんだと思ひます。はつきり私は、この工事は天ヶ須賀地域の水で苦しんでいらっしゃる皆さんに対し、早く堤防を強化しなくちゃならぬということで、早く計画を出したといういまの加藤助役の話でありますが、それはそれなりに非常に私は意義があると思いますが、産業政策、それから市民に対するの負

担、また土をどこから持つていくかということについて、あらためてこの会期中においても具体的な資料を管理組合から取り寄せて、われわれのほうに提示してもらいたいと思います。

○議長（山中忠一君） 山本 勝君。

〔山本 勝君登壇〕

○山本 勝君 今まで二、三の方が質問されておりました公有水面の埋め立ての問題について、まだ疑惑が晴れませんので、特に過去の公害対策特別委員会との関係で明確にしなければならない問題がありますので、経過を含めて質問を申し上げたいと思います。

富洲原橋の奥にあります公共岸壁から、先ほどから企業名がはっきり申し上げられておりませんけれども、私の場合は、はっきり申し上げますが、谷口石油の油送管が、天ヶ須賀地内を通って谷口石油を行っているわけであります。三年ほど前に、この油送管の掘り出し検査をした結果、芳しくないということで特別委員会のほうが指摘をし、また具体的に企業には消防本部のほうから勧告がなされて、昨年この油送管の埋設がえが行われたわけであります。このときに、消防本部、あるいは環境部も含めてはっきりと議会に示されていますのがいま問題になっております公有水面埋め立てが完了次第、そちらのほうにこの油送管は移設をする。このことは、はっきりされているわけであります。当時の委員会としましても、地元の方々が、この埋め立て地の利用計画について、その時点でき解されるのかということをいろいろ心配をされましたが、当時の経過としましては、いま申し上げましたような結論が、議会に、特別委員会に示されているわけであります。

先ほどから、助役たいへんあわてて答弁されている模様ですが、ゆっくりこらあたりの事情を調査をしていただいて、委員会で結論の出されている問題でありますので、慎重にお答えをお願いしたいと思うわけであります。

たまたま当時、私が皆さんのが推薦をしていただいて委員長をしておりましたので、その責任もありますから、あらためてご質問を申し上げます。

○議長（山中忠一君） 暫時、休憩いたします。

午後二時五十二分休憩

午後三時十五分再開

○議長（山中忠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） ただいまのご質問にお答えを申し上げます。

谷口石油の油送管につきましては、昨年油送管の検査をやったときに、公害対策特別委員会の委員の方々にもお立ち会いをいたしましたが、そのとき、谷口石油のほうが公有水面の埋め立てができました場合には、すべてそちらへ移設がえをいたしますということを申したことは事実でございます。ただ、そのことについて、私はほうに何ら申し入れがあつたというわけではございません。したがって、私としては、そういう申し入れは現在いっこうにされた覚えもないわけでございます。この埋め立て地内にそういう配管をさせるというつもりは毛頭ございません。

以上でございます。

○議長（山中忠一君） 山本 勝君。

〔山本 勝君登壇〕

○山本 勝君 私は、埋め立てのほうへ移せといっているわけではないわけでありまして、そういう話があつたということを確認しておきたかったわけであります。具体的な問題につきましては、建設委員会のほうに付託をされますので、そこでいま指摘を申し上げましたような経過も含めて慎重に私は審査をしていただきたい、このように思います。

さらに、先ほどの経過を申し上げました中で、一点だけつけ加えておきたいと思うんであります。当初埋設管の検査をしました。早急に新しいのかなさいと、こういう勧告がなされたわけであります。その当時、会社のほうの言い分としましては、公有水面の埋め立てのほうへ埋め立て完了時に持っていく、こういう計画であったわけであります。ところが、どういうルートで四日市港管理組合に聞いたのか、ルートはわかりませんけれども、会社側の説明では、公有水面の埋め立ての時期が、当初予定をしていましたが、早く終わりそうにございません。したがいまして、松林といいますか、土手といいますか、そこに埋設をされているいわゆる不良管で、付近の方々に不安を与えてはいけないということで砂浜のほうへ移設といいますか、新しくいたわけであります。このときの説明というのが、いわゆるこれは、公有水面が埋め立てられて、そちらへ荷揚げ場が引っこしをするまでの間、暫定的な埋設だと、こいう説明がなされているわけであります。

そのために、埋設の深さが規定どおり深くされなかつたとか、いろんな問題が指摘をされたわけでありますが、そういう経過もありますので、十分に先ほどから提供されておりますように、環境汚染の問題が、これは空気も水もあるものを含めて指摘をされておりますので、これらの点も含めて、十分に審査をしていただきますようにお願いして終ります。

○議長（山中忠一君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 公有水面のことで、若干ひとつ疑念あるいは要望を申し上げておきたいと思います。

水害で苦しめられてみえた天ヶ須賀の住民の皆さんのお害を避けるために何とかしてほしいという切実なそういう願いが利用されると、こういう結果にならなければ幸いだと、私は思うわけでございます。はたしてほんとうに水害をなくするために、これしか方法がないのかどうか、そういう点についても、いろいろな技術的な検討も十分されたりえでこうだという、そういうものが何らわれわれに明らかにされておりません。そういう疑念、あるいは不満というものもひとつ申し上げておきたいと思います。

それから道路事情、いまでも国道一号線、名四国道はたいへんな交通事情でございます。埋め立ての前後にわたって、交通事情の問題は、一そう深刻になるわけでございます。この埋め立て問題と関連いたしまして、それがどういう影響を及ぼすかという点も総合的にいろいろ検討されまして、そしてそれに必要な手当でも一緒に提起されるということがなければならないと思うわけでございます。こういう点も全く今までの姿勢と変わりません。この点も大きな不満を表明しておきたいと思います。

それから一般質問の過程で平山物産の問題がございました。新しい埋め立て地ということでございましたが、先ほどの質疑の中で、天ヶ須賀の埋め立て地ではないということでございます。

しかば、どことなるのか、この辺の関連は、ひとつその際、明確にしておいていただかないと、従来、私は、羽津地区に住んでおりますけれども、山のほうからは垂坂のゴミ団地の水をもらい、悪臭をもらい、そしていまなお国鉄貨物基地建設問題でやすぶりをかけられ、そしてさらには、第三コンビナートの誘致によって、そしていろいろと被害を受けておるわけでございます。

端的な被害の例を申し上げても、学校の建設一つでもそうです。そのうえに、真に解決してない平山物産の悪臭問題、これ解決しないこの時点で、軽々しく新しい埋め立て地に置くんだという、そういう市長のお答えになるというそういう点はト断じて許せません。この点はひとつ、明確にしていただかないと、私どもも地元へ持つて帰れませんから、この点をはつきりしておいていただきたい。

競輪もありますね。あれでずいぶん交通事情やられておるわけです。そういうことですから、この点は一ぺんもう一度、市長のお答えを聞きたいと思います。

その次に、議案第百三十二号一般会計補正予算でございますが、このいまのちょっとお話を関連しますが、塵芥処理費二千二百六十七万六千円を出していただいております。北部清掃団地に汚水処理施設やら、施設整備をなさるわけですけれども、現に、この排出される水が米洗川に流れまして、全水量の半分は占めるわけです。しかも鉄砲水でございます。私どもは、水量調整の問題を一緒にやるべきだということを盛んに申し上げているんですが、なぜこの中に水量調整の問題も一緒に考えないのか、それを明らかにしていただきたいと思います。

それから土木費の関係でございますが、都市下水路費の中で、朝明、羽津、雨池と、今度補正に出ておるわけですが、これがネコの目のように変えられるわけです。減額されたりふやされたりしております。この朝明は、どうしてこんなに当初計画といいますか、九月の補正から見ましても一億以上の減額になるわけですが、なされるのか。さしあたって、この地域の水害を解決するためにこんなに減額していいのかどうかという問題が、疑問が残るわけでございます。

それから羽津都市下水路の場合に、事業内容には、いささかも前進がないように判断をするわけです。排水溝工事、一、二号幹線水路の整備など、今後の工事計画をこの際一べん明らかにしていただきたいと思います。そして用地買

収をすでにしておるわけですね。四十八年度に、それを水害がなくなるからということで、協力をした地主の皆さんたちの気持ちをくみとらないで、いつまでも整備されないではっておく、なぜこれを早くされないのか、この点をお答えしていただきたいと思います。

それから雨池、塩浜の新整備計画について、ここに補正予算にも一向にあらわれてこないんですが、国の承認は一体どうなったのかということをございます。

それから次に、議案第百四十四号水道事業会計でございますが、議案説明の中にも収益勘定すでに欠損が出ておる、資本勘定でも足らないから一時借入金をもって措置したいと、こういうお話をございますが、そしておそらく来年三月の五十年度予算では、水道料金の値上げという問題が迫っていながらも、値上げをしないだらうと思うんですね。そして、選挙が済んでから、六月議会で上げるという方向になるんだろうと思うんです。私どもは、從来から今日の水道事業が第三期拡張事業計画に基づいてやられてますが、これ自身が非常にもう当初の計画もくずしてしまって、そしてしかも、その内容に不当なものがある、この見直しを申し入れてきたわけです。あるいはまた、大企業の料金体系、その料金のあり方、この問題も一生懸命提起してきてるわけですね。こういう点を率直に早く手をつけ、そして市民の水道料金の値上げという方向にならない、解決する方法は私は十分あると思います。そういう点を積極的に提起するということをしないとダメじゃないかと思うわけです。たとえば、北勢水道用水の供給事業で、県からこれから水を受けるにあたって、契約水量をきめて、そしてそれを使つても使わぬでも、市はこれから金を払わされる体制になつてますね。そしてオーバーすれば、高い超過料金を取られるようになっております。ところが、四日市水道事業は、ついぶんたくさんの費用をかけてやってきて、そして一番ようけ水を使う大企業が、このごろ不景気で水を使わないということで、水道料金収入が減つてきております。こういうこの今日の体系でいいのかどうか。

使っても使わぬでも一定の大企業が必要とする上水を契約さして、そしてそれは、使わぬでも払つてもらうと、オーバーすれば取つてもらうと、出してもらうと、こういうものを現に県と市との関係ではやられておるのに、なぜ企業との関係でやらないのか、こういう点もすぐ改める必要があるわけでござります。

次に、議案第百五十六号から百五十八号給与関係条例の一部改正案の問題でございます。人件費が非常に多いと、こういう形でいろいろな問題が出ておるようでございます。意見が出ておるようでございます。人件費を即消費的経費、つまりむだ金的な呼ばわり、見方をするといふ点が多分にありますし、またこれほど人件費がふえてきたから、もう事業ができないから、新規採用を三年ストップしろ、そしていまの職員を倍働かせよと、こういう意見がいろいろな方面であるとも聞くわけでございます。そういう声は、市長の耳にも届いてると思うわけでございますけれども、私は決算議会のときにも、今日の地方自治体のもとに働く職員の人たちが、どういう条件に置かれておって、その賃金あるいは仕事の内容、人員の問題、そういう面についてもっと正しい理解が得られるような努力を理事者自身が積極的にやるべきではないかと、こういう点を申し上げてきたわけですけれども、その点について、もつとなぜしないのかというふうに思うわけでございます。国の財政制度、財源、税源配分、事務配分、こういう点に大きな問題があることは、もう当局自身が一番よくご承知のことだと思います。

〔私語する者あり〕

それで人件費の面で、たとえば固体でも十九人、公害対策でも二十二人、これだけで一億二千万要るんですね。だが、固体を引き受けってきたんですか。だれが公害対策課にこの二十二名も置かなきゃならないようになつてきたのか。いまこの学校建設一つとりましても、従来の用地買収一つを取りましても、ついぶんと骨が折れる苦労をしておるわけですね。こういう点は十分ひとつ委員会審議の中で理事者は徹底して、正しい理解と認識をしてもらうような

努力をこの委員会審議の中で私はしていただきたい。

この点特に給与条例関係について、当局に要望したいと思います。それ以外の質問の点について、お答えをいただきたいと思います。

○議長（山中忠一君） 環境部長。

〔環境部長（園浦和己君）登壇〕

○環境部長（園浦和己君） 麝芥処理費の二千三百六十七万六千円の問題に関連いたしまして、北部ごみ団地から、清掃工場から排出される水量の調節がなされていないじゃないかというご意見でございますが、当初予算に五千万円の予算をつけていただき、いままた六百八十万円の追加をお願いした合計五千六百八十万円で汚水処理施設をお願いするわけでございますが、これをやりますと、現在のごみ団地の最終下部のところにあります池、自然の池でございますが、その池とこの処理施設で十分水量の調節ができるという考え方方に立ってお願いをするわけでございます。

それから私の担当といいますか、私から直接のお答えをするのはどうかと思いますが、今度の埋め立て地の上に立地される水産関係の食品工場が立地されるとするならば、当然のことといたしまして、現在平山物産に搬入しておりますよういろいろなものが、きわめて最新の工場が誘致されるべきであり、そこには最終的な処理施設もつくらなければならぬことになると思ひますので、平山物産が、現在四日市市内の水産関係者から集めておられます原材料がほとんどなくなるような形になるんではないだろかと、こういうふうに考えます。

○議長（山中忠一君） 下水道部長。

〔下水道部長（美濃部博美君）登壇〕

○下水道部長（美濃部博美君） まず第一に、朝明都市下水路事業に対する補助金の減額でございますが、朝明都市

下水路につきましては、本年度の予定といたしまして千二百ミリポンプ一台の増強と、これに伴います除塵機ということを国に申請しておったわけであります、千二百ミリにつきましては、直接水を排水するという直接工事のこととでございますし、また治水直接の影響でございますので、国はそれをオッケーしていただいたわけでございます。すでにこの問題につきましては、六月の議会で議決を得てすでに着工いたしておりますが、除塵機につきましては、間接的なものであって維持管理に非常に属するということで、もう一年据え置けというような指示でなかなかこの交渉が手間どったわけであります。結果といたしまして、減額ということで翌年度送りということになつたわけでございます。

それから羽津の一號幹線用地買収をすでに了解していただきまして、支払っておりました。今回の計画の中まだ一号幹線の建設というものが出ておりませんけれども、われわれといたしましては、この問題につきましては、お説のようなことも十分配慮いたしまして、現在建設に着工いたしましたポンプ運転の時期までには抜本的なものではなくても、あの用地が十分活用されて、三ツ谷方面の水が、排水がそこへ流れるような形にできるように、国と目下交渉しておる最中でございます。

雨池、塩浜等につきましては、従来からいろいろと問題を検討いたしまして、特殊な方法をもちまして、国に要請をしておるわけでございますが、いま目下、国がご承知のように内閣も変わりましたし、五十年度の予算の追い込みに入っております。いずれこの問題につきましては、一月、二月ごろに国の本省の課長とも最終的に詰めに入りますが、目下のところ、まだ確定したご返答はいたしておりませんが、今後とも努力を続けたいと考えております。

○議長（山中忠一君） 水道事業管理者。

〔水道事業管理者（平井清三君）登壇〕

○水道事業管理者（平井清三君） 今期議会に提案さしていただきておられます水道事業予算につきましては、収益勘定で約四千百万円、資本勘定で約千五百万円の赤字ということで一時借入金をもって措置さしていただきたいと、このようにお願いいたしておりますが、第三期の拡張事業は、ご承知のように五十五年度を目標に、五十三年度までに工事を完了する予定で、総事業費といしましては約五十九億、一日最大給水量は十五万五千トンの計画でございます。そして現在の水道事業の能力といしましては、一日最大給水量が十三万トンの力を持っております。そしてまだ多額の事業費を残しておるのでございます。今後の水需要等を慎重に検討いたしまして、ただいま第三期計画の見直しを実施中でございますので、これらの結果等を見ながら、料金問題は考えていただきたいと、このように考えております。

○議長（山中忠一君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 米洗川へのこの放流の問題は、そうしますとこの確認をしたいんですが、この施設整備によつて十分水量調整ができる。したがつて、いまのようには半分が一べんに垂坂から流れてくる水が半分を占めるということはなくなつて、それから七割の水位に下がる、そういう調整ができるんですね。あるいは六割かその辺の数字は明らかでないでしようが、そういう調整が十分されると、今日までのようなら一たんぱくと流れるという形はしないと、少なくとも垂坂から流れてくる水は、それが保証してもらうことになるのかどうか。それをもう一度明らかにしていただきたいと思います。

○それから市長にお答えをいただきたいと思いますが、平山物産は、第三コンビナートのところには持つてこないし、第三コンビナートにはああいう平山物産が扱つてているような処理はしないというご答弁だと、理解していいわけです

ね。それを市長に一べん念を押しておきたいと思います。

○水道料金の問題、あるいは人件費の問題等、十分ひとつ関係委員会のほうでご審議をいただきまして、水道料金、来年選挙が終わつたらすぐ値上げという形にならないような解決策をいまから準備すると、こういう点をご要望したいと思います。

○いま二点だけ、ひとつお答えをいただきますようにお願ひします。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 平山物産に関連いたしまして、新しい埋め立て地のうちと申しましたのは、新しい埋め立て地のうちで適当な土地をということを前提として移転を考えたいということございまして、必ずしも特定な地域をさして申し上げておるのはございません。

○議長（山中忠一君） 環境部長。

〔環境部長（園浦和己君）登壇〕

○環境部長（園浦和己君） 水量調節が何割でどれだけまで確信を持てるかということは、ちょっといま資料を持つておりますので、委員会等でお答えをしたいと思います。

○議長（山中忠一君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 環境部長の答弁を聞いていますと、ああいう平山物産のようなものをつくる必要が、第三コンビナートに必要なくなると、したがつて、第三コンビナートと一切四十万坪の埋め立て地に関係ないという理解をしたんで

すが、市長のご答弁だと、また後退したような感じなんですね。これはひとつ強く第三コンビナートの地先の四十五坪敷地の中に持つてくるということのないようにはひとつ十分していただきたいと思います。

○議長（山中忠一君） 訓覇也男君。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君 今回の補正は、人件費及び災害関連でございますが、小さいことのようではございますけれども、百五十七号の家庭奉仕員の報酬の問題でございます。

これは、政策のうえにも疑問が出てくると思われますので、お答えをいただきたいと思います。

株式会社でもそうでございますけれども、公共団体におきます人件費問題は、なかなかむずかしい問題でございますが、とりわけ家庭奉仕員の七万円というのは、どういうふうにしてお組みになったものか、少なくとも四日市の政策としては、福祉都市をうたい、あるいは老人の問題、あるいは身体障害の問題など重点にしておられるわけでございますけれども、この七万円というお決めには、どうやらその政策と矛盾をするんではないかというふうに思います。家庭奉仕員が行けば、手を合わさんばかりに寝たきり老人が迎えてくれるだらうというような姿を想像されると思いますが、実際の七万円という報酬については、たとえば四日市におきます子供二人の四人の、つまり生活保護の基準は六万一千七百三十円でございます。私は最低生活費と一人の職員の働き能力に対する報酬とを、単純に比較しようとは思いませんけれども、それも一つの参考になろうと思いますので申し上げるわけでありますけれども、この場で福祉部長は、ボーダーラインはどれだけかということに対しても、一・五倍というふうに答えておるはずでございます。そうしますと、六万一千七百三十円の一・五倍は幾らになるんですか。それを計算をしてみると、ボーダーライン層の職員をかかえてそれが寝たきり老人のうちへ行って奉仕をするということになるわけです。しかも、奉仕

員の勤務は、国はどうあれ、身分は正規の職員でないにしろ、一人前に朝から晩まで正規職員以上に働いていると思います。そういうことも含め、市の政策とも含め、このきめ方については、政策上の問題としてのご答弁をいただきたいと思います。

○議長（山中忠一君） 市長公室長、

〔市長公室長（三輪喜代司君）登壇〕

○市長公室長（三輪喜代司君） 政策上の考え方ということで非常にむずかしいいろいろな考え方があろうかと思いますが、私ども政策的になるかならないか、ご判断いただきたいと思います。

そのボーダーライン層といふ七万円とかいまおっしゃいましたですけれども、こういうものについては考えておりません。ただ、この特別職の報酬でございます。この条例に出ておりますが、四日市市の委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、この中で、この家庭児童相談員あるいは老人家庭奉仕員からあと心身障害者家庭奉仕員までの七万円でございます。これは四十九年四月の五万四千円、これに基づきまして、特別職の報酬のパーセントが三〇%でございます。これを乗じまして、他の私申し上げました他の委員、たとえば教育委員、あるいは監査委員、こういふ人たちは、この条例にもございますようにさかのぼっておりませんが、この方々たちに對しましては、これに三〇%をかけますと約七万円になりますか、これを四月までさかのぼらしたということでございます。現在、ご承知のように、国の基準は五万七千円でございますが、それに約一万三千円の上積みをさしていただいたということでございまして、あえて政策的にと申し上げますならば、こういふ方々に対しましては、四月にさかのぼらしていただいて、この条例がご承認いただきましたならば、差額もお支払いできるような方向で考えていくたということでございます。

○議長（山中忠一君） 訓勅也男君。

〔訓勅也男君登壇〕

○訓勅也男君 議員の報酬にいたしましても、市に金がないというならば、上げておいて寄付したらしいわけです。

四日市の地方自治体として、地方自治体の仕組みとしてここに並んでおる人たちと向こうにおる者とが対等、平等の立場に立つということは、この前も申し上げたとおりでございますが、公務員に準じてということはどういうことなんか、それは月給の高い低いの問題ではないんです。地方自治体ですから、理事者側と議会側が同じ対等の立場でいくんだと、そういう意味でやるわけなんで、四月にさかのぼったから恩に着せる、いや、ことばは悪うございますけれども、そういう高い安いの問題じゃなくて、そういうこう機能の問題として考えるべきだと。今度の場合でもそですが、もし対等の立場まで引き上げてどうしても金が足りないというならば、幾らでも寄付したらいじやないですか。そういうことが地方自治体の私は仕組みだと思うんです。いまの場合でも一日一生懸命普通並みの職員として、あるいは一人の働く人間として働いて、ボーダーライン圓だという数字は、単純比較は私はしようとは思いましたけれども、そういうことでははずかしいのではないかと、これが一体福祉都市といえるのかどうかということです。

私は、ほんとうに市長が考えておられる四日市の福祉都市の考え方でご答弁をいただこうと思いましてけれども、ここまで申し上げましたからやめます。どうか、委員会で十分ご審議をいただければけっこうだと思います。

○議長（山中忠一君） 他にご質疑もありませぬので、質疑を終結いたします。

本件を、それぞれ関係常任委員会に付託いたします。各常任委員会の担当部門は、お手元に配布いたしました付託議案一覧表その一のとおりであります。

付 託 議 案 一 覧 表 そ の 一 (昭和四十九年十二月定例会)

○ 総務委員会

議案第一三二号 昭和四十九年度四日市市一般会計補正予算(第三号)

第一条 歳入歳出予算中

歳入全般

歳出第一款	議会費
第二款	総務費
第四款	衛生費
第五款第二項	労働諸費
第九款	消防費

第一款第五項 その他公共施設公用施設灾害復旧費

第二条 繼越明許費

第三条 債務負担行為の補正

第四条 地方債の補正

議案第一三三号 昭和四十九年度四日市市立印刷所特別会計補正予算(第二号)

議案第一四〇号 昭和四十九年度四日市市交通災害共済事業特別会計補正予算(第二号)

議案第一四五号 四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の

一部改正について

議案第一四六号

四日市市役所出張所設置条例の一部改正について

議案第一四七号

四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

議案第一四八号

四日市市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料支給条例等の一部改正について

議案第一五一号

四日市市土地開発公社定款の変更について

議案第一五二号

町の区域の設定について

議案第一五三号

字の区域の設定について

議案第一五六号

四日市市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議案第一五七号

四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部改正について

議案第一五八号

四日市市職員給与条例の一部改正について

議案第一五九号

昭和四十九年十二月一日に在職する職員に支給する期末手当の特例に関する条例の制定について

○教育民生委員会

議案第一三二号 昭和四十九年度四日市市一般会計補正予算（第三号）

第一条 歳入歳出予算中

歳出第三款 民生費

第一〇款 教育費

一一款第三項 厚生労働施設災害復旧費

一四款 諸支出金

○産業公営企業委員会

議案第一三二号 昭和四十九年度四日市市一般会計補正予算（第三号）

第一条 歳入歳出予算中

歳出第六款 農林水産業費

第七款 商工費

一一款第一項 農林水産施設災害復旧費

議案第一三四号 昭和四十九年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第二号）

議案第一三六号 昭和四十九年度四日市市住宅改修資金貸付事業特別会計補正予算（第二号）

議案第一四九号 四日市市福祉資金貸付に関する条例の一部改正について

議案第一四三号 昭和四十九年度四日市市立四日市病院事業会計第二回補正予算

議案第一四四号 昭和四十九年度四日市市水道事業会計第二回補正予算

議案第一五〇号 四日市市立四日市高等看護学院条例の一部改正について

○建設委員会

議扱第一三二号 昭和四十九年度四日市市一般会計補正予算（第三号）

第一条 歳入歳出予算中

歳出第五款第一項 失業対策費

第八款 土木費

第一款第二項 土木施設災害復旧費

議案第一三八号 昭和四十九年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第二号）

議案第一三九号 昭和四十九年度四日市市西浦土地区画整理事業特別会計補正予算（第二号）

議案第一四一号 昭和四十九年度四日市市営駐車場特別会計補正予算（第一号）

議案第一五四号 市道路線の認定について

議案第一五五号 市道路線の一部廃止について

議案第一六〇号 公有水面の埋立てに係る意見について

日程第三十一 議案第百六十一号昭和四十九年度四日市市一般会計補正予算（第四号）ないし

日程第三十三 議案第百六十三号工事請負契約の締結について

○議長（山中忠一君） 次に、日程第三十一、議案第百六十一号昭和四十九年度四日市市一般会計補正予算（第四号）ないし日程第三十三、議案第百六十三号工事請負契約の締結についての三件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） ただいまご上程の各議案についてご説明申し上げます。

議案第百六十一号、本市一般会計補正予算第四号案は、すでにご上程の議案第百五十六号ないし議案第百五十八号による議員各位及び市長、助役、収入役並びに各種行政委員その他非常勤職員の報酬等の改定に伴う所要見込み額の追加補正と、過般の災害による天災融資法に基づく融資に対する損失補償、内堀橋新設改良工事にかかる建設省との協定による費用負担及び四日市市土地開発公社の債務保証について、債務負担行為の追加を行つものであります。

議案第百六十二号は、市立納屋小学校改築工事の工事請負契約締結案でありまして、指名競争入札に付した結果、金額九千八百万円をもって市内相生町大宗建設株式会社に落札決定いたしましたので、同社と工事請負契約を締結しようとするものであります。

議案第百六十三号は、北部ごみ埋め立て地しん出汚水処理設備建設工事の工事請負契約締結案でありまして、指名三業者による見積もり合わせの結果、最低見積（金額四千九百九十七万三千円）をもつて大阪市西区江戸堀北通り二丁目株式会社千代田浄水エンヂニヤリングと工事請負契約を締結しようとするものであります。

どうかよろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山中忠一君） 提案理由の説明は、お聞きおよびのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

橋本建治君。

〔橋本建治君登壇〕

○橋本建治君 議案第百六十一号の債務負担行為の補正問題について、四日市市土地開発公社債務保証の問題であります。

昨日の全員協議会で、これに関連した土地の取得についての市長からの説明を聞きまして、土地の取得についての同意をしたわけであります。けさのある新聞を見ますと、病院のあと地を売却して資金に充てるということが明快に市の態度として出ている報道がありました。昨日の全協では、そこまでは話は市長がそういうことも考えておるという程度でわれわれは承ったわけであります。きょうの新聞によると、あれほど明快にこの充当は、現在のあと地を売却して充てるんだという何かもうはっきりとした市既定方針が打ち出されておるよう見たわけですが、活字も非常に大きな活字で書いてありました。また土地の売買、その他についての同意については、昨日は取得についての同意であります。そこまで突っ込んだ話がない間、そういうことが出ておりました。この資金が、債務保証してそういう当てにしているということがはっきりと裏づけをして、この債務保証のワクの拡大が出されておりますのかどうか、もう一度明快なご回答をいただきたいと思います。

また、この点についての常任委員会での深めたご討議もあわせてお願いしたいと思います。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 私の考え方、昨日の協議会で申し上げたとおりでございまして、そういう考え方を持っておりますが、昨日の考え方と同様に、新しい病院の建設が終わつた後に処理を、いまの状態ではおそらく売却を考えねばならぬという程度でございまして、それ以上進んだものではございません。

○議長（山中忠一君） 他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

本件を紹介委員会に付託いたします。

付 託 議 案 一 納 表 その二 (昭和四十九年十二月定期会)

○総務委員会

議案第一六一号 昭和四十九年度四日市市一般会計補正予算(第四号)

議案第一六二号 工事請負契約の締結について

議案第一六三号 工事請負契約の締結について

○議長（山中忠一君） 次に、本日までに受理いたしました請願及び陳情は、お手元に配布いたしました文書表のとおりであります。

それぞれ文書表記載の関係常任委員会に付託いたします。

請
願

受 理 番 号	受 理 年 月 日	件 名	請 願 者 の 住 所 及 び 氏 名	紹 介 議 員 氏 名	付 託 委 員 会
第一七号	四九、二、九	市内民間保育所の充実	四日市市浜田一〇一、一五 四日市私立保育連盟	伊藤信一 訓霸也男 橋本建治 教育民生	

第二四号	第二三号	第二二号	第二一号
"	"	四九、一二、一	四九、一、二、九
防犯灯の電気料の全額市 費負担について	老人、心身障害者の散髪 代、風呂代、バス代の無 料化について	私立幼稚園教育振興につ いて	農地等の相続税に係る輕 減措置等について
四日市市高花平四丁目一 ほか一二四九名連署	四日市市高花平四丁目一 ほか三四五名連署	四日市市浜田中組町九〇四 四日市私立幼稚園協会 会長 河野悦郎	四日市市浜田町四一〇 四日市市農業協同組合 組合長理事 前川宗雄
喜多野山福林博次等史勝	喜多野山福林博次等史勝	訓吉山橋服野伊 霸垣本本部崎藤 也照建昌貞信 男男勝治弘芳一	岩高安田垣久三 雄夫勇
総務	教育民生	教育民生	総務

第一九号	第二〇号	第一八号	向上について
"	"	四九、三、九	被爆者援護法制定促進について
日永西一丁目地域の災害 防止について の充実について	公民館の新設整備と職員 の充実について	四日市市日永西二丁目八一 永宮町被災者同盟 会長 伊藤義春 ほか三名連署	四日市市昌栄町二一一〇 三泗地区労働組合協議会 議長 芳賀広男
四日市市富田丸ノ内一五〇 北部公民館ブロック代表 矢川辰一	四日市市浜田町九〇四 四日市私立幼稚園協会 会長 河野悦郎	安増山英一	喜多野山吉野伊藤部 垣本本建照貞信昌治 野垣照芳一弘
教育民生	建	教育民生	

第二七号	第二六号	第二五号	第二四号
〃	〃	〃	四九、一二、九
身障者の福祉向上等について	雨水被害防止について	老人福祉センターに専用バスの購入について	羽津小学校施設改善等について
四日市市南納屋町一一一二、四日市市肢体障害者協会車椅子を中心とした重度障害者(児)の生活を明るくする会(通称車いす友の会)	四日市市富田浜町八一二富田浜町南部自治会長村瀬甚五郎ほか四三名連署	四日市市大宮町一六一三五羽津小学校PTA会長会長安藤正一	四日市市諏訪町一一二六四日市市老人クラブ連合会服部一二ほか二名連署
教育民生	建設	教育民生	教育民生

第二〇号	四九、一二、九	大池中学校下水道整備について	件名	陳情者住所及び氏名
第二一號	〃	富田小学校の教育環境整備について	伊藤弥	四日市市東坂部町五五六番地市立大池中学校PTA会長
第二二号	〃	石塚町内の都市計画道路路線変更について	矢川辰一	四日市市大字茂福一五〇番地富田地区連合自治会長
第二三号	市内各河川排水諸施設の整備について	四日市市石塚町一五一一二石塚町一区自治会長ほか一六五名連署	稻垣清	四日市市日永四丁目五一一六日永地区連合自治会長鈴木一
建 設	建 設	教育民生	教育民生	付託委員会

四 日 市 市 議 会

四日市市議会定例会会議録（第五号）

昭和四十九年十二月二十日

○議長（山中忠一君）以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、来たる十二月二十日午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。どうもありがとうございました。

午後三時五十五分散会

第二八号	四九、二二、二	イトーピアみゆきヶ丘内公共用 地の早期市移管について	四日市市小杉町一五七一ー三三 イトーピアみゆきヶ丘自治会 準備会	会長 津島 寿 ほか三名連署	総務
------	---------	-------------------------------	--	-------------------	----

○議事日程 第五号

昭和四十九年十二月二十日（金） 午前十時開議

第一 議案第一三二号 昭和四十九年度四日市市一般会計補正予算（第

三号）…………… 委員長報告・質疑、討論、議決

第二 議案第一三三号 昭和四十九年度四日市市立印刷所特別会計補正

予算（第二号）……………

第三 議案第一三四号 昭和四十九年度四日市市競輪事業特別会計補正

予算（第二号）……………

第四 議案第一三五号 昭和四十九年度四日市市国民健康保険特別会計

補正予算（第二号）……………

第五 議案第一三六号 昭和四十九年度四日市市畜場食肉市場特別会

計補正予算（第二号）……………

第六 議案第一三七号 昭和四十九年度四日市市畜場食肉市場特別会

計補正予算（第二号）……………

第七 議案第一三八号 昭和四十九年度四日市市公共下水道特別会計補

正予算（第二号）……………

第八 議案第一三九号 昭和四十九年度四日市市西浦土地区画整理事業

特別会計補正予算（第二号）……………

第九 議案第一四〇号 昭和四十九年度四日市市交通災害共済事業特別

会計補正予算(第二号)……………

委員長報告・質疑、討論、議決

第一〇 議案第一四一號 昭和四十九年度四日市市駐車場特別会計補正

予算(第一号)……………

第一一 議案第一四二號 昭和四十九年度四日市市住宅改修資金貸付事業

特別会計補正予算(第二号)……………

第一二 議案第一四三號 昭和四十九年度四日市市立四日市病院事業会計

第二回補正予算(第二号)……………

第一三 議案第一四四號 昭和四十九年度四日市市水道事業会計第二回補

正予算……………

第一四 議案第一四五號 四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙

区において選挙すべき委員の定数に関する条例
の一部改正について……………

第一五 議案第一四六號 四日市市役所設置条例の一部改正について

て……………

第一六 議案第一四七號 四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務

災害補償等に関する条例の一部改正について……………

第一七 議案第一四八號 四日市市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料

……………

第一八 議案第一四九號 四日市市福祉資金貸付に関する条例の一部改正

委員長報告・質疑、討論、議決

第一九 議案第一五〇號 四日市市立四日市高等看護学院条例の一部改正

について……………

第二〇 議案第一五一號 四日市市土地開発公社定款の変更について

……………

第二一 議案第一五二號 町の区域の設定について

……………

第二二 議案第一五三號 字の区域の設定について

……………

第二三 議案第一五四號 市道路線の認定について

……………

第二四 議案第一五五號 市道路線の一部廢止について

……………

第二五 議案第一五六號 四日市市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

……………

第二六 議案第一五七號 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に

関する条例等の一部改正について……………

第二七 議案第一五八號 四日市市職員給与条例の一部改正について

……………

第二八 議案第一五九號 昭和四十九年十二月一日に在職する職員に支給

する期末手当の特例に関する条例の制定について
て……………

第二九 議案第一六〇号 公有水面の埋立てに係る意見について 委員長報告・質疑、討論、議決

第三〇 議案第一六一號 昭和四十九年度四日市市一般会計補正予算（第四号）

第三一 議案第一六二號 工事請負契約の締結について

第三二 議案第一六三號 工事請負契約の締結について

第三三 議案第一六四號 教育委員会委員の任命について

第三四 議案第一六五號 公平委員会委員の選任について

第三五 発議第一一〇号 農地の相続税軽減に関する意見書の提出について

第三六 発議第一一一号 原子爆弾被爆者援護法制定促進に関する意見書

第三七 委員会報告第一三号 請願書審査結果報告

第三八 委員会報告第一四号 請願書等審査結果報告

第三九 委員会報告第一五号 請願書等審査結果報告

議案説明：質疑、討論、議決

採否決定

○本日の会議に付した事件

日程第一 議案第一三二号 昭和四十九年度四日市市一般会計補正予算（第三号）

日程第二 議案第一三三号 昭和四十九年度四日市市立印刷所特別会計補正予算（第二号）

日程第三 議案第一三四号 昭和四十九年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第二号）

日程第四 議案第一三五号 昭和四十九年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）

日程第五 議案第一三六号 昭和四十九年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算（第二号）

日程第六 議案第一三七号 昭和四十九年度四日市市営魚市場特別会計補正予算（第二号）

日程第七 議案第一三八号 昭和四十九年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第二号）

日程第八 議案第一三九号 昭和四十九年度四日市市西浦土地区画整理事業特別会計補正予算（第二号）

日程第九 議案第一四〇号 昭和四十九年度四日市市交通灾害共済事業特別会計補正予算（第二号）

日程第一〇 議案第一四一號 昭和四十九年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第一号）

日程第一一 議案第一四二号 昭和四十九年度四日市市住宅改修資金貸付事業特別会計補正予算（第二号）

日程第一二 議案第一四三号 昭和四十九年度四日市市立四日市病院事業会計第二回補正予算

日程第一三 議案第一四四号 昭和四十九年度四日市市水道事業会計第二回補正予算

日程第一四 議案第一四五号 四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について

日程第一五 議案第一四六号 四日市市役所出張所設置条例の一部改正について

日程第一六 議案第一四七号 四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

日程第一七 議案第一四八号 四日市市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料支給条例等の一部改正について

日程第一八 議案第一四九号 四日市市福祉資金貸付に関する条例の一部改正について

日程第一九 議案第一五〇号 四日市市立四日市高等看護学院条例の一部改正について
日程第二〇 議案第一五一号 四日市市土地開発公社定款の変更について
日程第二一 議案第一五二号 町の区域の設定について

日程第二三 議案第一五三号 字の区域の設定について

日程第二三　議案第一五四号　市道路線の認定について

日程第二四 議案第一五五号 市道路線の一部廃止につ

日程第二五
議案第一五六号
四日市市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
議案第一五七号
四日市市議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につ

日程第二六
議案第一五七号
四日市市委員会の委員等の奉公及び費用手帳に関する条例等の一
部改正について

日程第二八 議案第一五九号 昭和四十九年十二月一日に在職する職員に支給する期末手当の特例に関する条例の制

定について

日程第二九 議案第一六〇号 公有水面の埋立てに係る意見について

日程第三〇 議案第一六一號 昭和四十九年度四日市市一般会計補正

田畠第三
議案第一六二号
工事請負契約の締結について

日程第三三 議案第一六四号 教育委員会委員の任命について

日程第三四 議案第一六五号 公平委員会委員の選任について

日程第三五 発議第一〇号 農地の相続税軽減に関する意見書の提出について

THE JOURNAL OF CLIMATE

日程第三六 癸譏第一一 原子爆弾破壊者保護法制
日程第三七 委員会報告第一三号

日程第三十八 委員會報告第一四號

日程第三九 委員会報告第一五号 請願書等審査結果報告

○出席議員四十二名

訓喜川小大岩伊伊小荒天青
多
霸野村川島田藤藤井木春山
也四武久信太道武文峯
男等潔郎雄雄一郎夫治雄男
君君君君君君君君君君

○議事説明のため出席した者

○欠席議員 (○名)

収助市

入

役役長

庄加岩

司藤野

良寛見

一嗣齊

君君君

吉山山山安六松増藤福日早

垣本中口垣平島山井田比川

照忠信 豊良英泰香義正
治

男勝一生勇司一一郎史平夫

君君君君君君君君君君

服長橋橋野生中出坪田高高志後後小小粉
谷

部川本本崎川島井井中橋井積藤藤林林川

昌鐸増建貞平隆 妙政力三政藤寛喜博
太

弘元藏治芳藏平博子一三夫一郎治夫次茂

君君君君君君君君君君君君君君君君君君

議長（山中忠一君）　ただいまから、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は、三十九名であります。

午前十時六分開議

○出席事務局職員

しくお願ひいたします。

暫時、休憩いたします。

午前十時七分休憩

午後二時五十五分再開

○議長（山中忠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第一 議案第百三十二号 昭和四十九年度四日市市一般会計補正予算（第三号）、ないし

日程第三十二 議案第百六十三号 工事請負契約の締結について

○議長（山中忠一君） 日程第一、議案第百三十二号 昭和四十九年度四日市市一般会計補正予算（第三号）、ないし日程第三十二、議案第百六十三号 工事請負契約の締結についての三十二件を、一括議題といたします。

本件に関する委員長の報告を求めます。

まず、総務委員長にお願いします。

伊藤太郎君。

〔総務委員長（伊藤太郎君）登壇〕

○総務委員長（伊藤太郎君） ただいま議題となっております各議案のうち、総務委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第百三十二号 昭和四十九年度四日市市一般会計補正予算（第三号）の関係部分についてですが、

歳入歳出予算中の歳出関係各款の補正は、職員の給与改定等による所要の見込額の追加のほか、第二款 総務費における恩給法の改正に準じた普通恩給、扶助料の所要見込額の追加、第四款 衛生費における在宅重症者に対する空気清浄機の購入費、北部清掃施設汚水処理設備工事等の施設整備費の追加などが、そのおもなものです。

また、歳入の補正は、歳出各科目に連絡の特定財源のほか、一般財源として市税の増加見込額を計上しているのであります。別段異議はありませんでした。

また、第二条 繰越明許費なし第四条 地方債の補正についても、異議はありませんでした。

次に、議案第百三十三号及び議案第百四十号は、それぞれ市立印刷所、交通災害共済事業特別会計の補正であり、別段異議はありませんでした。

議案第百四十五号 四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について、及び議案第百四十六号 四日市市役所出張所設置条例の一部改正については、新たに町が設定されたことに伴い、本市農業委員会の委員の選挙区並びに市役所出張所の所管区域にかかる町名について所要の改正をしようとするものであり、異議はありませんでした。

議案第百四十七号 四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正については、地方公務員災害補償法の一部改正に伴い所要の改正をしようとするものであり、また、議案第百四十八号 四日市市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料支給条例等の一部改正については、恩給法等の一部改正に伴い所要の改正をしようとするものであり、これら二議案につきましては、いずれも別段異議はありませんでした。

議案第百五十一号 四日市市土地開発公社定款の変更については、公有地の拡大の推進に関する法律の改正に伴い、土地開発公社の業務の拡大、運営の円滑化をはかるため所要の改正をしようとするものであり、別段異議はありませんでした。

んでした。

議案第百五十二号 町の区域の設定については、下野地区山城町地内に造成される住宅団地の区域を新たに画して町を設定しようとするものであり、また、議案第百五十三号 字の区域の設定については、寺方町地内において施する土地改良事業の区域内の字を統合して、新たに字の区域を設定しようとするものでありますと、別段異議はありませんでした。

議案第百五十六号 四日市市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、昨年以降的一般職員の給与改定並びに同格都市における報酬改定の動向にかんがみ、所要の改正をしようとするものでありますと、報酬改定については、議員活動の専門職化、報酬の生活給化に伴い、一般職と同様、明確な基準をもって行うべきであるとの強い要望があり、本件については、賛成多数により承認いたしました次第であります。

議案第百五十七号 四日市市議員の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部改正について、ないし議案第百五十九号 昭和四十九年十二月一日に在職する職員に支給する期末手当の特例に関する条例の制定についての三件は、いずれも給与関係条例の改、制定案であり、別段異議はありませんでした。

議案第百六十一号 昭和四十九年度四日市市一般会計補正予算（第四号）は、議案第百五十六号ないし議案第百五十八号による三役、議員、各種行政委員、その他非常勤職員の報酬等の改定に伴う所要見込額の追加、四日市市土地開発公社の債務保証について債務負担行為の追加を行うなどがその内容のおもなるものでありますと、本件については、議案第百五十八号の議員の報酬等の改定と関連するものでありますので、賛成多数によりこれを承認いたしました。

議案第百六十二号は、市立納屋小学校改築にかかる工事の請負契約締結案であり、本件については別段異議はなか

ったのでありますと、最近、建設業界の一部に地元優先を主張する余り、いろいろ問題が出ていたとの指摘がありましたので、市長、助役の出席を求めてただしましたところ、業界に対し応札の態度等について注意を促したいとの回答がありましたので、これを了としたのであります。

しかしながら、当委員会としても、この機会に建設協会と話し合いをするべきであるとの考え方から、協会代表者六名の出席を求めて懇談いたし、受注者としてのあるべき姿勢についてただしたところ、会長より、建設協会の建設事業量の多くが市からの受注であり、感謝のはかないものでありますと、受注者としての分を越えた言動は厳につつしむべきであり、近く総会を開き、協会員にご趣旨の周知徹底をはかりたいとの確約があり、衷心から陳謝の意を表明された次第であります。

これに対して、当委員会といたしまして、今後、特に応札の態度については、遺憾のないよう十分配慮されるよう要望いたしました次第であります。

議案第百六十三号は、北部ごみ埋立地しん出汚水処理設備建設工事の請負契約締結案でありますと、見積もりにおいて最低業者と他の業者との間にあまり大きな開きがあり、この施設の処理能力に疑問が感じられましたので、これをただしましたところ、理事者からは、特許、設備内容の違い、業者の意欲等により差が生じたと思われるが、設備の能力には不安はないとの説明がありましたので、当委員会はこれを了いたしました。

以上の経過をもちまして、当委員会に付託されました関係議案につきましては、いずれも原案のとおり承認いたしました次第であります。

これをもちまして、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（山中忠一君） 次に、教育民生委員長にお願いいたします。

六平豊司君。

〔教育民生委員長（六平豊司君）登壇〕

○教育民生委員長（六平豊司君）ただいま議題となつております各議案のうち、教育民生委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、議案第百三十二号 昭和四十九年度四日市市一般会計補正予算（第三号）のうち歳出第三款 民生費につきましては、給与改定所要見込額のほか、老人医療費、心身障害者医療費の追加補正をはじめ、民生委員の定数改正に伴う民生委員協議会補助金、措置基準の引き上げ等による保育所等児童福祉施設費の所要見込額のほか、新改築保育所の備品購入費がおもなものであります。別段異議はなかつたのであります。民生委員におかれでは、今日まで福祉の第一線で活躍していただいておりますが、なお一部において指導を要する点があると考へられますので、市において研修等を行うなど、適切な措置をとるよう要望いたしました。

また、保育所費に関連いたしまして、保育所の新增築等に際しては、各地区の児童数などの諸事情をも十分配慮されるよう要望いたしました。

なお、福祉行政の一環として、福祉医療を整備、充実すべきであるとの意見がありました。

次に、第十款 教育費につきましては、給与改定所要見込額のほか、学校新設に伴う備品購入費をはじめ、納屋小学校工事請負費、私立幼稚園就園助成費、及び、今般、県補助金の決定しましたコミュニティースポーツ振興事業費並びに霞ヶ浦緑地野球場整備工事費の追加補正のほか、保々中学校屋内運動場建設費等の減額補正がおもなものであります。別段異議はなかつたのでありますが、コミュニティースポーツは、学校開放前進のための一つのモデルケースとしてとらえ、将来は、日永小学校だけではなく、市内各小学校に拡大していくよう要望いたしました。

また、体育施設を整備する際には、あわせて進入路の整備を行うとともに、標示板等の設置にも考慮すべきであるとの意見がありました。

なお、教育費の補正に關連いたしまして、施設整備等の直面する諸問題について、特に市長の出席を求めてただしたところ、この際、従来の考え方を見直し、思い切った対策を講じたいとの答弁がありました。

第十一款 第三項 厚生労働施設災害復旧費及び第十四款 諸支出金につきましては、別段異議はありませんでした。

次に、議案第百三十五号 昭和四十九年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）及び議案第百四十二号 昭和四十九年度四日市市住宅改修資金貸付事業特別会計補正予算（第二号）の二議案につきましては、別段異議はありませんでした。

議案第百四十九号 四日市市福祉資金貸付に関する条例の一部改正は、県の福祉資金貸付要綱の改正に伴い所要の改正をするものであります。別段異議はありませんでした。

以上の経過をもちまして、当委員会に付託されました各議案は、いずれも原案のとおり承認いたしました次第であります。

これをもちまして、教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（山中忠一君） 次に、産業公営企業委員長にお願いいたします。

荒木武治君。

〔産業公営企業委員長（荒木武治君）登壇〕

○産業公営企業委員長（荒木武治君） ただいま議題となつております議案第百三十二号 昭和四十九年度四日市市

一般会計補正予算ほか、産業公営企業委員会に付託されました関係議案について、当委員会の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第二百三十二号 昭和四十九年度四日市市一般会計補正予算中、当委員会の関係部分は、歳出第六款 農林水産業費、同第七款 商工費及び同第十一款 第一項の農林水産施設災害復旧費では、國、県支出し金及び補助金の決定、見通しを得た諸事業に対する追加補正と給与改定による人件費がそのおもな補正であり、別段異議はなかったのであります。そのうち商工費で、今回、新たに設けられた中小企業振興資金融資制度に関連し、不況にあぐ中小企業者の便を真に考慮し、即時に融資金の交付ができる事務処理体制の確立と、さらに零細な個人経営者を対象とした簡易な小口融資制度の設置を検討するよう要望いたしました。

また、議案第二百三十四号 昭和四十九年度四日市市競輪事業特別会計補正予算、議案第二百三十六号 昭和四十九年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算及び議案第二百三十七号 昭和四十九年度四日市市営魚市場特別会計補正予算につきましては、いずれも給与改定に伴う給料及び職員手当等の増額補正のみであり、別段異議はありませんでした。

次に、議案第二百四十三号 昭和四十九年度四日市市立四日市病院事業会計第二回補正予算につきましては、利用患者数の増加と診療部門の拡充に基づく薬品、診療材料等、必要経費の追加がそのおもなものであり、特に、意見、要望はありませんでした。

議案第二百五十号 四日市市立四日市高等看護学院条例の一部改正は、昼間定時制の看護婦養成課程を現看護学院に併設しようとするものであり、准看護婦の技術的水準の向上はもとより、慢性化する看護婦不足を解消する一助となるものであり、別段異議はありませんでした。

さらに、議案第二百四十四号 昭和四十九年度四日市市水道事業会計第二回補正予算につきましては、今回の補正により、収支約四千二百万円の欠損が生じた事に関連し、さらに将来の経営見通しについてただしましたところ、昭和五十年度には、人件費が収益に対し概算五六%に、その他動力費、元利償還金などを含めると、義務的経費だけで一〇八%にも及ぶとのことありました。

こうした公営企業の経営悪化の傾向は、公営企業を有する地方自治体すべての悩みであり、問題とするところあります。が、日本水道協会においても、公営企業のあり方、すなわち、根本的な問題として、企業会計の独立採算制を堅持していくか、一部修正もしくは全廃とするか、意見の分かれるところであります。当面の問題としては、国費の導入も含めて、国、水道事業設置者及び利用者との負担区分のルールを確立するということを考えいかねばならないだろうとのことであり、当委員会でも、こうした水道局の見解、答弁に基づき、種々議論いたしましたところ、公営企業として、また日常生活に不可欠な水を配給する事業としての性格から、赤字経営といつて、即料金に結びつけるという安易な考え方を排しなければならないが、しかし、昨今の諸情勢から、企業努力によってのみ、こうした問題を解決し得るものではないと考えられるので、起債の確保と対象範囲の拡大、償還期限の延長及び利子の軽減、補助金の増額と法制化など、国の財政援助の強化を強く働きかけるよう要望いたしました。

以上の経過をもちまして、当委員会に付託されました関係議案については、原案どおり承認いたした次第であります。

これをもちまして、産業公営企業委員会の審査結果報告といたします。

○議長（山中忠一君） 次に、建設委員長にお願いいたします。

藤井泰治郎君。

〔建設委員長（藤井泰治郎君）登壇〕

○建設委員長（藤井泰治郎君） 建設委員会に付託になりました議案第百三十二号 昭和四十九年度四日市市一般会計補正予算（第三号）中、関係部分はか六議案に対する当委員会の審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

当委員会は、各議案について理事者から詳細な説明、資料を受け、慎重に審査を行った結果、いずれも妥当なものと認め、原案のとおり承認いたしましたのであります。

以下、その経過の概要について、ご報告申し上げます。

まず、議案第百三十二号 昭和四十九年度四日市市一般会計補正予算（第三号）中、関係部分について申し上げます。

歳出第五款第一項 失業対策費、第八款 土木費及び第十一款第二項 土木施設災害復旧費ですが、各款における人事院勧告に基づく職員の給与改定による所要見込額の追加補正以外のおもなものは、市内一円の市道維持修繕費、古城川他十河川の災害復旧費及び家屋移転等補償金並びに塩浜南公園用地の取得造成費、市内一円の排水施設新設改良費、公営住宅建設費の不用額の減額及び四十九年発生土木災害復旧費であります。特に、去る七月二十五日の集中豪雨に伴う災害復旧工事に関し、工事着工順位、期間の短縮及び施工方法等、活発な意見がかわされたのであります。

当委員会は、災害発生の不安を市民に生じさせないよう、財源確保の努力はもちろんのこと、工事施行にあたっては、被害個所の早期復旧を最優先し、単独復旧のみでなく、改良復旧事業として、さらに復旧期間の短縮、開発行為に伴う行政指導の強化等、一そう積極的な対策を講ずるよう理事者に強く要望いたしました。

次に、議案第百三十八号 昭和四十九年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第二号）についてであります。

今回の補正は、職員給与改定による追加補正及び施設の運営費並びに日永処理区雨水幹線水路改良費であります、別段異議はありませんでした。

次に、議案第百三十九号 昭和四十九年度四日市西浦土地区画整理事業特別会計補正予算（第二号）についてであります、人事院勧告に基づく人件費の追加補正であります、別段異議はありませんでした。

次に、議案第百四十一号 昭和四十九年度四日市市営駐車場特別会計補正予算（第一号）についてでありますが、今回の補正是、駐車場利用台数の増加に伴う運営費であります、別段異議はありませんでした。

次に、議案第百五十四号 市道路線の認定について及び議案第百五十五号 市道路線の一部廃止についての以上の二議案は、いずれも別段異議はありませんでした。

次に、議案第百六十号 公有水面の埋立てに係る意見についてであります、これは、本市の天ヶ須賀一丁目から三重郡川越町高松地先に至る海面二十三万五千六百六十九平方メートルを、水産関連製造用地として五ヵ年で埋立てしようとするものであり、本件は、去る十二月十三日の議案質疑に際し多数の議員から質疑があり、市の将来にかかる重要な問題でありますので、当委員会は二回の協議会を持ち、さらに委員会に助役の出席を求め、埋め立て計画についての詳細な説明を聴取し、長時間にわたり活発な論議がかわされ、慎重に審査を行ったのであります。

特に、審査にあたり、理事者に対し、埋め立ての必要性、埋め立て用土砂の採取と搬送、建設物の構造と地盤沈下との関係、工事施行方法、埋立地使用の権限及び進出予定業者等々についてただし、これに對し理事者から、埋め立ての必要性は、昭和四十四年から急激に遠洋漁船の入港が増加し、これに伴い背後地の水産関連用地の不足が生じたため、並びに天ヶ須賀地区、内陸部住宅地における高潮被害の防止をはかるためあり、埋め立て用土砂については、大半しゅんせつ土を使用し、地表土については、まだどこからということはきまつていてない。また、構造と地盤沈下

との関係については、伊勢湾台風の最高潮位を参考に考慮した。工事の方法については、中央部に山土で中締切堤を築き、その中へしゅんせつ土によって埋める。埋立地の使用権限については、港湾管理者の認可によるところであるが、十分事前に本市と川越町の両者が協議する。また、進出予定業者は現在未定であり、埋め立て費用は約十八億五千万円でありまして、すべて起債で対処する。また、緑地費用約一億三千四百万円については、別途国庫補助事業として国へ要求中であるとの説明がありました。

当委員会は、この埋め立て計画の実施にあたっては、しゅんせつ土砂による二次公害が発生しないよう安全対策を十分講ずるとともに、しゅんせつ土以外の埋立土についての運搬についても、付近住民の環境阻害のないよう、万全の策をとるよう強く要望し、これを了とした次第であります。

以上、簡単ではございますが、建設委員会の審査の結果報告といたします。

○議長（山中忠一君） 以上で、委員長の報告は終了いたしました。

委員長の報告に対し、ご質疑がありましたら、ご発言願います。

粉川 茂君。

〔粉川 茂君登壇〕

○粉川 茂君 総務委員長にお尋ねいたします。

側聞するところによりますと、総務委員会では、工事請負に関連して、商工会議所での議会側と建設業者との懇談会の内容をはじめとして、工事請負に関するいろいろの問題が提起されて、紛争を来たしたということを聞いております。

私たち議員いたしましては、重要な問題でありますから、詳細にお聞かせ願いたいのでございます。

委員長がご答弁できなければ、理事者においてご答弁していただいてもけつこうでございます。
よろしくお願いいたします。

○議長（山中忠一君） 総務委員長。

〔総務委員長（伊藤太郎君）登壇〕

○総務委員長（伊藤太郎君） 粉川議員のご質問に対し、お答えを申し上げます。

ただいま仰せのように、十二月二日に会議がございました。実は、私病気中でありますので、その席に列することができなかつたのは、非常に責任を感じております。

その点につきまして、いろいろと受注者の態度というようなことが問題になりましたので、業者に、おとついでしたか、通告をいたしまして、そして、議長、副議長、総務委員長、副委員長、それから理事者側からは、加藤助役、阿南総務部長、業者側からは、服部理事長、岩田副理事長、佐野副理事長、その他土木部会長、水谷土木副部会長、伊藤建設副部会長など六人が出て、いろいろ懇談をいたしました。

受注者としての態度について第一点と、第二点には談合ということが、心やすく談合をしなければ、どうもわれわれ業者は成り立たぬというようなことがあつたというような点に強く答弁を求めてきたのであります。こういうわゆる工事契約問題というのは、われわれ議員側は、そういうわゆる議決権限がする仕事ではありませんので、この会議の、特に加藤助役、阿南総務部長の出席を要請して、お二人からは、われわれ以上にぶち込んだお尋ねがありましたので、これの概要説明については、ご指名がありました私がご答弁申し上げるよりも、このときに出席した責任者である加藤助役、阿南総務部長に、そのときの状況を詳細お伝えしていただきたいと思いますので、ご了承を賜わりたいと思います。

○議長（山中忠一君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） 一昨日、総務委員会いたしましたて、業界側と話し合いをするから立ち会いをせよということでおございまして、ただいま委員長からご報告のありましたように、私と総務部長とが立ち会いをいたしました。

そもそも問題の発展は、十二月二日に、議会側の議長さん、副議長さんと業界側のお話し合いの席上、業界の方が発言をされました、その内容が、まあお聞きをいたしますと、さわめて市の発注側に対する態度が、やや発注者と受注者と逆転をしておるんじゃないかというようなふうに受け取られたそうでございます。そういうたところから、一体、理事者は業界にすっかりなめられておるんじゃないかというような問題から発展をしてまいりまして、この十八日のような会合になつたというふうに理解をいたしておりますが。

まあこれは、先ほど委員長のご報告にもありましたが、市が発注をする工事の一〇〇%を地元業者に発注をしてほしいという業界側の意向から、だんだんそういう面が、多少市のはうでもそういう努力をしておるわけでございますけれども、中には技術的な問題等がございまして、やむを得ず大手に発注をする場合があると、そういうようなことに対しても、きわめて熱心のあまりの発言がそういうふうに聞こえたんではないかというふうに理解をいたしておりますが、そういう問題が、そもそも話し合いの発展になつたというふうに考えておるわけでございます。

そこで、協会の中では不穏なことばがあつたように聞いております。私のほうといたしましては、やはり入札というのには、まず公正な競争が行われるということが大前提でござりますし、同時に、過当競争になつても困るという問題があるわけでございますが、いずれにいたしましても、公正な競争をしてもらうというのが入札の最大の眼目でありますて、貴重な市費でございますので、公正な入札が行われずに、価格のつり上げ等が行われることを防ぐとい

う意味で、入札を行つておるわけでございます。われわれも、できるだけ地元の業者優先ということに努力をしておりますが、その点について、多少誤解もあつたようでございます。

業界の方々の十八日のお話をでは、この協会に加盟をしている業者は市内で百二十社、大手を含めますと百四十七社あるということでございまして、百二十社このうち六〇%が、大体はとんど全部、市の発注する工事だけが受注高であると、そういうふうに理解をしておりますので、市はたいへんなお得意さんであるという意味で、そういう点からして、二日の発言で誤解のされるような言動があつたとすれば、今後、これは厳につつしまなければなりませんし、自分たちとしても受注者であるという態度をわきまえて今後に処したいので、ご容赦願いたいというような謝意の表明がございました。

それから、さらに、今回お願いしております議案では、入札が、一回の入札行為で決着がついておるわけでございますが、これは、従来の入札ですと、何回かやりました最終段階で、三回なら三回、多いときは五回も入札をやつたというような実例からすれば、やや異常な状態ではないかというように感じましたので、その点を明らかにしてほしいということを突いたわけでございますが、この点につきましては、従来の例と比較いたしまして、十分採算に乗り得るというふうに、入札者が自分のほうの会社で十分採算に乗り得ると判断をいたしたので、その金額を得て、それが落札をしたという結果でございました。

特に、昨年、ことしの初めだったですか、問題になりました西陵中学校の入札が落ちなかつたという問題やら、あるいは勤労青少年ホームが落ちなかつたというような具体的な問題点を取り上げて、今度の入札に対しまして、種々委員の方々からもご質問が出されましたが、最終的には、業界として十分採算に乗り得るという判断をして、ああいう金額を得たと、別に他意はなかつたという説明がありました、一応これを了としたという結果にならうかというふ

うに考えておるわけでございます。

以上のようなことでございますが、いずれにいたしましても、入札というものは、これは、公正な競争ということを忘れずに今後処してもらいたいということを業界に十分要望して、終わつたというような次第でございます。

ちょっと取りまとめが若干不十分であったかと思いますが、以上、ご報告にかえさしていただきたいと思います。

○議長（山中忠一君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 産業公営企業委員長にお尋ねいたします。

水道事業が、すでに、議案第一百四十四号で提案をされております第二回補正予算を見ましても、収支勘定で四千二百万、そして資本勘定では、過年度、当年度の留保資金を繰り入れ、なおかつ一時借入金をもって穴埋めし、これが三億九千三百万というふうな形にのぼつておるわけでございますが、これについて、いまいろいろ委員会の審議の模様が報告されたわけですけれども、もう少し具体的な見通し、そして、すでにこの收支勘定では赤字予算を組んだるわけですが、五十年度の当初の予算というものは、そういう赤字予算でいくのか、それともこの収支改善のために具体的な手当てをする、そういう計画を五十年度予算までに具体的に考えているのかどうか、その辺の当局の解明はどうのようになされたか、お尋ねしたいと思うわけでございます。

橋本建治議員の一般質問の中におきまして、市長からは、ある程度値上げはやむを得ないという方向も、すでに答えは出されておる中で、具体的にその点をお答えいただきたいと思いますし、産業公営企業委員会の範囲を越える問題につきましては、理事者にお願いしたいと思います。

○議長（山中忠一君） 産業公営企業委員長。

〔産業公営企業委員長（荒木武治君）登壇〕

○産業公営企業委員長（荒木武治君） 小井議員のただいまの質疑に対しまして答弁をいたしますが、実は、先ほども委員長報告で詳細申し上げましたとおり、この問題につきましては、水道代は非常に苦しい立場に現在立ち至つておるということを、理事者側から発言もありましたし、われわれとしてもそのように解釈をいたしました。

が、そういうような問題については、今後、管理者としてはしっかりとふんどしを締めて、十分に検討に検討を加え、市民福祉のために大いに今後努力をしてもらいたいというような意味合いと、いろいろ償還期限の延長とか、また利子の軽減というような意味合いにおいて、なるべくこの水道料金の値上げということには気をつけて、慎重審議、その点について確固たる信念を持ってひとつやられておるわけでも臨んでもらいたいということを、委員会としてはくれぐれも申し上げまして、そういうような問題でお願いしたわけでございます。

以上でございます。

○議長（山中忠一君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 そうするとあれですか、産業公営企業委員会としては、値上げしない方向で検討しろという方向に、理事者にその方向づけをしたと、こうことですね。

そういうことで理解をしたいと思います。

○議長（山中忠一君） 他にご質疑もありませんので、委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次、発言を許します。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 議案第百五十六号 四日市市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてと、議案第百六十一号 昭和四十九年度四日市市一般会計補正予算第四号のうち、歳出第一款 議会費について反対するものでございます。

この二つの議案は、十二月一日から、議員報酬を五万二千円、副議長五万七千円、議長六万三千円と大幅な引き上げを行うものであり、これに伴う経費は千三百八十六万六千円の予算措置を講じたものでございます。その経費は、平年度にいたしまして、約四千万円以上にものぼるかと思います。

反対の理由は、二つございます。

第一は、深刻な不況、物価高で、市民生活が圧迫されている今日のきびしい社会経済情勢によるものでございます。いまひとり暮らし老人、障害者、生活保護世帯など、社会的弱者はもとより、倒産、換短などで、失業、あるいは減収がますます増大し、越すに越せないきびしい歳末を迎えて苦しんでいる市民が多数あるのでございます。これに対して、政治が必要な施策をとっていない現状でございます。また、市財政もかつてなく逼迫し、今後ますます市財政の危機が深まる状況にあり、治水、教育、福祉など、市民が切実に要求している施策が、大きな制約を受けつつございます。こうしたときに、政治の責任を問われるべき一員としての議員の報酬を大幅に引き上げ、これが個々の議員に支払われると、こういうことは妥当でないと思うわけでございます。

第二番目には、今回の議員報酬の大幅引き上げに関して、議員報酬の性格、位置づけ、引き上げの根拠、基準が不明確であるということでございます。私たちは、議員は議会活動に専念して、市民の平均的生活と議員活動を保障さ

れる限度の金額は支払われる必要があると考えます。この点から見て、現在の報酬が著しく低いとは思わないでござります。

にもかかわらず、大幅な引き上げをするというからは、議員報酬の性格、位置づけ、値上げの根拠、基準を明確にして、全市民的な納得や合意を得られるよう、積極的な方向を打ち出すべきだと思います。

最後に、今日の複雑多様化する市民要求と市行政の中で、議員の職責を果たしていくためには、お互いに一段と市政の調査と研究に励み、市民要求にこたえる政策能力をみがく必要があると思います。

しかも市議会は、実際には、議員の政治的立場、政策的観点をもとに幾つかの会派におのおの結集し、議会運営に参加しているのでございます。議員個々の努力とともに、おのおの会派集団としてそうした努力をもつと積極的に行う必要があると思います。

このために、現在議員が個々に受けている報酬についても有効に使われるべきであると思いますし、今回のような議員個々の報酬の引き上げでなく、そうした点に配慮がなされるべきだと思うのでございます。

今後の検討を要望いたしまして、終わりたいと思います。

○議長（山中忠一君） 橋本建治君。

〔橋本建治君登壇〕

○橋本建治君 議案第百六十号 公有水面の埋立てに係る意見についてについて、反対討論を行います。

私は、議案質疑の中でも申しましたように、この市長の提案の末尾には、地先の公有水面埋め立てについては異議はありませんと、これについての議会での審議を求められておるわけであります。先ほど建設委員会での熱心な二回にわたる協議会を開かれたというご討議の中で、多くの問題点も出されておりますが、次の意見と立場で、討論を申

し上げたいと思います。

まず、前置きとしまして、富洲原、天ヶ須賀地区が暴風、高潮による恐怖にさらされていて、その対策が焦眉の問題になっていることは、よく承知しております。

また、この地域が地盤沈下の被害を受けており、二重三重にもその生存、生活圏が脅かされているこの実態を、早期に解決しなければならないと思います。

樋門とその計画は、現在進められております四日市港整備五カ年計画の一部を促進して、防潮対策と水産関連産業の振興をはかることを目的とした事業であると推察するものであります。

しかし、これは私の、われわれの推察であって、市長の提案説明では、この事業の目的には何ら具体的に触れられていないばかりか、私どもに渡されましたこの一片の公有水面埋め立て免許出願の概要に、きわめて簡単にその計画が示されておるにすぎません。推察でしかものが言えないということは、はなはだ残念であります。

反対の理由を、五点に分けて申し上げたいと思います。

第一点は、市長の提案理由の説明に、目的、内容など、全く触れられておらないことであります。私が質疑で質問しました問題について、部分的に助役から回答があるという、きわめて提案する姿勢そのものに私は問題があるといふ点であります。今後、かかる問題について、目的とか資金計画を抜きにした提案というやり方を改善してもらいたいということを、特に指摘したいと思います。

第二に、地域の人々の焦眉の問題になっております防潮対策について。先ほど建設委員長のご報告では、伊勢湾台風の最高潮位を参考にしてというご報告がございましたが、この計画が最善の策かどうか。地盤沈下対策を含めて、妥当科学的な対策になっているかどうか、最善の策かどうか。今日までの説明の限りでは、十分納得ができません。

次に、第三点であります。資金とその対策問題であります。

先ほどの委員長のご報告でも、費用はすべて起債でまかなう。緑地については、別途国庫補助事業一億三千万等で行っていくということでございますが、いずれにしましても、当市に相当の多額の建設費が負担される性質の事業であるということは、明らかであります。

私どもに渡されました資料には、資金計画そのものについておりません。質疑の中で、加藤助役から十八億五千万円との説明を受けました。先ほど建設委員長のご報告の中で、緑地に対して一億何千万ということを初めて聞かされたわけであります。

このように、全体の港湾整備五カ年計画のどの事業の中の事業費なのか。また、水産関連企業を誘致するということであります。その実態は、先ほどもご報告がありましたように、明らかではございません。

起債でやることでございますが、第三コンビナートの第二次埋め立てのときには、いわゆるスponサー方式で行うということが強調されました。また、先行投資によって産業基盤整備を行うのか、この点につきましても推察の段階でしかものが言えないのは残念であります。明確ではないと思います。

今日まで渡されたこの資料等で推察いたしますと、いわゆる産業基盤整備のための先行投資方式のように見受けられます。が、はりつく企業の名称、規模などが不明の今日、産業基盤整備の先行投資方式の持つさまざまな問題点についても、何ら解説されておりません。これは、全国的ないわゆる産業基盤整備に対する先行投資を行ったところにおいてはいろんな問題が起きているということは、もう周知の事実であります。

隣の川越町がよい例であります。また、四日市港管理組合が行う事業について、われわれが経験しただけでも幾多の問題があります。

水銀、ペドロのしゅんせつ問題については、われわれは何回もここで問題にしておりますが、その技術的な問題を含めまして、何回もその計画が変更されております。本日のある商業新聞の中にも、その点が指摘されておりました。

第三コンビナートの第二次埋め立て問題、四十六年十二月議会においていろいろと説明を受けました段階と今日の段階では、非常にその事業計画の内容、進みぐあい等においても異なっておりますし、山土の採取問題等についても、非常に多くの問題を含んでおるわけであります。

また、企業の拡張進出におきましても、第三コンビナート第二次埋め立てにおきますこの問題も、今日なお不明な点もたくさんあるわけであります。

このように、産業基盤整備を先行投資でやるということが、今日の地方自治体に負担を重くし、また、いろんなむだな点もあるわけであります。その点についても、非常に疑点が多いわけであります。

第四に、産業対策の問題であります。この事業計画の一つの特徴と思われる点は、水産加工関連事業の計画にあると思います。

しかし、どの企業か、規模か。また、地元水産加工業者の皆さんとの関係がどうなのかと。協同体で経営していくのかどうかと。水産関連企業といいましても、社会的な有数な大手の独占企業もあれば、その形態、規模、資本なども全くさまざまであると思います。

私どもは、一貫して、産業問題に対しては無公害であるということ、平和産業であるということ、地元の農水産業との調和をはかること、さらに最後に、正常な労働条件のもとでの大量の雇用関係が必要だということを主張しております。大企業が進出して、地元では、労働雇用条件は確立しない、きわめて低廉な賃加工しかないということが起りかねない状況もあるわけであります。この点についても、提案では、何ら触れられておりません。

最後に、第五点であります。先ほども委員長報告のご報告の中で、要望事項として言われておりましたが、この北部地域の地盤沈下対策、山土の採取、運搬手段、方法、また名四国道に対する対策、また質疑等でも問題になりました富洲原橋に樋門を設けた場合に起きた、現在富洲原港を利用している企業に関連する諸問題など、幾多の疑問点がござります。これらの諸問題についての納得ある説明とその保障のない限り、市長が提案しておりますように、異議ありませんということには、直ちに同意することができません。

以上が、この議案第百六十号に対してのわれわれの反対の見解でございます。

○議長（山中忠一君）これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

まず、議案第百五十六号 四日市市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、及び議案第百六十号 昭和四十九年度四日市市一般会計補正予算（第四号）の二件を、一括採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中忠一君）起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第百六十号 公有水面の埋立てに係る意見についてを、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中忠一君） 起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第百三十二号 昭和四十九年度四日市市一般会計補正予算（第三号）ないし議案第百五十五号 市道路線の一部廃止について、及び議案第百五十七号 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部改正について、ないし議案第百五十九号 昭和四十九年十二月一日に在職する職員に支給する期末手当の特例に関する条例の制定について、並びに議案第百六十二号及び議案第百六十三号の工事請負契約の締結についての二十九件を、一括採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第三十三 議案第百六十四号 教育委員会委員の任命について

○議長（山中忠一君） 次に、日程第三十三、議案第百六十四号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） ただいまご上程の議案第百六十四号は、本市教育委員会委員のうち槌谷定子氏の任期が來た

る十二月二十五日をもって満了いたしましたが、引き続き同氏を任命いたしたいと存じ、ご提案申し上げるものであります。

なお、同氏のご経歴につきましては、お手元の経歴書のとおりであります。

よろしくご審議のうえ、ご同意賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（山中忠一君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

おはかりいたします。本件につきましては、委員会の付託を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。よって、本件につきましては、委員会の付託を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、本件を採決いたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。よって、本件は、これに同意することに決しました。

日程第三十四 議案第百六十五号 公平委員会委員の選任について

○議長（山中忠一君） 次に、日程第三十四 議案第百六十五号 公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） ただいま上程の議案第百六十五号は、本市公平委員会委員のうち乾 達夫氏の任期が、明後二十二日をもって満了いたしますが、引き続き同氏を選任いたしたいと存じ、ご提案申し上げるものであります。

なお、同氏のご経歴につきましては、お手元の経歴書のとおりであります。

よろしくご審議のうえ、ご同意賜りますよう、お願ひ申し上げます。

○議長（山中忠一君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

おはかりいたします。本件につきましては、委員会の付託を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。よって、本件につきましては、委員会の付託を省略し、直ちに採決

することに決しました。

これより、本件を採決いたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。よって、本件は、これに同意することに決しました。

日程第三十五 発議第十号 農地の相続税軽減に関する意見書の提出について

○議長（山中忠一君） 次に、日程第三十五、発議第十号、農地の相続税軽減に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

伊藤太郎君。

〔伊藤太郎君登壇〕

○伊藤太郎君 ただいま議題となっております発議第十号 農地の相続税軽減に関する意見書の提出につきまして、発議者を代表して、一言ご説明申し上げます。

今日、農地の相続税負担は、宅地並み課税地域の拡大、農地の評価額の上昇等により著しく過重となり、農業経営の存続を危うくしております。

よって、かかる状況を打開するため、お手元に配布いたしました意見書を関係機関に提出しようとするものであります。

どうかよろしくご審議のうえ、ご賛同賜りますよう、お願ひ申し上げます。

○議長（山中忠一君） 提出者の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

おはかりいたします。本件につきましては、委員会の付託を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。よって、本件につきましては、委員会の付託を省略し、直ちに採決することに決しました。

これにより、本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第三十六 発議第十一号 原子爆弾被爆者援護法制定促進に関する意見書の提出について

○議長（山中忠一君） 次に、日程第三十六 発議第十一号 原子爆弾被爆者援護法制定促進に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

六平豊司君。

〔六平豊司君登壇〕

○六平豊司君 ただいま上程されました発議第十一号 原子爆弾被爆者援護法制定促進に関する意見書の提出についてまして、発議者を代表して、ご説明申し上げます。

原子爆弾がわが国に投下されて以来、二十九年を経た今日においても、被爆者の多くは、国の十分な保障がないまま老齢化し、病苦と生活苦にあえいでいるのが実情であります。

そこで、この際、医療制度の充実並びに被爆者年金の支給等、生活援護の抜本的な対策を含む原子爆弾被爆者援護法を早急に制定し、画期的な被爆者援護対策実現のため、政府関係機関に対して、お手元に配布いたしました意見書を提出しようとするものであります。

どうかよろしくご賛同賜わり、ご決議いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（山中忠一君） 提出者の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

おはかりいたします。本件につきましては、委員会の付託を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。よって、本件につきましては、委員会の付託を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

請願第四号 全国全産業一律最低賃金制の法制化及び六万円以下の低賃金労働者をなくす行政処置については、お手元に配布いたしました請願書と差し換える旨の申し出がありましたので、ご了承願います。

日程第三十七 委員会報告第十三号 請願書審査結果報告、なし

日程第三十九 委員会報告第十五号 請願書等審査結果報告

○議長（山中忠一君） 次に、日程第三十七 委員会報告第十三号 請願書審査結果報告なし日程第三十九 委員会報告第十五号 請願書等審査結果報告の三件を、一括議題といたします。

本件は、総務、教育民生及び建設各常任委員長からの請願陳情に関する審査結果の報告であります。ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

おはかりいたします。本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。よって、本件は、委員長の報告のとおり決定されました。

委員会報告第一三号

請願書審査結果報告

総務委員会に付託の請願について、当委員会における審査の結果を別紙のとおり報告します。

昭和四十九年十二月二十日

総務委員会

委員長 伊藤太郎

議長 山中忠一殿

四日市市議会

請願	受理番号	受理年月日	件名	請願者の住所氏名	紹介議員氏名	委員会の意見	審査結果
第四号	四九、三一一 について	全国全産業一律最 低賃金制の法制化	四日市市西阿倉川松 ヶ丘 河	喜多野本 也建武 男治雄等勝	訓橋大 霸本島 也建武 男治雄等勝	その主旨を了する。	

第二〇号	第一八号	第一七号	受理番号 受理年月日	請願 件名 請願者の住所氏名	紹介議員氏名 委員会の意見	審査結果
公民館の新設整備 と職員の充実につ いて	被爆者援護法制定 促進について	市内民間保育所の 充実向上について	四六、一、二、九 四日市市浜田一〇一 一五、四日市私立保 育連盟 会長 丹羽 房雄 ほか二五名連署	四日市市昌栄町二一 一一〇 三泗地区労 働組合協議会 議長 芳賀 広男	服吉 野橋 山訓 伊 部 垣崎 本 本 順 藤 昌 照 貞 建 也 信 弘 男 芳 治 勝 男 一	その主旨を了とす る。
安 增 垣 山 英 勇 一	喜多野 等		願意妥當と認め、 善処されるよう要 望する。			
ほか三名連署 矢川 辰一	四日市市富田丸ノ内 一五〇 北部公民館 ブロック代表					

四日市市議会
議長 山中忠一殿

委員会報告第一四号
請願書等審査結果報告
教育民生委員会に付託の請願及び陳情について、当委員会における審査の結果を別紙のとおり報告します。
昭和四十九年十二月二十日

教育民生委員会
委員長 六平豊司

第二一號 四九、一、二、九	農地等の相続税に 係る軽減措置等につ いて	四日市市浜田町四一 二〇 四日市市農業協同組 合 前川宗雄
第二四號 四六、一、二、一	防犯灯の電気料の 全額市費負担につ いて	四日市市高花平四丁 目一、一四三 前川辰男
ほか一二四九名連署	ほか一二四九名連署	山本香次 岩田久雄
	諸般の事情を十分 に考慮のうえ、善 処されるよう理事 者に要望する。	安垣勇 その主旨を了とす る。

第二七号	第二五号	第二四号
身障者の福祉向上等について	老人福祉センターに専用バスの購入について	羽津小学校施設改善等について
四日市市南納屋町一一一二四日市市肢体障害者協会車椅子を中心とした重度障害者(児)の生活を明るくする会(通称車いす友の会)	四日市市諏訪町一一二四日市市老人クラブ連合会会長安藤正一	四日市市大宮町一六一三五羽津小学校PTA会長服部一ほか二名連署
代表理事 春日 弘久	願意妥当と認め、積極的に努力されるよう要望する。	願意妥当と認め、善処されるよう要望する。
採 択	採 択	採 択

第二二号	第二三号	第二二三号	第二二二号
陳情	受理番号	受理年月日	件名
私立幼稚園教育振興について	老人、心身障害者の散髪代、風呂代、バス代の無料化について	四日市市高花平四丁目一四三前川辰男ほか二九〇七名連署	四日市市浜田中組町会長河野悦郎ほか三四五名連署
富田小学校の教育環境整備について	大池中学校下水道整備について	四日市市東坂部町五五六番地富田地区連合自治会A会長伊藤川辰一ほか三名連署	四日市市大字茂福一市立大池中学校PT長矢川辰一ほか三名連署
その主旨を了とし、関係部局と調整の上善処されるよう要望する。	願意妥当と認め、善処されるよう要望する。	願意妥当と認め、善処されるよう要望する。	願意妥当と認め、善処されるよう要望する。
委員会の意見	陳情者の住所氏名	小林博喜多野香次等史勝	福山吉也照弘芳一
審査結果	採択	福山本部藤也照建昌信	橋岡也信弘芳一

建設委員会に付託の請願及び陳情について、当委員会における審査の結果を別紙のとおり報告します。

昭和四十九年十二月二十日

建設委員会

委員長 藤井 泰治郎

四日市市議会

議長 山中忠一殿

請願

受理番号	受理年月日	件名	請願者の住所氏名	紹介議員氏名	委員会の意見	審査結果
陳情						
第一九号	四九、一一、九	日永西一丁目地域の災害防止について	四日市市日永西一目八一一二 永宮町被災者同盟 会長 伊藤 義春 ほか一名連署	伊野崎藤田建照治	願意妥當と認め、理事者は諸般の事情を勘案の上善処されるよう要望する。	採択
第二三号	四九、一一、九	市内各河川排水諸施設の整備について	四日市市日永四丁目五一一六 日永地区連合自治会会长 稲垣清	服部昌弘 一芳 一	願意妥當と認め、理事者は諸般の事情を勘案の上善処されるよう要望する。	採択

第二六号	四九、一一、九	雨水被害防止について	四日市市富田浜町八一二 富田浜町南部自治会長 村瀬甚五郎 ほか四三名連署	願意妥當と認め、善処されるよう理事者に要望する。	採択
------	---------	------------	--------------------------------------	--------------------------	----

○議長（山中忠一君） なお、総務、建設の各常任委員長から、目下、委員会において、調査及び審査中の事件について、お手元に配布いたしました申し出書のとおり、閉会中の継続調査並びに審査の申し出があります。

おはかりいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査及び審査に付することにご異議ありませんか。

山本 勝君。

〔山本 勝君登壇〕

○山本 勝君 総務委員長にお尋ねいたしたいと思います。

陳情第二十八号のイトーピアみゆきヶ丘内の公共用地の早期市移管についての陳情で、これは継続中の審査になっているわけであります、お聞きするところによりますと、文書上の問題等もあるわけであります。その点について

は認めるわけでありますが、いま少し継続になりました理由について、お尋ねしたいと思います。

○議長（山中忠一君） 総務委員長。

〔総務委員長（伊藤太郎君）登壇〕

○総務委員長（伊藤太郎君）　イトービアの問題についてでありますと、その中に出でてきますいろいろな案件につきましては、重要なものが非常に多いのでありますけれども、過去に、たとえば水道の布設とか、あるいはその他公会所の土地とかというものには市が先に寄付を受けて、そうしてそれを整地してそこに建てたということがないなど、こういう点についての条件が非常にこうどうも不ぞろいであるというので、今後、市の理事者は、とくと実情をもつとよく調査して、指導するようやりたいと、そういう点で今までの市の慣習と相当の開きがありましたので、さらによく研究を続けるために、継続審査となつた次第であります。

以上であります。

○議長（山中忠一君）　山本　勝君。

〔山本　勝君登壇〕

○山本　勝君　陳情をされております内容だけを項目的に見ますと、確かに、いま委員長の説明のあったようなことになるだらうと思います。

継続審査になつておりますので、委員会の方々、あるいは理事者のほうに要望をいたすわけでありますと、今日まで市内で民間の手で団地造成がされ、あるいは公社の手で団地造成がされる場合におきましても、その団地内の入居者が八〇%に達しないと、市のはうに移管をしないということがなされているわけであります。八〇%になるまでに入居された方々は、いろんな問題によつかるわけであります。

したがつて、市移管の時期を早めるために、当初都市計画なり、あるいは区画整理課で指導をした内容が、入居者の数いからんによらず、完成した時点では、市のはうに移管する方法を検討していただきたいと思います。

さらに、時代の推移とともに、こういう団地の造成中に、当初の計画では間に合わないで、新しい施設を要するよ

うな事態になつてくることが多いわけであります。

したがつて、当初の計画ではオッケーであったものが、その造成中の時代の推移から、当然、追加をしなければならなくなつたもの等につきましては、造成の業者等と十分に打ち合わせをする中で、変更なり、あるいは市の手でやる、こういう方向を、指導面も含めて、具体的に進めていただきたいと思うわけであります。

いまの形を見てまいりますと、当初の計画どおりになされてあとのしわ寄せというのが、団地の中に入居した人々にかぶつてくるというようなことになりかねませんので、この際、継続審査中で審査していただくわけでありますが、委員会の皆さん方、あるいは理事者の方にも強く、いま申し上げましたような点について留意をしていただきますように、お願ひしておきたいと思います。

終わります。

○議長（山中忠一君）　おばかりいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査並びに審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君）　ご異議なしと認めます。よつて、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査並びに審査に付することに決しました。

閉会中 継続調査申出書

本委員会は、左記により所管事務について閉会中も継続調査を要するものと決定したから、会議規則第九十九条の規定により申し出ます。

工事請負契約の方法について

一、事 件

調査研究のため

三、期 間

昭和五十年三月市議会定例会まで

昭和四十九年十二月二十日

四日市市議会

議長 山 中 忠 一 殿

総務委員会

委員長 伊 藤 太 郎

閉会中継続審査申出書

本委員会は審査中の事件について、左記により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したから、会議規則第九十九条の規定により申し出ます。

記

一、事 件

請願第一九号 物価高騰による庶民貯金の減価対策について
陳情第二八号 イトーピアみゆきヶ丘内公共用地の早期市移管について

二、理 由

調査研究のため

昭和四十九年十二月二十日

総務委員会

委員長 伊 藤 太 郎

四日市市議会

議長 山 中 忠 一 殿

閉会中継続審査申出書

本委員会は審査中の事件について、左記により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したから、会議規則第九十九条の規定により申し出ます。

一、事 件

陳情第二二号 石塚町内の都市計画道路路線変更について

二、理 由

調査研究のため

昭和四十九年十二月二十日

建設委員会 委員長 藤井 泰治郎

四日市市議会 議長 山中忠一殿

○議長（山中忠一君） 次に、監査委員から報告が十件まつてあります。お手元に配布いたしておりますので、これにより、ご了承願います。

○議長（山中忠一君） 以上をもちまして、今期定例会の日程は全部終了いたしましたので、会議を閉じ、昭和四十九年十二月、四日市市議会定例会を閉会いたします。

連日にわたり、まことにご苦労さまでございました。

午後四時二十七分閉会

右、地方自治法第二百二十三条第二項の規定に基づき署名する。

四日市市議会議長 山中忠一

四日市市議会副議長 生川平蔵

署名議員 粉川茂

署名議員 出井博